

平成24年

かすみがうら市議会第2回定例会会議録 第1号

平成24年6月6日(水曜日)午前10時00分 開 会

出席議員

1番	川村成二君	9番	中根光男君
2番	岡崎勉君	10番	鈴木良道君
3番	山本文雄君	11番	小座野定信君
4番	田谷文子君	12番	矢口龍人君
5番	古橋智樹君	13番	藤井裕一君
6番	小松崎誠君	14番	栗山千勝君
7番	加固豊治君	15番	山内庄兵衛君
8番	佐藤文雄君	16番	廣瀬義彰君

欠席議員 なし

出席説明者

市長	宮嶋光昭君	環境経済部長	藤崎宏明君
副市長	石川眞澄君	土木部長	山本恵美君
教育長	菅澤庄治君	会計管理者	吉藤稔君
市長公室長	川尻芳弘君	消防長	井坂沢守君
総務部長	小貫成一君	教育部長	小松崎延明君
市民部長	根本光男君	水道事務所長	貝塚成人君
保健福祉部長	鈴木弘君	農業委員会事務局長	塚本茂君

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	土渡良一
〃	係長	乾文彦
〃	係長	坂本敏子
〃	係長	杉田正和

議事日程第1号

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 報告第1号 平成23年度かすみがうら市一般会計継続費繰越計算書について  
報告第2号 平成23年度かすみがうら市一般会計繰越明許費繰越計算書について

- 報告第 3号 平成23年度かすみがうら市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 4 報告第 4号 平成23年度かすみがうら市土地開発公社事業決算について  
報告第 5号 平成24年度かすみがうら市土地開発公社事業計画及び資金計画並びに収支予算について
- 日程第 5 承認第 2号 専決処分事項の承認を求めることについて  
承認第 3号 専決処分事項の承認を求めることについて  
承認第 4号 専決処分事項の承認を求めることについて  
承認第 5号 専決処分事項の承認を求めることについて  
承認第 6号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 日程第 6 議案第40号 教育委員会教育長の給料月額の特例に関する条例の制定について  
議案第41号 かすみがうら市職員の給与の特例に関する条例の制定について  
議案第42号 住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について  
議案第43号 かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第44号 平成24年度かすみがうら市一般会計補正予算（第2号）  
議案第45号 平成24年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）  
議案第46号 平成24年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第2号）  
議案第47号 平成24年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）  
議案第48号 平成24年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第1号）  
議案第49号 平成24年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第 8 議案第50号 市道路線の認定について  
議案第51号 市道路線の認定について
- 日程第 9 平成23年陳情第12号 「道路改良施工の陳情」

#### 1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 報告第 1号 平成23年度かすみがうら市一般会計継続費繰越計算書について  
報告第 2号 平成23年度かすみがうら市一般会計繰越明許費繰越計算書について  
報告第 3号 平成23年度かすみがうら市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 4 報告第 4号 平成23年度かすみがうら市土地開発公社事業決算について

- 報告第 5号 平成24年度かすみがうら市土地開発公社事業計画及び資金計画並びに収支予算について
- 日程第 5 承認第 2号 専決処分事項の承認を求めることについて  
承認第 3号 専決処分事項の承認を求めることについて  
承認第 4号 専決処分事項の承認を求めることについて  
承認第 5号 専決処分事項の承認を求めることについて  
承認第 6号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 日程第 6 議案第40号 教育委員会教育長の給料月額の特例に関する条例の制定について  
議案第41号 かすみがうら市職員の給与の特例に関する条例の制定について  
議案第42号 住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について  
議案第43号 かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第44号 平成24年度かすみがうら市一般会計補正予算（第2号）  
議案第45号 平成24年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）  
議案第46号 平成24年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第2号）  
議案第47号 平成24年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）  
議案第48号 平成24年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第1号）  
議案第49号 平成24年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第 8 議案第50号 市道路線の認定について  
議案第51号 市道路線の認定について
- 日程第 9 平成23年陳情第12号 「道路改良施工の陳情」

---

○議長（小座野定信君）

おはようございます。

議会開会に先立ちまして、一言申し上げます。

去る5月6日に発生いたしました竜巻により、甚大な被害に見舞われましたつくば市、常陸大宮市、筑西市、桜川市の皆様方に対し、心よりお見舞い申し上げます。あわせて、犠牲となられた方に対し、かすみがうら市議会を代表いたしまして、心より追悼の意を表します。

ついては、我がかすみがうら市においても、このような予想もせぬ災害の発生に対しても、迅速な対応ができるよう、常日ごろから備えが必要であることを心に刻み、議会といたしましても、これまで以上に議会力の向上に努めていかなければならないと改めて痛感いたしております。

以上、ごあいさつとさせていただきます。

---

開 会 午前10時00分

○議長（小座野定信君）

ただいまの出席議員数は16名で会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

ただいまから、平成24年かすみがうら市議会第2回定例会を開会いたします。

これより、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしましたとおりであります。

---

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（小座野定信君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、かすみがうら市議会会議規則第81条の規定により、14番 栗山千勝君、15番 山内庄兵衛君、16番 廣瀬義彰君を指名いたします。

---

日程第 2 会期の決定

○議長（小座野定信君）

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から22日までの17日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

次いで、諸般の報告を行います。

初めに、議長、副議長が出席した会議等については、お手元に配布いたしました各月の行事等報告書のとおりであります。

次に、閉会中における各委員会の開催状況については、お手元に配布いたしました委員会活動状況一覧表のとおりであります。ごらんおき願います。

次に、閉会中の所管事務調査として、文教厚生委員会、産業建設委員会の調査の経過並びに結果についての委員会の調査結果の報告書が提出されておりますので、順次、委員長の報告を求めます。

初めに、文教厚生委員会委員長、古橋智樹君からの報告についてであります。当委員会において、会議規則第99条の規定により、委員派遣承認要求書が4月26日をもって提出され、阿見町の業者一括委託による体育施設管理状況についての調査のため、委員派遣することを4月26日、議長において承認しておりますので、その結果も含めご報告を求めます。

文教厚生委員会委員長 古橋智樹君。

[文教厚生委員会委員長 古橋智樹君登壇]

○文教厚生委員会委員長（古橋智樹君）

文教厚生員会の調査の経過並びに結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、平成24年第1回定例会で、閉会中の所管事務調査として決定された調査項目について、平成24年4月26日に委員会を開催し、本委員会の調査事項として、教育施設、文化施設、体育施設及び福祉・保健施設に関する事項について調査を実施いたしました。

調査では、阿見町の業務委託による体育施設管理状況について視察研修するため、同日、委員会において委員派遣を議決し、議長に対し委員派遣承認要求書を提出し、議長より承認を得た後、視察研修を実施いたしました。

阿見町での視察研修において、総合運動公園の概要、利用状況、業務委託の内容等について担当者から説明を受けました。

視察研修の主な目的である業務委託については、3つの業務に分けて管理委託していることが担当者から説明されました。具体的には、施設管理会社が、以下の2つの業務委託を実施しているとのことでした。

1つ目が、総合運動公園管理業務として、受付業務や日常的な点検、公園備品の管理・貸し出しの委託などがあります。

2つ目が、同公園の清掃業務として、野球場や陸上競技場のスタンド清掃やクラブハウスの洗浄ワックス、ガラスクリーニング、また屋外トイレの清掃等の委託であります。

また、緑地管理会社が以下の業務委託を実施しているとのことでした。同公園グラウンドの芝の管理と野球場グラウンドの不陸整正、土木用語の地面を水平にすることです。ローラー転圧といった整備等を委託しておりました。同公園内の植栽管理については、都市施設管理課の所管であり、別途、個別契約を締結しているとのことでした。

なお、電気保安業務や機械警備についても、別途、個別契約とのことです。

視察研修終了後、委員会を再開し、各委員から意見聴取等を行いました。

委員からの意見を一部紹介いたしますと、「阿見町は、長期的な展望により計画的に施設整備をしている点は、本市と違う」「市が管理する各施設の植栽管理を教育委員会という枠にとらわれず、一括委託にすれば能率的かつ有益ではないか」といった意見などがあります。

なお、調査の内容、経過につきましては、委員会会議録をごらんいただきたいと存じます。

以上で、文教厚生委員会委員長報告を終わります。

#### ○議長（小座野定信君）

次いで、産業建設委員会委員長 矢口龍人君。

[産業建設委員会委員長 矢口龍人君登壇]

#### ○産業建設委員会委員長（矢口龍人君）

産業建設委員会の所管事務調査の協議経過についてご報告いたします。

本委員会は、平成24年第1回定例会で閉会中の所管事務調査として決定した調査項目について、3月29日及び4月13日並びに5月21日に委員会を開催いたしました。

調査をするに当たりまして、執行部より副市長並びに担当部課長等の出席を求め、説明を聴取しながら、慎重に調査を実施いたしました。

3月29日の委員会の協議事項として、（1）下水道整備についての調査を実施しました。内容としては、農業集落排水事業工事の施工箇所2カ所について、執行部より、契約変更を行い、23年度事業として完了したいとの説明を受けました。

4月13日の委員会の協議事項としては、(1)農林水産業の振興に関する事項、(2)環境衛生及び公害に関する事項です。内容は、2件を一括議題とし、かすみがうら市農水産品の放射性物質関連について調査しました。平成24年4月より食品中の放射性物質の新基準が変わることに伴い、委員より、市の危機管理を持っての対応状況と今後の対策について並びに農林水産物モニタリング情報について質問がありました。

5月21日の委員会は、4月13日の委員会に引き続き、協議事項として、(1)農林水産業の振興に関する事項、(2)環境衛生及び公害に関する事項を調査いたしました。主な内容としては、5月6日において、つくば市には竜巻により甚大な被害をもたらしましたが、かすみがうら市には降ひょう被害をもたらした件についてであります。当市の農作物関係について、千代田地区の下志筑・上佐谷の梨圃場を中心に、被害状況の調査を行いました。

次に、かすみがうら市農水産品の放射性物質関連については、委員より、出荷停止の実態と風評被害並びに補償の状況について質問がありました。

委員会の調査経過並びに概要については、会議録のとおりであります。

なお、5月21日分の会議録については、作成期間が少ないために、本日、提出できませんでしたが、早期に、作成次第、配布いたしたいと思っておりますので、ご承知おき願いたいと思っております。

以上で、産業建設委員会委員長報告を終わります。

#### ○議長（小座野定信君）

以上で、閉会中の所管事務調査における委員長報告を終わります。

次に、本日までに陳情など3件を受理し、お手元に写しを配布しておきましたので、ごらんいただきたいと思っております。

次に、平成24年第1回定例会会議録並びに平成24年第1回臨時会会議録をお手元に配布しておきましたので、ご活用願いたいと思っております。

次に、監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定による平成24年2月から4月までの例月出納検査報告書の抜粋をお手元に配布しておきました。

なお、全文は議会事務局に保管してありますので、ごらんお祈りいたします。

次いで、会議運営方法の変更についてご報告いたします。これまで、かすみがうら市議会の議案の審査方法につきましては、議案審査を各常任委員会へ付託し、その結果を踏まえ、審議を行ってまいりました。そのような中で、先般、市長から、本会議の会期短縮等の要請を踏まえ、議会運営委員会へ諮問いたしました。

については、その結果について、議会運営委員会委員長からの答申書が提出されましたので、その結果について報告を求めます。

議会運営委員会委員長 鈴木良道君。

[議会運営委員会委員長 鈴木良道君登壇]

#### ○議会運営委員会委員長（鈴木良道君）

それでは、議会運営委員会の決定により、答申した内容についてをご報告申し上げます。

##### 1、本会議中心主義の本会議運営について

①試行的に、6月・9月・12月定例会の各常任委員会への議案付託を省略し、本会議での議案質疑とする。

なお、請願及び現地調査が必要な議案等については、従前どおり委員会へ付託することとする。

②審議を深める点から、議案質疑の会議には、課長等が本会議に出席できることとする。

③本会議中心主義の運営に伴い、わかりやすい議事運営の観点から、質疑の方法は一問一答方式とする。

④本会議における質疑時間について、試行的に6月定例会は、議員による議案質疑の時間制限を設けないこととする。

ただし、今回の試行後、実施結果により見直すことも視野に入れる。

## 2、議会本会議の動画配信について

①6月定例会より本会議の動画を生中継する。動画配信場所については、霞ヶ浦庁舎、千代田仮庁舎（千代田公民館講堂）、あじさい館及び中央出張所の4カ所とする。

②質問席の設置について。動画配信の都合から、議場内に質問席を設置することとする。議案質疑は、質問席において行うこととする。一般質問の第1回目の質問はこれまでどおり登壇して、2回目以降は質問席において行うこととする。

以上、議会運営委員会の決定事項の報告といたします。

## ○議長（小座野定信君）

ただいま報告がありましたとおり、試行的に、6月・9月・12月定例会においては、原則として常任委員会への議案付託を省略し、本会議での審議とすることとなり、本会議中心主義による議案審議を行うことといたします。

これによって、会期が短縮できることのみならず、ひいては職員の各種課題の共通理解が向上し、資質向上も図れ、同時に議会と執行部の意識改革を促し、あわせて審議経過についても積極的な公開となることから、開かれた議会への一助となることが期待されるものと考えております。

また、本会議の運営方法の試行的な変更にあわせて、本会議の審議状況についてライブ中継を導入することといたしました。さらには、この録画映像についても、今後、ホームページでの公開を進めていく予定であります。

ここで、暫時休憩について、確認の意味でご説明申し上げ、あわせて今後の暫時休憩に対する対応についてお願い申し上げます。暫時休憩は、会議規則第11条に規定され、「議長は、議事整理権に基づき、必要があると認めるときは、原則としていつでも休憩を宣言する権限を有している」とされております。

また、議会側としての暫時休憩の理由の主なものは、食事のため、議会運営委員会を開くため、常任委員会を開くためなどであります。

一方、執行部として暫時休憩の理由の主なものは、説明員が答弁に窮した場合、調査のため、答弁調整のため、さらには説明員の出席や資料の提出を待つためなどであります。このため、これまでの暫時休憩は、執行部の理由による場合が多く、当日の日程どおり効率的な議事運営を進めるため、措置しているのが現状であります。いわば、議会側の気遣いであります。つまり、議会を休憩し休んでいるのではなく、主に答弁調整や資料提出のための時間ということでありますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

今回、試行的に本会議中心主義の議会運営に移行したことにより、これまで以上の円滑な議事進行が必要となります。特に、議案質疑については、執行部におかれましては、みずから提案していることを再認識していただき、議員からのさまざまな質疑に対し、答弁できるような事前準備をしていただくよう改めてお願い申し上げる次第でございます。

あわせて、これまでの答弁調整のための暫時休憩は、効率的な議事運営という観点から議長としての配慮により行ってまいりましたが、暫時休憩が多いとの意見もあることから、答弁調整のため暫時休憩を求める際は、必ず説明員から、休憩を求める旨の発言を徹底されることを求めます。

以上で、諸般の報告を終わります。

---

### 日程第 3 報告第 1 号ないし報告第 3 号

#### ○議長（小座野定信君）

日程第 3、報告第 1 号 平成23年度かすみがうら市一般会計継続費繰越計算書についてないし報告第 3 号 平成23年度かすみがうら市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてまでの 3 件をかすみがうら市議会会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

ただいま議題となっております 3 件について、市長より報告を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

#### ○市長（宮嶋光昭君）

ただいま上程されました報告第 1 号から報告第 3 号につきまして、ご説明を申し上げます。

初めに、報告第 1 号 平成23年度かすみがうら市一般会計継続費繰越計算書につきましては、下稲吉小学校施設整備事業について、校舎建設であります。別紙計算書のとおり繰り越しましたので、地方自治法施行令第145条第 1 項の規定により報告するものであります。

次に、報告第 2 号 平成23年度かすみがうら市一般会計繰越明許費繰越計算書並びに報告第 3 号 平成23年度かすみがうら市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書につきましては、それぞれの会計において別紙計算書のとおり繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第 2 項の規定により報告をするものであります。

以上でございます。

#### ○議長（小座野定信君）

質疑のある方は、挙手にてお願いいたします。

14番 栗山千勝君。

#### ○14番（栗山千勝君）

報告案件の 2 号なんです。宍倉出張所の関係で1300万繰越明許しているわけですが、この件について、請負業者との契約が済んでおり、請負業者はもう準備工に入っているわけです。準備工に入ったものについて、全額この計算書の中から支払われるんでしょうか、お伺いします。

#### ○議長（小座野定信君）

答弁を求めます。

先ほど申し上げたように、迅速なる答弁を求めます。

市民部長。

○市民部長（根本光男君）

ただいまの宍倉出張所の繰越額につきましては、契約額全額を繰り越しておりますので、今の段階では契約額全額ということでございます。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

全額繰り越しているということなのですが、業者は準備工に入っちゃっているわけです。当然それなりの資材も購入しているし、さらには代理人まで担当させているというような話も聞いているわけですが、この計算書では支払われないのが全額かもしれないけど、請負業者の準備工に関する負担はどのくらいなのか、お伺いします。

○議長（小座野定信君）

市民部長。

○市民部長（根本光男君）

ただいまのご質問ですけれども、業者のほうで準備工に入っているということでございますけれども、市としましては、工事が地権者の関係でストップしておりますので、現段階では業者のほうに休止ということをお願いしてございます。そういうことで、どこまで進んでいるかは聞き取っておりません。よろしくお伺いします。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

今、担当部長が休止というようなことを言っておりますが、私が聞く範囲では、準備工に入って、それなりの資材まで購入しているというような話をお伺いしているわけです。そうした場合に、その資材なんかはこの金額から支払われるのか支払われないのか、いかがでしょうか。

○議長（小座野定信君）

市民部長。

○市民部長（根本光男君）

工事が進んだ場合には、準備した内容は契約額から支払われるということでございます。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

私の知る範囲では、支払うことができないような事態が発生してくる。これは、契約したときに、準備工に入らないでくれと言っているなら、これは、話は別だけど、休止してくれというのが大分おくらしている。そのために業者は、資材を購入しているように私は聞いているんです。その社長からじかに聞いているんです。そうしたら、その資材が、現に今後、工事するに当たり使えるのか使えないのか。繰越明許計算書、これは、全額繰り越すのはいいんだけど、準備工に入っていれば、その金額くらいは、説明できるようにしなければいけないのかなと私は思います。必ずこれは、資材が使えないようなものが出てきますよ。そこらのところ、担当課長あるいは担当

職員がどこら辺まで把握しているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（小座野定信君）

市民部長。

○市民部長（根本光男君）

ただいまのご質問では、工事に使われる資材の関係だと思えますけれども、これにつきましては、現在、地権者の方と協議を進めております。その進みぐあいによって変わってくるかと思えますけれども、現段階では、まだ決定はしておりませんので、よろしくお伺いしたいと思います。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

この問題は、そもそも設計に不備があるんですよ。業者と役所の間で、いろいろいざこざがあったかもしれない。設計の段階できちんとしていれば、こういう問題は発生しない。今、話し合われているのが、2型の矢板が7メートル、何でそんなものが必要なのかと。業者は全部準備しちゃった。業者は、そんなものは求めていない。求めていないもの、何でそんなものを使うのかと。結局その負担が、今度は、業者が泣くのか、市役所が泣くのか。その辺、どのくらい認識してましようか、お伺いします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

栗山議員は、宍倉出張所の地権者の代理人が異興業さんという業者であります、その業者の後盾だと伺っております。今の交渉の過程においても、栗山議員がぜひ出席させてくれということで、つい何日か前の交渉においても栗山議員は出席なさっていると聞いておりますが……

○議長（小座野定信君）

市長、質問の内容と答弁内容が違います。修正してください。

○市長（宮嶋光昭君）

そういうバックグラウンドのもとに、答弁をさせていただきます。

今、栗山議員は、資材をいわゆる業者といっても、2つ業者がありますから複雑であります、請け負っている業者のほうが資材を準備しているというふうに言っておりますが、準備するはずはないんでありまして、まだ準備はしていないと私は思っております。ですから、基本的に認識が違くと、そういうことでございます。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

業者のバックなんて言われているかもしれないけど、確かに、業者の関係の、いや、地権者と私は縁戚関係になっております。いろいろ相談も受けています。そういう関係で、昨日、市がお願いした弁護士、3人、おいでになりました。いろいろ話しました。そういう中で、以前に業者の方から、2型の矢板を用意しちゃっていると言うんですよ。私は、用意する前にとめることができたでしょうというのが、役所ならば、契約のときに、準備工には入らないでくれと。それは、

なぜかという、業者から立入禁止の通知文が役所に来ているはずですよ、契約前に。そこが一番問題なんです。これは、恐らくどっちが負担するのかという問題になりますよ、担当が知らないというわけではないんですから。休止はいつ業者に出したのか、その日付をまず教えてください。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

文書で出したわけではありませんが、この問題は、非常に微妙な問題でありますから、長年、この問題でもんでいるわけであります。発注はしたものの、そういった懸念もあったものですから、私の判断で、請け負った業者さんに、どうなんだと、まだ準備には入らないでくれと、矢板は買わないでおいてくれという話をして、ちょっと日にちは忘れましたが、口頭でありますから、その時点で業者から、明確に、大丈夫だよ、矢板はまだ頼んでいないからと、こういうことを聞いておりますから、間違いはないと思います。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

私の聞いたのと全く違うんで、私が聞いたのは、休止をいつ申し入れたのか、口頭なり文書なり、それを聞いているんですよ、まず。さらに、設計の段階で、アスベスト建材を使っているわけですよね。そのアスベストの取り扱いの基準というのは、労働基準監督署の関係の資料を見れば、レベル3でもって取り扱いしろと。その件についても、余りにも甘い、市の設計が。それは、市が設計したんだか、業者が設計したんだか知らないけど。さらには、六価クロムの問題、あそこは、地盤が悪いということで、業者の責任において土壌改良している。その件についても、六価クロムの当然検査をしてから設計すればいい。全部壊しちゃってから、今度は六価クロムが出るか出ないか調査する。例えば、六価クロムが出た場合には、特定管理産業廃棄物になります。これは半端な処分ではないです。そのたび、設計変更になっていく、ここが問題なんです。市の職員でそこまでできるかできないか、私はわかりませんが、そこまでやらなくちゃならないのが市の職員なんです。きちんと何月何日に休止命令は出したと、ただいつだか忘れたんだなんて言うんじゃないで、担当は、担当なら、責任を持って、仕事をしなくちゃならないんだから、公人なんです。私は、休止をお願いしたという話は聞いていますよ。メモなりなんなりは持っているでしょう。ちゃんと休止命令の出した日付を教えてくださいよ。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

休止命令は、もちろん後で、文書で出してありますが、それは、日にちは……

○議長（小座野定信君）

市長、申し上げます。

質問は、休止命令を出した日付はいつかという質問です。

端的にお答えください。

○市長（宮嶋光昭君）

休止命令をした日付については、今、休憩後に申し上げますが、もともと、今、栗山議員がおっしゃっている六価クロムの問題であるとか、あるいは矢板については、まず六価クロムの問題について言えば、もともとここへ土を搬入したのは、地権者の息子である異興業が搬入したわけです。というふうに私は聞いています。その問題について、六価クロム云々の話はないと思います。これは、設計業者が、その土の搬出等については、そういうことはちゃんと調べてやっていると思っております。

それから、矢板の件であります。矢板につきましても、これは、地権者の息子である異興業が口を出してきまして、いわゆる隣の場所は2メートルぐらい全体に土盛りしてあります。この該当の土地について、直角に土をとってくれと、垂直にとってくれと。残った異興業が持っている土地について、土ころ一つ落としてはだめだと、そういうことで組んだ矢板の設計であります。もともと地権者の息子の異さんが言っていた話であります。栗山議員はその代理人であります。そういう中で矢板の設計が入っているわけです。その事情をお忘れになったのかどうか分かりませんが、今の話は、多分、忘れた話ではないかと思しますので、ちゃんと思いを起こしていただきますように、答弁の中で申し上げておきます。

休止を命じた日時につきましては、休憩後にお話をしたいと思います。

では、休憩をお願いします。

○議長（小座野定信君）

暫時休憩とします。

休 憩 午前10時38分

---

再 開 午前10時46分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして会議を開きます。

答弁を求めます。

市民部長。

○市民部長（根本光男君）

大変申しわけありませんでした。

ただいまのご質問ですけれども、平成23年12月27日に入札を実施しまして、平成24年1月10日に契約を締結しております。そして、地権者からの内容証明があったのが同日の1月10日でございます。そして、市のほうから休止のお願いをしておりますのが1月20日ということで、10日ほどは日にちがあいております。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

この問題は、あそこの宍倉出張所に関して、最初は別な場所だったんですが、宮嶋村長になって、その方が貸さないということで、宮嶋村長じかに鈴木さんのところに行ってお願したとい

う経緯がございます。そういう中で、今日まで来ておったわけなんです、なかなかお互いに話が合わないというようなこともありまして、本来なら市長が、じかに行って話すのが一番いいわけなんです、まだただの一回も行っていない。去年の9月ごろから、配達証明で何回か来ている。98歳の年寄りに配達証明が来た場合には、何でおれが犯罪者扱いなんだというように思われても仕方のないような行為なんです。何で私が、土地を貸して、こういう羽目に遭うんだと。これは、地権者にもいろいろ問題もあるかもしれないけど、役所側にも誠意を持って対処すればできないことではないでしょうがな。きのうの話合いのとき、随分前向きな話はしていますよ。弁護士の先生もいろいろ話しているんで、ああ、栗山さんの言うとおりでですねというような話もしてくれましたよ。何で誠意を持って話ができないのか。議会でもって質問しても、はぐらかすような答弁されちゃ困りますよ。業者の方は、準備工でいろんな資材を買ったことも事実なんです、これは。その点について、例えば矢板を買っているか買っていないか。私は、業者の方に、直接、聞いていますから、担当でそれを知っているか知っていないか。市長じゃないよ、担当で知っているか知らないか、お伺いします。

○議長（小座野定信君）

市民部長。

○市民部長（根本光男君）

矢板の件につきましては、買っているか買っていないか、どちらかということでも、担当としては、把握はしておりませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

今、市長がわきで、私は聞いているんだから、買っていないんだというようなことを部長に指示を出しているようですが、私は、じかに聞いているんです、社長に買いましたと。地権者は、7メートルの矢板を打ってくれというようなことは、一言も頼んでおりません。一方的に持ってきた話です、それはね。市長は、現場はわからないから、担当で答弁してくださいよ。あと、設計の関係、先ほどの六価クロムの関係だけど、今は、そういうことはないけど、昔は企業努力でもって土壤改良してくれなんていう問題がありました。そういうものを踏まえた建築業者と協議して、土壤改良を処理している。だけど、事前に調査すればそれはわかるんですよ。それも怠っている。どこまでも、設計変更、設計変更でやっている。そうした場合に、変更した場合に、じゃこの金額でできるのかといったらば、これもわからない。いろんなマイナス要件ですよ。何もこういう問題は、裁判所まで巻き込んでの話じゃないですよ。結局、裁判でもって、話し合いしろよというような指導を受けているわけですよ。それを踏まえて、きのうはお話合したんですよ。どこまでもこれは市長の監督不行き届きだから、こういう問題が発生するの。今後においても、私は、聞きたいことは幾らでもありますけど、きちんとした、街頭でマイクを握るのもいいかもしれないけど、こういう問題もきちんとしなきゃいけないですよ、だから不祥事が絶えないんです。

答弁は結構です。

以上です。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

質問ではないようではありますが、栗山議員にぜひ再認識をしていただきたいと思ひまして、お話をさせていただきます。

7メートルの矢板なんかが必要はないというようなお話でございしますが、2メートル余も段差があるところの土くれを一つもこぼしてだめだと、直で切れと、そういうお話を地権者の代理人である96歳だか98歳だかわかりませんが、その代理人である異興業が言っているんです。それにこたえるべく設計をしたということでもあります。この問題については、確かに、十七、八年、西部出張所として使わせていただいたわけでありまして。これは、当時、出島村ではございましたが、村民の利便性ということで地権者をお願いして、私が借りに行き行って借りられたものであります。その後、私が市長に就任したときには、もう相当こじれておりまして、何年越しにもこじれておいて、それを受けて解決ができないということで裁判になっているものでございまして。そういったことから、裁判を通じて、今、協議をしているところでありますので、この報告案件については繰り越しをお願いしたいと、こういうこととございまして。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

矢板の7メートル云々と言っているかもしれないけど、売り言葉に買い言葉はあるかもしれない。だけど、私が聞く範囲では、矢板の件については、7メートルの矢板なんかは必要がないだろうと、そう本人は言っているんですよ。きのうもそういう話になっているんですよ。それよりも、もう少し交渉事なんだから誠意を持って交渉する、それが役所でしょうがな。役所が市民に対して裁判を起こすなんてことは考えられないですよ、市長。これは、もとをただせば、繰越明許するのをどうしなくちゃならないかという話になってくるんですよ。前にも言いました、私は。副市長は、繰越明許するなら裁判すれば繰越明許になるんだと私に言っているんですよ。繰越明許をするのに、裁判するばかりはどこにもいないですよ。市民が役所に対して裁判を起こすならわかる。こういう問題で、役所が市民に対して裁判を起こしてどうのこうのとやるべきじゃないですよ。もう少し市民に対して真剣になって公人として取り組んでもらいたい。

以上です。

○議長（小座野定信君）

ほかに。

以上で、報告第1号ないし報告第3号の報告を終了いたします。

---

日程第 4 報告第4号及び報告第5号

○議長（小座野定信君）

日程第4、報告第4号 平成23年度かすみがうら市土地開発公社事業決算について及び報告第5号 平成24年度かすみがうら市土地開発公社事業計画及び資金計画並びに収支予算についての2件をかすみがうら市議会会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

ただいま議題となっております2件について、市長より報告を求めます。

市長 宮嶋光明君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

ただいま上程されました報告第4号から報告第5号につきまして、ご説明を申し上げます。

報告第4号 平成23年度かすみがうら市土地開発公社事業決算並びに報告第5号 平成24年度かすみがうら市土地開発公社事業計画及び資金計画並びに収支予算につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づきまして報告するものであります。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

質疑のある方は、挙手にてお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

以上で、報告第4号及び報告第5号の報告を終了いたします。

---

日程第 5 承認第2号ないし承認第6号

○議長（小座野定信君）

日程第5、承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについてないし承認第6号 専決処分事項の承認を求めることについてまでの5件をかすみがうら市議会会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

ただいま上程されました承認第2号から承認第6号につきまして、ご説明を申し上げます。

初めに、承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについて（かすみがうら市税条例の一部を改正する条例）並びに承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについて（かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が平成24年3月31日に公布されたことに伴い、かすみがうら市税条例の一部を改正する条例並びにかすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を平成24年3月31日に専決処分しましたので、地方自治法第179条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めます。

次に、承認第4号 専決処分事項の承認を求めることについて（平成24年度かすみがうら市一般会計補正予算（第1号））、承認第5号 専決処分事項の承認を求めることについて（平成24年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第1号））及び承認第6号 専決処分事項の承認を求めることについて（平成24年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号））につきましては、東北地方太平洋沖地震による災害に対し、災害復旧に伴う施策を早急に講じる必要が生じたため、当該事業に係る経費をそれぞれの平成24年度会計予算に追加する補

正予算を平成24年5月10日に専決処分しましたので、地方自治法第179条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めます。

以上、ご説明を申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ担当部長から説明をさせていただきますので、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

**○議長（小座野定信君）**

次いで、各議案の趣旨説明を求めます。

初めに、承認第2号、第3号について説明を求めます。

市民部長 根本光男君。

[市民部長 根本光男君登壇]

**○市民部長（根本光男君）**

ただいま市長のほうから提案説明のありました承認第2号及び承認第3号 専決処分事項の承認を求めることにつきまして、ご説明申し上げます。

初めに、承認第2号につきましては、かすみがうら市税条例の一部を改正する条例であります。

本案は、地方自治法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が平成24年3月31日に公布されたことに伴い、条例改正が必要となりましたので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき平成24年3月31日に専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告し承認を求めます。

主な改正内容につきましては、東日本大震災によって所有する居住用家屋が被災し、居住の用に供することができなくなった方が、その敷地を譲渡した場合における市民税の譲渡所得の特例期限について、被災した日から3年であったものを7年まで延長するための特例規定を条文に追加する改正及び東日本大震災によって所有する居住用家屋が被災し、居住の用に供することができなくなった方が、居住用財産を再取得した場合、被災した居住用財産に係る借入金等の税額特別控除と重複して再取得した居住用財産の借入金等の税額控除が受けられる特例規定を条文に追加する改正、そのほかには、宅地等に対する固定資産税の特例措置の適用年度の改正、固定資産税に係る負担調整措置の継続に伴う対応年度の改正、地方自治法施行附則等の削除に伴う引用条項の改正であります。

施行期日につきましては、平成24年4月1日からであります。ただし、第36条の2第1項ただしがきの改正規定等につきましては、平成26年1月1日からの施行となるものであります。

次に、承認第3号につきましては、かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。

本案は、地方自治法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が平成24年3月31日に公布されたことに伴い、条例改正が必要となりましたので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき平成24年3月31日に専決処分したもので、同条第3項の規定により報告し承認を求めます。

改正内容につきましては、東日本大震災によって所有する居住用家屋が被災し、居住の用に供することができなくなった方が、その敷地を譲渡した場合における国民健康保険税の税額の算定に用いる市民税の譲渡所得の特例期限について、被災した日から3年であったものを7年まで延長するための特例規定を条文に追加する改正であります。

施行期日につきましては、平成24年4月1日からであります。

以上でございます。

**○議長（小座野定信君）**

次に、承認第4号ないし第6号について説明を求めます。

市長公室長 川尻芳弘君。

[市長公室長 川尻芳弘君登壇]

**○市長公室長（川尻芳弘君）**

承認第4号、市長提出議案集55ページになります。

専決処分事項の承認を求めることについて、平成24年度かすみがうら市一般会計補正予算（第1号）の内容になります。先ほど市長のほうから説明があったとおり、東北地方太平洋沖地震による災害に対して、早急に下水道及び農業集落排水復旧対策を講じる必要があったため、東日本大地震復興まちづくり基金から2020万円を繰り入れいたしましたして、下水道特別会計に900万円、農業集落排水特別会計に1120万円を繰り出すものです。

専決処分を平成24年5月10日付でしたので、地方自治法第179条第3項の規定により、本案を報告し、承認を求めるものでございます。

続きまして、承認第5号、64ページになります。

専決処分事項の承認を求めることについて、平成24年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（1号）の内容になります。

こちらにつきましても、東北地方太平洋沖地震による災害に対して、早急に、加茂地区、崎浜地内の下水道施設の復旧対策を講じる必要が生じたため、こちらにつきましては、震災後の調査においては確認されなかったのですが、新たに被害として見つかったものでございます。先ほど説明しました一般会計より900万円を繰り入れたものでございます。

専決処分を平成24年5月10日付でしたので、地方自治法第179条第3項の規定により、本案を報告し、承認を求めるものでございます。

続きまして、承認第6号、73ページになります。

専決処分事項の承認を求めることについて、平成24年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の内容でございます。

東北地方太平洋沖地震による災害に対して、早急に野寺地区及び深谷地区の農業集落排水施設の復旧対策を講じる必要が生じたため、こちらの工事につきましては、平成23年度、災害復旧工事において着手しましたが、年度内完成ができないことから、契約変更により一部完成を図り、残工事を平成24年度対応としたものでございまして、深谷地区、白井沢におきましては舗装復旧工事、千代田東部地区、東野寺につきましては管渠布設工事について、一般会計より1120万円を繰り入れたものでございます。

専決処分を平成24年5月10日付でしたので、地方自治法第179条第3項の規定により本案を提案するものでございます。

以上です。

**○議長（小座野定信君）**

以上で、承認第2号ないし第6号の提案説明及び趣旨説明が終了いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案に対する質疑は、会期第9日目の6月14日にいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

---

日程第 6 議案40号ないし議案第43号

○議長（小座野定信君）

日程第6、議案第40号 教育委員会教育長の給料月額の特例に関する条例の制定についてないし議案第43号 かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてまでの4件を会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

ただいま上程されました議案40号から議案第43号につきまして、ご説明を申し上げます。

初めに、議案第40号の教育委員会教育長の給料月額の特例に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

人件費の削減につきましては、これまでも申し上げておりますとおり私の選挙公約でもあり、また既に人件費に限らず補助金や事務事業の合理化を進めるということで、市民の皆さんにもご理解をお願いしているところであります。

こうしたことから、また職員の給与削減も予定していることから、教育委員会教育長についても、平成24年7月1日から、私の任期中の期間、給料月額を10%削減するため、条例を制定するものであります。

次に、議案第41号 かすみがうら市職員の給与の特例に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

職員の給与の特例に関する条例につきましては、さきの第1回定例会と臨時議会に提案させていただいておりますが、これまでご理解をいただけないことから、減額率を引き下げ、改めて提案させていただくものであります。

内容は、平成24年7月1日から平成25年3月31日までの期間、市職員の給料を職務の級に応じて3ないし5%削減するため、条例を制定するものであります。

次に、議案第42号 住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきましては、住民基本台帳法の一部を改正する法律等の施行に伴い、関係条例の整理を行うため、条例を制定するものであります。

次に、議案第43号 かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定につきましては、

危険物の規制に関する政令の一部改正により、危険物に係る貯蔵及び取り扱いの技術上の基準について特例措置を講ずるため、条例を制定するものであります。

以上、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ担当部長から説明をさせますので、ご審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

**○議長（小座野定信君）**

次いで、各議案の趣旨説明を求めます。

初めに、議案第40号ないし第42号について説明を求めます。

総務部長 小貫成一君。

[総務部長 小貫成一君登壇]

**○総務部長（小貫成一君）**

ただいま市長より提案理由の説明がありました議案第40号、議案第41号、議案第42号について、趣旨説明を申し上げます。

まず、議案第40号でございますが、教育委員会教育長の給料月額の特例に関する条例の制定についてでございます。教育委員会教育長の給料月額の特例に関する条例の制定についてをご説明いたします。

本条例制定につきましては、平成24年7月1日から現市長の任期の末日、平成26年7月22日まで、教育長の給料月額を現行給料月額から、100分の10を減じ、54万6000円から49万1400円とする特例を定めるものでございます。

なお、退職手当の算定の基礎となる給料月額には適用しないこととしております。

続きまして、議案第41号 かすみがうら市職員の給与の特例に関する条例の制定でございます。職員の給与の特例に関する条例の制定につきましては、平成24年7月1日から平成25年3月31日まで、職員の給与の特例について定めるものでございます。

特例の概要につきましては、職務の級に応じ、給料月額、期末勤勉手当及び時間外勤務手当等を削減するもので、職務の級が、1級、2級の職員が3%、3級から6級の職員が4%、7級の職員が5%をそれぞれ減額するものでございます。さらに、管理職手当については、一律10%を削減するものでございます。

続きまして、議案第42号につきましてご説明申し上げます。住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてでございます。

この条例は、住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行と出入国管理及び難民認定法、入管法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法、入管特例法の一部を改正するもの等の法律の施行に伴い、外国人登録制度が廃止され、外国人住民も住民基本台帳法の適用対象になることから、関係条例の整理を行うため制定するものでございます。

初めに、改正の内容でございますが、第1条はかすみがうら市手数料条例、第2条はかすみがうら市印鑑条例、第3条はかすみがうら市住民基本台帳カード利用条例につきまして、いずれの条例も、住民基本台帳法の一部改正、入管法及び入管特例法の一部の改正による外国人登録法の

廃止に伴い、所要の整理を行うものでございます。

次に、附則についてでございますが、第1項につきましては、施行期日を平成24年7月9日からとするものでございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

次に、議案第43号について説明を求めます。

消防長 井坂沢守君。

[消防長 井坂沢守君登壇]

○消防長（井坂沢守君）

議案第43号 かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例を制定することについて、提案趣旨を説明いたします。

危険物の規制に関する政令の一部改正により、新たに危険物として、炭酸ナトリウム、過酸化水素付加物が追加されたことに伴い、当該条例の関係文を改正するものです。今回は、本則の改正はないため、附則を改正することとなり、炭酸ナトリウム、過酸化水素付加物が危険物の品名に追加されたので、新たに、指定数量の5分の1以上、指定数量未満の同物品を貯蔵し、または取り扱う場所に対して、条例に規制されている位置、構造及び設備等の基準について経過措置を定めるものでございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

以上で、提案説明及び趣旨説明が終了いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案の質疑は、会期第9日目の6月14日にいたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

---

日程第 7 議案第44号ないし議案第49号

○議長（小座野定信君）

日程第7、議案第44号 平成24年度かすみがうら市一般会計補正予算（第2号）ないし議案第49号 平成24年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第1号）までの6件を会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

ただいま上程されました議案第44号から議案第49号につきまして、ご説明を申し上げます。

初めに、議案第44号 平成24年度かすみがうら市一般会計補正予算（第2号）につきましては、

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億7257万4000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ153億5277万4000円とするものです。

主な内容といたしましては、千代田庁舎について耐震改修の方針が決定したことによる既予算の減額、災害対策事業として、防災センターとわかぐり運動公園体育館への非常用電源設備の整備に要する経費及び職員給与費を計上したものであります。

次に、議案第45号 平成24年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ575万4000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ49億7094万6000円とするものです。

内容は、職員給与費の補正であります。

次に、議案第46号 平成24年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ295万9000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億5495万9000円とするものです。

主な内容は、公共下水道事業に係る修繕料、特定環境保全公共下水道事業に係る工事費及び職員給与費の計上であります。

次に、議案第47号 平成24年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ16万4000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億8636万4000円とするものです。

内容は、職員給与費の補正であります。

次に、議案第48号 平成24年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ735万2000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ27億6414万8000円とするものです。

内容は、職員給与費の補正であります。

次に、議案第49号 平成24年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、水道事業費の既決予定額9億9202万3000円から営業費用255万4000円を減額し、水道事業費の総額を9億8946万9000円とするものです。

内容は、職員給与費の補正であります。

以上、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ担当部長から説明をさせていただきますので、ご審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

#### ○議長（小座野定信君）

次いで、各議案の趣旨説明を求めます。

議案第44号ないし第49号について説明を求めます。

市長公室長 川尻芳弘君。

[市長公室長 川尻芳弘君登壇]

#### ○市長公室長（川尻芳弘君）

議案第44号 平成24年度かすみがうら市一般会計補正予算（第2号）について説明いたします。市長とダブる面があることをご了解ください。

主な補正の内容といたしましては、千代田庁舎について耐震改修の方針が決定したことによる既予算の減額、こちらにつきましては、資料集の103ページになります。千代田庁舎等財産管理

事業9800万円の減額になります。

自治振興事業として、自治会への助成、こちらにつきましては103ページになります。自治振興事業としまして250万円です。

敬老祝い金の支給、104ページになります、長寿をたたえる事業439万円。

放課後児童健全育成事業として放課後児童クラブ民営に対する補助、105ページになります、放課後児童健全育成事業508万9000円になります。

太陽光発電システム設置に対する補助、106ページになります、環境保全推進事業1000万円。

消防職員の新規採用に伴う経費ないし消防団員の退職報奨金、108ページになります、消防団運営事業1530万円、団員64名中59名が対象となっております。

災害対策事業として、防災センターとわかぐり運動公園体育館へ非常用電源設備を整備する、109ページになります、災害対策事業4273万5000円になります。

防災行政無線の屋外子局設計の委託料、109ページになります、防災無線整備事業340万円。

小学校費における理科支援員の雇用、理科支援員賃金44万4000円、学力向上サポートプラン事業の導入。

公民館の災害普及費、こちらにつきましては111ページになります。公民館施設災害復旧事業24万6000円などに加え、人件費、人件費につきましては今議会上程の人件費条例及び4月の人事異動による分を計上するものでございます。

また、歳入につきましては、財源振りかえを実施するとともに、国・県支出金、市債及び繰越金等を充当いたしました。歳入歳出それぞれ1億7257万4000円を追加するものでございます。

議案第45号、113ページになります。平成24年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、こちらにつきましては、人件費の補正になります、歳入歳出それぞれ575万4000円を減額するものでございます。一般会計からの繰入金の減額で対応いたします。

議案第46号、121ページ、平成24年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第2号）、主な補正の内容としましては、公共下水道事業に係る修繕料80万円につきましては、県土木発注によります県道舗装補修工事における人孔高の調整に伴う修繕料でございます。

特定環境保全公共下水道に係る工事費90万円につきましては、本年度実施されましたかすみがうらマラソン開催のため、舗装工事を実施いたしました。今後において、公共ますの設置等を考えたときに、予算が不足する関係で、補正を90万円したものでございます。あとは人件費の補正でございます。歳入歳出それぞれ295万9000円を追加するものでございます。繰越金で対応いたします。

議案第47号 平成24年度かすみがうら市農業集落排水特別会計補正予算（第2号）、人件費の補正の内容でございます。歳入歳出それぞれ16万8000円を追加するものでございます。繰越金で対応です。

議案第48号 平成24年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第1号）、人件費の補正でございます。歳入歳出735万2000円を減額するものでございます。

最後に、議案第49号 平成24年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第1号）、人件費の補正でございます。水道会計の算上予算の支出、水道事業費、営業費用を255万4000円減額したものでございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（小座野定信君）

以上で、提案説明及び趣旨説明が終了いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案の質疑は、会期第9日目、6月14日にいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

---

日程第 8 議案第50号及び議案第51号

○議長（小座野定信君）

日程第8、議案第50号 市道路線の認定について及び議案第51号 市道路線の認定についての2件を会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

ただいま上程されました議案第50号から議案第51号につきまして、ご説明を申し上げます。

議案第50号並びに議案第51号 市道路線の認定につきましては、下佐谷地内及び下稲吉地内の道路改良工事計画により、整備する路線を市道として認定するため、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ担当部長から説明をさせますので、ご審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（小座野定信君）

次いで、議案第50号及び第51号の趣旨説明を求めます。

土木部長 山本恵美君。

[土木部長 山本恵美君登壇]

○土木部長（山本恵美君）

議案第50号及び議案第51号につきまして、提案趣旨をご説明申し上げます。

議案集の148ページでございます。

議案第50号 市道路線の認定について、本案は、下佐谷地内に位置し、市道㊦8-1090号線、道路改良工事の計画において、接続する市道との交差箇所を修正することで、一部が新設となることから、市道㊦8-2900号線として延長20.5メートルを認定するため、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

続いて、151ページでございます。議案第51号 市道路線の認定について、本案は、下稲吉地内に位置し、市道㊦8-0781号線、道路改良工事の計画において、交差点の接続部を変更することで、一部が新設となることから、市道㊦8-2901号線として延長21メートルを認定するため、

道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

路線と位置図も添付されておりますので、ごらんをいただきます。

以上でございます。

**○議長（小座野定信君）**

以上で、提案説明及び趣旨説明が終了いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案の質疑は、会期第9日目の6月14日にいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（小座野定信君）**

ご異議なしと認め、さよう決しました。

---

**日程第 9 平成23年陳情第12号 「道路改良施工の陳情」**

**○議長（小座野定信君）**

日程第9、平成23年度陳情第12号 道路改良施工の陳情を議題といたします。

ただいま議題となっている陳情につきましては、産業建設委員会委員長から審査報告が提出されております。

これより委員会の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 矢口龍人君。

[産業建設委員会委員長 矢口龍人君登壇]

**○産業建設委員会委員長（矢口龍人君）**

かすみがうら市議会産業建設委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告いたします。

本委員会は、付託された平成23年陳情第12号 「道路改良施工の陳情」について、平成23年12月22日、平成24年1月13日、1月31日、3月9日、5月21日に委員会を開催し、部課長等の説明を求め、慎重に審査を行いました。

今までの継続審査の経過の中では、委員からは、何とか陳情に沿うような道路改良の方法を考えてほしいとの意見があり、執行部側から改良工事の3案が示され、交通規制課と協議を行っているとのことでありました。

また、1月13日には、市道④2644号線に係る交差点現場の現地調査も実施いたしました。

次に、3月9日の委員会の際には、執行部側から新たな素案として計画2案が示され、次の5月21日においては、より実現性のある西成井交差点改修の計画案が示されました。

審査の結果であります。採決では、異議なしで、採択すべきものと決定いたしました。

なお、5月21日の会議録については、作成次第、配布いたしますので、ご承知おき、お願いしたいと思います。

以上で、産業建設委員会委員長報告を終わります。

**○議長（小座野定信君）**

これより、委員長に対し、陳情の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

質疑なしと認めます。

以上で、委員長に対する質疑を終結いたします。

次いで、平成23年陳情第12号「道路改良施工の陳情」の討論を行います。

初めに、反対討論はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより平成23年陳情第12号の採決を行います。

本陳情に対する委員長の報告は、採択すべきものであります。

本陳情は、委員長の報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、平成23年陳情第12号は委員長の報告のとおり採択されました。

---

○議長（小座野定信君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、あす6月7日、午前10時から一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦勞さまでした。

散 会 午前 11時37分

平成24年

かすみがうら市議会第2回定例会会議録 第2号

---

平成24年6月7日(木曜日)午前10時00分 開 議

---

出席議員

1番	川村成二君	9番	中根光男君
2番	岡崎勉君	10番	鈴木良道君
3番	山本文雄君	11番	小座野定信君
4番	田谷文子君	12番	矢口龍人君
5番	古橋智樹君	13番	藤井裕一君
6番	小松崎誠君	14番	栗山千勝君
7番	加固豊治君	15番	山内庄兵衛君
8番	佐藤文雄君	16番	廣瀬義彰君

---

欠席議員

なし

---

出席説明者

市長	宮嶋光昭君	環境経済部長	藤崎宏明君
副市長	石川眞澄君	土木部長	山本恵美君
教育長	菅澤庄治君	会計管理者	吉藤稔君
市長公室長	川尻芳弘君	消防長	井坂沢守君
総務部長	小貫成一君	教育部長	小松崎延明君
市民部長	根本光男君	水道事務所長	貝塚成人君
保健福祉部長	鈴木弘君	農業委員会事務局長	塚本茂君

---

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	土渡良一
〃	係長	乾文彦
〃	係長	坂本敏子
〃	係長	杉田正和

---

議事日程第2号

日程第1 一般質問

- (1) 栗山千勝 議員
- (2) 古橋智樹 議員
- (3) 山内庄兵衛 議員

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

- (1) 栗山千勝 議員
- (2) 古橋智樹 議員
- (3) 山内庄兵衛 議員

本日の一般質問通告事項一覧

通告順	通告者	質問主題
		(質問の区分)
(1)	栗山千勝	1. 市民が安心・安全に生活できる放射線への対策について
		2. 職員教育について
		3. 宍倉出張所の解体について
(2)	古橋智樹	1. 医療費無料の独自追加による国補助の減額について
		2. 人件費削減による国補助減額算定について
		3. リコールで混乱を招く損失と責任について
		4. 地域復興・活性対応の言語明瞭意思不明について
(3)	山内庄兵衛	1. 石岡地方斎場について
		2. 学校の統廃合について
		3. 水道料金について
		4. 放射線対策について
		5. 防災無線について

開 議 午前10時00分

○議長（小座野定信君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は16名で会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしましたとおりであります。

傍聴人の方々に申し上げます。会議において、傍聴人は、議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので、静粛に傍聴されますようお願いいたします。

一般質問に先立ち、議員各位に申し上げます。

一般質問は、市の一般事務についてたずね場です。

したがって、法令等を遵守いただくことを求めます。

また、執行部におかれましては、能率的な会議運営の観点から、より簡明な答弁をなされることを求めます。

ここで、暫時休憩について確認の意味でご説明申し上げます。あわせて、今後の暫時休憩に対する対応についてお願い申し上げます。

暫時休憩は、会議規則第11条に規定され、議長は、議事整理権に基づき、必要があると認めるときは、原則としていつでも休憩を宣言する権限を有しております。

また、議会側として暫時休憩の理由の主なものは、食事のため、議会運営委員会を開くため、常任委員会を開催するためなどであります。

一方、執行部としての暫時休憩の理由の主なものは、説明員が答弁に窮した場合、調査のため、答弁調整のため、さらには説明員の出席や資料の提出を待つためなどであります。このため、これまでの暫時休憩は執行部の理由による場合が多く、当日の日程どおり、効率的な議事運営を進めるため処置しているのが現状でありました。つまり、議事を休憩し休んでいるのではなく、主に答弁調整や資料提出のための時間ということでもありますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

今回、試行的に本会議中心主義の議会運営に移行したことにより、これまで以上の円滑な議事進行が必要となっております。特に議案質疑については、執行部におかれましては、みずから提案していることを再確認していただき、議員からのさまざまな質疑に対し、速やかに答弁できるような事前準備をしていただくよう改めてお願い申し上げます。

あわせて、これまでの答弁調整のための暫時休憩は、効率的な議事運営という観点から、議長としての配慮により行ってまいりましたが、暫時休憩が多いとの意見もあることから、答弁調整のため暫時休憩を求める際は、必ず説明員から休憩を求める旨の発言を徹底されることを求めます。

それでは、早速、議事に入ります。

---

## 日程第 1 一般質問

### ○議長（小座野定信君）

日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

14番 栗山千勝君。

[14番 栗山千勝君登壇]

### ○14番（栗山千勝君）

通告に基づきまして質問を始めます。

3月定例会が終わって第2回目の定例会ということで、3カ月間の間にはいろんな諸問題が発生しております。かすみがうらの市のPRというか、大分にぎわしているようで、非常にいいんだか悪いんだか、私はわかりませんが、いいというように理解しておきます。

早速、質問に入ります。

1つ目に、市民が安心・安全に生活できる放射線の対策というようなことで、放射線量マップの作成はいつごろかと、マップができておりますが、具体的にお伺いしたいと思います。放射線量調査の検査器の精度について、これは、放射線量の検査器の精度というのは、非常にデリケートなもので、機種によって相当違う。安いものでは6,800円、ちょっとしたものでも12万円ぐら

い、市の検査器においても、相当、誤差がある。その精度について、どんな形でもって検査等をしているのか、お伺いしたいと思います。

次に、子どもたちが、安心して遊べる、通学できる環境づくりをすべきと思うが、原発事故1年2カ月における市の対策と対応をいかんというふうなことで、私、5月4日に、重点的に安食地区と佐賀地区、さらに、かすみがうらの市街について何カ所か測定してまいりました。ちょうど小雨が降っておりまして、私の持参した線量計でもってはかったところ、0.23マイクロシーベルト以下というところは1カ所もございません。ある小学校の校門のところ0.3マイクロシーベルト、さらにはその手前のU字溝にふたがかぶっている、グレーチングというんですが、ここでは0.45マイクロシーベルト、これはいかんということで、建設課のほうに調査してもらったところ、機種が違うのではかったらば非常に線量が低い、0.185だと思います。

ところが、ちょっと機械が違うんじゃないのというふうなことで、はかってもらったところ、0.265あったやに聞いております。早速、担当でもってグレーチングを外しまして、その下の泥を処分したというふうな、話も聞いているわけで、非常に子を持つ親御さんは心配している。市においても、放射線対策室が総務課にあるわけで、教育委員会でも、放射線についてもいろいろ調査している。さらには、環境経済部の中でもいろいろ対応している、建設課でも対応している。この4つの部署が、どういう形で統一して、この放射線に対する対策をしているか、具体的にお伺いしたいと思います。

次に、農産物と水産物の加工、商品の出荷自粛等に市としての対策ということでございますが、JA土浦でも、報告という形で出ておりますが、特に水産物においては、セシウムが100ベクレル以上というのが相当出ている。タケノコについても出ております。そういう中で、市としてどういう対応しているのか、さらには、セシウムの測定器が今1台ございますが、ちょうど役所の勤務時間帯だけで測定しているやに聞いております。

そうすると、どうしても、今、学校給食を中心としてやっております。学校給食においても、前の議会においてもいろいろ質問がございましたが、その答弁の中で、事後測定というようなことで、それは、事前に食材を検査、1台しかないんで不可能だというふうなことで、しかしながら、一番、出てくるものが、ほとんど測定したものが出てくると私も理解しております。私は、何ら問題はないのかなと思います。しかし子どもを持つ親御さんにすれば、これは大変な問題です。やはり事前に測定する、それが安心して安全な食材を提供できるわけでございます。せめて行政として、市民に対しては、そこらのサービスをしていいんじゃないのかなと、それには1台の機械では無理だと。1台で検査するんであれば、なぜ24時間体制で、職員が交代で測定できないのか。時間から時間まででしまっちゃって、私はできませんよと。

一般の人が申し込めば、1カ月半じゃなければ検査ができないよと、そんなものは待っていたらば、旬の野菜は、終わっちゃうんですよ、販売もできない。出荷自粛となれば、この文言は非常に難しい、出荷してはだめだということになります。しかし、100を超えたものについては、恐らくお客様はつかない。

そういう問題を行政として、どんな手助けをできるのか、それが行政じゃないのかと私は思います。私ら議員にしても、何でそういうことができないのかと執行部に対してただすのが、我々議員の仕事だと私は思っています。その点について具体的に答弁願いたいと思います。

次に、職員の教育について、市長から見る職員の勤務状況はいかにということでお伺いします。市税収納と滞納と差し押さえの関係なんです、これは非常に大きな問題があります。滞納者に対しては、市では茨城県租税債権機構のほうに委託しております。ある方の滞納分も同じように茨城県租税債権機構のほうに委託しました。当然、何月何日までに納めてくださいよと納付書がその方のところに参りました。その方は、その前に、延滞については別として、本税については、きちんと納めたことは納めました。租税債権機構では、租税債権機構の金融機関に納めろというような納付書が来ているのも、本人も後日わかりました。

しかしながら、市の納付書でもって市に納めた場合には、速やかに租税債権機構のほうに納付してありますよと報告の義務があると思います。それを怠ってしまった。そのために、その方は200万近く差し押さえされてしまった。租税債権機構が悪いんじゃないんです、市のほうで報告義務を怠ってしまった、それが悪いんです。なぜそういう問題が発生するのか、私には理解できません。本当に、公僕として市民のために仕事しているのかしていないのか、行政は何をしているのか。その対策にしても非常におくれている。ほかにもある。この問題について市長の見解をお伺いしたい。

次に、宍倉出張所の解体について、その後の進捗状況と見通しについて、昨日もこの点について私はいろいろ質問しましたが、平成22年度にこれはもう契約切れなんですよ。市は真剣になって地権者と取り組むのが当たり前、地権者の方にも問題があるかもしれない、しかし予算は計上してあるんです。22年度の予算は不用額にしてしまった。賃貸料が払っていない。23年度は繰越明許にしてあります。賃貸料については不用額にしてあります。24年度の土地借り上げ料は予算化しておりません。

そういうことを踏まえた中で、市の職員は何をしているのか、地権者に対して。配達証明つきで、一方的にぼんぼん文書を送っている、そんなことがあり得るわけではないですよ。まず、一方的な話です。だから、話がこじれている。もう一度この件についてお伺いしたいと思います。

第1回目は以上です。

○議長（小座野定信君）

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

栗山議員のご質問にお答えいたします。

1点目、1番、放射線量マップの作成についてお答えいたします。

放射線量マップの作成につきましては、本年2月、3月に、市内を163の区画に分けて、放射線量の測定を行い、それぞれの区域の最大値の区分を色分けして地図に表示し、測定値は一覧表として市ホームページに3月29日から公表しております。

1点目、2番、放射線量調査の検査器の精度につきましては、総務部長からの答弁とさせていただきます。

1点目、3番の子どもたちが、安心して遊び、通学できる環境づくりへの対応についてお答えいたします。

市では、東京電力福島第一原発事故による放射性物質の拡散に対し、子どもを初めとする市民の安全確保の観点から、市内における小中学校、保育所、公園、観光施設等の放射線量を測定し、随時、公表してまいりました。

さらに、放射線量に対する市民の不安が高まっていることから、除染基準と除染作業マニュアルを策定することにより、市民の皆様が日常生活を送る上で、安心して生活するためのガイドラインを示してまいりました。公共施設につきましては、この基準に基づき、放射線量の高い地点の除染作業を進め、より安全性の高い環境づくりに努めているところでございます。

また、市民からの要望を受けた訪問測定を行うとともに、特に地域の公園等については、放射線量の測定結果の掲示をいたしております。

1点目、4番の農作物、加工商品の出荷自粛に、市として、どういう対応、対策かということについてお答えをいたします。

本市の農畜産物の出荷自粛については、現在、放射性物質の検出に伴い、原木シイタケ、タケノコのほか、昨年度から制限が継続されておりますお茶、イノシシ肉となっております。

出荷規制や風評被害に伴って発生する損害賠償請求については、市の損害賠償対策協議会でも窓口となり、昨年度から継続して受け付けを行い、県の協議会を通じて、平成24年5月請求分まで合わせますと2億4,400万円を東京電力に請求し、1億5,600万円が既に支払いをされております。

今後も、これらの支払い残金についてはもちろんのこと、原木シイタケやタケノコについても損害賠償が円滑に行われるよう、協議会を通じて東京電力に請求してまいります。

次に、農産物及び加工食品の放射性物質検査につきましては、この3月から検査器を1台設置し実施しておりますが、今年度は、さらに消費者庁からの借り受けと市の予算でも1台を追加購入いたしまして、計3台で放射性物質検査を実施してまいりたいと思っております。

また、放射性物質検出の農畜水産物への影響を少しでも取り除くため、近隣都県への風評被害イベント参加や関係団体の販売促進に協力していきたいと考えております。今後とも、安全・安心な農作物等を消費者へ届けられるよう努めてまいり所存でございます。

2点目、1番の職員の勤務状況についてお答えいたします。

職員の教育につきましては、たびたびご指摘をいただいているところです。これまでも申し上げておりますように、市職員は、市民の皆さんに身近に接し、市民の視点や考え方を把握して、事務の執行に当たることが大切であると考えているところであります。市長就任から間もなく2年を迎えることとなりますが、職員も、私の公約や政策の実現に向け、鋭意努力しているものと認識をしております。しかし、各方面からさまざまなご指摘もいただいておりますので、今年度も、接遇マナーの向上を柱として、職員の能力向上に努めてまいりたいと考えております。

また、私の政策実現に向けては、管理職を中心に、政策の内容を理解して取り組むことが重要であり、庁議などの機会を活用して、指示の徹底を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

2点目、2番、市税収納と滞納と差し押さえについては、市民部長からの答弁とさせていただきます。

3点目、宍倉出張所の解体については、市民部長からの答弁とさせていただきます。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

[総務部長 小貫成一君登壇]

○総務部長（小貫成一君）

栗山議員の質問にお答えいたします。

1点目、2番の市で実施している放射線量調査の検査器の精度についてお答えいたします。

まず、食品検査用として消費者庁から貸与された測定器につきましては、牛乳、野菜などに含まれる放射性物質のうち、ヨウ素131、セシウム134及びセシウム137を計測しています。表示はベクレル単位となります。測定器の限界値は1キログラム当たり10ベクレル、測定時間は約20分程度となります。

また、市の公共施設等で実施している空気中の放射線量測定は、ミスター・ガンマA2700を使用しております。検出方法はシンチレーション式でガンマ線を測定し、その相対指示誤差はプラスマイナス10%以内でございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

市民部長 根本光男君。

[市民部長 根本光男君登壇]

○市民部長（根本光男君）

2点目、2番、市税収納と滞納と差し押さえにつきましてお答えいたします。

市税等の滞納処分につきましては、地方税法や国税徴収法に規定する滞納処分の例によりまして実施しているところでございます。

滞納処分は、専門知識と経験を必要とする業務であることから、職場内での研修を初め、茨城租税債権管理機構や県税事務所などが実施する研修への参加により、職員教育に努めているところでございます。

また、ご質問のありました案件につきましては、市が租税債権管理機構に滞納債権を移管したにもかかわらず、機構が引き受けた当日に、機構ではなく市に納付されてしまったこと、さらには滞納者本人または納付をした滞納者の家族との連絡がとれなかったことなどによりまして、納付の把握ができなかったため、連絡ができないまま、行き違いにより起こってしまったこととございます。

今後におきましては、機構に移管した案件であったとしても、定期的に収納の確認を行いますとともに、連絡体制を密にし、トラブルの起きないような滞納整理に努めてまいりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

次に、3点目の宍倉出張所の解体についてお答えいたします。

その後の進捗状況と見通しについてでございますが、現在は工事妨害禁止仮処分命令申し立てを水戸地方裁判所土浦支部に行っております。これまでに3回の審尋が行われてきたところでございます。第3回の審尋におきましては、裁判官から、代理人を通して、両方で話し合いをするよう指示があったところでございます。これを受けまして、先日6月5日でございますけれども、双方の代理人弁護士を交えた話し合いを実施したところでございます。現在も話し合いにつきま

しては継続中ではありますが、今後におきましては、早期の解決に向けた話し合いを進めてまいりたいと存じますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

総務部長にお伺ひしますけれども、測定器が、今、市に2機種あると思うんですね。その2機種が、精度が違ふわけですね。それはいかなる理由なんでしょうか。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

測定器につきましては、公共施設等を測定している測定器につきましては、クリアパルス社のガンマ2700を使用しております。それ以外の測定器もございしますが、それらについては、公共施設等では使用していません。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

総務部長、質問内容が、2種類あるけれども、その2種類ということはどういう意味なのかということなんです。

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

現在、市で測定している測定器につきましては、1台が、RDS-30という放射測定器がございします。それと、放射測定器のモデル3型サーベイメーター1台がございします。それに、今ご質問にお答えしましたクリアパルス社のミスター・ガンマ2700がございまして、そのミスター・ガンマ2700につきましては、誤差がプラスマイナス10%でございします。もう2台が、ちょっと誤差が大きいもので、公共施設等での測定については、誤差の大きい測定器については、使用はしていません。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

測定器そのものが2種類あって、測定して数値が違ふんですね。これは1つじゃなければおかしいでしょう。どっちが正しいんだか、私は知らないですよ。それは、役所として、きちんと精度を検査してもらって、10%の誤差はわかりますよ、それがおかしいんじゃないかと、精度がきちんとしているもので測定してデータを出して、この線量マップをつくるのが当たり前でしょう。測定器の精度が違ふもの、どっちが正しいんだかわからないですよ、そこを聞いているんですよ。機械メーカーへお願ひすれば検査してもらえるんでしょうが、そういうことをやっているのかやっていないのか、お願ひします。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

検査の機器の専門的などところへの検査は実施してございません。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

正直でいいんだけど、そうであれば、今までやったことはしようがないです、これは。この線量をネットで出しているんでしょから、これからどうしなくちゃならないか、測定器を検査してもらって、問題があるかないか。あれば、これは訂正しなくちゃならない、そこなんですよ、問題は。精度がもし間違った場合には、これはとんでもない話になりますから、かすみがうらで重点測定で辞退しているでしょう。どんな機械で測定したんだか、私はわかりません、そこなんです。今までやっていないんなら、今後、機械はきちんと検査してやってもらえばいいわけですから、まず機械の検査をするかしないかの話だし、2種類あって違うんだから、お願いします。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

暫時休憩をお願いします。

○議長（小座野定信君）

暫時休憩とします。

休 憩 午前10時35分

---

再 開 午前10時40分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして会議を開きます。

答弁を求めます。

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

機器の検査の誤差でございますが、メーカーのほうに、再度、検査器を出しまして、精度の確認をいたします。

以上です。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

今、市には、総務部に放射能対策室、教育委員会にも放射能関係、環境経済部、建設課とあるわけですが、この4部署でもってどういう協議をしたか、具体的に答弁願いたい。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

部署の連携につきましては、対策本部が総務部に設置されておりますので、その対策本部の中で連絡調整等を実施しております。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

連絡調整はいいんだけど、今までにそういう会議を何回くらいやったのか。それで、今、測定器が、私が知っている範囲では2機種あって全く違う。今、役所で測定しているのは、放射線量が出ないほうの機械でやっている。だから、そういうのが、何で、職員間で意見が出てこないのか、これは不思議でならない。真剣に取り組んでいないのかなというふうに私は思うんですよ。放射線が出ないので市民に知らせたんでは、それは精度がどうだか、私もわからない。それは基本的な基本なんだから、とりあえずは、放射線関係で、4部署でどのくらい協議してるのか、その内容についてお伺いします。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

今までに、放射線の会議でございますが、23年度に放射線会議を5回ほど実施しております。また、23年度に放射線対策本部会議を2回ほど実施しております。24年度につきましては、放射線対策職員分会を1回実施して、さらには放射線対策本部会議を1回実施しております。内容でございますが……。

[栗山議員「内容は、会議録でやってください、会議録、後で」と呼ぶ]

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

食品の検査関係なんですけど、現在、1台でもって、定時でやっている。それを何とか、24時間は別として、交代でもって、もう少し時間延長して市民サービスできないのかと私は思うんです。これは市民の方もそう思います。その点について、今後の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

食品検査につきましては、月曜日から木曜日までの保育所と小中学校の給食用の検査をしております。一般の農産物等については金曜日の一日だけでございます。今後につきましては、月曜日から木曜日までの午前中、3件ずつ受け付けをして、対応待ちの方が何名かございますので、解消に努めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

市長、今、1台だけで、大体、定時でやっているんですよね。これは時間延長して何とか測定できないですかね。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

農作物についての測定のことですが、滞留が30数件あるという話を私は聞きましたんで、夜間も含めてやるようにという指示は出しております。それを受けて、今、総務部長の答弁のように、必要であれば夜間やるわけですが、とりあえずは、それほどの滞留がないので、午前中、毎日やるということですか、今まで週1回やっていたのを午前中だけ毎日やるということに対応したいと、多分、1週間もやれば解消するのではないかと思います。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

今、市長は、滞留がないからおっしゃいましたけれども、私が電話したときに、5月の初め、1カ月半待ちですよと、6月中ごろになりますという話なんです。市民はあきれちゃっているんですよ、それで。時間延長して検査しますよと、市民にどんな方法で知らせているかわからないけれども、全然そういうものは全く聞こえてこない。さらには、早朝からやれば、学校給食だって食材だって検査できるはずですよ、1項目30分でできるんですから、朝取りの野菜を検査するわけじゃないでしょうから。私は、検査したものが市場へ出回っているから問題はないと思うけれども、なかなか子を持つ親というのはそういうものじゃない。検査をしてやることによって、随分、気持ちは和らぐですよ。そういうことだって可能なんです、これは簡単にできる話なんですからね。

いろいろかすみがうらの市内でも、このセシウムの測定器を個人的に買っている方もいます。我々業者はいいんだけど、消費者が納得してくれないというようなことで、個人で600万出して買った人もおります。600万出せば10ベクレル以下まで、これははかれます。私どもはいつでもいいんだけど、消費者が納得しないからだめなんだというようなことで、これは役所で測定してもらったものですが、やっぱり測定の結果の報告書、そういうものをつけて出荷している。そのことによって、消費者が安心して食べられる。大手スーパーでは、その場ですぐに測定してくれるところもあるそうです。間近に機械の中をさっと通れば、6秒か8秒で測定する機械もでてるそうなんです。もう少し前向きな形で、市民サービスが、できないか、できるかできないか。

一番早いのは、学校給食を早朝からやってもらう、子を持つ親御さんは本当に安心できますから。原則として100ベクレル以上は出荷自粛というから、市場には100ベクレル以上のものはほとんど出ていないと思う。しかしながら、消費者は違います。その検査機構の充実を早朝から夜遅くまでもう少し私はしてもらいたいんですが、再度いかがでしょうか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

私が聞いているところでは、三、四十件、滞留があると聞いております。その三、四十件のうちの滞留の中で、三、四十件を金曜日だけで対応していると、一番最後は1カ月半かかるということになるんでしょうけれども、その話を私は聞きましたんで、全く栗山議員と同感でありまして、朝でも夜でもやればいいんで、フル回転しろという指示を出しました。ただ、三、四十件、滞留があると言っても、これは環境経済部長からの答弁とさせますが、いわゆる例えば7月10日にならないとできないものも予約してありますから、実質は、三、四十件たまっちゃっているということではなくて、7月10日になったら、例えばタマネギをやってほしいという、そういう予約も含んでの三、四十件というふうに聞いていますので、多分まるっきり滞留になっているのは30件足らずかなと思います。

その30件足らずを先ほどの答弁のように午前中3件ずつ今度ふやすということになりましたから、5日やれば15件処理できるわけです。それでも足りなければ、夜もやればいいんで、とにかく早く滞留を解消しろということで進めておりますので、もう少々お待ちいただきたいと思えます。何件滞留が今あるか、具体的な話は環境経済部長からの答弁とさせていただきます。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

私は、滞留関係なんかはどうでもいいんですよ。ただ、市でどこまで市民に対してサービスできるか。時間外もやりますよというものも市民に知らせるか、それが一番大事なんですよ。その後において、またいろいろ問題が発生すれば前向きに検討すればいいんですから、既に1カ月半だから、もう頼んでもだめだという人が、あきらめる人が、何人か私は聞いているんですよ。ぜひそうしてもらいたい、これは。

次に、農産物の加工商品、水産物の加工、出荷自粛と市の対策について。

これは非常に問題があります。特に水産物については、これからどうなるかわからない。霞ヶ浦の水は何とか大丈夫だと。しかしながら、下の泥には相当のセシウムが入っていると。河口付近においては特に高いと。これからどのくらい汚染されていくか私はわからないけれども、一回入ったものはなかなか出ないわけであって、それがどんどん蓄積されていく。恐らく加工業者も漁業者も、先行きどうなっちゃうんだろうと心配していると思います。ある漁業者の方は東電まで行って交渉したそうです。ある方は、役所に相談したらば、役所で乗ってくれない。もう役所なんか当てにならないと。県に直接行って交渉して、県で対応してもらおうような話を聞いております。もう少し地元の市民に対して、市として真剣になって取り組んでもらいたいんですよ。本当に加工業者は、栗山さん、霞ヶ浦の加工業者はみんなつぶれちゃいますよと、何とかならないだろうかと、それは大きな加工業者の社長ですよ、私らにできることなら何でもやりますと。市がやらなければ、私らがやらなくちゃならないですよ。それが市民サービスなんですから、もう少し真剣になって取り組んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか、市長。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

農産物もそうであります、特にかすみがうら市の水産の加工屋さんというのは、全国でもトップクラスというか全国有数でありまして、これに対する放射能の影響というのは甚大であると聞いております。先般も、戸田加工組合の会長さんともお話ししましたが、市としては、県でも国でもどこへでも同道していくということで、東電も、戸田さんのところへ来て、いろいろ相談には乗ってくれているようであります。既に、22年産のエビ等については、補償金が支払われたという話も聞いておりますが、23年のものについては、相当量のものが、まだ話がついていないということで、さらに今度24年度の間もなく7月には解禁になるわけでありまして、特にエビ等については懸念されるところであります。セシウムにつきましては、河川の上流側から、今、セシウムが、上流側から下流、さらには今度いわゆる湖の中へ移行している状況でありまして、この湖の底にたまっているセシウムをどうやって排出するかというのが今後の課題になってくるんじゃないかと思っております。

ご案内のように、霞ヶ浦は、かつては海の水が出たり入ったりしたわけでありまして、今は完全に仕切られております。下の泥は一たん舞い上がらせて、河口堰をあける作業しないと、いわゆる干潮時に、引き潮のときに泥を舞い上がらせておいて、一気に抜くという方法が有効ではないかという提言をついこの前も、先週の日曜日ですか、霞ヶ浦環境センターで、アサザ基金等が主催した会議がございましたが、そういう話も出ていたようであります。これは、ただ加工組合の人たちの話を聞きますと、非常に深刻な問題ではあるんだけど、同時にまた非常にデリケートな問題もはらんでいると。この霞ヶ浦の水産物が、確かに放射能の危険性が非常に高いわけでありまして、これを対策は、とってもらいたいのはやまやまなんでありまして、これを余り表に出すと、逆に霞ヶ浦の魚は危ないといういわゆる風評が自分に戻ってくるわけです。

しかし、先般の会議等で出ていたのは、もはやそう言っていられないんじゃないかというぐらい深刻な状況になっていると私も認識をしております。これは、かすみがうら市は、霞ヶ浦の水産資源については、行方市とともに内水面の中では日本一の漁獲量を誇っているわけでありまして、大いなる関心を持って、流域、霞ヶ浦に接する漁業している市町村とも連携をとって、市町村あるいは県を挙げて、この問題に取り組んでいく必要があると。しかし、同時に非常にデリケートな問題をはらんでいるということも頭に置きながら、この問題に取り組んでいきたいと、こういうふうに考えております。

**○議長（小座野定信君）**

14番 栗山千勝君。

**○14番（栗山千勝君）**

霞ヶ浦の水産物について、今、市長が言うに、確かにデリケートなものです。しかし、出荷自粛、100ベクレル以下のものならいいと。例えば、それ以上のものが市場に出回ったときに、その反動がより大きいんですよ、そのほうが怖いですよ。

今、市長が、霞ヶ浦の泥を舞い上がらせてどうのこうのは物理的に非常に難しい問題で、まず不可能と言っても過言ではない。風が吹けば、あんな浅い湖ですから、当然、水が濁ります。濁った水は、魚は全部吸い込みます。100%体内には含みませんが、何%かは残るかもしれない。それがどんどん蓄積されていくんですよ。非常に今、漁業者は、私の周りには何人もいないですが、心配しておる。一々検査に回すと言ったって、それもできない。行政が何をしてやれるか、

これは非常に難しい問題ですけれども、ただ、今の職員でできるかできないか私はわかりませんが、これはもう少し真剣に取り組んでももらいたい。補償問題、市で当てにならないから、県に行ってお願いたした。これじゃちょっと情けない話ですから、これは、市長のリーダーシップを発揮していただいて、きちんと対応してもらいたい、それが、市民サービスの私は第一というふうに認識しております。

次に、職員の教育の関係なんですが、5月末に懲戒委員会をやったやに聞いておりますが、何人くらいで、どういう案件の問題があったのか、お伺いしたいと思います。

○議長（小座野定信君）

栗山議員、今ちょっと言葉がはっきりしなかったんですが、懲罰委員会ですね。

○14番（栗山千勝君）

懲罰委員会、はい。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

懲戒分限等委員会につきましては、公開ではございませんので、ちょっとお話は控えさせていただきます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

公開じゃないのは、私はわかりますよ。名前も何も言わないけれども、聞かないけれども、ただ内容については公表できる話でしょう、いかがでしょうか。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

内容等につきましては、交通事故と事務処理の問題等がありました。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

大体何件くらいあったんでしょうか。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

今、手元に資料がございませんので、ちょっと暫時休憩をお願いしたいと思います。

○議長（小座野定信君）

暫時休憩とします。

休 憩 午前11時04分

再 開 午前 11 時 14 分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして会議を開きます。

答弁を求めます。

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

ただいまの栗山議員さんのご質問ですが、件数が11件でございます。内容的には交通事故と一般サービスでございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

今、部長のほうから11件というふうにお伺いしたわけですが、実は24年3月27日に、職員の綱紀粛清等を含む規律の確保というようなことで回っているんですね。にもかかわらず、11件というのは何事か。やっぱり市長を初め、管理職の部会の職務規律の徹底がおろそかなんじゃないのかなと私は思うんですが、懲戒委員会の委員長さん、いかがでしょうか。

○議長（小座野定信君）

副市長 石川眞澄君。

○副市長（石川眞澄君）

職員の服務規律の確保につきましては、常々、総務部長、それから私、それから市長、これを通じて、強く申し出、通知を出していたり、監督をしたりしております。ただし、やはり中には、職員の中に間違いというものもございますので、そういうものにつきましては、今後、こういうことがないように、指導・監督を徹底してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

もう少し突っ込んだ内容にいろいろ聞いていきたいと思うんですが、かすみがうら市長の公印、あれは、市長、かすみがうら市には何個あるんですか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

2個ということでございます。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

2個ということは、霞ヶ浦庁舎と千代田庁舎ということによろしいんですか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

はい、そのとおりです。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

そうすると、この判この管理、管理はどこでやっているんでしょう、それで、どんな管理しているんでしょう。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

霞ヶ浦庁舎につきましては、霞ヶ浦庁舎総務課長、千代田庁舎の公印につきましては、千代田総務部の総務課長が管理ということで管理者になっております。

それで、管理の規定でございますが、公印の管理につきましては、常に堅固な容器におさめ、原則として錠を施し、管理については次の区分に従い、当該区分の定める者が管理しなければならないというような規則がございます。

以上です。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

その規則をちょっと答えて。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

手元でございますので、栗山議員のほうにお渡ししたいと思います。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

判こは、だれでも職員なら行って押せるんですか。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

公印につきましては、決裁文書の原本を用いまして、文書取り扱いの印を押しまして、それで管理している例えば霞ヶ浦の総務課長並びに千代田庁舎であれば総務の総務課長のところの取り扱い印を押ししてもらって、初めて公印を押印できるという内容でございます。

以上です。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

そうすると、今は適切にそういう規則にのっとって判こを使っているということによろしいんですね。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

かすみがうら市公印規則にのっとって、公印は扱っているというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

総務部長の話は、わからなくはないんですが、何か問題点はないんでしょうかね、現段階で。問題点があれば、上司に報告する義務があるわけですよ、いかがでしょうか。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

栗山議員さんの今の内容でございますが、事故報告書として担当部局から総務部のほうに回っております。ただ、現時点ではその真意の確認をしてございませんので、ちょっと明確な答弁は控えたいと思います。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

じゃ、これは担当のほうにお伺いしますけれども、これは、いつごろこういう問題が発生したのか、総務課長の印鑑の管理は適切だったのか、お伺いしたいと思います。

○議長（小座野定信君）

栗山議員、総務部長でよろしいですか。

○14番（栗山千勝君）

担当者、問題を起こした担当者。

○議長（小座野定信君）

答弁者をご指名願いたいと思います。

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

環境経済部長です。

○議長（小座野定信君）

環境経済部長 藤崎宏明君。

○環境経済部長（藤崎宏明君）

お答えします。

私が、4月の人事異動で、定期異動で環境経済部へ来まして、板垣農林水産課長のほうから報告を受けている国の助成制度等の内容で、今、総務部長のほうに事故報告を先般したところでございます。

○議長（小座野定信君）

暫時休憩します。

休 憩 午前11時23分

---

再 開 午前11時25分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

今の事案につきましては、まだ処分等のあれもしてございませんし、懲戒処分の中の規定によりまして公表できる基準がございます。その公表できる基準に達していれば公表できますが、基準の例えば強制措置であれば公表はできませんので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

私は、別に公表してもらわなくても構わないですが、大事な判こを使うんだから、昔、霞ヶ浦町だったか、出島村だったかちょっと記憶にないんですが、大事な印鑑を茨城県庁まで持って行って、ご丁寧にその判こを忘れてきちゃったっていう、それで県庁から電話があつて、かすみぐうらでは判こは幾つあるんですかと、笑い話のような事案があつたんですよ。今回も、その判こをきちんと管理したかしないかが非常に問題なんですよ。私、ここで突っ込んで聞きたいですよ、聞けば、マスコミさん、喜んで記事にします。あえて私は聞きません、議長さんがとめたようですから。

そんなことよりも、判この管理なんですよ、問題は。これは、総務部長として、課長に対してどう指示したのか。とりあえずは、きょうはここまででとめておきます。

次に、障害者福祉会というのがあるらしいんですが、この関係で役所は、歳計外現金を扱っているというような話を聞き及んでいるわけです。ところが、今度の懲戒処分によって、そういう問題が、いろいろ、この分だか何か知らない、私は。事務処理が悪いということで、なかなか預かることができないというような話を聞いているわけでございまして、かすみぐうら市のそういう外郭団体等の歳計外の現金の取り扱い、どのようにされているか。これは、きちんと基本にのっとっていれば間違いが起こることはないんですよ。その歳計外現金の取り扱いをどういうふう

に職員に対して指導しているかお伺いします。

○議長（小座野定信君）

保健福祉部長 鈴木 弘君。

○保健福祉部長（鈴木 弘君）

失礼しました、障害福祉会等に限定してお話しさせていただきますと、今回、今、言いましたように多少その歳計外現金の扱いの中で、ルールにのっとっていないところもあったというようなことを聞いております。そのために、今後につきましては、できる限り外郭団体につきましては、事務をそれぞれの団体それぞれにやってもらうという原則の中で、事務のほうを進めたいと考えております。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

今、この障害者福祉会というのは、解散しなくちゃいけないだろうというような問題が発覚しているんですよ。この歳計外現金も、これは、なかなか扱うのは難しいかもしれないけれども、きちんとした規則を設けてやれば何ら問題は起きないと思うんですよ。やはり特にこの障害者福祉会の問題については、役所がフォローしてやらなければどうにもならない問題、これは解散したら、また一つの問題が発生していくと思うんですが、今後についてお伺いします。

○議長（小座野定信君）

保健福祉部長 鈴木 弘君。

○保健福祉部長（鈴木 弘君）

今ご指摘いただきましたけれども、まず1点目につきましては、その問題になった取り扱い、歳計外現金につきましても、福祉会というよりも障害者の入っている共済年金のほうの関係のものでございます。それから、福祉会につきましては、今ありましたとおり、いろいろ市のほうでもサポートしていかなくてはならないという団体でもございますので、いろいろ協議しながら、現金を含めいろいろ不都合がないようにとり進めたいと考えております。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

解散になるようなことは避けていただきたい、これはお願いします。

次に、私どもは、議会でもって、全員協議会か11人だったか、選挙管理委員会の方にお越しいただいていろいろ聞いた中で、今、リコール問題が市長を中心になって起きていますが、このリコールにかかわる予算、担当総務課長は、この予算を専決処分すると言うんですよ。わかっているながら専決処分というのはあり得るわけがないんですよ。市長、どうお考えでしょうか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

今、起こっているリコール問題が、これはリコールが確定しているのであれば別に確定しているわけではありませんので、ちょっと何のことを言っているんだかわかりません。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

今、リコール問題が起きているのはわかるでしょう、リコールは、まだ動いてはいないけれども。リコール問題が発生したときに、その予算を専決処分で職員はすると言うんですよ、専決処分なんてあり得るはずはないんですよ。一職員が専決処分なんて、議会軽視も甚だしいですよ、いかがでしょうか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

ちょっと言っている内容がよくわからないんですが、リコールが、仮に住民投票までやって、住民投票をそもそもやるための予算ですかね、今、言っているのは。

[栗山議員「やるための、それまでの予算が専決処分と言っているんですよ」と呼ぶ]

○市長（宮嶋光昭君）

議会を開催する時間がなければ、そういう専決処分という手続になるかと思います。

○議長（小座野定信君）

市長、今の質問内容は、一職員が専決処分するという決断めいた発言をしていることに対して、市長はどうお考えかという質問内容でございます。

もう一度答弁をお願いします。

○市長（宮嶋光昭君）

専決処分は私だけができるんであって、職員には、専決処分はできないのは自明の理であります。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

そうすると、一職員のその発言に対して、市長はどうお考えでしょうか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

それは、ちょっと私は聞いたわけじゃないんで、だれが言ったんだかわからないんですが、それは不可能なことを言ったんですから、たわ言としかとれません。そもそも不可能なことを言っているんで、たわ言だろうと思います。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

たわ言で済む問題じゃないですよ、市長。一職員が「専決処分する」と言うんですよ。職員をどういう指導しているのかと、リーダーとして。総務部長は、あの席にいたから知っているでしょうが。私に指摘されたでしょう、専決処分とは何事だと。だから、そういうたわ言を言うような職員を管理できないのかと言うんだ、私は。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

ちょっと言っている内容がよくわからないんですが、職員が言ったのが、その際は、市長が、議会を開く間がないとき、もしそういうケースの場合には、市長が専決処分をすると言ったのか、それともその職員が、例えば係長にしても課員にしても、課員が、私が専決処分すると言ったのか。だから、専決処分すると言ったとすれば、自分が専決処分すると言ったとすれば、それは不可能なことでありますから、たわ言としか、あるいは冗談としか、だから冗談を真に受けて、話をしてもしようがないと思います。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

市長、今の発言は取り消してください。たわ言とか冗談とか、一職員が、市長が専決処分と言ったんじゃないんですよ。そういう言葉に対して、そういう職員をどういう教育しているんだと言うの。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

もしそういうたわ言、冗談を言った職員があったとすれば、自分が専決処分するという意味で言ったとすれば、これは適切ではないんで、もし本人の意思がそういう意味で言ったのであれば、これは問題でありますから、そういうことはあり得ない話だと思いますけれども。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

たわ言とか冗談とか、本人が専決処分とただ言っただけで、本人が専決処分するんだか、市長が処分するんだかわからないですよ。一職員が、専決処分と予算化すると言っているんですよ。そういう職員を管理できなかったのか。余りにも軽率な発言でしょうが。予算とはそんなものじゃないでしょうよ。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

専決処分は、議会を開催する時間がないような場合、緊急の場合、そういう場合にするんであって、その解説をしたのであれば、それは、そういう際は市長が専決処分するという、主語が、市長が専決処分するのか、それとも言った人が、私が専決処分と、私が専決処分するということはあり得ない話で、それはもし本当にそう言ったとすれば冗談だろうと思いますが、冗談にしては、ちょっと聞くほうも聞くほうだけでも、言うほうも言うほうだと思います。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

市長、聞くほうも聞くほうだと言うけれども、お茶飲み話で言っているわけじゃないんですよ。お茶飲み話で言っているんじゃないんですよ。たわ言とか冗談とか、そう言うのであれば、市長にお伺いしますが、昨年の4月に専決処分しましたね、緊急災害復旧の。その問題で工事をやらなくて不用額にしてしまった。無責任な話でしょう。わかるでしょう、去年の4月に農村集落排水の災害復旧費で、それを不用額にしているんですよ、執行しないで。その点、どう思いますか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

ちょっと該当するものがわからないんですが、去年の4月ですか、23年4月ですか。

[栗山議員「23年の4月か5月だと思う」と呼ぶ]

○市長（宮嶋光昭君）

23年4月に専決処分した。ちょっと今、思い浮かばないですが……。

[栗山議員「農集排だから」と呼ぶ]

○市長（宮嶋光昭君）

23年の東野寺の専決処分。

[栗山議員「はい」と呼ぶ]

○市長（宮嶋光昭君）

それは担当部長に答えさせます。

○議長（小座野定信君）

栗山議員、確認の意味をもって、土木部長にあるかなしかの確認をしたいと思います。ご了解願います。

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

ただいまの栗山議員のお話でございますが、昨年の4月に専決処分を受けました農集排の東野寺地内でございますが、工事発注がおくれたこと、また工事の設計の段階で配慮が足りなかったことで、出来形精査により、設計変更により3月末をもって完了したという経過がございます。

○議長（小座野定信君）

土木部長、補正を組んだものを明許で繰り越したのかどうかというところのこともお答え願いたいと思います。

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

先ほど申し上げましたとおり、23年度の事業は、出来形精査設計変更により完了しております、今回の24年度の専決処分により、その部分を多少工事費には、内容はちょっと変わっている部分もございますが、専決処分により、現在、承認を受けている段階でございます。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

市長、専決処分の重みというのはわからないですよ、緊急災害復旧費ですよ、これはあなたの指導が悪いからそうなる、職員の指導が悪いから。きちんと職員を教育していれば、そんな問題は発生しない。一番、問題はそこなんです。職員を教育するのは市長みずからでしょう。幾らやってもこの問題は進まないけれども、たわ言とか、そういう問題について発言は取り消してください。議長、お願いします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

主語が問題でありまして、さっきから言っているように、市長が専決処分と言ったのか、それとも本人が専決処分と言ったのか、本人が専決処分するということは、これは不可能なことを言っているんでありますから、それはたわ言の部類ですが、それは事実たわ言ですからたわ言と言っただけで、それから市長が専決処分と言ったのは、それはそういうケースには専決処分しかなんだろうといういわゆる法解釈のことを言ったんだと思います。

だから、主語がどっちにあるかによってわからないんで、私はその場に居合わせていないんで、本人に確かめないと、ちょっとわからないと思います。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

あなたの職員の教育がなっていないから、そういうたわ言のような話をするんですよ。職員が発言していい言葉があるでしょうが。市長が、なんて私が専決処分なんて言っていないですよ。ただ、専決処分ですと申すと言っただけですよ。そういう発言する自体が間違っているでしょうと言うの。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

どうも状況的に聞いてみると、ただ専決処分と言ったということでもありますから、それは、そういう際は議会を開くいとまがないんで、市長が専決処分するというルールだよという、前後をつければそういう話になると思うので、当たり前の話だろうと思います。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

幾ら言っても平行線だよ、口減らずと言うんですよ、こういうのを。

次に移ります。

宍倉出張所の解体の関係、この問題できのうも質問しましたが、私は、前向きで相手の弁護士といろいろ話をして、何とかまとめたいなというふうな気持ちであります。そういう中で、市の対応、地権者に対して内容証明等を何回も一方的にぶつけまして、まず聞く耳を持たない、そういうことで話は決まらないわけですよ。契約が切れて、地代も払っていない。いわば不法占拠なんです。22年度の予算は不用額にした、23年度については繰越明許で今来ています。そういう

中で、地代はまだ払われていない。あそこの問題は、恐らく大幅設計変更ということになると思うんですが、もう少し指導して、市民に対して思いやりのある対応でもって当たれば、何ら問題なく解決するんですよ。相手の伊ソヤマ先生、いろいろ弁護士と私は話をしました。話をすれば、よくわかるんですよ。それがなぜできないのか、話し合いが。ただ、強引に弁護士が言うから、間違いないんだと担当課長は言っているんですよ。弁護士が言えば間違いないのであれば、裁判なんかはないんですよ、弁護士が悪いと言えば、片方はいいと言うんですから。そんな弁護士とか裁判とかじゃなくて、真剣に話し合えば事は済むんですよ。一方的な話ばかり持つてくるからこういうことになるんですよ。

今度の発注だって、その前に地権者と合意あるいは確認書、覚書でもって発注していれば、これは、何ら問題はない。地権者の方はそれなりに文書でも出していますし、全く一方的な話で、まず聞く耳を持たない。市長は、選挙のときに、人の話を聞くというリーフレット出しているんですよ。この間の話し合いだって、私は、相手の弁護士に対して、弁護士のほうから、責任がある回答できる方を出してくださいよと。私は、責任がある回答しますからと。で、課長以下だ、話を聞いて持ち帰って、また相談する。本当に情けない。大体、工事妨害差しとめの仮処分申し立てなんて出す自体が間違っているんですよ。行政が市民に対してこんなものを出すなんて、本当に言語道断ですよ。市長と議論してもイタチごっこだからしないけれども、部長、今後についてどういう考えを持っているか。まず地代の関係、それからお伺いします。

○議長（小座野定信君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

宍倉出張所の関係ですけれども、地代というようなお話があったかと思うんですけれども、この件に関しましては、現在、双方の代理人弁護士を交えまして、地権者の方と協議中の案件でございます。6月5日に話し合いを持ちまして、相手の地権者の方からいろいろ要望等がありました。その場では、直接、結論はつかなかったわけなんですけれども、一たん持ち帰りまして、地代等の内容も含めまして協議させていただいて、回答して了解を得るように努力してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

職員の教育関係について、1点だけちょっと忘れた問題があったんで、起案文書と決裁の重みについてどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

決裁につきましては、事務処理をする上では必ず必要でございます。決裁は、その区分によりまして、課長決裁、部長決裁、副市長決裁、市長決裁というふうに分類されております。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

起案文書の中身において、その責任は、一応、決裁した以上は責任があるということで理解してよろしいんですね。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

決裁欄に決裁を押ししている以上は、決裁を押ししたその上司も責任はあるというふうに認識しております。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

はい、その点はわかりました。宍倉出張所の関係なんですが、けさほど電話等で請負業者と、私が電話したわけじゃないけれども、ある方のところへ電話がかかってきていろいろ話しましたが、市長とは、2カ月くらい前にあるところで会ったきり、電話でも受けていないと、何の話も聞いていないというふうな話を聞いているわけで、きのうの話と全くつじつまの合わないような話なんで、議場での答弁は責任のある答弁していただきたい。

以上です、終わり。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君の一般質問を終わります。

お諮りいたします。

昼食休憩にいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認めます。

再開は午後1時30分といたします。

休 憩 午前11時54分

---

再 開 午後 1時30分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして会議を開きます。

続いて、発言を許します。

5番、古橋智樹君。

[5番 古橋智樹君登壇]

○5番（古橋智樹君）

一般質問に先立ちまして、一言申し上げます。

けさほど地元の県会議員から留守電がございまして、あなたの看板、逆西にある看板が切られ

ているから、警察に届けたほうがいいよということで、いよいよこういう情勢になってきたのかなということでございます。

今回、中継が入っているということで、もし看板を切られた方がいらっしゃいましたら、ぜひ、かすみがうら市にどのようなまちづくりが必要かということで、ご自身で一度お考えいただいて、それが、おのずと職員の給与削減や医療費の無料化だけではないということが気づいていただけたらと思いますので、ぜひこの機会に、そういうふうにも一度、ご一考いただければと、僭越ですが、一言申し添えさせていただきます。

平成24年第2回定例会に当たり、通告に従いまして一般質問を行います。

宮嶋市長いわく、重要議案の一つとして、中学生以下医療費無料化議案を掲げておられますが、その提案を賛成なのか反対なのかと言われれば、私は、特別委員会の委員長ではございませんけれども、その委員長ではなく一議員の立場から言わせていただければ反対でございます。

その理由は、優先すべきではない過剰サービスのためであります。市長、あなたが、議会の否決を非難している財源がないというのは、改めて申し上げますと、かすみがうら市として、ほかに優先すべき需要があり、現行の医療福祉サービスから拡大に組みかえる財源はないということです。ほかに優先すべき事項は、私が説明することもなく、放射線の影響やこの円高不況に応じた対策でございます。

市民は、これまで医療費無料でなくても、市民の皆さん、応分の負担はできてきたわけでございます。無料でなくとも病院にかかることができているのであります。そういった日本の社会制度でございます。無料などという緊迫した選挙のえさを利用する政治家が、最も私は無責任であろうと考えるものであります。

そして、今や例を挙げますと、生活保護の不正受給を初め、今や過剰な社会保障サービスのひずみがようやく国民目線で着目されてきたわけでございます。

さて、今回は、国の補助として当市は、地方交付税を一般会計150億の4分の1、38億円も受けている地方自治体であるかすみがうら市が単独で医療費無料の過剰サービスを行うことにより、国の補助も必要以上の過剰な供給ができるのならば、さらにはもう一点、人件費も削ることができるのならば、国は、それら状況から補助する必要がないということは、皆さん、だれしもがわかる原則でございまして、これに基づき私は質問するものであります。

また、この医療福祉制度のもう一つの論点といたしまして、外来自己負担金の助成というものが、国の国庫負担の法定の調整として、過剰サービスだから妊産婦を除き廃止するならば、先般の特別委員会の試算額における外来自己負担金助成の廃止額、およそ2400万円、その2400万円に加えて、法定の給付費調整率、7%から14%内の補助復活額が締めて2400万プラス数百万という形で、今回、市長の提案の予算の組み替える手法であると私は考えております。

さらに、医学的根拠からいたしますと、現制度は9歳まで外来自己負担助成金で手厚くしているということでございますが、これは理にかなっているのであります。皆さんもお聞きになったことがあるかとは存じますが、10歳の壁として、子どもが成長する中で、学習能力のこの10歳における壁が問題としてありますが、これに、この学習能力の発達にあわせて、10歳を境として、子どもの健康な発達を担保する意味でも、外来自己負担助成の廃止は、財政の都合だけで決めるべきことではないのであります。

さらに、論点と加えまして、この重要議案とする中学生以下医療費無料化の無駄な部分として私は指摘させていただきます。

それは、国の所得税の医療費還付制度とかすみがうら市の住民税の医療費等控除の制度とこの中学生以下医療費無料化はダブリがございます。まず、所得制限撤廃として提案されておりますが、これを国の施策で例えさせていただきますと、先般の民主党による子ども手当の所得が無制限で、対象者にはすべて手当を支給していたわけでありましたが、この財源を民主党は確保したことにより、ほかのサービスが、弊害が出たわけでございます。公平にできなくなったわけでございます。それは、さらに民主党が高校の授業料無償化もございました。これらにより、小・中学校の校舎耐震化、こちらの予算が、さきの民主党の事業に予算をシフトしたため、耐震化がおかれているという実態がございます。

そのことから、当市の今回の医療費無料化の提案を着目してまいりますと、所得制限を撤廃したために、所得のある方、具体的に申し上げるならば、源泉租税を十分納められている方が、これら制度をよく把握せず、もし当市の医療費無料化を利用した場合に、1月から行われます確定申告の際に、世帯、家族の合算として医療費の中に従来であれば組み込むわけでございますが、この中学生以下の無料化を利用したならばその合算に加わらないのであります。

そして、最終的には所得税から医療費は還付されないということもあり得るわけでございます。

さらには、従来、さきの市民が国税で医療費還付を受けるところが市の税金から医療費を出費してしまう。本来、国の所得税の還付を受けるところが、当市の持ち出しで医療費のサービスを受けてしまう、これは、どう考えても宮嶋市長が掲げられる行財政改革の中の取り組みなのでしょいか。

さらに、その所得の比較のある市民にとっては、翌年の市民税の医療費控除が受けられるという可能性が低下してしまいます。それにより、市にとっては、現物給付の負担がふえてしまうということになり、市長の言う市民の負担軽減という、かつ、行財政改革の両面で後退することになると考えられるのであります。

子ども手当が、今年度4月から新たに児童手当として、再度、所得制限が設けられたように、所得のある方にまで医療費無料化を適用することも我々は十分検討しなければなりません。

しかしながら、この医療福祉制度の予算の組み替えだけで、我が市の将来を重要議案として語っていただきたくないのであります。

冒頭に申し上げた地方交付税という国の補助に恩恵を受けるかすみがうら市は、財政における法定の財政需要として、土木、消防、教育、産業経済等々の各項目の、各単位項目のバランスを図り、当市の可能な限りの交付限度額まで組み立てる宮嶋市長の責任がございます。

また、全国における市長会や町村会が国に要望しております市町村単独医療費助成の減額措置の廃止については、国の財政を憂慮すれば検討すべきものでありますが、将来を担う子どもたちの10歳の壁という問題に対しては、外来自己負担助成を継続するために国が直接取り組むべきと十分考えられるものでございます。

円高不況やデフレ、さらには大震災や放射線問題が加わった中で、この医療福祉制度が市長選挙の公約だからといって、子どもの医療無料という看板を見て、他市から転入してくるような方、中には、保護者の財布の負担が少々軽くなるだろうという、そのようにお考えになる方、さらに

はこの制度が経済的な効果として、病院の需要がふえる、これらが、少子化対策だ、活性化対策だ、これらで中長期的な展望が持てるのではないかという考えは、私からすれば、非常に安直な根拠であろうと思ひ、到底、重要議案としては認めたくないわけでございます。

また一方、我々としても、市長選挙の公約とならば優先順位を決してびりにするというものではありません。しかしながら、この厳しい現状だからこそ復興のために税循環を、そして中長期的には採算性の図れる事業を優先しなければならないのであります。

そして、続いて、宮嶋市長いわく、重要議案の職員給与削減についてであります。

改めて市長から提案された7月以降、今年度内3%から5%という削減率で提案をなさっておりますが、さらには宮嶋市長を支持する議員の皆さんの勧めもあり譲歩したとのことですが、これまで2億4000万の削減目標をおおよそ半分以下とするのでしょうか。財政健全化、医療福祉の財源、今年度の歳入欠陥と理由も二転三転し、一体、宮嶋市長、何のために削減を求めているのか、さらに提案目的がぶれて、理由のあいまいさがさらにあらわれた今回の提案であります。

今回も、唯一伺えることは、職員との労使交渉の合意も取りつけることなく、トップダウンで市長の権限を誇示した宮嶋市長、あなた自身のメンツのためだけに下げるということではないのでしょうか。

また、市長選挙から訴えてきたかすみがうら市の財政破綻がしっかりと証明できるのならば、議会の同意も職員の同意もございましょう。しかしながら、この長引く景気の低迷において、公務員の身分保障、市長がおっしゃる既得権益、これらに対するバッシングで市民の支持を取りつけようとする私からすれば冷酷な手段から、宮嶋市長の資格を疑わざるを得ないのであります。

職員の給与を削るばかりが先行し、毎年1億円ずつもふえ続ける当市の国民健康保険会計、これに充てる、さらには景気の悪い時代に汗水垂らした市民の血税をサービス過剰で医療費無料と無節操に充てる、これらつけ焼き刃の人気取りをねらう施策が市の将来に何となるのか、これが議会で否決され続けてきた理由でもあります。

そこで、今回、改めて財政の技術的な部分を尋ねるものであります。今国会における復興財源に充てる国家公務員の7.8%の給与削減に倣うという当市の削減案が、さきに述べた地方交付税算定において必要経費としてどのように影響があるのか、お尋ねするものです。

そして、ことしの3月以降、議会リコール騒ぎを起こしている張本人として、市長として、責任という言葉をもどどのように考えているのか、これだけの騒ぎ、醜聞から当市がどのような損失になっているのかととらえているのか。

例を挙げるならば、家族会議で反対され、否決された宮嶋市長は、その家族をリコールされるのでしょうか。社内会議で社長が従業員に反対されて否決された宮嶋市長は、その従業員をリコールするのですか。何のために賛成と反対というものがあるのでしょうか。市長、あなたは、かつて霞ヶ浦庁舎建設を住民の立場で反対し、賛成した我々議会の議員を権力の横暴だとのぼり旗までつくったのは何だったんですか。

出島村長で、出島村長選挙で村長2期目を目指したが、市民に多くの反対票を投じられたのは何だったのですか。これだけリコールで無用な騒ぎを起こし、市外からよい評価があると本気でお考えになるのですか。リコールが市民にとって積極的な活動であると本気に考えていただけるのでしょうか。

さらには、これまでの施政方針において、地域活性の意思として肝いりで取り組んだ東京都板橋区の outlet における失敗から今年度予算を実行し、今後、どのように地域活性をねらい、取り組む意思があるのか、改めて問うものであります。

当市発注のシルバー人材センターの仕事を切り、複数年契約で一括管理をさせた業者が、植栽管理を十分できず、植木を枯らしてしまったことが民間事業者による能率的な向上であるのですか。さらに、その植木を枯らした業者が、予算を増額させて、当市の運動公園の一括管理をさせることが地域の活性化なのでしょうか、改めてお尋ねします。

第1点目として、医療費無料の独自追加による国補助の減額について、社会保障の独自施策追加の費用対税収効果、地方交付税等の減額算定について市の考えを伺います。

2点目として、人件費削減による国補助減額算定について、人件費削減による地方交付税等の減額の考えを伺います。

第3点目といたしまして、リコールで混乱を招く損失と責任について、市長がリコールを先導していることによる損失と責任の所在についてお尋ねします。

4点目として、地域復興・活性対応の言語明瞭、意思不明について、地域の復興と活性については、発言があるものの、選挙公約の固執で、計画と実行が、棚上げ、不明となっているが、改めて雇用対策など市長の意思をお尋ねします。

以上、第1回目の質問といたします。

○議長（小座野定信君）

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

古橋議員の質問にお答えいたします。

1点目、医療費無料の独自追加による国補助の減額については、市民部長及び市長公室長からの答弁とさせていただきます。

2点目、人件費削減による国補助減額算定については、市長公室長からの答弁とさせていただきます。

3点目のリコールで混乱を招く損失と責任についてお答えいたします。

市民の権利であるリコールは、市民の意思を示す大切な制度であり、市民が意思表示することに対し、市の損失や責任の所在はどの質問はそぐわないと考えております。

4点目の地域の復興と活性化についてお答えいたします。

地域振興の活性化は、本市で働き、本市で生活を営まれることが前提であり、雇用対策は重要な政策であることから、市内の企業や新たに誘致する企業に対して、積極的な市民の声を促すため、就業の環境整備を整えております。

具体的には、条例による設備投資や雇用の助成、さらに固定資産税の免除など、優遇措置を設け、県と連携を図りながら、情報を広く発信し、企業誘致及び雇用の促進に努めており、ある程度の成果が上がったものと考えております。

また、雇用の安定化を図るため、市内の中小企業に対し、経営の合理化と近代化への意欲を促

進するよう、経営診断や経営指導などの活動を行っている商工会への支援は継続してまいりたいと考えております。

○議長（小座野定信君）

市民部長 根本光男君。

[市民部長 根本光男君登壇]

○市民部長（根本光男君）

1点目の医療費無料の独自追加による国補助の減額についてお答えいたします。

国や県におきましては、市単独事業として医療費無料化を行った場合、一定の波及効果から医療費の増加が考えられるため、その単独事業影響分を国民健康保険特別会計における医療給付費等負担金及び調整交付金等の算定上、調整することで、減額の対象となるものであります。

減額部分につきましては、一般会計から医療福祉費波及分としまして繰り入れ補てんすることで、国民健康保険特別会計の収支が保たれることになるものであります。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

市長公室長 川尻芳弘君。

[市長公室長 川尻芳弘君登壇]

○市長公室長（川尻芳弘君）

1点目の医療費無料の独自追加での地方交付税の算定についてお答えいたします。

このようなケース、いわゆる普通交付税で算定されない単独事業におきましては、特別交付税において、特殊財政需要額に積み上げることとなります。しかし、需要額の報告額がそのまま特別交付税となることはありませんが、ある程度は反映されているものと考えられます。

現段階で、医療費を無料にすることによって、地方交付税が減額となることはありません。

2点目の人件費削減によって地方交付税が減額されるかという点についてお答えいたします。

地方交付税の算定において、人件費については、単位費用として1人当たりの額が決まっておりますので、人件費のうちの特に職員の俸給の上限に左右されるものではございません。

それから、国家公務員の給与の関係でご質問いただきましたけれども、確かに平成24年2月12日、産経新聞等におきまして、政府が、8.03%の国家公務員の給与削減にあわせ、地方公務員にも同程度の削減を促すために、自治体の給与財源にもなっている地方交付税は減額する方針を固めたとの報道がありましたが、どのような措置で減額するとか、今の段階では示されておりませんので、今の段階で影響はございません。

以上です。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

それでは、再質問をさせていただきます。

まず、医療費の無料化について2回目の質問でお尋ねします。

改めて、確認の意味でお尋ねするものですが、この医療費無料化の財源、これは、相変わらず、職員の給与削減を充てるということで間違いはないのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

医療費の財源につきまして、すべての歳出の項目について、例えばこの道路については、一般財源の負担分については、どこの費用を持ってくるのか、いわゆる歳出についての色はついておりませんので、歳出歳入がバランスしていれば、それで、トータルで財源と費用と、こういうことになるわけでありまして、要するに色がついていないということですから、これがこれということはないわけです。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

今、市長がおっしゃるとおりでございますけれども、市長は、市民にアピールするときは、職員の給与を医療福祉に充てるということで、便宜上そのようにご自身の効率的なPR方法としてお使いになっておりますけれども、実際は、今、宮嶋市長がおっしゃったとおりでございます、当市には、さまざまな財源がある程度は残っており、さきの繰越金や復興基金の積立、そういった現金をもとに、さまざまな社会保障制度から土木事業費、教育といろいろ資金繰りを行って行くわけでございます。

そこで、先ほど1回目の質問でお尋ねさせていただいたんですが、今回の外来自己負担助成、これを小学校4年生から中学生までの所得制限なしという医療費に充てるということでありませけれども、先ほど申し上げたおよそ外来自己負担金、妊婦の方を除いた金額2400万、それに、先ほど市民部長から答弁をいただきましたが、医療給付費の国庫負担の調整の変動、これを合わせますと、ざっくりとして、2500万、600万というような向きでございましょうか、その財源を実質、余分なお金を追加させることなく、現行の医療制度の組みかえをする、そういう場合に、特別委員会の中でシミュレーションしているのですが、所得制限を設けて、中学3年生まで対象者を伸ばす、さらにもう一つ、対象は小学6年生までとして完全無料にする、こういった選択肢も、今、特別委員会の中にあるわけでございます。

今、市長にとっては、今、申し上げたような提案というのは、全く考える余地はないのですか、お尋ねいたします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

はい、ありません。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

市長が、以前、3月の定例会中であつたかと思ひます、議長のご自宅や私のご自宅にわざわざお一人で訪問して、その当時は、元職員の議員をリコールしたいということで、いろいろ画策されていたようでございますけれども、そのときに私の応接間のほうでお話ししたときに、もし賛

成いただけるのならば、私が先ほど申し上げたような所得制限、さらには確定申告における医療費の還付等と、そういった制度のすり合わせを検討してもいいんだ、そういうお話はいただいたんですが、今はそういう気持ちは毛頭ないということでございましょうか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

古橋議員のお宅に伺ってそういうお話をしたかどうか、ちょっと定かではありませんが、今は、全くそういうあれはございません。提案している内容でご検討いただければよいかと思います。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

市長も、議会をリコールするんだとこれだけ訴えられては、なかなかお立場的にも軌道修正するということはぶれてしまいますので、せめて今回の職員給与の3%から5%の給与削減ということにとどめたいのでありましょう。

私は、先ほど申し上げたとおり、当市の持ち出し、それと国の所得税から還付を受けられる、これは、市長の行財政改革の中で、私は、どう考えたって、なるべく市の持ち出しは少なくして済む選択をお選びになると思うんですけれども、そのような実態があっても、市長は、当市が自腹を切って、所得無制限でサービスを無料として市民に提供したいというお考えですか、お尋ねいたします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

所得制限を新たに設けるという考えは全くございません。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

せっかく私が、ここで医療費福祉制度に反対した議員の意見をまとめてここで質問しているわけではございませんけれども、その11分の1として、ひとつご提案申し上げても、市長はこの正式な本会議の中でも話し合いをするつもりがない。まるで、市長がお嘆きになっている職員組合との交渉、全く同じ、私も嘆くばかりでございます。

市長、市長は、市民、有権者の半分の支持を得て市長になられたわけでございます。そういった経過も踏まえて、そこで肩を張り過ぎることなく、いま一度、かすみがうら市の将来のために、こういった正式な場で、考え方を歩み寄るという姿勢は、持つつもりは毛頭ないんですか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

議会の方の小6までに縮小してはどうかというご提言ではありますが、私は、小6までに縮小して議会を通していただきたいということではなくて、あくまでも土浦と同様に、中学3年生まで

の医療費の無料化を実現したいと、こういうふうに思っております。

**○議長（小座野定信君）**

5番 古橋智樹君。

**○5番（古橋智樹君）**

市長が、そのかたくなにこだわるとともに、土浦に倣うという、土浦と当市は、私が言うまでもなく、全然、産業の積み重ねが違うわけでございまして、行政界の大きさは同じくらいかもしれませんが、人口も全然違う、財政力も培ってきたものが違う、そういったところに、何も背伸びをして、制度を合わせるということではなくて、もっとかすみがうら市に合った住民サービスというものが、私は、もっと落ちついてゆっくりにお考えいただければあるものと申し上げておきたいというところでございます。

市長の先ほどからの答弁の意思を伺いますと、ここですぐさま考え方をもう一度検討してみようというのは、なかなか難しいのかなと察するところでございますので、ほかの件についてお尋ねするものです。

先日の全員協議会で、健康増進計画書、これが保健福祉部のほうから配布されました。こちらにつきましては、本来ならば、日付は24年の3月、前年度末で、後期基本計画とともに本来は提出して、予算の根拠などと一緒に効率的な説明をいただくものでありましたけれども、その健康増進計画書、市民にとっては非常に大事なものでありますが、そのようなこの6月に至って、3カ月おくれの提出、さらには市長が掲げられておられる医療費無料化と特段の整合性は見受けられませんでしたし、説明もございませんでした。

こちらから説明の省略を話した経過もございますけれども、私は、こういう健康増進計画書、ここに立派に、市長は、選挙公約の中3以下医療費無料化、これを組み込んで、我々議会に説明するのが道理であろうというふうに私は思ったわけでございまして、ほかの議員も同様に多くの方が思ったものと察する次第であります。

なぜこの健康増進計画書、そんな縦割りな、一つも効率的な説明もなく、ただ単に配布、総合計画との一体性のアピールもなし、市長が看板に掲げられているものだけでも、私は、十分その計画書に組み入れて説明すべきであったと思うのですが、なぜそれができなかったのでしょうか、お尋ねいたします。

**○議長（小座野定信君）**

保健福祉部長 鈴木 弘君。

**○保健福祉部長（鈴木 弘君）**

今の健康増進計画のほう、議会のほうにご説明する点、昨年度末にできているにもかかわらず、6月になってしまって、この点につきまして、おわびさせていただきます。

昨年度中に発注して、いろいろアンケート等、中身についていろいろ作成しまして、その中で、どちらかといいますと、健康増進課を中心としまして、生活習慣病、こっこのほうの改善ということを中心にした計画書ということになっておりまして、医療福祉のほうとちょっと関連したものはございませんが、総合計画のほうに関しまして、多少、整合性がとれていないところがある、漏れているところがあるということであればおわびしたいと思います。

本当に、提出のほう、議会のほうに、もっと早目に、提出すべき、ご説明すべきものだという

ふうには今は反省しているところでございます。

申しわけございませんでした。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

私は、今の市長と鈴木部長の答弁からして、いかに選挙のエゴだけであるということが証明されたのかなと申し上げておきたいと存じます。

また、この医療福祉制度、本当に市長が重要議案と掲げられるのであれば、もっと医学的根拠、1回目の質問で申し上げたとおり、子どもの発育として、10歳が一つの通過点であるという点を踏まえて、今の現状の外来自己負担助成について、財政的な都合だけでなく、健康増進課でもいい、企画でもいい、そういったところで、特命で検証させる、私は、本当に市長が重要議案とするならば、こういった医学的根拠も大事にしていきたいというふうに思う次第でございます。

また、今回、この医療費無料の独自追加ということで、先ほども市長会や町村会の例をご説明申し上げましたが、さきの特別委員会においても佐藤議員が、国会の共産党の高橋衆議院議員でしょうか、いろいろ厚生労働委員会の中において、何代にもわたっての厚労大臣に、ここまで無料ということに取り組んでいる市町村が多くなっているからには、この減額調整を廃止してはどうかということを繰り返し訴えられているようではございますけれども、各大臣の答弁は同じで、財政が十分確保できるならば実施したいけれども、やむを得ない措置だということで、答弁が国会の委員会の議事録に記載されてございます。

当市にとっては、国民健康保険、さらには介護保険、これらの会計、各おおむね1億円ずつ毎年ふえている。もう当市発足以来こういう状況です、毎年1億円ずつです。今後、どうしても必要な経費、これが当市の財政を確保する上で非常に重要だというふうに考える次第なんです。そういったところに、市長が選挙公約で掲げられておりますけれども、そこで現予算をさらに追加して、制度を拡大するのではなく、市長が、いろいろな根拠に基づいて、マル福の医療制度を組み立てて、本来、市長が充てたかった中3までの所得無制限の予算は、そういった国民健康保険や介護保険、各1億円ずつふえている、こういうものに備える、基金に備える、こういうものが本筋ではなかろうかと申し上げておきます。

市長も、ここまで、中学生以下の無料に、医療費の無料に固執されておりますので、最終的には市民の皆様にお選びいただくことであろうと私は思う次第であります。

これをごらんになっている市民の皆様には、今、私が申し上げた実態をよくご理解いただいて、かすみがうら市のあるべき、歩むべき道を選んでいただきたいというふうに思う次第でございます。

続いて、職員給与の削減についてお尋ねいたします。

先ほどの市長公室長の答弁においては、大きな変動はないという答弁であったというふうに、私は理解いたしました。しかしながら、ここ数年の厳しい財政状況の中で、地方分権以後、各市町村は、厳しい経済状況の中でおのおの努力されており、国もその努力に対して交付税措置をしようという制度があったかと思えます。こちらにつきましては、頑張る地方応援プログラムという名前だったかと存じますけれども、2007年あたりだったでございましょうか、そのあたりから

の当市がこれまで取り組んできた行財政の財政単位として評価されたというものは、どれぐらい実績として地方交付税に反映されているのか、ご説明いただけますでしょうか。

○議長（小座野定信君）

市長公室長 川尻芳弘君。

○市長公室長（川尻芳弘君）

地方交付税の中で、普通交付税と特別交付税がございますけれども、地方交付税につきましては、決算額とか予算額とか、そういった数字は一切使っておりません。国等で示された基準に基づいて、基準財政需要額、基準財政収入額をはじいて、計算して入ってくるのが普通交付税になります。

それから、特別交付税につきましては、例えば災害とか、特殊な事情があったときに交付されると。今回の医療給付事業、一般単独事業についても特別交付税の請求項目には該当すると。ただし、私たち地方から特別交付税の請求をするに当たり、項目で積み上げて請求はするんですけども、答えというのが、これは幾らです、これは幾らですというように返ってくるものではございません。特別交付税は幾らというふうに返ってきますので、請求の中で、先ほど申しましたように、金額が幾ら入っているとはわかりませんが、入っていると思われるというふうにご答えたのが先ほどの答弁でございます。

以上です。

○議長（小座野定信君）

市長公室長、請求する前には幾つもの項目で請求するけれども、国から入ってくるときには一つのお題目で入ってくるから、仕分けができないという意味ですか。

○市長公室長（川尻芳弘君）

特別交付税については。

○議長（小座野定信君）

はい。5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

それから、今の頑張る地方応援プログラムというもの、これも、宮嶋市長の前からも、いろいろ適正管理など、行財政改革も取り組んでおられましたので、私としては、いろいろ国・県と査定する中で、そういった項目ももちろん査定としてあり、そういったものを議会にやはり報告すべき義務があると私は考えております。

また、先ほど来、答弁で、普通交付税と特別交付税の答弁がございます。財政需要ということで、国で、ルールが、各項目、1回目の質問で申し上げたような教育、消防、産業経済等々、あるわけがございますけれども、当市は、自信を持って、この財政需要、十分に交付税を受ける組み立てしているのか否かということで、市長にその責任があるとして、1回目、お尋ねしましたけれども、市長公室財政として、そういったご自信はいかほどお持ちなのか、お尋ねいたします。

○議長（小座野定信君）

市長公室長 川尻芳弘君。

○市長公室長（川尻芳弘君）

地方交付税と予算編成の違いにあるかと思うんですけども、地方交付税につきましては、先

ほど言ったように国の基準がありまして、市町村の場合には、10万人都市を想定し、面積等も決められて、そういった基準で出てくるわけです。

したがって、計算はしておりませんが、一つ一つ例えば国の基準に基づいて、先ほど古橋議員が言いました消防費であれば、基準は幾らですよ、それよりも当市が、それにお金をかけているか、かけていないかによって、かけ過ぎてしまえば無駄なのか、かけないでもらっていただければという判断になるかと思えます。

もう一つ、予算編成上の問題ですけれども、一般単独事業につきまして、今回、交付税については、支障がないよというふうにご答弁いただきましたけれども、予算編成上は、当然、一般単独事業ですので、今までと同じ予算編成をしていたのでは、今までこれだけしかないものの、新規の単独事業が新たに当然出てくれば、どこかの部分に弊害が出てくるのは当然だと思います。

ただ、その当然ではなくて、国庫支出金、県支出金、起債事業とか、1円のことを1円で使うのではなくて、1円のことを少しでも多くの金額をつけることによって、予算編成が組み立っていくのかなというふうにご考えていますので、その辺で、大変、ちょっと該当しないような答弁になってしまいますけれども、その辺を極力心がけて予算編成していきたいと思っていますので、よろしくお願ひします。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

もし、せっかく、この中継をごらんになっている人がいたら、地方交付税ばかりの話ではちょっと飽きてしまうかもしれませんので、なるべくこの部分は早く進みたいと思いますので、もう一点ほど確認しておきたいのですが、市長は、先般、消防に関して統廃合を行ってまいりました。

しかしながら、この先般の東日本大震災において、いろいろ防災無線など、消防費などに盛り込まれて、消防費という科目については、比較的、今年度、前年度においてはついているというふうにご察するところなんですけれども、この市長が、取り組む消防の、消防組織の統廃合、消防団も含めて、こういうものは、今の地方交付税法の中の毎年度、補正係数というものは、いろいろ情勢にあわせて変動していると思うんですけれども、そういう中で、宮嶋市長がこれまで消防の縮小に取り組んできましたけれども、そういったものは、地方交付税の算定において、今回、人件費ということでお尋ねしているのか、人件費ということも含めて、例えば今年度であればどういふふうにご算定を受けているのか、ご説明できますか。

○議長（小座野定信君）

市長公室長 川尻芳弘君。

○市長公室長（川尻芳弘君）

ちょっと的を射た答えになるかどうかかわからないんですけれども、平成23年度の実際の算定におきまして、消防費用を例にとりて説明したいと思います。

標準団体、先ほど言いましたように、人口10万人として交付税のほうは算定になります。その中で常備消防費が、7億4643万7000円が組み込まれております。そのほか、緊急業務費としまして2億5880万1000円、非常備消防費が9758万8,000円、活性化推進事業、新型インフルエンザ対策等住民の安心・安全に係る消防救急体制の強化に関する事業が2007万4000円、合計11億2290万

です。内訳は、給与費が9億965万、その他2億1325万となっています。これを10万円で割り返します。そうすると、1万1200円となります。この額が消防費の単位費用というふうになります。それから、測定単位は人口となり、合併算定外の旧霞ヶ浦町の人口1万7896人、補正係数1.434を乗じて、さらに単位費用1万1200円を乗じた金額2億8710万1000円が我が市の基準財政需要額となっています。

また、旧千代田町は、同じように計算していきまして、6億7400万5000円が消防費の基準財政需要額というふうに割り返してきますので、先ほど言ったように、当市がこれにもっとお金をかけているんだとすれば、無駄だというふうな話になってくるのかなというふうに感じます。以上です。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

ごらんになっていただいている市民の皆様には、内輪のような数字の話になってしまって、まちづくりからちょっとそれているように見受けられてしまうかもしれませんので、私、こういう議会の中では、細かい数字というよりも、前年からどういうふうに数字が変動しているのかという、そういう答弁だけでいいですよ。ほかの議員さんには、中には数字が欲しい方もいらっしゃるかもしれませんが、我々は、流れがこういうふうにふえているとか減っているとかという、そういうものをつかめばいいので、別に細かい数字は、私は求めません。

私が一番欲しかったのは、宮嶋市長が消防を縮小させているから、この二、三年の形はどう変動しているのかという、そういう説明が欲しかったわけです。多分すぐには出ないでしょうから、また機会がありましたら答弁をしっかりといただきたいと思います。

そして、この職員給与削減に戻りますが、市長が、ブログのほうで、民間との金額差という部分を今回の提案でさらに比較なさっております。本来ならば、その提案の中で審議するところではございますが、私も、通告してきた中で、一部、時間をとらせていただきたいと思います。

その市長のブログで案内している民間の額、これは、いわゆる民間企業さんの役員報酬、さらには経費の中で、比較的その役員の皆さんがお使いになれるような、そういったものも加味した数字なんでしょうか。それとも、お察しする中では、ただ単に税務課の統計的な数字である、その中に役員報酬の形が十分加味されていればいいんですが、その点をお尋ねいたします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

私のブログの最近のブログですかね。最新のブログで出させていただいているのは、市の税務課で調べている申告書からのものがございます。民間といわゆるブログの中の市の給与生活者の平均給与額、415万だと思っておりますが、あの給与額というのは、かすみがうら職員は平均560万ですが、市民平均でいくと給与生活者は415万ということになっています。その415万の中身は、もちろん市の職員も入っています。市の職員の分も入っていますから、市の職員は560万ですから、その分、平均給与は民間とは違います。さらに、今度いわゆる事業所得者、事業所得者と給与所得者の平均数字が出ています。それが286万です。市の職員の約半額ですが、268万、これは、い

わゆる法人の役員とか何かというのは関係がないです。法人の役員であっても、役員報酬で取っているものは、それは給与とみなしていますので、給与のほうの平均に入っているはずでございます。そういうことです。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

であれば、ぜひ、次の議案の質疑の中で、そういった役員の報酬も、時間の限りの中でお調べいただいて、市長がそういう形でご提案なさるのであればお示しいただければというふうに申し上げます。

それから、当市が前回の臨時会において、私は、市の一般会計の中の人件費だけではなくて、全会計の中の人件費比率で、できることなら県内の44市町村を比較させてくれということで通告したんですが、提出いただかなかったんですが、それは、どうですか、市長はお持ちでないでしょうけれども、執行部として、私に、何かそういうもの、説明できる形はありますか、今回こういう人件費のことでお尋ねしているので。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

総務部長（小貫成一君）

前回の古橋議員さんの中で、一般会計の人件費比率はお示しできたんですが、全会計の人件費比率は、お示しできなかったのは事実でございます。今現在も資料としては持っておりません。以上です。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

私は、再三お会いするたびに、「どうなんだ」というふうに確認しているんですから、次の議案質疑の中で、必ずその数字をつくってください。

それから、この当市の現状の中では、消防士の皆さんの給与の割合、さらには保育士の皆さんの給与の割合も高い。そういったところで、市長が前の市長から引き継いで進められている民間保育所、これは、保育所の保育士の皆さんの意思、そういったものを私は、聞いて歩いたことはありませんけれども、この単価の違いというのものも、今の国の流れからすると、推進してもよろしいかなという方向でもあるんですけれども、今、さくら保育所のほうを民間の方向で進められておりますけれども、今後としては、ほか保育所、どういうふうにお考えになっているか聞きたいんです。

この理由は、先ほど地方交付税の算定の中で確認すればよかったんですが、幼稚園は教育という項目の中に入っておりますけれども、保育所はどういうふうに入っているのかということも、この場をおかりしてお尋ねしたいと思います。ですから、市長が、今後、その人件費を小さくしていきたいという考えの中で、さくら保育所に限らず、ほかの保育所で、保育士の皆さんの処遇は、またいろいろ方法はあるかと思えます。そういうことも含めてどういうふうにお考えになっているのか、それと、地方交付税の算定の中で、保育所がどういう位置づけになって

いるのか、この2点をお尋ねします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

保育所の民営化であります。保育所の民営化は、順次進めるということで、ずっと行政はそういう方向で動いているわけです。今回、さくら保育所が来年4月からということになっていますが、基本的には新規採用の保育士をずっととめていますね、採用をとめています。正職員のいわゆる保育士で、正職員の身分を持つ者が一定数あるわけですが、その方々が高年齢化してだんだんやめていきます。ことしも、ことしの3月も相当数やめたわけですが、新規採用していませんから、正職員の保育士はどんどん減っていきますね。最終的には、全部、民営化になりますので、全部、民営化になった時点では、いわゆる正職員の保育士はほとんどゼロに近い状態になる。ただ、全くゼロになるかということ、そうはいきませんので、その境目のところ、民営化が完了して、その時点でゼロになるかということ、それは、少しは残ると思います。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

そのお考えが、長期的なものなのか、市長の政策のように、任期内にできる限り進めるものなのか、どちらなのでしょう。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

基本的には、民営化のほう、いわゆる既定の速度ですか、既定の速度を特別急ピッチにしるという指示はしておりません。ですから、既定方針は、ことしの4月から、さくら保育所は、私の就任したときは、既定方針として、ことしの4月には、もうさくら保育所は民営化になっているはずだったんですが、昨年秋ですか、説明会を開いた中で、もう少し周知徹底を図ったほうがいいのではないかという市民の方のご意見を踏まえまして、1年延ばした経過がございます。

ですから、急ピッチで進めるという方針を強固に持っているということにはございません。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

私は、市長が重要議案としてごり押しをしていくことと、今、保育所を進めるこの歩幅が、余りにもギャップが違うので、私はちょっと首をかしげてしまうところなんですよね。保育士さんの中には、もう天職だと思って子どもに接することが好きな方も中にはいらっしゃるかもしれません。しかしながら、雇用を守るという点では、同じ市役所の職員ですから、処遇のあり方というのはいろいろあると思います。

私は、そういうことこそ率先して取り組んで、その次に、それでも人件費を考える余地がなければ、その削減とかという方法があると思うんですが、そういうのをもっと積極的に進めると、私は、もうちょっと市長の考えに賛同している部分もあるかもしれません。この保育所の民営化

については、佐藤さんとか、異論がいろいろありますから、これぐらいにしておきまして、私として、今回、この職員給与の削減について、これも議案の中で聞くべきことなのかもしれませんけれども、非常に期間が短いんですね。その理由は、第一歩としてやって、また率を相談したいということなのかもしれませんけれども、私は、市長が本当にこの消極的な騒ぎを望んでいるのであればまた別ですけれども、同じ人間ですから、同じ血が流れているわけですから、もっと前向きな方法というのが、いろいろこの当市の状況においてあると思うんです。

例えば、千代田庁舎の復旧の財源、今回、設計だけということですが、実際には、報告は聞いていませんけれども、財源がないというのが正直なところだと思います。

そこに、やはり当市の職員、我々もそうですけれども、事務所として使わせていただいているのですから、応分の形というのは、協力したいという考え方もあると思うんですね。ですから、私ならば、これは、職員組合、法定の組合がどうするかどうかはまた別として、例えば2%程度を5億弱、千代田庁舎の復旧に必要であれば、5年とか6年とか、2%ぐらいの数値を基準に、継続して協力してもらえれば、復興・復旧財源として市民の皆さんにも納得いただけると私は思う次第であります。

今これだけ市長が消極的な騒ぎを進めていますから、もう痛み分けしろというような市民の声が大分聞こえております。もう理由は問わず、もう手打ちにしろという、そういうお考えを聞きます。そういった中で、私としてひとつ提案をさせていただくものです。

そして、市長にとって、リコール、もう時間もありませんので、こちらについては、答弁が非常にあいまい不明でした。私は、市長が先導したからには、それ相応の責任というものはあつてしかるべきだというふうに考えております。市長が、この議会にリコールを突きつけながらも、我々は、こういった真摯にまちづくりのためを思って、市民のためを思ってここでただしているわけです。そういった状況の中で、市長が、責任の所在もどこにあるかわからないような答弁をしていてよろしいんですか。私に責任があると言ったってよろしいんじゃないですか。リコールがうまくいくか、住民の皆さんがついてくるか、それは否か、さておいて、最終的には市長の責任ではありませんか。お尋ねいたします。

#### ○議長（小座野定信君）

市長、2点ほどの質問です。1点目は、おわかりでしょうが、職員組合との労使交渉の際に、そういう庁舎の復興財源として使うのであるから、皆さん、協力してくれてはどうかということをお申し立てはどうかというご提案です。それに対しての答弁です。

2点目は、リコールに対する最終責任は、どこに、だれにあるのかというご質問です。具体的に、簡単にお答えいただきたいと思えます。

#### ○市長（宮嶋光昭君）

職員組合との交渉ですが、これは過去5回やってきたわけです。このもちろん震災前からやっているわけでありまして、最初は2年程度で、今年度、平成24年度の当初までには10%削減を目指したわけでありまして、そして最初は5%からスタートして、ずっと何回か交渉経過を踏まえて、最終的に3月議会で、7.57ですか、それをやれば10%に達するというところで、積み上がっていったものです。

そういう経過の中で、今回、職員組合に、7月20日だったか25日に提示したのが、それをバー

ゲンセールをやったわけですね、半分にしたと。そういうことで、バーゲンはやったんですが、いまだに回答がもらえないと、そういうことでございます。ですから、もう既に50%のバーゲンはやっていますから、これ以上のバーゲンは、今はないと、それがまず1点。

それと、リコールの責任の所在であります、これは、全国あちこちでこういうことはあるわけですが、だれの責任とか、そういうことではなくて、これは、リコールというのは、法的に認められた市民の、私も市民ですが、市民の権利ですから、それが法的手続にのっとって実現できれば実現する、いわゆる法定数に達しなければ実現できないのであって、実現したから責任がなくなったとか、実現できなかったから責任を問われるとか、そういう問題ではないです。全然、次元が違います。これは、いわゆる民主主義の一つのルールですから、法的に認められたルールですから、それについて、責任を問われる、だれが、市長がやろうが、あるいは議会主導でやろうが、市民主導であろうが、市長が1人でやってできるわけではなくて、市民が最終的にみんなでやるんですから、私も、今、リコール実行委員会の一員としてやっていますが、そういうことでありますから、私が1人手柄にしろとか、責任をとれとかと言われても、勝ったから、責任、手柄にするつもりも全くありませんし、定数にいかなかったら、じゃ私が責任を問われるということもないと思います。そういうことです。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

今の市長の答弁から、市長は、責任は負いたくない、こういう答弁であつたらうというふうに私は理解いたしました。

続いて、いろいろリコールについてもっとお尋ねしたいところではありますが、時間もございませんので、最後の質問の地域の活性の意思です。

私は、市長の重要議案よりも、経済・雇用対策、さらには先ほどの栗山さんの質問にもあつたとおり、放射能についての対策であります。これから我が市が立ち向かわなければならない、国ばかりを頼りにしてはならない、こういう状況の中で、市長が、これまで付録のようにしか私には見えませんでした、施政方針の中でうたってきた経済対策、先ほどの答弁にもありましたけれども、実際には総合計画の各章の中で、経済産業の予算なんて、本当に微々たる割合なんです。市民の皆さん、医療福祉、職員の給与よりも、やはり皆さんの所得が安定して得られる、雇用の安定、生活保障、経済の活性、こういったものが市民の皆さんには必要だというふうに考える次第なんです、私はこれこそ最重要議案だというふうに思う次第であります、いま一度、今年度、市長は、施政方針にこだわらず、年度途中からも、いろいろなアイデアが、お考えがございましょうから、改めて今後、市民のためにそういった皆さんの雇用の安定、経済の安定のためにどう取り組まれるか、具体的なお考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

先ほどの答弁でも申しましたが、いわゆる企業の優遇税制とか、そういったものは、もちろん振興策であります、しかし、今、何といても、さっきも栗山議員の一般質問でもありました

ように、当市にとって今最大の問題は、放射能が与える市の農産物であるとか水産物、これに対するいわゆる風評被害が大きく影を落としていると。これは、国レベルの円高とか、そういう話になればまた別ですが、当面、この農水産物の農水産業におけるこの問題というのが最大であろうと思います。

これに対しては、やっぱり時宜を得た対応していかないと本当にとんでもないことになる、そういうふうに認識をしております。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

私は、そういうべたな答弁は、宮嶋市長、いろいろ動きがいいという中で、非常に期待したんですけども、がっかりしました。

いろいろスポーツ管理など、ご指摘はさせていただきました。それが本当に地元に住む市民のためになっているのかどうか、いま一度、来年、再来年問わず、長期的にわたって市民が、みんなが丸くおさまるような経済、さらには市長が申し上げるような放射能の対策、放射能対策も、第1次産業に限らず、2次産業、3次産業にも影響があるわけでございます。

2次産業、3次産業は、法人として大きい税金も納めているという立場であります。売り上げにかかわらず固定資産税は同じです。税率は、1次産業の皆さんともまた違った税率を課されているわけです。そういったところも十分精査いただきまして、今後のリコール活動ではなく、かすみがうら市のためにご活躍をお願いして、私の一般質問を終わります。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君の一般質問を終わります。

会場整理、また質問者交代のため、暫時休憩といたします。

休 憩 午後 2時58分

---

再 開 午後 3時09分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして会議を開きます。

続いて、発言を許します。

15番 山内庄兵衛君。

[15番 山内庄兵衛君登壇]

○15番（山内庄兵衛君）

宮嶋市政が発足して、ちょうど2年が経過をいたしました。その間、いろいろな問題がある中、我々の議員の選挙が、法定で26名の中、16名という規制を受けて、当選をしてまいりましてから1年5カ月がたちました。いろいろ宮嶋さんも、改革だ、改革だということでいろいろなことをやってきましたけれども、職員採用等については、古い因習から切る、こういうすばらしいことも1回はしましたけれども、二度三度は、これはまずい。しかも、宮嶋市政が誕生してから、も

う職員の数だって70名以上の方がやめておられる。その費用は約5億円が削られているわけであり。そういう中で、改革だ、改革だと言って、石岡斎場の問題、または学校統廃合の問題、水道の問題、さらには昨年3・11の件から放射能の問題が大きく出ております。特に放射能は目に見えない我々の敵であります。それらは、1年を経過しても、ことしは、子どもがやっている観光農業ですら一人の予約もない状態であります。

農業を初め、各産業にまでいろいろな面で放射能の問題が重要視されているとき、きょうも、栗山議員、古橋議員からも放射能の問題が出ましたけれども、重要な問題のときにいろいろなことを議員が、私の意見に従わないからリコールする、こういうことで、毎日のように宮嶋市長は、みずからマイクを持って、リコールを唱えているようでありましてけれども、そういうことではなくて、もっと重要なやるべきことがあるのではなかろうかなと思います。

特に、ブログの中では、そして広報の中では、宮嶋さんのいろいろなパンフレットの中では、学歴をも語り、そして行政が全く明るいというようなことで住民を愚弄してまいりましたけれども、その中では、私は、いいところはいいと言っていますけれども、大体が、人道的立場に反するような行為ではなかったかなと思う点が多々ありますので、私はそれらについて通告に従いまして一般質問を行うものであります。

石岡斎場の問題については、前回も質問いたしましたけれども、宮嶋さんは石岡斎場の改革ということで言われましたけれども、何ら住民との相談もなく、一方的に自分の考えだけで、炉は5基、そしてセレモニーホールは要らない、このようなことで進めてまいりました。やっと6基ということで折がついた。ところが、改善に改善をしろということで、4億3000万円のところ特別交付金、特別交付金は、78%が、これは県からの交付金で来るわけでありまして。それなのに、交付金を入れて3億9900万円で、手を打ったということで、石岡の斎場のセレモニーホールは、一般の人は使うことが、かすみがうらの住民は使うことができないのであります。しかも、火葬炉は、6基ということで、承諾したということで、石岡、小美玉の市長さん方は、どういう考えで承諾したかわかりませんが、妥協したと。石岡斎場では、ただこういうふうにと妥協したという報告で、まだ会議が開かれておりません。

そういう中で、火葬炉は、3体の火葬をしていますと、4体目の火葬のときには、付き添いの家族は、外で待つか、雨の中、雪の中でも立っていないてはならない、このような状態でありまして。セレモニーホールは、前回も申し上げましたけれども、規定で言えばまだシミュレーションが出ておりませんが、石岡、小美玉の使う人の6倍、さらには話を聞けば10倍と言われております。このようなことでは、今この激動の世の中で、明治、大正、昭和、平成と生き抜いた人たちが天国に行くときには、何でもかまわない、焼ければいいんだ、ごみ同然のような考え方でやられたのでは、これは人間の尊厳というものがなくなる。もっと人間の尊厳を重んじ、そして今まで培ってきた各町村とのきずなを大事にしなければならないのではなかろうかと思っております。先般は、そんなことを言われたって、意思是、変える気はないと私に答弁していますけれども、それでは3体以上の火葬をするとき、それらについては立ちん坊で焼けるまで待たなければならない。そうすれば、二期工事ということが当然起きてくると思っておりますけれども、宮嶋市政がやっている限りは、二期工事は望めないのではないかな。そして、セレモニーホールも使うことができなくなれば、宮嶋市政は、出島地区が民間団体だから、こちら民間でいいから五分五分だと

言っておりますけれども、せっかく使えるようにして住民サービスをするのが本当ではないか。

ある業者は、別なところの派でいたんですけれども、宮嶋さんのところへ転がり込んだ。業者との幾らか、何らかの関係があるような疑いがかかっているのではありませんか。どうなんですか。こういうことをお伺いし、第二次工事、二期工事についてはどのようなお考えをし、住民サービスを図っていくのか、お伺いをするものであります。

次に、教育の問題でありますけれども、これも前半で取り上げました。かすみがうらの教育長というのはまことにもってすばらしい教育長なのであります。なぜすばしいか。この教育長は現役から宮嶋さんに認められて教育長になった方であります。何がすばしいか。平和運動というものを起こして、そして教育の中に浸透させている教育長なのであります。その教育長が、今、給料の問題も10%カットなんて、これは日本の教育界を揺るがす問題なのであります。この問題については14日にたつぷりと質問いたしますから割愛させていただきたいと思っておりますけれども、統廃合については、先般も区長会の中で、ある区長さんから、暴動を起こすような話も出ております。統廃合については、ずっと昔から培われてきた地元の文化的な施設でもあり、教育の場所でもあるわけでありまして。これらを考えるときには、十分な話し合いと根気よく詰めていかなければ、上から押しつけのようなどときには、そういうことも起きないとは限りません。

また、私は、前回も、新治小学校と宍倉小学校は、どうしてもやはり独立させるべきだという質問をいたしております。なぜならば、ドイツは、今までの中で、前も申し上げましたように、5人に1人の先生がつくことによって、教育の効果が十分に得られる。そのために、ドイツの教育というのは、科学的にも、科学者の中でも医学の中でもトップを占めているわけでありまして。今、アメリカは宇宙のことでロシアに負けました。ロシアは、第二次世界大戦のときに陥落したドイツ、学者も、全部、ロシアに持っていきました。ですから、ソユーズ計画というものは非常に安い値段で宇宙計画ができております。アメリカは、資本主義に任せて、金さえ使えばできるんだということで、月にまで着陸をいたしましたけれども、アポロ計画は、そういうことで、金さえかければいいということにつぶれてしまったのであります。今、民間に依存をするようになってまいりましたけれども、これは、何はともあれ教育です。教育は、人数が少ないところに、1人の先生の授業時間が多いこと、そういうことは経済的にやってられないと言えそれまでですけれども、単なる大きくするだけではだめだと思っております。

東小学校の非行の問題、小学校3年生が、学校の先生がきちんとしなさいと言うと、何だ、このばばあと言うそうですけれども、小学校3年生の女の子が女の先生に向かってばばあと言うんですよ。下稲吉中学校、非行でどうにもならない。先生は逃げて歩く。ですから、ことしは、警察官の上がり、終わった人たちを3人雇った。こんなところが大きければ、教育効果が上がるなんていうのはうそでしょう。新治小学校にも美並小学校にもいろいろ非行があるという話を聞いております。大きくやるからいいのではなくて、教育は、昔から、米百俵の問題よりも、教育にいかん力を入れてやることかであります。こういうことで、合併のその推進協議会というものもありますけれども、単なる大きくするだけではなくて、教育の充実こそ、この市の将来のためであります。

そういうことで、市長の考えと教育長からも答弁を賜りたいと思っております。

次に、水道料金の問題でありますけれども、昨年の大震災でいろいろな問題が出まして、水道

も大変壊れてまいりました。そして、この旧千代田の中でも、七会地区、今は馬立にありますけれども、この井戸は赤水が出ます。要するに、鉄分が多い水が出るわけでありまして。したがって、飲料水には向かないということで、全面的に改築をしなければならない、これは既に方針が出ております。そして、霞ヶ浦に引いている県の中央用水からそれらを引用してまいらなければならないのが現実で、議員の皆さん、ご存じのとおりでありますけれども、工業団地の中で、今、地下水は掘ってはならない、県からの強い指導があります。地盤沈下のおそれがあるから、地下水は掘ってはならない。やっと工業団地に持ってきたら、その工場は、4000万円から入ってくる水道料が、何と自分のところで地下水を掘ってじゃんじゃん使っていて、これらはお金にならない、こういうことが大きな赤字の財源となってまいっております。

中央用水は、土浦は霞ヶ浦用水を使っておりますけれども、これは非常にお金が安い。中央用水は非常に高いところがあります。そういうことですから、なかなか料金の値下げができない。これらについて、その工場や何かの規制について、担当課から、もう一度、前回に続いてどのようにしていったのか、お伺いをしたいと思います。答弁をお願いいたします。

次に、放射線の問題でありますけれども、放射能は、先ほど市長の答弁の中で、タケノコと原木シイタケ、イノシシの肉ということを行いましたけれども、イノシシの肉は62シーベルトでありますから解禁になっておるわけでありまして。これらについても担当課からきちんと答弁をお願いしたい。しかし、小さい子どもたちを持つ親たちは、放射能の問題は大変な問題で、結果がわからないから不安でならない。先ほど栗山君から質問があったように、放射線を測定する機械が3社ともまちまちだ。測定ができない。それならば、度量衡みたいに国の法律で、きちんとこれは正しいですよとレッテルが張られるように、これは長からも、国に、法を改正してくれと、議会からも申し込んだらいいと思うんですけれども、ここいらのことをやらないと、大量に生産すれば、ただガイガーカウンターがこれだこれだと言えば、不良品が出回ってきて、それらの測定の中で、間違った測定で大きな損失をしております。検査の基準をつくる、そういうことも大切ではなかろうかなと思います。

それから、みやじま牧場は760頭もの肥育牛をやっております。これらについても、前の放射能を浴びないときの値段には持って行っていないと思うんです。それらについては補償する。各市内の肥育業の皆さんは、どのようにこの放射能対策で損害を請求したりしているのか、お伺いをするものであります。宮嶋さんの件については、けさほど問屋に尋ねましたら、80%にまで戻ったけれども、その20%くらいは東電から補助を受けている、ですから損はしないですよという話を聞きましたけれども、本当なのか。信頼筋から聞いたんですから間違いはないと思うんですけれども、各農村の肥育牛はどうなっているのか。

そして、今、果樹園を初め庭先の園芸家、苗木屋さん、花屋さん、そういう人たちが損害請求をいたしましたけれども、それらについて何らの返答もありません。これらはどうなっているのか。そして、宮嶋さん、マイクを持つ時間があつたら、各学校へ行って、やはり雨垂れが落ちるとか、そういうところには放射線が高いわけでありまして。それらの除染されたヘドロ、そういうものはどこに置くか、対策はどのようにしているのか。そして、上佐谷が一番低いけれども、各学校はもっと高いシーベルトでありますから、これらの除染活動はどうか。この除染の問題には、本当に将来におければ、私は、リコール問題よりもこのことが大事ならば、本当に宮嶋さ

んの仕事があれば、宮嶋さんにみんながついていくと思うんです。先ほど古橋君が言われたように、正しくないようなことをするから、みんな反対するんだと言っていますよ。

さらには、4人の議員に、最初は、リコールするから、そういうことで、おどかしとも言えるような工作で、変わった方もあるかと思えますけれども、これは脅迫ではないのかなと、そういうことで市政を強いるというのは、人間的にこれはおかしいと。今、東日本大震災で日本が見直されたのはきずなであります。きずなというものは、そのときでなくて信頼関係でつながれたことなのであります。それがなくなったら、悪政治になってしまうのではないのでしょうか。そういうことで、宮嶋さん、リコール運動はよく考えてしたほうがよろしいのではないかと。私は、民主主義にのっとなって責任はとりませんよと先ほど古橋君には申し上げたけれども、これらのそういうことは長の責任であります。何が何でも長が責任を負う。職員だって、いろいろなことをやるときに、私に任せてくださいというような強い姿勢であれば、職員だって本気になってやるかと思えます。給料を下げるんだ、働けと言ったってなかなか働けない。

しかも、70人の職員が減ってきている中では、仕事も多くなってきている。そういうことを考えると、やはり宮嶋さん、人間性の問題だと思う。私は、パラオに行ったときも、お骨を持ち出すことができなかった。パラオの政府に、私たちの肉親はここで戦ったけれども、全部の体を私たちの日本の国に返してくださいとは申し上げません。ここの緑とこの美しい島は私たちの肉親の血と肉で飾られているではありませんか。せめて骨だけは返してくださいということで、パラオ政府に私は訴えました。その後、2年後に山内の演説で政府は動きましたということで帰ったと。やはり人間は、真剣になって、本当のことを人道的な立場で申し上げれば、それにこたえてくれると思うのであります。私は、そういうことで、この放射能の問題については、宮嶋さん、リコール問題ではなくて真剣にこの問題も取り組んでください。私はいろいろな人から聞いている。きょうも宮嶋さん、あそこで演説をやっていたよ、ここでもやっていたよと演説ばかり聞く。この教育長さんの真剣なお顔を見てください。こういう人たちをいじめるような行政はいけないと思うんです。

次に、防災無線についてであります。

私も区長をやっておりますから防災無線が入っております。朝の6時の時報、11時半の時報、そして5時の時報、時々、霞ヶ浦の防災の訓練中でありますという放送が入ってきます。火事は、出島地区の火事しか放送がありません。上佐谷に火事があった、志筑に火事があっても一切入ってまいりません。今回、予算をとって、これらを大きく見直すということですからけれども、どこまで進捗状態が進んでいるのか、答弁を求めます。

以上で、第1回目の質問を終わらせていただきます。

#### ○議長（小座野定信君）

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

#### ○市長（宮嶋光昭君）

山内議員の質問にお答えいたします。

1点目の石岡地方斎場についてお答えいたします。

石岡地方斎場組合の新斎場整備事業において、火葬炉6基に対し待合室が4室では、火葬時間が重なった場合、待合室が足りないのではないかとのご指摘でございますが、これについて、斎場組合では、一日最多火葬件数を12件と設定しており、効率的な火葬時間の割り振りの中で、火葬に伴う待合室は4室で不足することなく対応できるということでもあります。

次に、新斎場の式場の使用料についてのお尋ねでございますが、現段階で斎場組合より具体的な使用料見直し案の提示はありません。今後、斎場組合において検討がなされ、最終的に斎場組合議会において、協議、決定されていくものと考えております。また、私は、二期工事については必要がないとの考えでございます。

2点目、学校の統廃合については教育長からの答弁とさせていただきます。

3点目の地下水規制内容と地下水くみ上げに対して、市ではどのような交渉を行ってきたかについてのご質問にお答えいたします。

水道事業につきましては、東日本大震災の影響もあり、厳しい事業運営を行っているところであります。地下水のくみ上げにつきましては、茨城県地下水の採取の適正化に関する条例により規制を受け、水源として企業局が行う中央広域水道用水事業に依存しているところです。このことは、一方では地下水の利用をし、一方では永続的な水源として中央広域水道用水事業から水を購入する。貴重な水資源を永続して活用するため、やむを得ないことではあります。必要としない水は買わないという考えであります。これまでも、受水費の値下げや適正な受水量検討などの要望を行ってまいりましたが、引き続き、水需要を把握しながら、受水費の値下げや適正な受水量などの要望を行ってまいりたいと考えております。

規制の内容につきましては水道事務所長からの答弁といたします。

4点目の放射線対策についてお答えいたします。

福島第一原発事故につきましては、すべての国民の生活を脅かし、本市住民にとっても、放射線の影響により、生活や健康の不安を抱えながら、生きていくことを余儀なくされています。そのような中で、市民が身近な市行政に情報提供や生活の不安などに対する対策を求めるのは当然のことと考えております。市としては、これら放射線対策はもとより、市民が安全で安心して生活できるまちづくりのため、市民目線に立つたできる限りの行政サービスを提供していくところでございますので、よろしく願いをいたします。

5点目、防災無線につきましては総務部長からの答弁とさせていただきます。

○議長（小座野定信君）

教育長 菅澤庄治君。

[教育長 菅澤庄治君登壇]

○教育長（菅澤庄治君）

山内議員のご質問の2点目、学校の統廃合についてお答えいたします。

教育委員会では、子どもたちの学習環境がよりよいものになるよう、市内小中学校の適正規模化について、学区審議会に諮問を行ってまいりました。ことし1月の答申で、適正規模化に係るより具体的な組み合わせとして、霞ヶ浦地区の中学校2校を統合して1校に、南中学校区の小学校4校を統合して1校に、北中学校区の小学校3校を統合して1校に、また千代田中学校区の小学校4校を統合して1校にして、統合後の学校の位置や統廃合に係る配慮すべき事項、諸条件な

どについて答申をいただきました。この答申を踏まえまして、現在、計画の策定を進めているところでございます。

学校の規模につきましては、小規模校には小規模校なりのよさがある、本市でも、それぞれの学校が工夫して、一人一人を大切にされた教育活動を展開してくれております。しかしながら、子どもたちのよりよい学習環境ということからしますと、一定規模の児童生徒がいることによって、多様な考えの児童生徒と触れ合い、集団を通して、切磋琢磨できる環境を整えるということ、毎日の学習や行事などのより一層の充実が期待されるところであります。

また、山内議員ご指摘のように、学校は地域の拠点でありますので、地域の皆様のご理解がなくては、進めることはできないと考えております。その地域への説明が不足とのご指摘をいただきましたが、さきに申し上げましたように、ただいま説明のもととなる計画を策定中でございます。次の9月議会までには議会に提示いたしまして、議会の皆様のご意見をちょうだいしてから、なるべく早く地域の皆様への説明ということを考えております。

次に、宍倉小学校、新治小学校は統合対象から外すべきとのご意見でございますが、さきの議会でも山内議員からご提案がありまして、教育委員会でも検討いたしましたが、宍倉小、新治小を含めて統合することによって、新しい学校が適正規模になるということから、各中学校区に小学校1つという学区審議会の答申に基づくべきものと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

以上です。

#### ○議長（小座野定信君）

水道事務所長 貝塚成人君。

[水道事務所長 貝塚成人君登壇]

#### ○水道事務所長（貝塚成人君）

茨城県の地下水の採取の適正化に関する条例の規制の内容についてお答え申し上げます。

許可が必要な地域といたしましては、指定地域として、鹿行、県南、県西の各地区に含まれます30市町村が指定をされております。本市もこの地域に入っております。適用を受ける揚水の施設の基準でございますが、動力を用いる揚水施設の吐出口の断面積が19平方センチ以上で、規則で定めるものとなっております。生活用水の水道用では、50平方センチ、直径約79ミリメートルを超えるものが、許可を受けなければならないとされております。本市の許可の適用につきましては、代替水に転換することが明確であって、地下水の採取が一時的なものである場合によって許可となっているものでございます。また、代替水の供給状況により、地下水の採取量の減少勧告ができるとされており、許可条件の中に、茨城県中央広域水道用水事業により供給されるまでの暫定採取とされております。本市の採取用の井戸は、千代田地区が7カ所、霞ヶ浦地区が6カ所ございます。これは5年ごとの更新で、いずれも採取許可は平成26年7月31日までとなっております。次回の更新時には新たな採取量の規制があるものと考えております。

現在、霞ヶ浦5号井につきましては、震災の影響により使用ができない状況になっております。このため、新たな地下水採取許可を県に現在、申請中でございます。この許可についても、県では、新たな許可は行わないという方針でありまして、中央広域水道への転換を求められておりますが、市では、水道事業の運営や災害時対応の面からも必要な申請であることを説明して、以前

の施設と同じ条件で許可をしていただくよう、交渉を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

[総務部長 小貫成一君登壇]

○総務部長（小貫成一君）

山内議員の質問にお答えをいたします。

5点目の防災無線についてお答えをいたします。

千代田地区における防災無線整備につきましては、効果的に情報を伝達するため、屋外機として107基の設置を計画しております。そのうち、今年度においては、国の補助事業である消防防災基盤整備事業を活用し、指定避難所、避難場所等へ21基の設置を予定しており、現在、7月工事発注へ向け準備を進めているところでございます。また、今後の整備計画でございますが、国の緊急防災・減災事業が平成26年度まで予定されていることから、この制度を活用しながら、早期完了に向け年次的に進めてまいります。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

環境経済部長 藤崎宏明君。

[環境経済部長 藤崎宏明君登壇]

○環境経済部長（藤崎宏明君）

山内議員の質問にお答え申し上げます。

イノシシの肉の件でございますが、平成23年9月19日に採取したもので検査をしまして、500ベクレルを超える——去年は500ベクレルを超えたというふうなことで、茨城県のイノシシの肉につきましては、県農林水産部長通知で9月20日に通知がなされております。現在では、12月2日に制限の解除がなされております。肥育牛につきましては自粛制限等もされておられません。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（小座野定信君）

15番 山内庄兵衛君。

○15番（山内庄兵衛君）

学校統廃合については、方針は適正規模ということなんですけれども、私が言っているのは、宍倉や新治小学校は、今、新治はインターチェンジのそばだし、それから宍倉小学校については神立駅周辺だということで、これは人数がふえてくるのではないかと。わざわざ美並小学校まで持っていくことはない。そして、新治も志筑まで持ってくることはない。志筑小学校は今でも狭隘であります。運動会をやっても、あれは席取りですよ。その車もとめるところもない。昔から各学校というのは、本校なんてつくると、私どもは七会小学校のところに七会中学校というのがありました。私は、第5回卒業なんですけれども、議長のお父さんと同級ですから、非常にリンチがありました。私は右耳の鼓膜がありません。これは下佐谷の人たちにリンチを受けて鼓膜が切れた。上佐谷から行く人たちは逃げ逃げ歩いたんです。

私は、昭和24年に入って、昭和27年3月24日、大雷が鳴った日に卒業式を迎えて、その間、3

年間、毎日、行くときは下佐谷を通っても、今の千代田カントリーの中に鎌倉街道というのがありましたから、中佐谷から抜けてそこを通ってきた。下稲吉の人たちは、上稲吉だと後庵で待ち伏せを受けてぶん殴られた。笑い事ではなく本当です。私たちの2級上は、雪の日に逆さまに松の木につるされたんです。その人たちは、それが死んだときは、万歳をやって、悪いんだけど、万歳をやってしまった、これが現実の話です。先生に言っても、先生らは何も構ってくれないんだ、あのころは。昭和27年ころは何も構ってくれない。私の同級生なんて、血だらけになったことがあります。そういう苦い思いで中学校を3年間通いました。ですから、リンチがあるような学校な統廃合はできません。私の家族を守らなくてはならない。

ですから、多少でもそういううわさがあるところは、よっぽど——でかければいいと言っても、下稲吉小学校は1,000人になったから東小学校をつくって、あれは角来池の真ん中の池を公有水面埋立法という初めて千代田が使った。私はそのときから議員をやっていますから、大変な騒ぎだった。ところが、非行ができてきた。ですから、よくそこらも考えて、通うときに、バスで通うからいいんだなんていうことは言わないで、十分に検討、教育委員会や何かから出た書類は、統廃合するといいいことばかり書いてある。そうではない。私は、ドイツの教育方針まではいなくても、やはり少ないところに——上佐谷小学校なんて見ればいいでしょう。毎年土浦一高に1人入っていますよ。このコンテストだって、議長の娘さんだって茨城県のチャンピオンになりました。これは教育のたまものであると思います。

余り小さいから上佐谷も、もうここらで統廃合はしようということにはしましたけれども、志筑小学校に行ったらまだ狭隘だ。増築はしますけれども、グラウンドが狭い。新治小学校はインターチェンジで東京から60キロ以内です。これはすぐにふえると思う。そのときにつぶしたら、学校林も持って、すばらしい学校であります、残すべきだなと。

この間、宍倉のほうの区長が言いました。血の雨が降るぞ、学校なんてやらせたらなんていう話が出た、これは役員会で本当の話ですから。暴力が起きてしまうよということで注意してくれたんだろうと思うんですけども、統廃合については、もっと審議会で、そして教育長は十分に9月までに答申を出してくれるということなので、一回決まってしまうと、教育長、なかなか変えることはできません。教育長がやっている、中でも平和教育なんていうのを取り上げることはすばらしい教育長でありますから、すばらしい統廃合ができるような考えで進めをいただければと思うんです。

次に、水道の問題でありますけれども、水道は赤水対策で中央用水を買わなくてはならないから、これは金がかかってしまう。千代田・土浦工業団地の中にある会社に、その水が入ってくれば4200万円くらいになるわけなの。ところが、地下水は、掘らせない、掘らせないと言っているながら、その会社は地下水を掘ってしまったんだ。だから、せっかく引いてきても、あれは掘られてしまったから金にならないよということです。規制がないのか、こういうものもすべてに規制をしながら、何でその会社には後ろがあったのかな。かすみがうら市で、一生懸命、金をかけて持ってきたら地下水が掘ってあった。これらは、事務局、何を考えていたのか。今の町長ではないだろうけれども、経過はどうなの、まずこれもお聞かせをいただきたい。

防災無線についても、同じようなことが……。

○議長（小座野定信君）

山内議員、一問一答という基本があるんですが、いかがですか。

○15番（山内庄兵衛君）

はい。

○議長（小座野定信君）

答弁を求めます。

水道事務所長 貝塚成人君。

○水道事務所長（貝塚成人君）

会社の井戸の許可の件でございますけれども、許可を受けていないと思います。それは、先ほど申しあげましたように、水道用水ですと50平方センチメートルを超えなければ許可は要らないわけでございますので、多分その範囲内で井戸を掘ったのだと思います。

以上です。

○議長（小座野定信君）

教育長 菅澤庄治君。

○教育長（菅澤庄治君）

まず、宍倉小、それから新治小でございますが、先ほども申しあげましたように、その学校と一緒にしないと、各学年2学級以上という適正規模にならないということから、今のところは、やはり一緒にして、各中学校区に1つということで考えております。平成30年までの推計を見ますと、まだまだ今の状況を保つか、減るといようなことでございます。もっと詳しくは、都市計画のほうでは企画との考えもあるかと思いますが、今のところ試算ではそういう状況ですので一緒にしたいと考えております。

それから、暴力の起きない学校ということでございますが、そのとおりで、心の教育を強化して、思いやりの心、そして友達とのきずなを大事にする、そういう子どもたちを育てていきたいと考えております。現に、千代田中学校は、4つの小学校が一緒になっておりますが、今のところ仲よく学習も運動もよくやって、非常に落ちついたいい学校でございますので、その子どもたちが一緒になるわけですから、私は大丈夫かなと思っております。よろしくご理解を願います。

以上です。

○議長（小座野定信君）

15番 山内庄兵衛君。

○15番（山内庄兵衛君）

統廃合の問題については非常にありますし、私が言ったように、リンチはうそでも何でもありません。ですから、今、志筑に行くと、志筑小学校なんて名前をつけたら、志筑が本校だ、おまえらは上佐谷から来たんだろう、七会から来たと必ずリンチを受けます。これは、子どもの心だから、親分意識というのが強いので、家の前の赤トンボというやつになるから、親元が近いと威張り出す。これが本当のことなの。ですから、そこらのところをよく考えないと、それから、新治小学校なんていうのは大きいし、ああいう立派な学校林まで持っているのは、少くからい——学校の先生は、教育長、分かれているよ。国と県で払っているんだから、先生の数が、この市に行ったほうが、多くなったほうが、教育効果が上がるんだよ。そういうことを考えれば、志筑と

宍倉くらいの、ああいう大きい学校は残すべきだった。

適正規模だけで考えればそうなんだけれども、後で、東小学校のときだってそうなのよ。あそこの公有水面埋め立てどうのこうのはやっていたけれども、そういうわけではなかったんだけれども、非行が出てしまった。農村部だからそれほどないとしても、やはり昔のリンチのことも見れば、起きないとは限らない。完全とは言わなくても、起こるおそれがあるところは、やはり人数がふえるところは残すべきだと、私は方針の中で、山内庄兵衛がこう言っていたと審議委員会の中で言ってもいいですよ。私も、子ども会をやったり、ずっと見てきています。いい学校の子どもたちは、どこだ、ここだ。七会小学校も、今、東大に2人も入りましたから、教育が結構落ちているということは言っていない。だけれども、リンチの家族はリンチの家族であります。

ですから、昔から家系というのは大事にしなければならないの。あの家はと指を差されないように、私どもは努力をしなくてはならないのが本当だと思う。やはりこの間、我々がリンチを受けたある家に仕事に行った人がいた。やはりあの息子も同じだよと言われた。名前は申し上げません。だけれども、そういうことでありますから、十二分に検討し——この間、宍倉のほうの区長が言ったように、血の雨が降るぞなんていう、それは昔からのところ、地域を離すときにはそれぞれのひざ詰め、きずながきちんとあるわけですから、それをとるのはなかなか大変だと思うんです。ただ、経済的には1500万円ずつかかるからだけではなくて、そこらのところを教育の、米百俵を食べてしまうよりは、昔から言うとお米百俵を教育にかけたほうがいい。ドイツが、まさしくそれをやって、世界の科学のリード、医学のリードをしているわけですから、ここらのところもお考えをいただければなと思うわけであります。

それから、水道部長、50平方センチ、50平方センチのパイプで掘れば、地下水を幾ら掘ってもいいんだといったらば、遠慮しないでどんどん掘ったらいいでしょ。規制も何もないと言うんならば掘ればいいでしょう。どこにそんな規制があるの。どこに規制がありますか。地下水を飲むのが一番安全で一番いいんだ。それが掘れないんでしょう。飲めないんでしょう。だけど、あの工場だけは特別な扱い、どういう条例で、どういう規定で、どういう法律でなったのか答弁しなさい。

○議長（小座野定信君）

水道事務所長 貝塚成人君。

○水道事務所長（貝塚成人君）

お答えいたします。

法律ですけれども、これは、茨城県地下水の採取の適正化に関する条例をもとにして、規制をされております。その中で、先ほど言いましたように、生活用水の水道では、50平方センチメートル、直径で言いますと大体79ミリメートル、これ以上のものについては茨城県の許可が要するというところでございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

水道事務所長、個人も法人も同じ。

○水道事務所長（貝塚成人君）

区別はございません。

○議長（小座野定信君）

15番 山内庄兵衛君。

○15番（山内庄兵衛君）

79ミリ、相当大きいものだよ。それで、許可を得ないでやったら、地下水をどこでも掘ったらいいでしょ。そうすれば、中央用水の高い水を買わなくて済むでしょ。霞ヶ浦の県西用水を買わないで済むでしょ。安くできるでしょ。規制があるから、県西用水は目いっぱい、中央用水だけを利用しなくてはならない。市民には高い水を飲ませて、そのような工場には規制内だからただみたいな水をやるという法律がどこにあるの。ちゃんと県まで行ってきた。国会まで行ってきた、お伺いします。

○議長（小座野定信君）

水道事務所長 貝塚成人君。

○水道事務所長（貝塚成人君）

おっしゃるとおりでございますけれども、当市の許可の条件といたしまして、県中央広域水道用水事業からの供給がされるまでの間ということになっております。それで、なおかつ代替水の供給の状況によりまして、採取量の減少勧告ができるということが条件になっております。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

それは特例措置でしょう、期間までの。その辺をよく説明しないと先へ進みません。

○水道事務所長（貝塚成人君）

はい、失礼しました。

まず、適用なんです、許可になる条件といたしまして、代替水に転換することが、明確、今回の場合には、県の中央広域水道、これに転換するというのが条件で、許可になっているものでございます。それで、代替水の供給状況によって、多くなったり少なくなったりする場合、その採取量の減少、多くなった場合には、多く買いなさいよという勧告ができるということがつけられておまして、なおかつ条件の中に、供給されるまでの間の暫定採取、だから県中央広域水道から水が全部供給されるまでの暫定の間は認めますよという許可になっております。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

15番 山内庄兵衛君。

○15番（山内庄兵衛君）

暫定期間だと言うんですけども、これは何か月ぐらいあるのかわかりませんが、中央用水が来るまで暫定で使う。そんなことは、今、初めて聞いたんですけども、地下水が——暫定だ、こちらも暫定だと言って、中央用水が来ないうちに掘っていたら、ではこの会社について、もう中央用水が入りますから、お金を払ってくれますかと言えますか、言ったの、これをお伺いします。

○議長（小座野定信君）

水道事務所長 貝塚成人君。

○水道事務所長（貝塚成人君）

今回、会社のほうで掘った井戸につきましては、水道課のほうからは、一切そういうことは申しておりません。

[「言わない理由があるんでしょう。口径が小さいから指導していないとか、もっとわかりやすく具体的に言ってください」と呼ぶ者あり]

○水道事務所長（貝塚成人君）

多分、県のほうの許可の扱いになると思いますけれども、許可の必要な口径に達していなかったものと考えております。市のほうからは、それに対して、意見とか、そういうものを申してはおりません。

○議長（小座野定信君）

だから、意見を言えるまでの口径には達していないと、だから指導していないということですね。水道事務所長、もう一回言い直してください。

○水道事務所長（貝塚成人君）

今、言われたとおり、県のほうの見解としては、そういう意見は言えますけれども、市のほうの意見というのは、管轄が違いますので、コメントできる立場ではないと思っております。

○議長（小座野定信君）

15番 山内庄兵衛君。

○15番（山内庄兵衛君）

おかしいでしょう。先ほどから言ったら、その規定に達していないから掘ったんだ。だから、私は、規定に達しないで掘るならば、井戸を幾ら掘っても構わないのかと言うんだ。そうしたらば、いつも佐藤さんが料金を安くすると言っても、地下水を掘ったら安くできるんだよ。それが住民へのサービスではないの。

○議長（小座野定信君）

執行部より休憩の要請がありましたので暫時休憩とします。

休 憩 午後 4時10分

---

再 開 午後 4時16分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして会議を開きます。

答弁を求めます。

水道事務所長 貝塚成人君。

○水道事務所長（貝塚成人君）

答弁が不足して申しわけございませんでした。

先ほどの質問でございますけれども、当市の場合につきましては、もう既に50平方センチメートル以上を超えてしまっておりますので、新たな井戸は掘れないという状況でございます。企業につきましてはその範囲内で掘ったものでございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

15番 山内庄兵衛君。

○15番（山内庄兵衛君）

今、市長を初め3人で来たんだけど、頭が悪いから、こんがらがってしまって何だかわからない。んだけど、地下水が、パイプが細ければ汲めるのだということですから、それでかすみがうら市は76ミリを超えてしまったからできないということでございますけれども、これらについては、会社とよく協議しなかったから4000万円損したと見るほかはない。4000万円損したということになってしまいます。それでよろしいんですか。

○議長（小座野定信君）

水道事務所長 貝塚成人君。

○水道事務所長（貝塚成人君）

はい、金額につきましては、うちのほうの試算では3500万円前後だと思いますが、損ということに関しては、変わりはありません。

○議長（小座野定信君）

15番 山内庄兵衛君。

○15番（山内庄兵衛君）

今の答弁で、3600万円損したということがはっきりいたしました。この水道の問題は3600万円損ということがわかりましたので終わらせていただきます。

次に、放射線の問題ですけれども、先ほど、まだ答えが出ておりません。放射能のスポットのところ、集めたそれらについてはどこに置くんですか、お伺いをします。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

除染の土については、敷地内処理が原則でございますので、例を言えば、保育所内の0.23ミリシーベルト以上のホットスポットが出た土は、保育所の敷地内で処理をするというのが原則でございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

総務部長、どのように保管しているかということ、具体的なものが抜けております。もう一度お願いします。

○総務部長（小貫成一君）

保管の方法でございますが、地中に埋める方法、山積みにする方法、埋めたり山積みする方法が不可能な場合は、容器等に入れて、敷地内の余り人が立ち入らない場所へ保管をいたします。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

15番 山内庄兵衛君。

○15番（山内庄兵衛君）

3つ言ったけれども、今、この市ではその3つのうちどんな方法なのか。そして、保育園児がその放射線のそばに行ったときには、これは被害を受けますよ。こういう対策も、きちんとどのようにとっているのか、ちょっと答弁ください。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

公共施設で、除染の実施状況が、対策本部では各担当部局から上がっておりまして、子ども福祉課につきましても、児童館、保育所等で除染をしております。また、都市整備課においても公園等で除染をしております。また、各小中学校においても除染をしておりますが、除染の方法等については、表面の除去と、あとは、グラウンドなんかはトンボがけをしたり、あと雨どい等は立ち入らないようにロープを張ったり、それとまた落ち葉等については天地がえとかをやっております。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

15番 山内庄兵衛君。

○15番（山内庄兵衛君）

答弁の言葉の筋がわからないんだよな、よくきちんとこういうふうにやりましたということを書いていただければいいんですけども。

それから、イノシシの肉、市長は、先ほどこれは規制の対象になっているというけれども、もう3月から4月には解除されていると思うんです。これは、今62シーベルトくらいですから、これを規制がありますということになると、イノシシの肉を食べる人がいなくなってしまうものですから、なかなかとるのに大変だと。北茨城のほうではふえてしまって、常磐高速道路に7つのイノシシについての看板が立っているんです。したがって、常磐道にもそういう看板が立つおそれがあります。ハンターが、茨城県内で700名の人がやめているんだね。これが1頭ずつとったとすれば700頭とれなくなったということですから、これらについても、きちんと、去年の9月ではなくて、ことし、この間まで、4月いっぱいやった肉はどうだよということを引きんと担当課で示してください。

○議長（小座野定信君）

環境経済部長 藤崎宏明君。

○環境経済部長（藤崎宏明君）

イノシシの肉の件でございます。

先ほど制限解除と申しましたが、石岡市の一部、旧八郷町になろうかと思えます——での制限解除でございまして、そのほかにつきましては現在も制限継続中でございます。大変失礼しました。

なお、当市のベクレル数でございますが、かすみがうら市におきましては、290ベクレルというふうなことで、500以上にはなってございません。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（小座野定信君）

15番 山内庄兵衛君。

○15番（山内庄兵衛君）

それは、200シーベルトというのはいつなの。

○議長（小座野定信君）

環境経済部長 藤崎宏明君。

○環境経済部長（藤崎宏明君）

9月19日に採取したものでございます。

なお、制限解除は、検査が新基準になりまして、茨城県内で数値が超えたものにつきましては、3検体を採取しまして、そういった経緯を踏まえまして、今後、出る見込みがないという見通しがつきましたならば、制限解除というふうな方向に持っていくというふうなことを県のほうから聞いてございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（小座野定信君）

15番 山内庄兵衛君。

○15番（山内庄兵衛君）

昨年の9月19日の話を聞いているのではないの。4月1日から30日まで有害駆除をやったでしょう。そのときのシーベルトは幾つなんだと聞いているんだ。八郷はゼロだ、こちらは500シーベルトもあったんだという規制があるということはないでしょう。そこらをはっきりしてください。

○議長（小座野定信君）

環境経済部長 藤崎宏明君。

○環境経済部長（藤崎宏明君）

有害駆除をやった後の数値につきましては、今、手元に資料がございませんので、後日、提出させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（小座野定信君）

15番 山内庄兵衛君。

○15番（山内庄兵衛君）

先ほどイノシシの肉に市長がたくさんある。今、言ったのは去年の9月19日だということ、これは大変な数字なんです。ですから、4月1日から期間が1カ月あったんですから、そこでとったのをやったときにちゃんとはかればいいんですよ。こういうのがちゃんとできていない。これは、シーベルトが高いということになると、肉は本当に大変なんだ。イノシシのプロもいますから、だから県北のほうではイノシシがふえてしまう。この辺だってイノシシの肉が食べられないとなるとふえてしまう、わなでかかったらどうしようもないんですから。穴を掘って埋めるほかない、これが現状ですね。ですから、補助金も、期間内であればもらえるけれども、期間外はもらえないと思うんです。ここのところはどうなっているの。1万円ずつの——これは、期間外でも、駆除期間内は1頭につき1万円ずつ支払っているんですか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

今、副市長が持っていた資料で、平成24年5月23日現在、だから、今、解除になったものが、平成23年12月に石岡市内のイノシシ肉加工施設が出荷するイノシシ肉について出荷制限解除、そ

れ以外のものは解除になっていないということです。

以上です。

○議長（小座野定信君）

15番 山内庄兵衛君。

○15番（山内庄兵衛君）

大変な問題でありますから、ちゃんと解除がいつになるか、これはシーベルト数をはかってやってもらいたいと思うんです。でないと、どんどん——この間は、4月1月から30日までは22頭射止めたわけですね。そのほかに、おなかに入っているのが30頭いたわけですね。そういう実績が上がっているんですけども、それらについてもきちんとしていただきたいと思っております。

次に、防災無線のことでお願いをいたします。

防災無線は一たん予算を切ったなんていう話もあるんですけども、これらについてはことしじゅうにやるということですから、早急にやっていただいて、お願いをしたいと思います。放送についても、今、霞ヶ浦地区のことばかりしか放送していない。上佐谷の火災だって、どこがあれしているんだというんで、この間のやつも、役場にいるときに火事だというから、私が行くまでには、学校の付近だというから、どこだかわからないで、消しとめましたけれども、防災無線であればすぐにわかるんですけども、だれに聞いてもわからない。これらを早急に私は要望いたします。

それから、イノシシの肉については先ほどの要望どおりお願いしたいと思います。

以上で一般質問を終わります。

○議長（小座野定信君）

15番 山内庄兵衛君の一般質問を終わります。

---

○議長（小座野定信君）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、あす6月8日午前10時から引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午後4時29分

平成24年

かすみがうら市議会第2回定例会会議録 第3号

---

平成24年6月8日(金曜日)午前10時00分 開 議

---

出席議員

1番	川村成二君	9番	中根光男君
2番	岡崎勉君	10番	鈴木良道君
3番	山本文雄君	11番	小座野定信君
4番	田谷文子君	12番	矢口龍人君
5番	古橋智樹君	13番	藤井裕一君
7番	加固豊治君	15番	山内庄兵衛君
8番	佐藤文雄君	16番	廣瀬義彰君

---

欠席議員

6番	小松崎誠君	14番	栗山千勝君
----	-------	-----	-------

---

出席説明者

市長	宮嶋光昭君	環境経済部長	藤崎宏明君
副市長	石川眞澄君	土木部長	山本恵美君
教育長	菅澤庄治君	会計管理者	吉藤稔君
市長公室長	川尻芳弘君	消防長	井坂沢守君
総務部長	小貫成一君	教育部長	小松崎延明君
市民部長	根本光男君	水道事務所長	貝塚成人君
保健福祉部長	鈴木弘君	農業委員会事務局長	塚本茂君

---

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	土渡良一
〃	係長	乾文彦
〃	係長	坂本敏子
〃	係長	杉田正和

---

議事日程第3号

日程第1 一般質問

- (1) 佐藤文雄 議員
- (2) 田谷文子 議員

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

(1) 佐藤文雄 議員

(2) 田谷文子 議員

本日の一般質問通告事項一覧

通告順	通告者	質問主題
		(質問の区分)
(4)	佐藤文雄	1. 放射能汚染から子どもと市民及び地域を守る総合対策について
		2. 入札制度の改革について
		3. 総合的な子育て支援策について
		4. 国民健康保険を生命と健康を守る制度に
		5. 高齢者及び障がい者が安心して暮らせるまちづくりについて
		6. 生活排水対策における公共下水道事業について
		7. 向原土地区画整理組合事業について
		8. 水道事業について (主に水道料金問題について)
(5)	田谷文子	1. 行政の可視化について
		2. 総合計画の具体的な推進方策について
		3. 給与削減の交渉の現況について
		4. 予防医学について

開 議 午前10時00分

○議長 (小座野定信君)

おはようございます。

ただいまの出席議員数は14名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

なお、6番、小松崎 誠議員、14番、栗山千勝議員、2名より所用による欠席の届け出がありましたので、ご報告いたします。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布いたしましたとおりであります。

傍聴人の方々に申し上げます。

会議において、傍聴人は議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので、静粛に傍聴されますようお願い申し上げます。

一般質問に先立ち、議員各位に申し上げます。

一般質問は、市の一般事務についてたずね場です。

したがって、法令等を遵守していただくことを求めます。

また、執行部におかれましては能率的な会議運営の観点から、より簡明な答弁をなされることを求めます。

ここで、暫時休憩について確認の意味でご説明申し上げます。

あわせて、今後の暫時休憩に対する対処についてお願い申し上げます。

暫時休憩は、会議規則第11条に規定され、議長は議事整理権に基づき、必要があると認めるときは、原則としていつでも休憩を宣言する権限を有しております。また、議会側としての暫時休憩の理由の主なものは食事のため、議会運営委員会を開くため、常任委員会を開催するためなどです。

一方、執行部として暫時休憩の理由の主なものは、説明員が答弁に窮した場合、調査のため、答弁調整のため、さらには説明員の出席や資料の提出を待つためなどです。

このため、これまでの暫時休憩は執行部の理由による場合が多く、当日の日程どおり効率的な議事運営を進めるため処置しているのが現状です。つまり議事を休憩し、休んでいるのではなく、主に答弁調整や資料提出のための時間ということでもありますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

今回、試行的に本会議中心主義の議会運営に移行したことにより、これまで以上の円滑な議事進行が必要となります。これまでの答弁調整のための暫時休憩は、効率的な議事運営という観点から、議長としての配慮により行ってまいりましたが、暫時休憩が多いとの意見も寄せられています。答弁調整のための暫時休憩を求める際は、必ず説明員から休憩を求める種の発言を徹底されることを求めます。

---

## 日程第 1 一般質問

### ○議長（小座野定信君）

それでは、早速、日程に入ります。

日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

順次発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

### ○8番（佐藤文雄君）

おはようございます。日本共産党の佐藤文雄でございます。

2009年夏の政権交代から2年9カ月がたちました。「自民党政治を変えてほしい」という政権交代に託した国民の願いは、ことごとく裏切られました。野田・民主党政権のもとで、原発の固執と無謀な再稼働への動き、消費税の増税、普天間基地への辺野古移設、TPP参加への暴走など、どの問題でも「ノー」の審判を下したはずの自民党政治が、よりひどい形で復活しています。

なぜこうなったのでしょうか。日本共産党は、アメリカ言いなり、財界中心という古い政治の2つの害悪に縛られ、抜け出せなかった結果であり、この2つの害悪を断ち切る政策を進めて改革を進めてこそ、閉塞を打開する展望が開けると考えております。

当かすみがうら市においては、合併後初めての市長選挙で、宮嶋氏が激戦を制し市長となりました。選挙戦の結果について、ある新聞は、勝因の一つは、公約が具体的でわかりやすかったこと、「元気にする会」を支持基盤に草の根運動で繰り返し訴え、現市政への批判票、浮動票を取り込んだと解説しております。私も支持した一員ですが、だからといって、すべてにおいて白紙委任したわけではありません。当然、主義主張の違いもあります。したがって、市長が提案する

条例や議案について一つ一つ吟味し、そして議論を重ね、是々非々の態度を貫いてきたわけであります。

日本の地方自治は、首長、いわゆる市長と議員がそれぞれ住民に直接選ばれる二元代表制となっております。一方、リコールは、地方公共団体の公職者を任期満了を前に住民の発意と投票によって罷免する制度であります。住民みずから立ち上がって、市長や議会をリコールすることは住民の権利であります。市長が考える改革なるものが進まないからといって、市長がみずから先頭に立って議会リコールをしかけることは、二元代表制という地方自治のルールに反する行為だと考えます。

今市がやらなければならない課題は山ほどあります。放射能汚染から子どもたちや市民の暮らし・なりわいを守ること、そして災害に強いまちづくりであります。その先頭に市長が立ち、住民全体に奉仕する公務員としての役割を市職員に徹底して実践させることだと思います。私は、その立場から一般質問を行います。

1、放射能汚染から子どもと市民、地域を守る総合対策について。

4月28日、東京都内において脱原発を目指す首長会議の設立総会が開かれました。同会議には69人の市町村・特別区の首長や、首長経験者が加入、その一人として宮嶋市長が加わったことは、高く評価されます。

しかし、その一方で放射線対策については、市長は「放射能対策を余り前面に行うことはかえって世論を騒がせるようなことになりかねない」と述べたり、「当市は土浦や阿見など以南の地域とは違うという認識を持っている」と回答し、本腰を入れた姿勢が見られません。近隣市町村では、汚染状況重点調査地域を申請し指定を受け、国から除染費用の支援を受けているにもかかわらず、当市が同申請をしなかったことにもはっきりとあらわれています。私は、この放射能汚染対策は、当市における喫緊の課題であると同時に、長期戦の構えで取り組む必要があると考えます。

第1の質問、放射線対策本部の取り組みの現況について、実績と今後の計画、特に汚染マップ作成と除染実施計画について伺います。

ホームページで公表された市内の空間放射線量マップは、ゼンリン地図をもとに道路上、地上1メートルを4カ所程度測定し、最大値を色分けした。その結果、1マップにつき毎時0.23マイクロシーベルトを超えるところはないとしておりますが、測定値が不明であるだけでなく、箇所数も極めて少ない、これでは汚染マップとは言えません。

福島第一原発の水素爆発でまき散らされた放射能によって、以前とは格段の環境の違い、私たちは、少なくとも4倍から5倍の放射線を浴びている環境の中に住んでいるわけであります。1度降った放射能は消えることはありません。今は主に雨によって放射能が低いところに流され、土壌に濃縮して蓄積している状況となっており、大ざっぱな測定では、汚染度が高い場所はわかりません。

柏市では、国の除染関係ガイドラインに準拠した地上高さ1メートル及び50センチ、小学校以下の子どもたちの環境を考慮するという状況ですが、独自に地上高さ5センチについても測定した上で、特に子どもの生活環境となる小学校、保育園、幼稚園等については、地上高さ5センチにおける空間放射線量率についても、毎時0.23マイクロシーベルト未満を目標に除染を実施する

としています。当市も柏市に倣い、きめ細かな測定と除染を進めるべきと考えますが、答弁を求めます。

内部被曝に対する市民の不安軽減を図る目的で、牛久市は福島県の医療法人と協定を交わし、同法人の医療機関で市民の内部被曝検査を始めるとしています。当市でも実施すべきと考えますが、答弁を求めます。

2、学校・保育所給食の安全確保と農産物及び魚介類の放射性セシウムの検査体制について、その後の改善も含め、伺います。

何よりも食材に対する内部被曝が心配されます。基本は全品検査であり、それも食前での検査が求められています。さらに野菜から肉や魚介類へと食物連鎖も強まってきています。その検査体制はどこまで進んでいるのでしょうか、答弁を求めます。

3、東電への農畜産及び水産物にかかわる損害と市の対策費用の請求について伺います。

東電は、火力発電の燃料費負担増加を理由に電気料金の値上げを押しつけようとしております。しかし、その状況を招いたのは、原発事故を引き起こした東電の責任です。農水産業に携わる生産者の苦労は、並大抵ではありません。東電への賠償請求の現況と今後について、答弁を求めます。

4、霞ヶ浦の放射能汚染対策について伺います。

当市は、霞ヶ浦に面しており、霞ヶ浦はあらゆる面において貴重な資源であります。6月3日、私は放射能汚染から霞ヶ浦を救えという、霞ヶ浦再生事業などに取り組んでいるNPO法人アサザ基金から、市民団体が行った霞ヶ浦流域流入河川のモニタリング調査の報告会に参加いたしました。霞ヶ浦河口約1.6キロ先の土浦市の備前川小松橋付近の河川で、3月8日に調査した土壌1キログラム当たり放射性セシウムは9,550ベクレルだったのに対し、4月25日の調査では、6,260ベクレルに低下し、約700メートル下流の岩田橋付近の河川では、土壌1キロ当たり9,980ベクレルを記録し、放射性物質の下流への移行と濃縮を裏づけたと報告しておりました。

飯島博代表理事は、とんでもない数字で一刻の猶予も許されない危機的状況だ。これ以上放射性物質が流れ込まないように行政は早急に対策をとるべきだと訴えておりました。当市では、霞ヶ浦の放射性物質対策に対してどのように考えているのか答弁を求めます。

2、入札制度の改革についてお伺いします。

問1、希望価格の事前公表と最低制限価格にかかわる問題点について伺います。

市長は、「希望価格の事前公表は、採り行為や不正な入札を防止するため」と述べたり、「業者に余り面倒なことを強いると、あるいはきついことをお願いしますと、落札そのものがなくなる」などと答弁し、当市は平均落札率が90%を切っているので問題ないとしています。しかし、事前公表について、国交省は積算しない業者があらわれ、適正業務を阻害する可能性がある指摘しており、公正取引委員会は談合しやすくなり、価格の高どまりを招くと否定的です。最低制限価格についても、必ず設けなければならないわけではないと指摘しました。市長も、「余り小規模な工事について最低制限価格を設けなくてもよいのではないか」と答えております。

入札監視委員会の日向野教授も希望価格・予定価格を事前公表しないで入札をやるべきだと語っていますが、改めて市長の答弁を求めます。

2、公共事業発注における地域バランスとすみ分けの入札について伺います。

当市の公共事業の受注について、霞ヶ浦地区の事業は霞ヶ浦地区の業者で、千代田地区は千代田地区の業者で請け負うというすみ分け入札が実態です。これは一連の談合入札と言えと思いますが、市長はこの現状をどのようにとらえておりますか。

また、道路新設及び改良・補修・舗装工事にかかわる公共事業発注量における地域バランス、千代田地区と霞ヶ浦地区、どのようになっているか伺います。

3、元請業者と下請業者の実態について伺います。

市内の業者間で元請と下請の関係で、融通し合っていると側聞いたしますが、そのような実態はあるのでしょうか。元請業者の代理人届や従業員数及び下請届について点検・確認しているか伺います。

大きな3、総合的な子育て支援について伺います。

今、少子化時代だとして日本の未来・将来が心配されています。子どもが22歳になるまで総費用が3000万から3500万円以上かかると、こういう調査結果もあります。子育て支援には経済的な面も含めて、総合的な支援策が必要と考えます。

問1、まず、最初に子ども子育て新システム法案に対する市長の見解について伺います。

野田内閣は、消費税増税と一体の社会保障改悪法案の一つである子ども・子育て新システム関連法3法案を提出し、現在国会で審議中であります。新システム法案について、日本共産党は、1、保育も金次第になる市場化を進める、2、児童福祉法24条の保育実施義務を削除し、市町村の責任を後退させる、3、保護者が保育所と直接契約を結ばなければ入所できなくなる、4、株式会社の参入は、営利企業と子どもの豊かな育ちを支える保育とは相入れないとして反対を表明、待機児童解消のためには民営化や要件緩和でしのぐのではなく、必要な認可保育所をつくるべきだと強調しました。市長の答弁を求めます。

2、保育料及び学童保育負担金の軽減について伺います。当市の保育料は、所得階層別に決められ、同一世帯から2人以上の児童が利用する場合、軽減措置があります。保険料そのものの引き下げと同時に条件をつけず、2人以上への軽減ができないか、そして、学童保育の負担金は平成19年度に条例化し有料としましたが、以前のように無料にできないか、以上、2点について答弁を求めます。

3、小中学校の父母負担の軽減を学校給食の無料化について伺います。

平成22年度の学校徴収金一覧を見ますと、小学校では年額平均6万円程度で、中学校では8万円、これは旅行積立金を除きますが、このぐらいの程度であります。私は、父母負担の軽減の第1番は、学校給食の無料化ではないかと考えます。また、卒業対策費については、本来公費で行うべき備品等が保護者の負担となっている現状があると聞きますが、改善すべきではないでしょうか、答弁を求めます。

4、国民健康保険を命と健康を守る制度に。

国保税の算定には、所得にかかわらず頭割で課せられる応益割部分があり、所得がなくても保健税が課せられます。当市は、昨年の国保税率改正でその応益割である均等割を引き上げたため、低所得者層の保険税が上がってしまいました。市長は、国保はあくまで保険制度であり、家族の人数が多ければ医療費もかかると答弁。受益者負担は当然との立場であることがわかりました。しかし、国保法第1条、「この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保

障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする」としています。この規定は、国保が生存権を具現化した社会保障制度として位置づけられていることをうたったものと言えます。

問1、市長はこの国民健康保険法の本来の理念について、どのような認識をお持ちか伺います。また、被保険者の40%を超える世帯の増税は、公約違反だとの声にどう答えますか、答弁を求めます。

2、国保税減免及び一部負担金減免の基準の具体化について、土浦市の国民保税減免取扱要綱減免基準の例にかかわってお伺いいたします。

土浦市は、昨年からの貧困により生活のための公私の扶助を受ける者を加えて、国民保税の減免取扱要綱をつくり、減免基準をはっきりさせたようであります。その概要の内容はつかんでおりますか。

また、窓口での一部負担減免等取扱要綱の広報は進んでいるでしょうか、答弁を求めます。

3、国保の広域化について市長の認識を伺います。

民主党政権は、さらなる国民保税値上げや滞納制裁に自治体を駆り立てる国保広域化路線を推進し、この4月、国保の給付財政を都道府県単位に統合する法案を国会で成立させました。私は、広域化で国保は救えないと考えますが、市長の答弁を求めます。

5、高齢者及び障害者が安心して暮らせるまちづくりについて。

昨年、3.11に襲った東日本大震災は未曾有の被害をもたらしました。亡くなった方の多くは津波によるものでありますが、特に高齢者や障害を持つ方の被害は甚大であります。

問1、当市において、当時ひとり暮らしの高齢者及び要援護者、いわゆる障害者の皆さんであります。この避難支援についてどのように対応したのか、改めて伺います。また、その教訓に学び、今後の災害時における対策の基本内容について答弁を求めます。

問2、ひとり暮らしの高齢者の孤独死をなくすための対策について伺います。

当市では、65歳以上のひとり暮らしの高齢者への福祉サービスが8項目にわたって実施されています。しかし、条件が厳しくその福祉サービスを受けることができない状況があります。訪問調査などによって十分に意見を聞き、実態を把握し、柔軟に対応すべきだと考えますが、答弁を求めます。

6、生活排水対策における公共下水道事業について。

私は、費用対効果の観点から、公共下水道の全面的な見直しを求めて質問をしてみました。多額な費用をかけ下水道施設を整備したにもかかわらず、霞ヶ浦地区では加入が進んでいない実態があります。

問1、公共下水道布設済み地域の加入促進の具体策について、その後の進捗状況について伺います。

前回、土木部長は、住宅リフォーム助成制度などを活用し、加入促進を図ると述べましたが、実績はあるのでしょうか。また、市職員は率先して加入することが求められておりますが、現在でも23人が未加入との報告がありました。対策は講じているのか伺います。

下水道施設の工事が完了していても、単独浄化槽のまま使用している世帯はどのくらいあるのでしょうか。下水道が設置・整備されたら、速やかに下水道に接続するとの同意書があると聞きますが、どのような扱いになっているか、答弁を求めます。

2、特環公共下水道事業の加茂工業団地内企業の加入について伺います。

前回、土木部長は「各企業に加入についてアンケートを実施した。その内容の把握、確認作業を行う中で整備のあり方について検討する」と答えておりますが、検討結果は出たのでしょうか。今回の下水道加茂処理分の事業費には、加茂工業団地を対象にしていけないとしています。工業団地の加入を現実のものにするには、あとどのくらいの費用が想定されるのでしょうか。また、浄化槽の処理水を土地改良区に放流すると、1戸当たり10万円程度の同意額を支払っていると聞きます。このような事実はあるのでしょうか。工場の浄化槽は規模が大きいし、流量も多い、その同意額は幾らなのか、以上、答弁を求めます。

7、向原土地区画整理組合事業について。

この事業について、私が何度となく質問するのは、都市計画道路の1本もない公共性が担保されない1民間の宅地開発事業に、6ヘクタールのところに6億円もの公金を投入しているにもかかわらず、今後も損失補償として、最終的に市のさらなる税金の投入負担もやむなしとの見解を市長が示しているからであります。

問1、保留地の販売状況と見直しについて、55区画の保留地のうち、今年度2区画が販売され、残り18区画となったと報告がありました。完売目標はいつまでなのかお伺いします。

2、市の損失補償にかかわって、その税金投入の可能性、その金額について伺います。前回、組合総会における収支計画についてただしましたが、土木部長は「現時点では資金計画上は不足金が生じない」と答弁しました。それではなぜさらなる税金の投入となるのでしょうか。その総額はどのくらいと想定しているのでしょうか、答弁を求めます。

8、水道事業について、主に水道料金の問題についてお伺いいたします。

茨城県は十分に水が余っているにもかかわらず、無駄な水開発を国と一緒に進めております。その典型が八ッ場ダム建設と霞ヶ浦導水事業であります。昨年末、政府が建設再開を決めた八ッ場ダムについて、国交省は関係6都県に対し、基本計画よりも事業費が183億円ふえ、工期が3年延びる見通しを示す通知文書を5月10日に送っていたことがわかりました。膨れ上がる事業費と工期の延長、これはダム建設の常套手段であります。無駄な事業はきっぱりとやめることであります。

問1、県との実施協定の見直しについて。

前回、市長はあれこれ述べましたが、県との実施協定を見直すとは答えませんでした。これでは国や県が推進する霞ヶ浦導水事業を認めることとなります。改めて市長の見解を求めます。

2、八ッ場ダム及び霞ヶ浦導水事業と水道料金の関係についてお伺いいたします。前回、水道事務局長は、施設能力見合いで計算しますと本市は現在日量1,400立方であります、日量2,178立方で契約してほしいというのが県の考え方だと答弁しました。

現在、日量1,400を2,178立方で契約した場合、水道の原価はどのくらい上がるのか、答弁を求めます。

以上、第1回の質問といたします。

○議長（小座野定信君）

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

佐藤議員の質問にお答えいたします。

1点目、1番の放射線対策本部の取り組み実績と今後の計画につきまして、お答えいたします。

市の空間放射線マップは、市ホームページにおいて3月29日から公表しているところですが、今後とも市民不安を軽減するよう、さまざまな放射線対策につきましてきめ細かな対応を検討してまいります。

御提案いただきました小学校保育所等における放射線測定高さにつきましては、本市ではガイドラインに基づき、地上50センチメートルで測定し、結果を公表しているところですが、市の対応方針である除染基準におきましても、地上50センチメートルを定義していることから、引き続きこれを基準に実施してまいりたいと考えております。

また、市民の内部被曝検査についてでございますが、ご質問のように先般、牛久市において4歳から中学3年生までの内部被曝検査を実施するとの報道がなされました。しかし、県では福島県での検査結果や専門家の意見を踏まえ、現時点で健康調査の必要はないとの見解を示していることから、引き続き国・県の動向を注視してまいりたいと考えております。

1点目、2番、放射線セシウムの検査体制については、総務部長からの答弁とさせていただきます。

1点目、3番、損害費用の東電への請求については、環境経済部長からの答弁といたしますが、基本的には、必要な対策費用は東京電力にすべて請求してまいります。

1点目、4番、霞ヶ浦の放射能汚染対策についてお答えいたします。

霞ヶ浦の放射能汚染対策につきましては、水源や水産資源の安全性の確保、水産業保護と存続の観点から大変重要な施策と認識しております。当面は、環境省と茨城県が流入河川などのモニタリング調査を行っておりますので、その結果を注視してまいりたいと考えておりますが、何らかの対策が必要となった場合には、県や他自治体との連携を図りながら積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

2点目、1番、希望価格の事前公表と最低制限価格にかかわる問題点についてお答えいたします。

入札制度については、入札制度検討委員会で検討を重ね、希望価格の事前公表と最低制限価格の設定を含め、運用しております。また、入札結果につきましては、年2回、入札監視委員会を開催し、委員よりご提言いただいているところでありますが、3月29日の入札監視委員会では、全体的に見て落札率が下がってきているので、今後の推移を見守るとのご意見もいただいております。いろいろなご意見や考え方はあろうかと思いますが、現時点では、現在の入札制度を実施してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほど、よろしくお願いたします。

2点目、2番及び3番につきましては、総務部長からの答弁とさせていただきます。

3点目、1番、子ども・子育て新システム法案についてお答えいたします。

子ども・子育て新システム法案につきましては、平成23年第4回定例会でもご質問をいただいたところです。子ども・子育て新システムでは、市町村の役割を新システムの実施主体としての役割を担い、国・都道府県等と連携し、自由度を持って地域の実情に応じた給付等を設計し、当

該市町村の住民に新システムの給付等を提供・確保するとしています。

法案の成立後は、保育サービスに格差が生じないよう適切なサービス、質の確保に努めてまいりたいと考えております。

3点目、2番、保育料及び学童保育負担金の軽減については、保健福祉部長からの答弁とさせていただきます。

3点目、3番、小中学校の父母負担の軽減と学校給食の無料化については、教育部長からの答弁とさせていただきます。

4点目、1番の国民健康保険法本来の理念についての質問にお答えいたします。

国民健康保険法は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的として、昭和33年、旧国民健康保険法（昭和13年制定でございますが）を全面改正して制定された法律であります。

国民健康保険制度は、健康保険やその他の公的医療保険の対象とならない人が加入する制度で、国民皆保険の理念を実現しているものと認識しております。

また、被保険者の40%を超える世帯の増税が公約違反だとの声のご質問にお答えいたします。昨年の定例議会で答弁させていただいておりましたが、市長選の公約として掲げました国保税額の引き下げは、平成20年度に税率改正が実施された結果、県内最上位となった1人当たり平均調定額を引き下げるものであり、今回の国保税の税率改正により、近隣並みに平均調定額は引き続き下げられたと考えております。

また、低所得者については、均等割、世帯平等割を減額する措置なども講じられておまして、負担能力に応じられるものであると考えております。そして、すべての被保険者を対象に、一定率をもって引き下げる税率・額の設定は不可能でありまして、平均調定額を引き下げるための応能割、応益割の見直しは欠くことのできないものであるという判断であります。

4点目、2番、国保税減免及び一部負担金減免については、市民部長からの答弁とさせていただきます。

4点目、3番、国民健康保険の広域化につきましてお答えいたします。

国民健康保険の広域化につきましては、国民健康保険法第68条の2の規定に基づき、茨城県が県内市町村国民健康保険事業運営の広域化や、または財政の安定化を推進するため、保険者規模の収納率の目標や医療費の適正化、財政運営安定化の取り組みなどの具体的施策などについての指針が平成22年12月20日に策定されております。県内の被保険者間の均衡が図られ、財政が安定するなどのことを考えると広域化が必要であり、可能であれば国の制度とすることも必要であるとと考えております。

5点目、高齢者及び障害者が安心して暮らせるまちづくりについては、保健福祉長からの答弁とさせていただきます。

6点目、生活排水対策における公共下水道事業については、土木部長からの答弁とさせていただきます。

8点目、1番、県との実施協定についてご質問にお答えいたします。

以前から申し上げているように、必要でない水については買わない考えにつきましては変わりはございません。ご承知のように、県西広域水道との実施協定水量については、既に100%の受

水となっており、県中央広域水道については、暫定水量の実施協定となっております。現在、県中央広域水道の施設能力は、最大日量7万8000立米であり、今後水需要を見込むのが難しい状況であることから、実施協定の日量24万立米への施設増設については、検証中であると伺っておりますので、経過を注視していきたいと考えております。

今後予定されている送水管事業など、水需要の把握に努め、受水費の値下げについても茨城県中央広域水道建設促進協議会を通じて、県へ働きかけを行ってまいりたいと考えております。

8点目、2番の水道料金につきましては、水道事務所長からの答弁とさせていただきます。

失礼しました。7点目、向原土地地区画整理事業組合につきましては、土木部長からの答弁とさせていただきます。

#### ○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

[総務部長 小貫成一君登壇]

#### ○総務部長（小貫成一君）

佐藤議員の質問にお答えをいたします。

1点目、2番の学校・保育所給食の安全確保と農畜産物及び魚介類の放射性セシウムの検査体制についてお答えをいたします。

現在の検査体制につきましては、月曜日から木曜日に小中学校、保育所の給食、金曜日に一般農産物の検査を実施しており、保育所は1日に1カ所、小中学校は1日に3カ所を輪番により検査を行っております。

また、一般農産物につきましては、事前予約制により金曜日に1日7件の検査を行ってまいりましたが、検査機会をふやすべく、月曜日から木曜日までの午前中にも検査を実施できる体制を整え、検査待ちへの対応を行ったところでございます。

今後の検査体制ですが、9月からは3台の体制が見込まれることから、1台を小中学校と保育所の給食測定用として割り当て、週1回の検査回数を確保してまいります。

また、残り2台を霞ヶ浦庁舎、千代田庁舎に設置し、一般農産物の検査として活用することにより、要望にいち早くこたえられるものと考えております。

続きまして、2点目、2番、公共工事発注における地域バランスとすみ分け入札についてお答えいたします。

工事等の発注につきましては、入札条件としまして、基本的には市内本店といった住所要件を付しております。ご指摘のすみ分けにつきましては、入札結果より霞ヶ浦地区は霞ヶ浦地区の業者、千代田地区は千代田地区の業者が落札している案件が多いからだと思いますが、基本的に経費、時間の面につきましても、工事現場に近い業者のほうが有利であるということは言えると思います。

また、応札状況としては、それぞれの地区より応札されている状況でございます。結果のみですみ分けの判断は難しいかと考えますが、ご意見として受けとめ、入札制度検討委員会で協議したいと考えますので、ご理解のほど、よろしく願いいたします。

また、道路工事関係における発注量の地域バランスということでございますが、提出させていただいております資料のとおり、平成17年度から平成23年度までの発注総件数は271件で、発注

総額は44億3591万4000円となっております。そのうち千代田地区は123件で、16億5121万9500円であり、霞ヶ浦地区は148件で、27億8469万4500円となっております。

続きまして、2点目、3番、元請業者と下請業者の実態についてお答えいたします。

公共工事の品質や適正な施工を確保するため、元請、下請関係の適正化が求められています。当市では、下請請負金額が130万以上の工場を対象として、下請請負通知書の提出を求め、各担当監督による監督業務の中で書類、現場を確認し、検査室においても抜き打ち的に工事現場へ出向き、施工体制等を確認している状況でございますので、元請業者と下請業者が融通し合っているという実態はないものと考えております。

入札工事における下請の状況についてご説明いたします。

平成23年度の入札工事件数は83件あり、うち130万以上の金額で下請業者に発注されたものは30件で、割合は36.14%でございます。また、1つの工事で何社か下請業者に発注された工事もあり、下請業者総数では70社で、うち市内業者は11社で15.71%、市外業者は59社で84.29%となっております。

以上でございます。

#### ○議長（小座野定信君）

環境経済部長 藤崎宏明君。

[環境経済部長 藤崎宏明君登壇]

#### ○環境経済部長（藤崎宏明君）

佐藤議員さんの1点目、3番の東電への請求についてお答え申し上げます。

昨年度から出荷制限や風評被害における損害賠償請求については、市の損害賠償対策協議会でも窓口となりまして、県の協議会を通じて、これまで2億4400万円（24年5月請求まででございます）を東京電力に請求し、1億5600万円の支払いがなされております。

請求している品目については、野菜、秋作物などの農作物のほか、肉用牛、さらには観光果樹園における風評被害についても請求を行っております。既に支払い（5月31日現在でございます、仮払いも含みます）がなされたのは、市協議会を通じ、請求したもののうち、本年1月前半までに受け付けした分となっておりますが、今後も円滑に支払いがなされるよう、市としても東京電力へ要求してまいりたいと考えています。

また、市協議会以外からの請求で、農畜産物については、JA土浦やひので酪農等から、水産物については、霞ヶ浦北浦水産加工業協同組合や霞ヶ浦漁業協同組合を通じて、それぞれ東電へ請求または請求予定されているとのことでございます。

今後とも市の協議会はもちろんのこと、他団体の損害賠償の請求並びに放射線対策についても、できる限り協力してまいりたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

#### ○議長（小座野定信君）

保健福祉部長 鈴木 弘君。

[保健福祉部長 鈴木 弘君登壇]

#### ○保健福祉部長（鈴木 弘君）

佐藤議員の3点目、総合的な子育て支援策の2点目、保育料及び学童保育負担金の軽減について問うについてお答えいたします。

保育料につきましては、同一世帯から2人以上の就学前児童が保育所等に入所している場合、保育所に入所する2人目を2分の1に、3番目以降を無料としております。さらに健やか保育応援事業として、同一世帯から保育所に同時に2人以上入所している2人目の児童で、3歳未満児に対して月額3,000円を上限とした助成を実施しているところであります。

引き続き現行の保育料により保育サービスの充実に努めるとともに、安心して子どもを預けられる保育所を目指してまいりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、学童保育負担金、いわゆる児童クラブ負担金についてですが、放課後児童クラブは各小学校を対象に、大塚、稲吉、新治の3児童館を含め15カ所で開設しております。

運営管理にかかる経費につきましては、1人当たり月額9,150円程度となっております。市民税非課税世帯に対する免除や、兄弟姉妹で2人以上の入会がある場合、最年少の児童以外の児童を2分の1にするなどの減免をしているところでございます。

放課後児童クラブについては、昨年10月に実施した事業仕分けで、負担金の算定基準が不明確、コストに見合った負担金の算定等の指摘を受け、要改善と判定されたところでございます。

受益者負担の適正化を図るための検討を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

続きまして、質問5点目、高齢者及び障害者が安心して暮らせるまちづくりについてのうち、①災害時におけるひとり暮らしの高齢者及び要援護者の避難支援についてのご質問にお答えします。

昨年の東日本大震災時の要援護者に対する対応につきましては、民生委員、社会福祉協議会の職員、保健福祉部の職員によりまず安否確認と必要物資の確認を行い、その後は見守りと支援を行っております。今後災害時における対策の基本的な内容であります。基本的な考え方や進め方をまとめた災害時要援護者の避難支援プラン、まず全体計画でございしますが、これを作成するとともに、全体計画をもとに個人情報開示の同意が得られた要援護者一人一人について、災害時にだれが支援して、どこの避難所等に避難させるかを明確に定める災害時要援護者の避難支援プラン、これは個別計画となりますが、これを策定し、避難時の避難支援を行っていく予定でございします。

今後の取り組み状況につきましては、今年度改定予定の地域防災計画との整合性を図り、年度内に災害時要援護者の避難支援プラン、これは全体計画でございしますが、こちらを策定するよう作業を進めているところでございます。

続きまして、5点目の2番、ひとり暮らしの高齢者の孤独死をなくすための対策について、お答えします。

高齢社会の進展と家族の変容に伴い、ひとり暮らしの高齢者世帯が増加することが予想されており、孤独死につながる要因として家族関係の変化や、地域とのつながりが弱っているということが考えられております。

地域とつながっていることを確認していただくことも含め、市においては8項目の高齢者福祉サービス事業を行っております。ひとり暮らしの高齢者の状況把握のため、民生委員の協力により高齢者実態調査を実施し、食の自立支援事業による配食サービスを活用した見守り、また、急病や緊急時の対応と、日常生活の不安の解消を図るための緊急通報装置を設置し、さらに緊急医

療情報キットの無料配布を3月から始めたところでございます。

今後必要な方には、できる限りサービスの提供が受けられるよう、十分に状況把握して対応してまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

**○議長（小座野定信君）**

教育部長 小松崎延明君。

[教育部長 小松崎延明君登壇]

**○教育部長（小松崎延明君）**

佐藤議員の3点目、3番の小中学校の父母負担の軽減と学校給食の無料化について問うとのご質問にお答えをいたします。

各学校においては、給食費を初め遠足や宿泊学習、就学旅行の積み立て、学年・学級費、PTA会費などいろいろと保護者の方に負担をいただいている現状がございます。これらの費用は、各学校の取り組みにより負担額の大小はございますが、子どもたちの活動の充実や学習内容の習熟、定着を深めるため活用されているものでございます。

学校といたしましても、なるべく少ない負担の中、教育効果を上げるよう配慮しており、各負担金については、毎年学年・学級懇談等で保護者の皆様に提案され、ご理解をいただいた上で徴収されているものと認識しております。

また、学校給食費の無料化とのご提案に関しましては、以前にもご質問をいただいておりますが、学校給食の運営にかかわる費用は、学校給食法第11条により設置者と保護者の負担するものが明記されており、設置者は施設・設備、運営にかかわる費用等を負担し、これ以外を保護者が負担するとされております。

当市におきましても学校給食法にのっとり保護者負担として、給食費を納入いただいている状況でありますので、無料化につきましては、現在のところ考えておりません。

次に、卒業対策費については、本来公費で行うべき備品を保護者の負担となっている現状があると聞きますが、改善すべきではないでしょうかとご質問にお答えいたします。

各小中学校の平成23年度の卒業対策費の徴収状況を申し上げますと、小学校で1万2000円から3万円、中学校で2万円から3万円となっております。学校の卒業対策費は、主に卒業アルバムの制作等の費用として徴収されております。また、卒業記念品を卒業生保護者の皆様から学校に対して寄附していただいたところもございます。その折、学校に希望を聞かれる場合があり、学校で必要とする記念品を保護者の卒業に対する気持ちとして、寄附という形でいただいている状況でございます。

いずれにしましても、今後、徴収等について見直しを図り、保護者負担の軽減に努めるよう学校に指導してまいりますので、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

**○議長（小座野定信君）**

市民部長 根本光男君。

[市民部長 根本光男君登壇]

**○市民部長（根本光男君）**

4点目、2番の国保税減免及び一部負担金減免の基準の具体化に関するご質問にお答えいたします。

国民健康保険税の減免につきましては、会社等による雇いどめなどの非自発的失業者に対しましては、平成22年度から本来の税額から7割を減免する制度を実施しております。また、災害により住宅または家財が被災した方につきましては、平成23年6月から災害の程度と災害を受けた方の所得を加味した減免制度を実施しております。

なお、生活困窮者などについての減免制度はありませんが、土浦市におきましては、失業や休業、廃業、疾病等により所得が著しく減少した生活困窮者を対象として、生活保護費の受給の基準生活費を参考に、前年度所得が世帯合計で500万円未満を対象として、収入が著しく減少することにより、その収入額が生活保護の受給対象となる基準生活費の100分の110以下となった場合には全額を、100分の110を超え100分の120以下は9割を、100分の120を超え100分の130以下は8割を、100分の30を超え100分の140以下は7割を、100分の140を超え100分の150以下は6割を税額から減免している状況でありますので、土浦市や近隣の市町村の例を参考に、国保税減免制度実施のための基準の作成に向けた準備を進めてまいります。

次に、一部負担金の減免につきましては、一時的に著しく生活が困難になった者及び災害により被災した者に対して、平成23年10月から減免制度を実施しておりますが、市民への周知につきましては不十分なところもございますので、今後におきましては、広報紙やホームページ等により周知を徹底するよう努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

土木部長 山本恵美君。

[土木部長 山本恵美君登壇]

○土木部長（山本恵美君）

それでは、佐藤議員の6番目、生活排水対策における公共下水道事業について、1番の公共下水道布設済み地域の加入促進の具体策、その進捗状況についてお答えいたします。

整備済み地域における加入状況は、平成23年度新規接続が152件、24年度については5月末現在22件の新規接続でございます。下水道整備区域内の加入率は、農業集落排水を含め89.9%となります。

公共下水道への加入促進につきまして、霞ヶ浦湖北流域下水道事務所所管の茨城県において、24年度接続推進のための戸別訪問を7月から行うとのことでございます。県職員との同行訪問を予定しており、加入促進に当たってまいります。

また、農業集落排水につきましても、さきの定例会においてお答えしましたとおり、千代田東部地区への下水道課職員による戸別訪問を実施しております。

平成23年度農業集落排水の新規接続26件のうち、千代田東部地区からは8件と一定の効果はあったものと感じているところでございます。引き続きまして地区ごとに戸別訪問を行うものでございます。

住宅リフォーム制度活用による加入実績とのことでございますが、平成23年度千代田東部地区において、加入促進を実施したものでございますが、住宅リフォーム制度活用世帯はございませ

んでした。しかし、23年度新規加入の中で、流域特環加茂地区より2世帯の方が住宅リフォームとあわせ利用した経過もございます。

また、未加入の職員等のご質問でございます。平成24年5月31日現在20名でございます。うち管理職は6名となります。未加入の職員につきましては、ご指摘のとおり一般的には市民からの理解は得がたい状況と考えます。職員の未加入につきましては、以前にも副市長による面談を行った経緯があることから、今後は市長による文書指導や面談を検討してまいります。

単独浄化槽の使用世帯とのことでございますが、茨城県において実施した実態調査及び水質保全協会の浄化槽設置台帳からデータを抽出したもので、霞ヶ浦地区には1,167基、千代田地区において695基の単独浄化槽登録がございます。放流先については、市独自に調査、確認はしてございません。

なお、市で実施した加入促進時の聞き取り調査においては、平成22年度の牛渡・加茂地区で39世帯、平成23年度の千代田東部地区で34世帯が単独浄化槽使用との回答がございました。他の地区につきましては、水質保全協会等の設置台帳データしかございませんので、実績として市で把握している内容は、この2地区という状況でございます。今後、他地区の加入促進に当たりまして確認を行ってまいります。

また、同意書につきましては、下水道施設整備計画のある地区において、下水道施設整備前に浄化槽設置者から提出を求めているものでございまして、設置者による接続意識の確認、下水道が整備された後、速やかに下水道施設への接続を促すものでございます。下水道整備状況と区域内の浄化槽届を精査し、下水道へ早期に接続するよう指導してまいります。

次に6点目、2番、特定環境公共下水道事業の加茂工業団地内企業の加入について、お答えいたします。

本年2月に工業団地内企業35社に対しまして、排水処理の状況及び下水道整備に関するアンケート調査を実施いたしました。団地内企業の多くが排水処理を敷地内で行っている現状であります。回答をいただいた24の企業のうち、22の企業から下水道による整備を希望するとの回答がございました。

整備の時期でございますが、22の企業のうち13の企業がおおむね5年以内の早期整備を望んでおり、10年前後を含めると、回答企業のほぼすべてが下水道整備を希望している内容でございます。

また、接続時期でございますが、12の企業が供用開始後3年以内、3企業が5年から10年までの接続意向を示しており、残りの企業は、現在使用している処理設備の稼働状況によるという内容でございました。

さらに、今回現在整備中の加茂地区と工業団地を結ぶ地区の住民及び工業団地隣接の調整区域の事業所に対しましても、5月10日から17日の期間で同様なアンケート調査をお願いし、回答状況は依頼数28戸に対し、回答は22戸となっており、回答書の中では16件が下水道整備を希望しており、うち11件が5年以内、5件が10年前後との整備期間を希望しております。また、接続時期は3年以内が12戸、5年から10年が4戸という状況でございます。

アンケートの中では、敷地内処理の蒸発散槽の機能低下による排水処理に困っている方も見受けられ、早期整備の必要性を感じているところでございます。今回のアンケート調査の結果や状

況を踏まえて、効率的な整備手法や費用削減などを検討してまいります。

また、工業団地の加入を現実のものにするには、あとどれくらいの費用が想定されるかとのご質問でございます。

概算ではございますが、既に認可を取得してある加茂団地及び未認可の工業団地全体を整備した場合の工事費が約6億8800万円、今回のアンケート調査結果をもとに10年以内の整備要望企業を対象とし、それ以外については、将来整備に変更するなどのエリアを絞り込んだ計画での概算事業費は、約3億8500万円と試算いたしております。

今後の整備につきましては、整備エリアの検討や加入確約書の提出を前提とした中での事業推進など、さらに検討してまいります。

浄化槽の処理水について、土地改良区への放流による同意額とのご質問につきましては、合併浄化槽より道路側溝等への処理水を放流する場合には、道路占用許可が必要でございます。その中で利害関係者の同意書ということであります許可に当たりましては、関係する土地改良区からの放流同意書の添付を求めています。

ご質問の件でございますが、霞ヶ浦地区で事務所を在する土地改良区4事務所に確認しましたところ、1つの土地改良区において料金徴収規定を設け、改良区の4排水路に雨水、し尿処理水等の放流の場合において、協力費として金銭を徴収しております。徴収額でございますが、1戸の計画人口1人当たり2万円であり、5人槽の場合10万円、7人槽の場合は14万円となります。

工場の浄化槽とのご質問でございますが、道路占用許可の中では10人槽までの許可でございます。10人槽以上の浄化槽に関しましては、茨城県の道路占用基準に基づき道路側溝への放流許可は行っておりません。

続きまして、7番目、向原土地区画整理組合事業について、1番の保留地の販売状況と見直し、完売目標年度についてのご質問にお答えいたします。

販売状況でございますが、保留地55区画中23年度まで35区画を販売し、24年度は、現在まで2区画の販売でございます。残る販売区画は18区画となります。

販売実績でございますが、37区画の販売総額が3億5550万5135円、販売面積が8908.75平方メートル、2694.72坪であり、坪単価の平均が約13万2000円となります。

残る保留地につきましては、18区画による販売実面積4614.18平方メートル、ごみ集積置き場29.37平方メートルなど、保有地は合わせて4653.82平方メートルであります。また、販売価格として、総額1億4185万円を見込んでおります。

もう1点の完売目標年度でございますが、損失補償期間となる平成25年度末を目標に努力してまいります。景気低迷などさまざまな要因から販売が好転しない状況もありますので、さらに広告、宣伝活動を行って販売促進に努めてまいります。

なお、早期による清算と組合解散を行うよう、市長より指示もございますので、その点を踏まえて、不動産会社等への一括販売を含め、向原土地区画整理組合との協議を進めてまいりますので、ご理解を賜ります。

次に、7点目、2番、損失補償について、税金投入の可能性及びその額とのご質問にお答えします。

組合資金計画の中で収入は、保留地処分金であり、今後の支出は金融機関借り入れの返済金や、

解散に要する諸経費となり、不足分は組合の賦課金が原則であり、現時点での資金計画上は不足金は生じないため、債務負担行為における損失補償は考えておりません。

しかし、組合解散時には組合員の賦課金等ですべてを補うことは、組合員の負担が大きくなることが予想されますので、組合設立時の状況や公共性を考慮し、組合員の負担軽減を図る必要が生じた場合は、市から税金投入の可能性もあると考えております。

税金投入の額については、組合の負債が確定しなければ算出できませんので、現時点では未定であります。また、少しでも組合の負担軽減が図れますよう、保留地の早期完売を目指し、事務局として技術的及び経営支援等を続けてまいりますので、ご理解を賜うようお願い申し上げます。

なお、向原土地地区画整理組合事業計画の中で、資金計画による収入額でございますが、その他による1億7679万2000円が賦課金として計上されております。この賦課金が組合の負債ととらえることも可能であります。今後の販売実績により、賦課金等の変動も想定されます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

水道事務所長 貝塚成人君。

[水道事務所長 貝塚成人君登壇]

○水道事務所長（貝塚成人君）

8点目、2番、ハッ場ダム及び霞ヶ浦導水事業と水道料金の関係、施設見合い分で計算した場合、水道の給水原価がどれだけ上がるかのご質問にお答えいたします。

平成23年度の受水実績、日量1,400立米と、決算見込みの給水原価257円をもとに施設見合い水量2,178立米で計算をいたしますと、給水原価は268.2円となります。この給水原価は、平成23年度より11.2円高くなり、これに伴う費用負担は4388万6420円の増加となる見込みでございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

再質問整理のため、5分間、暫時休憩します。

休 憩 午前11時12分

---

再 開 午前11時21分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして会議を開きます。

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

放射能の問題、子どもと市民を地域から守る点なんですけれども、今の答弁の中で、放射線量マップをホームページに公開したやつが、あれは道路の1メートルというふうになっているんですよね。答弁で50センチと言いませんでしたか。

○議長（小座野定信君）

答弁を求めます。

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

測定地点は1メートルでございます。

[佐藤議員「答弁は50センチと定義しているから聞いたんだよ」と呼ぶ]

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

じゃ、答弁の間違いであります。原稿50センチになっていたんで、50センチで読みましたが、1メートルだそうであります。失礼をいたしました。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

柏市は、私が質問したように子どもの、小さい子どもも含めて5センチのレベルで考えるというふうに積極的なんですよ。国の除染というか、そういう測定が1メートルという問題は、今の環境をよく認識していないということが、やっぱり私は言えると思うんですね。

きのう、栗山議員が測定器の件で質問していましたが、測定器にしてもいわゆるガイガーカウンター式とシンチレーションカウンターと2種類がありまして、当市では、最初購入したのはガイガーカウンター式なんですよ。その後、県から支給を受けたやつがホリバ製作所、あれはシンチレーションなんですよ。そしてクリアパルス社を買いましたよね、それもシンチレーションなんですよ。

そういう点では、その食い違いをきっちりと把握しなければいけない。そういう意味で、私もこれを日本共産党で買ったんですけども、南部地区委員会で、これはガイガーカウンター式なんですよ。これをやっぱりきっちと補正をしますと、この補正の中では、比較的低い線量は、高くガイガーカウンターは出るんですね。高いところは高いなりに大体ニアイコールになるんです。

そういうところで、恐らくガイガーカウンターでやる場合、低いところはかなり高く出ているという可能性があると思います。

私も、小学校2校、東小学校と下稲吉小学校と、それからさくら保育所に行って、このカウンターと学校、保育所にあったシンチレーションのクリアパルス社のやつと比較しながらやってみたんです。東小学校は、昨年11月に測定器が配布されて、校舎それから校庭を含めて、ホットスポットと思われる50カ所の測定を行って、定期的な測定場所は5カ所と設定して、それを市に報告したと。

高線量の場所は土を削るなどして除染したと。その結果、校舎の裏の駐車場のへこんだ場所は、毎時1マイクロシーベルトだったのが、0.3マイクロシーベルト、これでも0.23よりも上ですけども、になったと。体育館の南側溝では、同じように1マイクロシーベルトが0.1マイクロシーベルトになったと、教頭先生がおっしゃっておいりました。

そして、その土は土のうに詰めて、その量は約50袋だというふうに言いまして、それを倉庫に一時保管して、その後、校舎のバックネットの裏、落ち葉がかなりたまって、それをそこに保管しているところに移動させたと、土のう袋をですね。その後、1月19日に光信産業さんに頼んで5メートルの3メートルの幅で、深さ三、四メートルの土を掘って土のうから、土のうからですよ、その汚染土を出して、天地がえというやり方みたいですけど、そして、それを土に埋めて上

に土をかぶせたと。そうしたら、表面は0.23以下になったというふうに言っておりますが、これは、この除染の作業及びこの天地がえというか、光信産業の除染の方法については、正しいと思いますか。これはどういうふうな指導がありましたか。

○議長（小座野定信君）

答弁者は挙手をお願いいたします。

教育長 菅澤庄治君。

○教育長（菅澤庄治君）

最終的な処分の仕方は間違ったと思います。これはやっぱり、土のう袋からあけないで、土のうをそのままそっくり入れて、そしてある時期、最終処分場が決まったときには、そのまま持っていけるようにするべきだったなと思っております。私も、それは今知ったことで、大変申しわけなくしております。

以上です。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

土のう袋からあけるだけじゃなくて、まず、遮水シート、これも敷かなければいけないんですね。それから土のう袋を詰めたら、その上も同じように遮水シートをするというふうにして、あくまでも仮置き場の仮なんですね。

天地返ししたら、そこが汚染された場所になってしまうんですね。これはどういうふうな教育をしたのか、これは光信産業なんですけども、これはどこが指示したんでしょうか。これは、光信産業の独自のボランティア的な除染だったんでしょうか。

○議長（小座野定信君）

教育長 菅澤庄治君。

○教育長（菅澤庄治君）

私は、そのいきさつは存じ上げておりませんので、申しわけありませんが、でも学校としては、最大限の努力をして、とりあえず除染をして埋めて、その表面が0.23以下になったということは、これは、私は評価をしたいと思っております。

その後、また、最終処分の場所が決まったり、線量が上がったというときには、そのときには、除染を改めてするという方向で考えたいと思っております。

以上です。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

こういう事実関係をきちっと学校側は報告を受けなければいけないんじゃないでしょうかね、どういうふうな除染をしたのかね。3月の議会のときに教育部長がいろいろ話したので、それで、私、聞き取り調査に行ったんです。そういうふうに現実にはいろいろ聞き取り調査した結果、間違いがあったということがまずある。私は、除染したことについて評価はしますよ。50カ所にわたる細かい測定なんか評価したいと思えますよ。

ただ私が言っているのは、そういう除染のやり方について、そういうことまで学校側にきちっと指示ができなかったのかということなんです。

○議長（小座野定信君）

教育部長 小松崎延明君。

○教育部長（小松崎延明君）

除染の対策につきましては、茨城県のほうから保育園、幼稚園等における放射線低減対策に対する手引き、その他茨城県のほうから除染の手引きをいただいておりますので、そちらを学校のほうにお配りしまして、その手引きに基づいて除染をお願いしたところでございます。

〔「質問に答えられないの」と呼ぶ者あり〕

○議長（小座野定信君）

小松崎部長、質問の趣旨をもう一度ご理解いただき、ご答弁願います。

教育部長 小松崎延明君。

○教育部長（小松崎延明君）

一応手引きのほうをお配りしまして指導したところでございますが、学校によっては、解釈というか、この手引きに基づいてお願いをしたわけなんです、その辺、ちょっと学校のほうで勘違いをされたというか、認識が甘かったのかなと思っております。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

別に責めているわけじゃないですよ、やること自体は結構なんですけど、ただ、光信産業さんをお願いしたらしんですよ。そういう事実も把握していないんでしょうかね。光信産業さんがボランティアでやられたことについても把握してなかった。でもやっぱり光信産業さんには、まだ私、聞いていないんですけど、光信産業さんは除染マニュアルについては認識していたのかどうかね。これについては、今言ってもわからないでしょうから、確認していただきたいと思うんです。

それと、今言ったシンチレーションカウンターとガイガーカウンターの違いがあるんですけども、校庭の水が流れる方向に位置するブランコ、こういうところでどうしても高線量になるっていうんですよ。私が最初に質問したように、雨が降って、今放射能物質は屋根にあったやつが下に流れたり、雨によって局所的にくぼみのところにたまる、そして濃縮される、つまりそういうホットスポットがたくさん出ているようなんです。つまりまだら状になっているんです。そこを見つける、それが大事なんです。

ですから、今教頭先生が校庭の水が流れる方向に位置するブランコの下がどうしても高線量になるので、土を削り取って、それを土のう袋に入れて、それを今天地返ししてしまったところに置いていたんです。

だから、私はこういうふうきちっと場所をどこに記録する、記録を図式化するということがすね。それと、こちらのほうにもありますように除染した土壌、埋設場所も明確にしているんです。お手元にありますね、資料、ございますね。これは柏市なんですよ。こういうふうになれば、細かく測定したら、細かく測定した結果をきちっと記録できるんです。

これは除染前と除染後、5センチと50センチと1メートル、これをやっています。こういうふうな形で、常に測定位置もふやししながら、ホットスポットとなるようなところを見つけ出すということも必要なんですね。

それで私、ちょっとはかってみたんです。今ブランコの下が高いというふうに言われたんで、一緒にはかりました。そうしましたら、ブランコの下、こちらのほうのやつでは0.25、これ、5センチですけどね。いわゆるシンチレーションのクリアパルス社のやつは0.196だったんです。実を言うと仮置き場に、また追加で除染した土を土のうをそのまま、袋のまま置いていたんですね。そこに行ってはかかったんです、近づけてね。そうしましたら、そこには私のガイガーカウンターでは0.49、そしてシンチレーションのやつは0.502なんですよ。ということは、そこはトラロープで入らないようにしていますけども、そのままの状態というのは、やはり危険だというふうに私は思うんです。

それともう一つは、私のこの周り測定しましたから、非常に高い木がある下は非常に放射線量が高くなるんですよ。そういう結果、裏門の大きな樹木の下、これは0.5メートル、50センチのところでしたが、こちらのガイガーカウンターは0.24、シンチレーションのクリアパルスは0.226、もう0.23に近かったですね。こういうふういきちっとやるべきだということだと思います。やはり図式化するということですね。それをきちっと記録して、どういうところにホットスポットが、マイクロホットスポットがあるのか。

それと、下稲吉小学校ですね、こちらのほうも20カ所から30カ所を測定して、線量が高いところについては、いろいろ土を削り取って土のうに詰めて、その量は6から7袋だったというふうに報告されて、これも残念ながら校庭の隅に仮置きしているんです。それは、そのまま天地にさらしたままです。

校長先生は、高い線量については体育館の雨どいのコンクリートの下、いわゆる犬走りみたいなところが非常に高いと。何回やっても除染がきかないんで、碎石をまいて除染したら0.23以下になったというふうに言っていました。

市のほうは公開しないでくれと言ったらしいですね。でも公聴会では11月24日、公表を決めて学校だよりで除染結果を発表したということなんですね。なぜ市は公表しないでくれと言ったんでしょうね。

**○議長（小座野定信君）**

答弁を求めます。

総務部長 小貫成一君。

**○総務部長（小貫成一君）**

今の公表しないでくれという学校へのあれですが、対策本部ではそういう指示は出しておりません。

以上です。

**○議長（小座野定信君）**

8番 佐藤文雄君。

**○8番（佐藤文雄君）**

それは校長先生が言ったんで、そのまま私、言ったんで、公表しないでくれというのは、だれ

が言ったのかはわかりません。市が言ったと言ったんでね、市のだれに言ったというのは聞けませんからね。ただ実は、問題は、体育館のところに1回除染しましたよね、じゃ、もう一回行ってみましょうというふうにしてはかったんですよ。で、同じようにこれと、クリアパルス社とやりましたら、これは今度は5センチです。0.44、平均。そしてクリアパルスは0.512だったんです。また高くなっているんです。

仮置き場のところに土のうがさらしたままあるんで、そこもはかりました、近くに行って。そうしたら0.44、私のほうはね。クリアパルス社は0.481です。そういう状況なんですよ。だから、さくら保育所のほうについてもちょっとお話ししますが、やはり高さ50センチなんですよ。私はね、保育所ですから、やっぱりもっと低いレベルでやるというのが必要なんじゃないかと私、思いますよ。

それでいろいろ除染をしたらしいですね。土を削り取ったやつは土のうに詰めて、幼児が避難場所で何か滑り台のように落ちる、その滑り台の裏の下のところに置いてビニールというか、覆いかぶせているだけだったんですよ。それともう一つ、そのときに所長さんは、やはりどうしても高くなる場所があるんですよというふうに言っていたんですよ。どこですかというふうに言ったら、プールわきの花壇のところが、どうしても高くなる。なぜなのかわからないというふうに言っていたんです。

それで、プールわきの花壇、これも5センチのレベルでやりましたら、これでは0.22、センチレーションのほうでは0.239だったんですよ。それから仮置き場になっているところね、そこも行って見まして、そこではかりました。そうしたら、そこには、これでは0.48、センチレーションのほうは0.49なんです。やはり所長さんは言っていましたけど、これはこのまま置いておくのは心配だと言っていました。

下稲吉小学校の校長先生も、このまま、今工事やっていますから、埋めるところなんかないと、場所が、何とかしてくれないかというふうなことを言っていましたね。これについて聞いておられますか。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

対策本部のほうでは把握はしておりません。

以上です。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

どこで把握するものですか。

○議長（小座野定信君）

教育長 菅澤庄治君。

○教育長（菅澤庄治君）

保管場所については、どこの学校も困っているというのは、これは実情だと思っております。それから、今までのことについてお答えいたしますが、まず、佐藤議員が柏市の例を出してくだ

さった地図に落としてというやつは、これは各学校でそのようにやって、各学校で30から50カ所ぐらい、ホットスポットも含めてはかっています。この資料については、教育委員会に保管してございますので、後でござんいただきたいと思っております。

それに基づいて線量の高いところは、PTAや教職員で除染して、そして学校内に保管したということでございます。定期的に今度は、学校はグラウンドの5カ所をはかっているわけですが、佐藤議員ご指摘のように、ホットスポットは日によって違うし、雨が降ったりすると、また新たな場所ができるでしょう。落ち葉が落ちると、またそこがホットスポットになるということもあるでしょうから、そのために1校に1台ずつ線量計を配布しているわけですので、それを活用して、その都度除染して、安全な状況をつくるように指導していきたいと、そう考えております。

以上です。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

私は図式化して、ポイントがどこなのかということまでやってほしいと言ったんですよ。

〔「やってあります」と呼ぶ者あり〕

○8番（佐藤文雄君）

そのやつが私、見せていただけなかったんで、そういうメモ程度のやつだったんですね。ですから、きちっとしたこういう形ですね。これ、きちっとこういうふうな形でやっていると非常にわかりやすいですね。このことを言っているんです。

それと、今、週1回にしちゃったんですね。今後もきめ細かな対策をとるというんですけど、きめ細かくななくなっちゃったんです。前は毎日やっていたんですね、今度は週1回になっちゃったんです。だから先生も大変だと思いますが、そういう意味では、先生方の負担軽減も考えて、職員の皆さんとPTAの皆さん、保護者の協力を求めてやるということは、非常にいいことだと思うんですけども、そういう点で、それをできる限り皆さんと一緒にやるということが大事だと思います。

それと、土のうをいわゆる天地にさらしたまま置けばどうなりますか、そのままにしておけば、どうなるでしょうか。

○議長（小座野定信君）

答弁者は挙手をお願いいたします。

教育部長 小松崎延明君。

○教育部長（小松崎延明君）

土のう袋そのままですと、やはりビニール袋等でございますので、当然破れてきたりしまして、それから、また放射線が出るということでございますので、なるべく早く処理をしたいと思っておりますが、なかなか受け入れ場所もないということでございまして、なるべく安全確保ということを考えていきたいと考えております。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

基本的には土のう袋に入れまして、土を掘りまして、土の掘った下に遮水シートを敷きまして、その上に土のう袋を乗せて、また遮水シートを敷いて土をかぶせる方法が適切かと存じます。

以上です。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

原則はそうなんですよ。きのう、山内議員の質問に敷地内での処理が原則だというふうに言って、今言った土中に埋める、山積みするということも言ったんですよ。それから、立ち入りしない場所に置くというふうに言っているんです。でもさくら保育所は狭いですよね。それから、今の下稲吉小学校のほうも、なかなか場所が見つからないというふうなことを言っていますよ。

そういう意味では、土のう袋なんかは、これ、雨でどんどんそれがしみて流れますよね。そういう放置したままだと劣化しやすいですよ。これ、やっぱりこういうものは大量じゃないんだから、きちっと市が仮置き場を設けて移動させる必要があるんじゃないでしょうか。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

仮置き場自体、市で所有してございません。それで除染マニュアルでも示しているとおおり、原則敷地内での処理をお願いしているところでございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

そういう立場じゃなくて、狭いでしょう。仮置き場がないんじゃないかって、大量じゃないんだから、やっぱりそういう処理をすべきなんじゃないかということを行っているんです。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

除染マニュアルでは敷地内ということですが、そういう諸事情があったならば、対策本部で検討をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

時間が余らないので、やはり柏市の例をきちんと学んだほうがいいんじゃないかなと思うんですよ。柏市では、ホットスポット以来人口が急減したんですよ。昨年の8月では40万7800人がことしの4月で40万4400人に、約3,000人減少したそうですよ。それで、本気になって取り組む、まあ、市民の声もありましたけどね。

それで、市長は年頭のあいさつで除染活動を市全体の優先課題と位置づけて、それを進めながら日常業務を行うように訓示したそうです。どうでしょうか、こういう立場、市長。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

市の放射線対策本部を中心に除染マニュアルをつくっておきまして、それは、基本的には国の除染マニュアルをパクってきたやつであります、それにのっとって施設、施設で責任を持ってやってもらうしか、今は対応はないと。

また、さらにいわゆる汚染物質であります、汚染物質をおれのところに持ってきてもいいよという人はだれもいないと思うので、国が国の責任でやってくれということ、私どもは県等を通じて国に強く要望しているところでございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

確かに柏でも、幾ら仮置き場が心配ないということで、国に何回も申し入れをしているというふう聞いております。そういう点では、この仮置き場については、仮の仮置き場ぐらいは、今言ったように子どもたちがいるところですから、その分は独自に設けることができるんじゃないかなと思っております、いかがですか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

けさも新聞かテレビでやっておりましたが、どこかの焼却場ですよ、焼却灰の持っていき場がないということで、焼却場でありますから相当施設が広いわけでありましたが、コンテナで数百トンたまっちゃっていると。これは仮置き場じゃなくて、施設内に置いてあるわけですが、結局、現実的にはそれが実情でありまして、仮の仮の仮の仮の仮置き場であっても、だれも嫌がるわけです。だから、現実的には、やはりその施設内で、個人であれば個人のお宅、施設であれば施設の中で、とにかく窮屈でも何でも対応していくしかない。それには場所がなければ、マニュアルにあるとおり、さっき総務部長の答弁のような土中にとりあえず埋めておくしかないと思いません。

そういうところもないということであれば、アスファルトの上に水が漏れないような枠を、コンテナなり何なり持ってきてやるしかないと思うんですが、そういうことで施設に予算要望があれば、市としてはそういったところは最優先で対応していくつもりでございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

時間がないので、健康調査のほうについては、健康調査だけでなく全体の問題だから、前向きに検討していきたいという、前回、副市長が述べましたけど、牛久で取り組みが始めたというふうに言っているんですよ。やはり茨城県内には10台のホールボディカウンターがあるとい

うんです。こういうものについて、やはり心配なお母さんたちについて、きちっとフォローする、県がやらないからというんじゃないで、逆に県のほうに強く申し入れる、そういうことが必要なんじゃないでしょうか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

県の今の考え方はおっしゃるとおりであります。どうしてもそういうことが強く要望されるようであれば、希望者等を募って対応するというのも、今後検討課題にしてみたいと思います。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

それと、ちょっと食品検査機器の問題なんですけども、市民が持ち込む食材の測定の結果については、その都度ホームページはもとより、市の広報で市民に知らせる。それから、基準値を超えた場合の食材が出た場合は、市民に即答で知らせる、そういうことは考えておりませんか。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

現在、個人が持ち込んでおります農産物の検査結果につきましては、個人が消費する分については、今のところ全然公表していませんが、今後は、直売所等で販売する農産物については、検査結果で100ベクレル以上とか、そういう結果が出たら公表しまして、県のほうに報告したいというふうを考えております。

以上です。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

土壌の放射能測定は市でサンプリング調査をやっているのでしょうか。

○議長（小座野定信君）

暫時休憩します。

休 憩 午前11時57分

---

再 開 午前11時58分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

土壌の検査は実施しておりません。

以上です。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

やはり土壌の測定なんかもやる必要があるんじゃないでしょうかね。市民から持ち込みされた土壌の検査もやったほうがいいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

9月から3台になりますので、対策本部で検討し、実施していくように前向きに考えていきたいと思います。

以上です。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

霞ヶ浦の問題なんですけどね、環境省とか県が動きが悪いですよ。だからアサザ基金が必死になって、市民団体と協力してやっているんですね。お手元にも資料ありますが、放射性物質、いわゆるセシウムはアルカリ金属なものですから、水にも溶けるんですね。ですから、約90%は土壌に付着しますが、10%近くは水に溶けるって書いてあるでしょう、溶けていると。ですから危ないですよ。それが実際には56の河川からどんどん流されているわけでしょう。

もう一つ細かいことを言うと、時間がないので、この前、パネルを私、示しましたね。大きいほうでやったほうがいいと思いますので、これは福島県ですね、原発のところ。そして、これ、茨城県、そして那須塩原が高いって言いましたね、ここが問題なんです。那須塩原の水は、那珂川の水の源泉になっているんですね、上流ですよ。そして、それがどんどん下流に来ると、高い放射線量、いわゆるそれが来るといふ、そういう危険性があるということもアサザ基金で言っていたんです。

導水事業についても、霞ヶ浦のほうにどんどん泥がたまってくる、水も汚染される、同じような形になっちゃうと、導水事業についても、これは見直すべきだと思いませんか。

○議長（小座野定信君）

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

那須からの水が導水事業を通じて霞ヶ浦へ流れると、そういう可能性についての言及であります。そういった観点からの検証も必要でありましようが、今のところ導水事業については、国のほうでまだ見直しに現実的には着手していないのが現状みたいで、八ッ場のほうの解決がいつから、こっちの霞ヶ浦導水の工事にかかると、検討に入るといふふうな話を聞いております。いずれにしても、導水事業については、私どもが直接の事業主体ではありませんので、国・県の動向を注視しながら推移を見守っていきたくて、こういうふうを考えております。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

水の水道のほうの問題も含めると、今現在地下水を主体に水を使っているんです。お手元に水道の問題で出していますけど、今給水実績は、これ日量ですけども、98万1059トン、地下水が28万5000トンですね。既存の水利権が85万2610トンなんです。これ、利根川、那珂川、久慈川、田川、ありますね。これ、全体で保有水が合計で113万7600トンあるんです。それを今度の八ッ場ダムと導水事業で新規に開発しようとするんです。これが、合計で39万4000トンですよ。そうすると、どういうことかという、新規をぐっと押し下げて、地下水を減らすというふうに今強めようとしているんですよ、今地下水のほうが安全になっているんですよ。で、宮嶋市長は、前に2500を追加して6700にしたでしょう。だから私は、実施協定を見直さないと、24万トンという霞ヶ浦導水事業を進める根拠になってしまうんですよ、どうですか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

6700トンについては、それだけには必要ないのはわかっているわけです。中央広域の県の企業局への要望等にも、石岡とか土浦、かすみがうら、水戸も含めて受益地の協議会があります。その協議会で今これを減らすように、それぞれ配分水量を減らすように要望しながら、協議を続けているところであります。

しかし、なかなか企業局側がこの数字をおろしますと、もともと計画にあったものですから、なかなか調整がつかないというのが現状であります。要望は要望で強く出していますので、石岡市長が、水戸市長だったかな、親分でやっているんですが、相当こっちも強硬に申し込んでおります。団体交渉の中で決めていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたしたいと思います。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

協定自体を見直さないと、数字は確定時で動かないんですよ。ここをきちっと数字を改正をするというふうにしていかないと、協定を盾にしてせめられるんですよ。だから近隣の市町村等も含めて、この協定の見直しを一緒にやったらどうでしょうか、まずそれね。どうでしょうか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

今も申しましたように、協議会を通じて団体交渉をしております。この協定どおりに水をとれということは、企業局もさすがに今は言っておりません。ただ明快に、じゃ幾ら減らすということは、そこまでは企業局もまだ踏み込んでいないわけですが、いずれにしても6,700トンが最終的に押しつけられるということはないわけでありまして、これは団体交渉でもちろんやっていきたいと思っております。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

24万トンの根拠になっているんですよ、6,700は。根拠になっていると言っているんですよ。それはやらないというふうに、そんな確信的なことはないでしょうよ。協定は協定ですから、だから見直してくれと言ったんです。

それと、内水面のもと研究所長だった浜田篤信さんが、今回の霞ヶ浦の湖底の土壌の放射能の汚染の高まりですね、これでウナギやワカサギなどの霞ヶ浦の沿岸漁業が危機に直面すると、だから平安、そして鎌倉時代から続けてきた農業がつぶされていいのかと、早急な対策を求めているんですよ。それについて、霞ヶ浦の放射能対策についても、市長が音頭をとって近隣市町村に呼びかけて、県や国を動かす、こういうこと、それから、市民団体と協働してやるということも考えませんか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

今おっしゃった浜田さんは、私も20年来の友人でありまして、浜田さんの主張はよく存じ上げております。先般も流域というか、いわゆる霞ヶ浦に漁業権を持っている周辺自治体が、みんなしてやはり声を上げていく必要があるのではないかということ、私も痛切に感じております。

ただ、何回も申しますが、非常に二面性がある問題でありまして、現に霞ヶ浦で生計を立てている方たちは、この問題で余り騒いでもらいたくないという心理があるわけです。行政が真っ先に今やるということにまだ踏み切れないのは、そこら辺がブレーキになっているわけです。

しかし、浜田さんなんかの話によりますと、このまま行ったらどんどん流入河川からのセシウムの流れ込みは相当ふえていますから、いずれにしても時間の問題だと。これをこのままずるずるやっていると、いずれにしても問題の解決にはならないだろうということを言っています。ある時期が来たら、逆に早期解決を図ると、できるだけ早く解決を図るためには、霞ヶ浦に流れ込んだ、きのうもちょっと申しましたが、霞ヶ浦に流れ込んだセシウムを含んだ土砂を漁業者の協力を得て巻き上げると、大量の漁船を出して、網を引いて巻き上げると、いわゆる干潮時に一気に海へ流すということを現実的に考えるべきではないかということ、浜田さんたちは言っております。

私も、セシウムは重いですから、もちろん水の中に溶けて魚のえさになる部分もあるんですが、基本的には湖底にたまって固定されちゃうと思うんです。その固定されたセシウムがエビとか小魚からワカサギからウナギからって循環していて、決してなくならないと。だから長期化してしまうわけです。セシウムは30年で半減期ですから、30年たったって半分しか減らないわけですから。ですから、これを一気に流すのには業者の力をかりて、もちろん国から漁業者の船を動かすには金を払って、魚とるかわりにセシウムを巻き上げて、一気に何回も海へ流すという作業を現実的には、絵空事みたいな話ですが、そういうことでもやらない限りだめだろうということ、浜田さんなんかは言い始めています。

私も、最終的にはそれしかないのかなと思います。でも、今そんなことを言っても、なかなか

国土交通省も真っ向から取り組んでくれないと思うんですが、しかし、国交省の中の一部にもそういう同調者が出ているように、私は聞いております。

そういうことで答弁にさせていただきたいと思います。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ですから、こういうアサザ基金とかそういう市民団体と協働して、市長も一緒になって環境省とか国交省も含めて動かすというふうな、そこでのリーダーシップも発揮したほうがいいんじゃないでしょうかと思うんですけど、いかがですか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

まさにそういうことです。かすみがうら市は霞ヶ浦に周辺の中でも、行方市とともに一番関与しているところでもありますから、そういったことにつきましては、もちろん、行方、土浦、阿見等とも連携しながら考えていきたいと思っております。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

時間がないので、ほかのところがいっぱい課題があったんですけども、どうしても放射能の問題が多かったんですけども、ちょっと国保税の件だけちょっとだけね。

やはり多くの方が、特に所得の少ない給与所得者のほうのいわゆる被用者の方のほうに、引き上がる部分が多いということが明らかになったんです。これ、全体ではプラスマイナスでプラスになっていますけども、給与所得者の方は、何と2,592世帯あるんですね。全体の38.7%なんですよ。そのうち46.3%の方が上がっちゃったんですね、今回の税制改正で。

それから、この金額が増減の比較ですが、平成23年と22年で4万5917円上がったんですね。下がった世帯は7万2721円下がったんです。これを見ますと、やはり均等割が非常に大きく響いているということが明らかで、この点については、是正するという考えはありませんか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

平等割、均等割が率が引き上がったためにそういうことになっているわけではありますが、しかし、やはりお医者さんにかかるのは、基本的には人数が多い、2人いれば1人よりは2人のほうが余計かかるんでありまして、いわゆる利益は受けているわけですから、多少その部分の負担がふえるというのは、これは仕方がないことかなと思います。理解を求めるしかないのかなと思います。

ただ、特に低所得者であるとか、そういう軽減措置は一方で講じておりますので、軽減措置とあわせながら、この制度を維持して、全体的に公平性を保っていくと、しかも近隣市町村に比べては、格別かすみがうら市が高いというようなことを言われないように、運用を図っていきたい

と、こういうふうに考えております。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

パネルまでやれなかったんですけども、21年度末現在の滞納世帯の職業別滞納の率というかパーセンテージというかね、被用者が全体の64.7%なんですね。つまり本来は被用者であるから、社会保険になるのにもかかわらず、それに追いやられて国保に入っている人が非常に多いんです、どんどん多くなっているんです。それが低賃金も多いということで、こういう人たちが滞納をしているという実態があるんですね。これはますますふえてくるんじゃないかと思いますよ。これについてはどう思いますか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

経済の低迷を受けての話だと思うんですが、いわゆる企業も特に小規模企業はだんだん追い詰められておりますので、いわゆる企業負担分、会社負担分の保険料が払えないということから、国保に入ってくれよということで、国保のほうへ、特に小企業の従業員の人が国保のほうに流れ込んでいると。そういう人たちは、もちろんもともと低賃金でありますから、滞納の確率が高くなっていくということで、大変、国保会計にとっても憂慮すべき事態であるわけであります。

これは、私に解決しろといっても、なかなかそれは難しいんでありますが、さっきお話ししましたように、軽減措置なんかを通じてご理解を求めていくしかないのかなと、今の時点ではそれしか申し上げられませんので、申しわけありませんが、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

時間がないので、学校給食の件ね、無料化、これは法律で決まっているというふうに言っていますが、どんどん無料化しているところがあるんですよ。太子町もそうでしょう。江戸川区もあるし、一部助成、北海道の三笠市とか、それから埼玉の小鹿野町とか、群馬県の南牧村とか、こういうところがあるんですよ。条件つきでこういう無料をしているところがあるんですけど、どう思いますか。

○議長（小座野定信君）

教育部長 小松崎延明君。

○教育部長（小松崎延明君）

先ほど申し上げましたように、学校給食法では保護者の負担ということで、法的な根拠になっているわけでございますけれども、かすみがうら市の年間の給食費につきましては、毎年1億6700万円ほど必要になりますので、無料化した場合、財政的負担もふえることになりますので、今現在、そういう厳しい財政の中では無料化は厳しいと考えております。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

あとは、国保の広域の問題なんですけども、国保の広域によって一般会計からの繰り入れがで  
きなくなる、つまり今の後期高齢者の広域連合みたいな事態になるということを予想するんです  
けど、どういうふうにそのときは考えますでしょうか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

国保が広域化すれば、個々の自治体の一般会計からの繰り出しというのは、プールされた形で  
行われるわけでありますから、単一自治体で特別ということはないわけであります。しかし、  
国保にしても介護保険にしても、なかなか小規模自治体でまともな運営をしていくというのは、  
大変困難な状況であります。ですから、国保、あるいは介護保険とも広域化をやはり進めるのが  
今後の方向かなというふうに考えております。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

あと15秒なんで、やはり今の子ども・子育て新システムについては見解を述べませんでした  
が、やはり公的な保育を放棄してしまう、24条をないがしろにしてしまうという点については、こ  
れは市町村の義務をなくしてしまう、このことだけは確認してください。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君の一般質問を終わります。

お諮りいたします。

昼食休憩に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認めます。

再開は、午後1時45分からいたします。

休 憩 午後 0時20分

---

再 開 午後 1時43分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして会議を開きます。

宮嶋市長より発言の訂正がありますので、発言を許します。

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

昨日の古橋議員さんの質疑の答弁の中で、かすみがうら市の市の職員の給与に言及した際に、  
かすみがうら市の一般市民、職員も含めてですが、一般市民のいわゆる給与収入者の平均収入、  
また給与所得者及び事業所得者等のいわゆる事業経営者ですね、事業経営者等の所得についての  
数字で少し訂正したい、誤解を招きかねないところがあるので、少し訂正をさせていただきたい

と思います。

かすみがうら市職員の平均収入は560万前後であります、給与収入者の市職員も含む平均収入は415万、ここはほぼそういうことであります、給与所得者及び事業所得者等の数字が286万と申しましたが、これは給与所得控除後、いわゆる控除した後の、基礎控除とか、そういうものを控除した後の所得金額でありますので、単純に収入総額と比較するのは適当でないと思いますので、この部分については訂正させていただきたいと思います。

以上です。

#### ○議長（小座野定信君）

次いで、発言を許します。

4番 田谷文子君。

[4番 田谷文子君登壇]

#### ○4番（田谷文子君）

皆さん、こんにちは。午後から大分暑くなってまいりましたので、リラックスして聞いていただけたらと思いますので、よろしく願い申し上げます。

平成24年第2回定例会において、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

この6月定例会を終わりますと、宮嶋市長も任期4年のうち満2年を経過し、折り返しの時期となります。まず、質問の本題に入ります前に、この2年間で振り返っての市政を担ってきた所感について、どのようにとらえておられるのか、市長にお伺いいたします。

それでは、本題に入らせていただきます。

まず、第1点目は、市政全般の可視化についてであります。かすみがうら市も今回の定例会から庁内LANを活用し、千代田公民館、霞ヶ浦庁舎、あじさい館、中央出張所の4カ所限定ながら、リアルタイムで伝えております。今後は録画にした映像を編集し、市のホームページに掲載することも検討するという事を知り、やっと市議会の可視化をめぐる第一歩を踏み出していたと喜んでいただいております。

ですが、さきに挙げた4カ所まで足を運んでいただかなければならず、いずれ遠からず、うちにいながらにしてケーブルテレビ及びインターネットの動画サイトでも視聴できるよう、その日を一日も早く実現できるよう要望するものであります。

今回の可視化についての質問は取り下げさせていただきますが、そのこととは別に、私の意見として述べさせていただきます。

市長が常々言っておられるいわばガラス張りの政治行政、すなわち難しい言葉で言えば、行政の可視化ということになります。一般市民は、市の行政の仕事や議会での論議の課題になっていることがどのようなことになっているのか知る権利がございます。市には、当局から各戸配布している広報紙がありますし、議会からは同じように議会だよりをお届けしております。広報紙や議会だよりは、常に正確にわかりやすく編集され、正しく伝わる事が重要であります。ややもすると編集の都合上、少数の意見が極めて軽視されがちではないかと心配しているわけですが、これは広報の現況については、市長はどのような見解をお持ちになっておられるのでしょうか。

また、議会の傍聴や各種委員会など、議論を市民参加のもとで行うなど透明度の高い市政の運営に努めることは、今最も求められているところであります。この点について、市長は、今までよりも

より一歩前へ進んだ考え方をどのように持っておられるか、お伺いしたかったところでもありません。

国では予算委員会など、テレビで生中継するなど、全国民が全国民の目にさらして議論を展開しております。このように国民、市民に密接に関係することについては、できるだけビジュアルに報道することには、今や市民感覚にとっては常識といってよいのではないのでしょうか。

警察の取り調べでさえ、可視化の方向に向かって進んでおります。このための設備など、体制を整えるのには一定の予算は必要となりますが、これこそ民主主義のコストとして、最大限の配慮をすべきと思いますが、最近の報道にあった取手市の例など参考にして、当市でもせつかく第一歩を踏み出すことができたので、今後の進め方が待たれるところでございます。

次に、第2点目として、総合計画の具体的な推進方策についてお伺いいたします。

3月定例会の後に配布いただきましたかすみがうら市総合計画の後期基本計画についてですが、まだ配布を受けただけで、これについての説明は具体的に承っておりませんが、まず、これに対する一般市民に至るまでの周知徹底をどのようにしていくのか、担当部長にお伺いいたします。

通読してみて、審議会には議長を初め各委員会の委員長、その他多くの各界を代表する有識者が名を連ね、なおかつ、策定委員には市の幹部がほとんど参画しておりますが、ここに書かれている内容は、策定に携わった方々の合意、コンセンサスを得たものと理解するのが当たり前であります。これだけ市政全般にわたった計画でありますので、予算の関係や諸条件の整いぐあいによって、先にやるものや、そんなに急ぐ必要のないものまで、おのずと優先順位が定まってくるものと思います。そこで、市長の基本姿勢として特に重点を置く事項についてお伺いいたします。

内容によっては短期間でできるものと、長い時間を要するもの等にも区別されると思います。ここで私なりに1つの重要な点を指摘させていただきますと、以前にもお伺いいたしましたが、いわゆる霞ヶ浦二橋の点であります。つい先ごろ、阿見町、小美玉市、当かすみがうら市の3市長によって、霞ヶ浦二橋計画が話し合わせ、クローズアップされてきたようですが、このようなビッグプロジェクトについての計画は、総合計画にきちんと位置づけられていてもよいのではと思いました。

さらにスマートインターチェンジについては、検討すると記載されておりますが、これも実現までには、かなりの時期と労力を要するものと思います。このようなことは市長の1期や2期の期間では困難かもしれませんが、あのとき宮嶋市政のもとでスタートを切ったからできたと、後世に市民からたたえられるような事業を推進してほしいと、切に思っているところです。特に今は経済状況も厳しく、夢の持ちにくい閉塞感に覆われていると言われて久しくなります。

しかし、この前オープンしたスカイツリーは徐々に都民のみならず、国民に夢と希望と元気を与えてくれたように思います。かすみがうら市にとって、神立駅周辺の整備はもとより、今申し上げた常磐道のスマートインター、さらには霞ヶ浦二橋のビッグプロジェクトは、本市にとってもスカイツリーであろうかと思っています。しっかり総合計画の中で格上げして、息長く真剣に取り組んでほしいと願うものであります。

何を歴史に残しておきたいのか、市長のお考えをお伺いいたします。

次に、給与削減の交渉の現状についてお尋ねいたします。

給与は、本来労使の間で話し合っただけで決められるのが一般的に正しい姿であります。公務員の場合、法律によって決められ方が違っておりますことは、この前の私の一般質問の中でも触れさせていただきました。すなわち法律によって権力を行使する公務員が自分のみの利益に走らず、全体の奉仕者としての自覚を持たない場合、手前勝手の行政が行われることを防止するためであります。

このような原則に立ち返った場合に、本来公務員の給与問題にして政争を行うことは、元来好ましいことではないというふうに私は考えているわけです。しかし、現在の本市の状況を見ますと、自分の報酬を半額にしてまでも、市の財政を立て直そうとしている市長の提案に対し、一歩も譲ろうとしない職員組合の姿勢はいかがなものでしょうか。

また、市長と職員の仲を円満に取り仕切っていくという議員有志といっている皆様の姿勢も、いかがなものでしょうか。こういう状態をどう打開していくかというのを議論するのが、本来の議会のあり方ではないでしょうか。そういう機能を失った議会は、市民から見放されるのではないかと、議員の一人として私は最も心配するところでございます。

このような議会はもう一回、出直すべきだというような市民の皆様方の考え方も察するに余りあります。ここで、この膠着状態にある職員の給与削減の問題について、市長にお伺いいたします。

私ども数名であります。こういう状態を打開するために仲裁案を示しました。それに基づいて本会議においては、市当局の原案は、従来の提案よりも大幅に職員側に歩み寄ったものとなっております。これについては職員組合も納得するものと考えておりますが、今までの交渉経過はどうなっているのかお尋ねいたします。

また、今までかなりの交渉を重ねてきたと報告を受けておりますので、もうそろそろ決着をつける時期に来たと思っております。議会も今度こそは、市当局の譲歩案を評価し、可決すべきであると私は主張します。なぜなら、これ以上の問題で対立するのは、だれにとっても有益ではないと思うからです。最も迷惑に思うのは、市民の皆様そのものであり、市民の怒りは議会に向けられるでありましょうし、一歩も譲ろうとしない市の職員は、もはや公務員としての市民の信頼を著しく損なうことになり、市の行政全般にわたり支障が出ると考えておりますので、市長は、職員の最高の管理者として、統治能力を発揮していただきたいと願ってやみません。

その覚悟のほどについて、所見をお伺いいたします。

次、4番目として、中学生以下の医療費の無料化と少子化対策についてお尋ねいたします。

最近、特にマスコミ等で、人口減少に関するニュースが毎日のように報じられております。今や国にとっても将来を考えた場合に、できるだけ早く手を打たなければならない最も重要な課題であることは、私が申すまでもないことであります。それに加えて私は、常々人口がふえるかどうか、地域の発展のバロメーターであると、何度もお話しさせていただいているところです。議会でも同じことを何度も繰り返して、主張してきたところでもあります。

国レベルでの少子化対策、県レベルでの少子化対策、そして、最も住民に身近な市レベルでの少子化対策がありますが、特に市レベルでの少子化対策は、地域間競争の目玉商品だと思っております。市長のアイデア等で不便な場所であっても、子どもたちを初め、人口がふえたという実績も、報道番組等で紹介されているのを見ました。

このように真剣に取り組んでいる市町村は、一つや二つではありません。この問題でしのぎを削っているのが地域間競争の中にある市町村の実情だと、そういうふうには思っております。一口に少子化対策といっても、産業の面からとらえる農林水産業の将来の担い手、商工業サービス業を支える就業者の確保問題も重要であります。当面、順を追ってやるべきことの第一歩は、子育ての支援であります。

そういう観点から総合的な子育て支援策をきちんと打ち立て、一つ一つ着実に軌道に乗せていかなければなりません。それも地域間競争に勝つためには、後追いではなくほかよりも先行して推進する気構えが最も要求されます。

そういう意味から、まず子どもたちの医療費に目を向けたことは、大きな前進と評価しているものであります。もう既に実施しているところもありますし、間もなく実施に移すところも出てきております。本当は本市が最先にやりたかったことではあります。この問題も本会議で決着させ、新たな子育て支援策の議論をすべきと考えますが、これがきょうまでつまづいてきた原因は、どこにあると認識しておられるのか、市長の所見をお伺いいたします。

あわせて、近隣市町村の現状をお伺いいたします。

子育て支援策と少子化対策について、再度お伺いいたします。

報道等で若干は成功した事例等、承知はしておりますが、この問題について、副市長さんは県のエキスパートであると伺っておりますので、全国で市町村が実施した注目すべき事例など、具体的に幾つか教えていただきたいと思っておりますので、この点について、よろしく願い申し上げます。

なお、この問題は非常に幅広い視点から取り上げなければならない性格のものでありますので、国・県の計画、それに加えて、ただいまお尋ね申し上げました全国の事例、こういうものを小冊子にでもして、市民向けに広報すべきと思っておりますが、副市長さんが先頭に立って、職員を督励し、何らかの実績をお示しいたしますよう、期待してやみません。これについての副市長さんの所見をお伺い申し上げます。

5点目として、予防医学についてであります。最近、老人の医療費がかさむという問題から、できるだけ健康で介護が必要とならないような対策として、健康増進法に基づき、健康増進計画はもとよりのこと、これに基づくさまざまな施策が講じられるようになってきたことは、大変喜ばしいことと思っております。

このことは行政側から見れば、医療費をいかに節減できるかに強い関心が寄せられております。それはそれで、1つの健康増進の成果として位置づけることは、非常に重要なことではあります。それ以前の問題として、人はだれもが健康で生きがいを持った生活を維持しつつ、長生きできるというのが願いであり、幸せな人生の土台を形づくるものであろうと思っております。

皆様方、ご承知のとおり、日野原重明先生は、私も一度じかに講演を聞く機会がございましたが、現在、100歳で現役の医師として活躍されています。この日野原先生がおっしゃっている言葉の中に、命とは、あなたが使える時間のことですよという言葉がありますが、まさに元気でいきいきとした自分の時間を持つということは、生きている喜びを感じる大前提となるものです。そのためにも病気にならない、病気を未然に防止することは、社会的にも、個人としても財政の面からも、あるいは明るい社会を築くためにも非常に意義のあることは、申すまでもありません。

例えば私ども乳がん撲滅のための早期検診を呼びかける運動として、「ピンクリボン運動 in かすみがうら」を推進しております。このように住民サイドからも展開している、いわば病気予防の活動をしているわけですが、市当局においては、乳がん撲滅に限らず生活習慣病などの予防対策にどのように取り組んでおられるのか、また、どう取り組もうとしているのか、お伺いいたします。

この6月4日は虫歯予防デーでありました。禁煙デーや特定の日を設けて展開しているイベント等について、当市で行っているものがありましたらお伺いいたします。

1人ではなかなかできないことも、行政や住民団体が一緒になって活動を繰り広げることは、大変重要です。ただ、受け身でパンフレット等を見るよりは、それを配る側に回っていただきたく、こういうことを通じて一層自分の健康管理に努めるきっかけにもなります。こういう観点から参加方の健康増進運動を積極的に進められるよう、その旗振り役を行政は行うべきと思いますが、担当部長の見解と具体策についてお伺いいたします。

あわせて、介護保険と現状を予防医学とどうお考えになっているかもお答えいただけたらと思います。

以上で1回目の質問とさせていただきます。

**○議長（小座野定信君）**

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

**○市長（宮嶋光昭君）**

田谷議員のご質問にお答えいたします。

まず最初に、私も議会が終わりますと、間もなく丸2年が経過するわけでありまして。3年目に入るわけですが、これを振り返ってということではありますが、何といたっても3.11の震災、これが、またその関連であります放射能対策が今最大課題でございます。そして、また混迷する社会経済情勢の中で、悪化する一方の財政事情、また、待ったなしの少子高齢化対策など、山積する課題に、今後とも手綱を緩めることなく取り組んでまいりたいと考えております。

1番の可視化の問題であります。田谷議員もご指摘のとおり、議長のお骨折りもありまして、動画配信、4カ所ですか、リアルタイムでの動画配信が実現をいたしました。そして、あわせて市のホームページでも今後ユーチューブ等の配信ソフトを使って、動画配信をされるということでもありますから、大きな前進が図られたことは、私も市政の透明化ということを進める立場上、大いに喜んでいただいております。

さらには、今のところ市の一部にしか行き渡っておりませんが、それでも5,000世帯がエリア範囲以内に入っておりますケーブルテレビでの配信等も、遠からず進めていただきたいと、こういうふうに思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

また、2点目、1番の総合計画に関して、特に重点を置く事項についてということではありますが、昨年3月11日に発生しました東日本大震災からの復興、また、今後の地震等に備えた災害に強いまちづくりに対する期待、また、少子高齢化社会に備えたまちづくりの必要性など、限られた財政の中で厳しい行政運営が求められる中、策定しました後期基本計画では、重点的かつ積極

的に取り組む施策を安心感アップ、ブランド力アップ、我がまち感アップと、この3つの視点から重点プロジェクトとして設定いたしました。

今後重点プロジェクトを中核として行財政改革や行政運営の健全化に努めながら、市民に何が今必要なのかを年頭において推進したいと考えております。計画の市民への周知につきましては、市長公室長よりの答弁とさせていただきます。

2点目、2番の何を歴史に残しておきたいかというご質問にお答えいたします。

市民の皆様がこれからもずっと住み続けたい、ほかの地域に住んでいる方も本市に住みたいと思われるようなかすみがうら市をつくること、そして、それを次世代に残していくことが我々の責務だと考えております。

また、息長く真剣に取り組んでほしいということで、3事業のご指摘をいただきましたが、いずれも総合計画の中に位置づけをさせていただいております。霞ヶ浦二橋に関しましては、関係11市町村で構成する霞ヶ浦二橋建設促進期成同盟に加入し、主に要望活動であります。毎年取り組んでいるところでございます。

神立駅周辺の整備につきましては、土浦市と土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合を組織し、具体的に進めております。さらに常磐自動車道スマートインターチェンジにつきましては、市内に千代田石岡インターがあり、土浦北インターが比較的近くにあること、また、周辺地域の地域振興策、事業主体が課題としてありますので、実現に向けた条件整理が大変難しいと考えてはおりますが、検討課題としてとらえております。

3点目の給与削減の交渉の現状についてお答えいたします。

職員給与削減につきましては、さきの3月定例会及び第1回臨時会において、国の臨時特例法案に準じた条例案を提案いたしました。しかし、議会のご理解をいただくことができませんでした。職員組合との交渉についても、1月の職員組合との打ち合わせで、交渉は公開で実施したいという提案をしたところ、組合側が公開では交渉に臨めないということから、1月以降は文書でのやりとりを行っている状況であります。

ご質問の職員組合との歩み寄りも必要とのご意見ですが、今回提案しました削減幅につきましては、議会弥生会からの提言を受けまして、前回の削減幅の約半減した内容で議案を提出させていただいております。この削減案につきましては、既に職員組合へ内容をお知らせしておりますが、交渉を報道機関のみ公開で実施したいという私の提案が受け入れていただけないため、交渉が進んでいない状況であります。今後も交渉の方法を含めご理解をいただくよう、努力してまいりたいと考えております。

また、行財政改革の推進につきましては、市長に就任以来、聖域なき行財政の改革に取り組むとの決意で、議会や農業委員会のご理解のもと進めた定員の削減、各種団体に対する補助金の見直し、事業仕分けなどに取り組んでまいりました。この4月には一部機構の見直しを行い、財政課内に行政改革推進係を設置し、財政面との連携を強化したところでございますので、今後は、財政主導による強い行財政全般にわたる見直し・効率化を進めていく所存でございます。

4点目、中学生以下の医療費無料化と近隣市町村の現状についてにお答えいたします。

中学生以下の医療費の無料化につきましては、これまでも条例改正、予算の提案をさせていただいておりますが、現在、市議会に設置されましたマル福制度の改正を検証するための特別委員

会で継続審査となっております。私としては、早期の議決をお願いしておりますが、審議経過を見守っているような状況でございます。

国・県等の動向につきましては、副市長よりの答弁とさせていただきます。

5点目、介護保険の現状と予防医学については、保健福祉部長の答弁とさせていただきます。

**○議長（小座野定信君）**

答弁を求めます。

副市長 石川眞澄君。

[副市長 石川眞澄君登壇]

**○副市長（石川眞澄君）**

4点目、少子化対策につきまして、田谷議員の質問にお答えいたします。

去る6月5日に厚生労働省が、女性1人が生涯に生む子どもの推定人数を示す合計特殊出生率を昨年と同様の1.39と発表いたしました。茨城県におきましては、昨年の1.44を下回る1.39ということになっております。

赤ちゃんの出生数は、戦後最少の105万698人、第一子出生児のお母さんの年齢ですが、平均年齢は30歳を超えて晩婚化が進んでおり、その一方で、死亡者数は125万3463人と、過去最高となっております。

人口減少は、当市に限らず我が国の課題でもあります。1点目の子育て支援等少子化対策の他の市町村の具体例につきましては、例えば県内で申し上げますと、太子町の定住対策としまして、子育て世代住宅建設助成金制度による子育て世帯の新築・増築に係る費用の助成や、茨城県が実施している中小企業等の従業員の仕事と子育ての両立を支援するため、事業所内に託児施設を整備する事業所に対する費用の一部の助成、また、ソフトな面としましては、建設工事入札参加資格の格付におきまして、主観項目に子育て支援等雇用環境の整備を設け、育児・介護休業制度を就業規則で明文化していたり、子育て応援宣言事業や、仕事と生活の調和推進計画のどちらかに届け出をした事業者に加点をするなど、子どもを産み育てる環境をつくっていく取り組みがございます。

また、県では出会いサポートセンターによる男女の出会いの場の設置や、マリッジサポーター制度、いわゆる地域の仲間ボランティア制度でございますが、こちらの実施をいたしまして成果を上げております。

さらにNPO法人ままとーんはつくば市の子育て中のお母さんたちのボランティア団体でございますが、子育てに関する情報を提供する子育てポータルサイトや、地域で子どもを育てる事業を展開しております。

他県の事例におきましても、長野県下條村の家賃補助や、出産における3人目以降の高額な祝い金など、定住化政策を初めとして、子どもを預かる負担費用を援助する、仲間づくりを推進する、体験の場や情報を提供するなどの取り組みを実施しておりますが、それらを参考に費用対効果や財政的な負担など、当市にとって実効性の高い施策を検討してまいりたいと考えております。

2点目の市民向けの広報につきましては、国における子ども・子育てビジョン、県における新エンゼルプラン21を始め、事例紹介もあわせて、職員とともに検討しながら進めてまいりたいと考えております。

また、少子化対策の取り組みは、行政、事業者、地域の連携が必要でございますので、それを踏まえた上で取り組んでまいりたいと考えております。

**○議長（小座野定信君）**

市長公室長 川尻芳弘君。

[市長公室長 川尻芳弘君登壇]

**○市長公室長（川尻芳弘君）**

市民への計画の周知についてお答えいたします。

市民への計画の周知につきましては、策定の段階でも市民の意見を取り入れるため、意見公募手続等を実施しておりますが、策定後も市民の皆様にもまちづくりの思いを共有いただき、ともに取り組んでいただきますよう、計画をホームページにアップしてございます。

さらに細かな周知としては、広報紙を通して、何回かに分けてお知らせしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

以上です。

**○議長（小座野定信君）**

保健福祉部長 鈴木 弘君。

[保健福祉部長 鈴木 弘君登壇]

**○保健福祉部長（鈴木 弘君）**

田谷議員のご質問にお答えします。

まず、最初に介護保険の現状について申し上げます。4月1日現在の介護保険被保険者につきましては、1万91人となっております。そのうち要介護認定者数は1,510人となっております。そのうち15%の方が介護認定を受けております。認定者のうち80%の1,224人が介護サービスを利用しているという状況でございます。

このサービスに対します23年度の給付費は、前年度比約7%増の24億6000万円となっております。被保険者数、認定者数、介護給付費はそれぞれ年々増加する傾向となっております。

続きまして、介護予防についてお答えいたします。

かすみがうら市健康増進計画をこのたび作成いたしました。現代は豊かな食文化による飽食の時代であり、車社会による運動不足や変革の激しい競争社会でのストレスを感じている方の増加など、生活習慣病が増加しております。病気を治すことは大切であります、その前に病気にならない、病気を予防するということが非常に重要と考えております。

計画の中で健康づくりの具体的な取り組みとして、運動、栄養食生活、生活習慣病対策、飲酒・喫煙、歯の健康、心の健康の6項目を掲げております。予防医学は健康への啓発や健康増進など一時的なもので、健康増進計画に掲げた項目に沿って、行政、関係機関、家庭、個人が協力し合って推進したいと考えております。

また、計画につきましては、目標達成につきましては、市民の方ができるだけたくさん参加できるというような方法を考えていきたいと思っております。特に、今までにつきましては、いろいろ健康教室も実施しておりますが、男性の参加者が少ないとかいろいろ問題点もありましたので、そういった面も含めまして、いろいろ問題点を洗い出した中で市民の方と一緒に取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

市民部長 根本光男君。

[市民部長 根本光男君登壇]

○市民部長（根本光男君）

4点目の中学生以下の医療費の無料化と、近隣市町村の現状についてお答えいたします。

まず、土浦市におきましては、妊産婦と小学校3年生までの小児の所得制限は撤廃されており、妊産婦が産婦人科以外の眼科や耳鼻咽喉科などを受診する場合と、中学校3年生までの入院を対象としておりましたが、本年10月から制度の改正によりまして、小学校4年生から中学校3年生までの外来分までの対象を拡大するとともに、所得制限を撤廃する予定でございます。

また、外来自己負担につきましては、支給を廃止する予定ということでございます。

石岡市におきましては、小学校6年生までの第三子以降と中学校3年生までの入院に対象拡大しております。

外来自己負担につきましては、支給していないような状況でございます。

また、県内の状況についての概要を申し上げますと、本年4月1日現在では、外来自己負担の支給については妊産婦11、小児18、母子・父子8の市町村で実施され、対象者の拡大につきましては、妊産婦23、小児、小学校卒業までが35、中学校卒業までが20の市町村で実施され、また、所得制限の撤廃につきましては、妊産婦が12、児童30の市町村で実施している状況でございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

4番 田谷文子君。

○4番（田谷文子君）

可視化の問題ですけれども、私は質問を申し上げませんと話したんですが、今回の定例会から、本会議中心主義になったということは、私、1年生議員としては、ワンフロアで聞ける、あるいはいろいろ皆さんの話を聞いたり、かすみがうら市はどのような状態になっているのか、あるいはこれからどう進もうとしているのかというのも見えるような気がして、今回、本会議中心主義ということが私にとりまして、本当によかったなと思っている次第です。

次、2番目といたしまして、総合計画の具体的な推進の仕方に入らせていただきますと、これ、神立駅の土浦との一部組合との進捗状況は、どの辺まで進んでいるのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小座野定信君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

それでは、田谷議員さんのご質問にお答えいたします。

現在、神立駅周辺の整備につきましては、神立駅西口広場や県道牛渡馬場山土浦線を含めた2.2ヘクタールを神立駅西口地区土地区画整理事業として、土浦市と共同で土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合を設立しまして、事業を進めているところでございます。現在は、事業計画の県知事認可に向け、県及び国と協議を行っているところでございます。

事業計画認可後は、地区内の都市計画道路神立駅西通線、神立停車場線などの基本設計、移転補償にかかわる建物詳細調査、換地設計などを発注する予定でございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

4番 田谷文子君。

○4番（田谷文子君）

その移転の状況は、どの辺まで進んでおりますか。

○議長（小座野定信君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

先ほど申し上げましたとおり、認可にかかわりまして国との協議を行っている段階でございますので、まだそういう調査には当たっておりません。

○議長（小座野定信君）

4番 田谷文子君。

○4番（田谷文子君）

随分長くかかっているように思うんですよ。そうすると、神立駅周辺を見回してみますと、既にお店がなくなっているというか、戸閉めになっているような部分もあるんですけども、その辺の補償とかは既に済んでいるんですか。

○議長（小座野定信君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

先ほども申し上げましたが、まだ国の認可を受けておりませんので、認可を受けてからそういう調査に入っていきます。

○議長（小座野定信君）

4番 田谷文子君。

○4番（田谷文子君）

わかりました。

それでは、今度協同病院がおおつ野の台地に来ること、移転が決まりました。おおつ野の台地から神立駅までのアクセス道路等は、設計の段階にありますか。

○議長（小座野定信君）

田谷議員、これは、質問が総合計画の基本的な推進ということなんですが、おおつ野は地区外で、違った形でのご質問に切りかえていただきたいと思います。

○4番（田谷文子君）

すみません。おおつ野から要は神立駅までの道路のアクセスのことを私は聞いたわけですけども、それとも違いますか。

○議長（小座野定信君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

それただいまのご質問でございますが、2月23日でございます。石岡市、土浦市、茨城県の土浦土木事務所の方を交えまして、第1回の会議を設けた経過がございます。また、6月25日でございますが、第2回会議を設ける予定をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

4番 田谷文子君。

○4番（田谷文子君）

わかりました。これは神立駅を一本化して、そして、早目に神立駅が完成するというか、通過するというか、一本化するには、やはり土浦との合併も急がれるところではないかなと、私の意見です。

それでは、3番目に行きます。

今、雇用の劣化が本当に叫ばれております。若者の80%が不安を抱いているということです。新規の要は新卒の大卒の若者が7万人も職がない、そのような状態にいるわけです。3人に1人が非正規、20年前は3%だったそうです、この非正規の職員は。今はその5倍に膨れ上がっているわけです。平均年収も1996年が419万、今2012年が355万で、60万円減になっているわけです。私がお話したいのは、やはりディーセントワーク、働きがいのある人間らしい仕事、バランスのあるそこそこ働いていける場所、そのような場所を今若者は、すばらしい若者が今職がなく、職を見つけている、職を探している状態なんです。

そういう中で公務員、私も公務員時代がありまして、公務員が要は、市長がおっしゃっていますように、今回3.9%の給与削減を取りざたされているわけです。今回5回目になります。私の息子も公務員で、つくば市役所にいますが、この間、5月6日はつくば市を襲う栃木県南部を襲う竜巻が発生しました。そのときちょうど筑波山の登山で、あと5分おくれたらその竜巻に巻き込まれるところを、難を逃れたわけです。それで、うちの息子は公務員ですので、そこの北条の町の写真を自分の携帯で撮って、それで課長にすぐいち早くつくば市役所に向かって、うちの息子の課が一番先に対応に当たったということでした。

それを私は言っているんじゃないんです。3.11の東日本大震災のときも、今回のその竜巻のときも、公務員の皆さんはどんなに大変だかということをおは子どもを通して、身をもってわかっています。あの3.11のときも、本当に寝ずの仕事をしておりました。今回の竜巻も、夜中に帰ってきます。ですけど、私は、それでも子どもに言ったの。仕事がある……

○議長（小座野定信君）

田谷議員、だれに質問ですか。

○4番（田谷文子君）

今、言いますから、聞いてください、私の意見ですから。

要は、そのように公務員の皆さんは大変だと思います。私は、土曜、日曜も出たような、そういう突発的な仕事をしたわけじゃないので、以前わかりませんでしたけど、子どもを通じてわかりました。そのように大変だと思います。

ですけど、このかすみがうら市の公務員の皆さんよりも、大変な人はたくさんいる。3.11のあの東北の、画像だけですからあれですけどもね、自分の身を顧みず、そして人のために自分の命

も投げ出した人も何百人も何千人もいるわけです。そういう公務員もいるわけです。そして、自衛隊さんは、消防署員は、自分の身を振り返らず、そして人を助ける仕事をしてきたわけです。

私が言いたいのは、そのように仕事がある、この有益な、そして将来を嘱望され、将来を保証される仕事があるんです、皆さん、この公務員の職員の皆さん。よく考えてみてください。それで、2012、先ほど市長がおっしゃいました、このかすみがうら市も560万が平均給与ですね。そして、同じかすみがうら市の同じような条件である事業者は420万、その差は幾らでしょうか。その市民のために、そして、係長級の給料で市長は頑張っているんですよ、365日。私たち議員も38名いた合併以前が今は16名、報酬も同じです。この間も話しました。だれが身を切るんですか。こんなに報酬が安くて雇用が劣化していて、福沢諭吉は言っているんですよ、最も幸せなことは、働く仕事のあることです。働く仕事が皆さん、あるんです。そして、身分も保証されているんです。甘えてはだめですよ、本当に。甘えないでください。今回、5回目を提案しているんですよ。20年前はみんな日本が中流でした。中流でよかった、みんな同じに中流なの。今はどんどん格差が広がっています。これ以上広がると思いますよ。

このような原因は、4番目に話そうと思ったんですけど、人口減が一番原因なんですけど、ここでお伺いします。菅澤教育長さん、市長が今回の引き下げに対して、承諾しているとお聞きしました。どのようなお考えから、今回の承諾に至ったんでしょうか、お願いします。

○議長（小座野定信君）

教育長 菅澤庄治君。

○教育長（菅澤庄治君）

私は、就任当初から市長が50%削減でやっているのに、私の立場として10%削減というのは、これは覚悟しているということで、総務委員会に2度ほど呼ばれて、私の考えを聞かれましたけれども、私はそういう考えですが、議会の皆様の議決に従うということを申し上げておりました。以上です。

○議長（小座野定信君）

4番 田谷文子君。

○4番（田谷文子君）

よくわかりました。どなたも給与削減なんていうことは、望む人はただの一人もいません。宮嶋市長も半分にしました。多分、断腸の思いだろうと思います。

それでお聞きします。

総務部長さん、この考え、今回5回出されましたこの提案、総務部長さんのお考えをお聞きいたします。

○議長（小座野定信君）

田谷議員、ご承知かと思いますが、法令で個人的な意見は、公務員としてこの場で申し上げることができません。お取り下げ願いたいと思います。

再度、研究、勉強を重ねてください。

○4番（田谷文子君）

そういう細かいことは……

○議長（小座野定信君）

細かいことじゃありません。基本的なことです。

**○4番（田谷文子君）**

個人的なことはまずいわけですね、はい、わかりました。じゃ、取り下げます。

それでは、4番目に行きます。

先ほど話、私の意見を述べさせていただきましたけれども、原因が人口減が一番の問題だと思うんです。やっぱり総人件費が下がると消費が下がって、そして業績が下がって給料も下がる。この反対になることもあるわけなんですけれども、この人口減の最たるものが、やはり子育てが安心してできないという女性の切実な願いなんです。

私も子育てをしながら仕事をしてまいりました。それは、子どもを預ける場所が一番大事なんです。それで先ほど副市長さんがおっしゃっていただいたように、大子の事例は、ああいうふうな政策をして、大子町はどのぐらい人口がふえたんでしょうか。

**○議長（小座野定信君）**

答弁者は挙手を願います。

副市長 石川眞澄君。

**○副市長（石川眞澄君）**

大変申しわけございませんけれども、大子町の人口がふえたというような情報は伺っていません。ただ、出生が平成21年で1年間に89人という数字が出ております。若い世代が、また、高齢化率につきましては、県内でもトップレベルの高齢化率を大子は持っておりますので、少しでも若い人たちを定住化して、子どもをふやしていこうという町の施策だと思っておりますので、こういうものがすぐ1年、2年で効果が上がるとは思いません。長い目で見ていかなくてはならないと思いますので、数字のほうは把握しておりませんので、ご承知おきください。

**○議長（小座野定信君）**

4番 田谷文子君。

**○4番（田谷文子君）**

わかりました。私も長野の下條村のことはテレビで何度か拝見しました。やはり若い人向けのアパート、マンション等を町の経費で建てて、それで安く貸しているというようなことで、若者が大分ふえてきたというような事例も承知しています。

それから、出会いの場のセット、そういうものは、このかすみがうら市では、きちんとそれが軌道に乗っているのでしょうか、お伺いします。

**○議長（小座野定信君）**

副市長 石川眞澄君。

**○副市長（石川眞澄君）**

茨城県の出会いサポート事業でございますけれども、こちらの事業報告を少し紹介させていただきます。

まず、出会いサポートセンターの事業のまず1つ目、結婚相談事業でございますけれども、個人会員の募集や登録、パートナーの紹介ですが、平成22年5月末で会員数が2,813人でしたけれども、平成23年12月では、それが3,000人を超え、成婚数が459組であったものが、23年12月には748組を超えたとなっております。このように成果を上げていると思っております。

それから、ふれあいパーティーの開催でございますけれども、こちらも22年5月末で308回開催しております。カップル数ですけれども、1,142組ほど成果を上げているということになっております。また、会員数も3,000人を超えているということになります。

それから、マリッジサポーターのほうでございますけれども、これは地域のボランティアの方が仲人というような形で、結びつき、きずなですね、結びつきを進めているという事業でございますが、このマリッジサポーターさんの登録自体も、平成22年5月末で532名だったものが、23年12月には657人という登録があったと。この方々が地域に出向いて、若い方々、男性、女性の出会いの場を仲人するというような事業でございますが、少しずつ成果が上がっていると、数字的には出ております。

○議長（小座野定信君）

4番 田谷文子君。

○4番（田谷文子君）

今のデータは茨城県のデータでしょうか。当かすみがうら市もそういう出会いの場の設定はあるとはお聞きしているんですけど、どの辺までそれは進んでいるのか、ちょっとお伺いします。

○議長（小座野定信君）

市長公室長 川尻芳弘君。

○市長公室長（川尻芳弘君）

結婚相談事業のほうで本年4月から秘書広聴課のほうに来たわけですけども、大変申しわけないんですけど、細かいデータ等について、本日資料はお持ちしておりません。

それで、実際、ふれあいパーティーとかそういう機会を実施して、多くの人に参加してもらうというのが、私たち市の事業かなというふうに考えております。実際、成婚、まとまるといったのは、非常に数は少ないというふうに聞いております。

あと、幸いにして、かすみがうら市は板橋区と交流を持っておりますので、うちのほうの担当の者が本年度板橋とでき得れば交流を持ちたいというようなことで、こちらのほうでも今事業を進めている最中でございます。

いずれにしても、そういう触れ合いの場に参加していただく、多くの人に参加していただくというのが目的というふうに考えて事業していますので、よろしく願いいたします。

○議長（小座野定信君）

4番 田谷文子君。

○4番（田谷文子君）

その周知方法はどのようにしていますか。そういう周知されたものとか、私、見ていないんですけどね。

○議長（小座野定信君）

市長公室長 川尻芳弘君。

○市長公室長（川尻芳弘君）

まだ板橋とのほうの事業については協議中でありまして、まだ何も決まっております。それから、結婚相談事業につきましては、そういう日にち等が決まり次第、みんなにわかるように周知していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（小座野定信君）

田谷議員、今の質問なんですが、質問通告枠にないんですね。どれからの関連質問になりますか。

○4番（田谷文子君）

これは4番目です。子育て支援関係でお話ししていますので、関連はきちんとしてありますので、よろしくをお願いします。

それでは、最後の質問に入らせていただきますので、介護が必要なく自立して元気に過ごせる期間、要は健康寿命っていうんですけれども、その健康寿命を延ばす方策を立てておりますか、かすみがうら市は、お聞きします。

○議長（小座野定信君）

保健福祉部長 鈴木 弘君。

○保健福祉部長（鈴木 弘君）

今ご質問のありましたように、元気で生活できるというふうなところは、非常に重要なところだと思います。かすみがうら市独自のこれというところはございませんけれども、いろいろレクリエーションとか、それから前と違いまして、今のところは特段事業というものはありません。

○議長（小座野定信君）

4番 田谷文子君。

○4番（田谷文子君）

私は、予防医学が今後一番大事でないかなと思っているんです。なぜかと申しますと、団塊の世代がだんだん老人になっていく確率が高いわけ。そうなると市もそうですが、国も国保の割合が大きくなっていくわけです。要は、医療費を使わないで健康で長生きができる、そして、みんなと楽しく過ごせるような、そういうサークルとかを持つことによって、ストレスもなくなる、あるいはうつも減少していく、予防医学に関して、これから重点的に推し進めていただきたいと思いますが、市当局はいかがですか、そのことに関して。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

健康増進であります、健康増進計画の中で具体的な取り組みとしては、運動であるとか、食生活の改善であるとか、生活習慣病の対策であるとか、これはいろいろ具体策はあろうかと思えます。今、保健福祉部長からの答弁で特にないというような話もありましたが、私は、そうじゃなくて、例えば食生活改善委員というのもおりまして、そういった方々がいろいろなPRにも取り組んでくれてますし、あるいはあじさい館の中で運動器具が、よりみんなに使いやすいようにということで、お年寄りの方の目に触れるところに出してきて、その利用も大分上がっているというふう聞いております。

そういった細かいことでありますが、今回立てました増進計画にのっとって、それぞれきめ細かな対策を進めていきたい、こういうふう思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（小座野定信君）

4番 田谷文子君。

○4番（田谷文子君）

これから健康寿命を考えて推し進めていっていただきたいと思います。

それから、最後にお聞きします。幼児の歯磨き習慣とかという、保育所等で、そのような習慣はきちんとなされていますか。

○議長（小座野定信君）

保健福祉部長 鈴木 弘君。

○保健福祉部長（鈴木 弘君）

保育所のほうでは幼児に対する指導は行っております。

○議長（小座野定信君）

4番 田谷文子君の一般質問を終わります。

日程第2、休会についてを議題といたします。

お諮りいたします。あす6月9日及び6月10日の2日間を休会にいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、6月11日午前10時から引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 午後 2時53分

平成24年

かすみがうら市議会第2回定例会会議録 第4号

---

平成24年6月11日（月曜日）午前10時00分 開 議

---

出席議員

1番	川村成二君	9番	中根光男君
2番	岡崎勉君	10番	鈴木良道君
3番	山本文雄君	11番	小座野定信君
4番	田谷文子君	12番	矢口龍人君
5番	古橋智樹君	13番	藤井裕一君
6番	小松崎誠君	15番	山内庄兵衛君
8番	佐藤文雄君	16番	廣瀬義彰君

---

欠席議員

7番	加固豊治君	14番	栗山千勝君
----	-------	-----	-------

---

出席説明者

市長	宮嶋光昭君	環境経済部長	藤崎宏明君
副市長	石川眞澄君	土木部長	山本恵美君
教育長	菅澤庄治君	会計管理者	吉藤稔君
市長公室長	川尻芳弘君	消防長	井坂沢守君
総務部長	小貫成一君	教育部長	小松崎延明君
市民部長	根本光男君	水道事務所長	貝塚成人君
保健福祉部長	鈴木弘君	農業委員会事務局長	塚本茂君

---

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	土渡良一
〃	係長	乾文彦
〃	係長	坂本敏子
〃	係長	杉田正和

---

議事日程第4号

日程第1 一般質問

(6) 中根光男 議員

(7) 川村成二 議員

日程第2 休会について

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

(6) 中根光男 議員

(7) 川村成二 議員

日程第 2 休会について

本日の一般質問通告事項一覧

通告順	通告者	質問主題
		(質問の区分)
(6)	中根光男	1. 肺炎球菌ワクチン接種の助成について
		2. がれき広域処理受け入れについて
		3. 防災・減災対策の強化について
		4. 通学路の安全確保について
		5. ポリオ不活性化ワクチンについて
		6. 防災介助士の普及について
(7)	川村成二	1. 地域防災計画の策定について
		2. 震災復興事業計画について
		3. 放射線対策について
		4. 庁舎の災害復興について
		5. 繰越金の見込みについて

開 議 午前10時00分

○議長（小座野定信君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は、14名で会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

なお、加固豊治議員、栗山千勝議員より所用による欠席の届け出がありましたので、ご報告申し上げます。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしましたとおりであります。

傍聴人の方々に申し上げます。

会議において、傍聴人は議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので、静粛に傍聴されますようお願いいたします。

一般質問に先立ち、議員各位に申し上げます。

一般質問は、市の一般事務についてたずね場です。

したがって、法令等を遵守していただくことを求めます。

また、執行部におかれましては、能率的な会議運営の観点から、より簡明な答弁をなされますよう求めます。

ここで、暫時休憩について、確認の意味でご説明申し上げます。

今後の暫時休憩に対するお願いについて申し上げます。

暫時休憩は、会議規則第11条に規定され、議長は議事整理権に基づき必要があると認めるときは原則としていつでも休憩を宣言する権限を有しております。

また、議会側としての暫時休憩の主な理由は、昼食のため、議会運営委員会を開くため、常任委員会を開くためなどであります。

一方、執行部としての暫時休憩の主なものは、説明員が答弁に窮した場合、調査のため、答弁調整のため、さらには説明員の出席や資料の提出を待つためなどであります。

このため、これまでの暫時休憩は執行部の理由による場合が多く、当日の日程どおり効率的に議事運営を進めるため、措置しているのが現状でありました。

つまり、議会を休憩し、休んでいるのではなく、主に答弁調整や資料提出のための時間ということであり、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

今回、試行的に本会議中心主義の議会運営に移行したことにより、これまで以上の円滑な議事進行が必要となってまいります。

これまでの答弁調整のための暫時休憩は、効率的な議事運営という観点から議長としての配慮により行ってまいりましたが、暫時休憩が多いとの意見もあることから、答弁調整のため暫時休憩を求める際には必ず説明員から休憩を求める旨の発言を徹底されることを求めます。

続いて日程に入りたいと思います。

---

## 日程第 1 一般質問

### ○議長（小座野定信君）

日程第1、前回に引き続き一般質問を行います。

順次発言を許します。

9番 中根光男君。

[9番 中根光男君登壇]

### ○9番（中根光男君）

おはようございます。

平成24年第2回定例会に当たりまして、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

最初に、肺炎球菌ワクチン接種の助成についてをお伺いをいたします。

高齢者の肺炎で最も多い原因が肺炎球菌とされております。高齢者の肺炎予防や重症を防ぐためにも、肺炎球菌ワクチンの接種費用に対する助成が必要不可欠であります。高齢者が暮らしやすいまちづくり、安全・安心なまちづくりのために、スピーディーに対応していただきたいと思っております。

その観点から、1、現在の実施状況について、2、65歳以上の人で1人1回限り3,000円の公費助成の取り組みについてをお伺いをいたします。

次に、瓦れき広域処理受け入れについてお伺いをいたします。

東日本大震災から1年と3カ月が経過をいたしました。

国の責任で県内処理される福島県の瓦れきを除き、大震災で発生した岩手・宮城両県の瓦れき

量は2,000万トンを超えております。岩手は通常の年の11年分、宮地は19年分に相当いたしますが、これまで処理されたのはわずか8%程度にすぎない状況であります。

瓦れき処理のおくれは、被災地に深刻な影響を与えております。瓦れきの山が発酵して火災を引き起こす事例が頻発しているほか、悪臭や衛生上の不安から心身の不調を訴える人も後を絶たない状況であります。復興を進めようにも大量の瓦れきに阻まれて身動きがとれない地域も多々あります。

広域処理の受け入れが難航してきたのは、放射性物質への不安がぬぐえないためであります。その大もとの原因を探れば、原発事故をめぐる政府への不信感にあります。事故収束宣言や避難区域再編などで国民の不安を増幅させてきました。

大半の国民が広域処理自体に賛成なことは世論調査でも明らかのように、しかし、いざ受け入れとなるとしり込みしてしまう、まさに国民の不安を受けとめない政府のやり方への国民の自己防衛であると思っております。放射能汚染のリスク、安全基準、正しい情報を丁寧に説明し、不安を払拭していただきたいと願っております。

1、当市の瓦れき受け入れ状況について、2、現在の問題点と解決策について、3、今後の取り組みについてをお伺いをいたします。

次に、防災・減災対策の強化についてお伺いをいたします。

災害に強いまちづくりの構築を何よりも優先しなければなりません。東日本大震災を教訓として、幅広い分野での防災・減災対策の見直しが必要であり、防災会議の充実、具体的な計画案の作成、そのために防災会議に多くの女性委員を登用することを3月議会で私は提案をいたしました。

その観点から、1、地域の防災対策の拠点となる学校施設の防災機能強化について、2、学校・家庭・地域社会が連携した避難訓練の実施と防災教育の充実について、3、新たな防災ハンドブックを作成し、全世帯に配布実施について、4、市民への情報発信の充実についてをお伺いいたします。

次に、通学路の安全確保についてをお伺いをいたします。

京都府亀岡市では、先月23日に起きた事故では軽自動車が集団登校中の児童と保護者の列に突っ込み、3人が死亡、7人が重軽傷を負いました。余りにも悲惨な事故でありました。その事故から4日後にも千葉県館山市で通学途中の児童を襲った同様の事故が発生しております。一体どうしてこのような悲惨な事故が相次ぐのか。保護者は心配を募らせております。

警視庁の統計によれば、登下校中の交通事故で死傷した全国の児童数は昨年1年間で2,485人に上りますが、それでも過去5年間で最も少ない数であります。

国も95年から通学路安全点検調査を開始し、全国的に2万4000校の通学路の点検を実施し、改善の指摘は全国18万カ所に上り、その後、歩道設置、拡幅、ガードレールの設置の安全対策が施されてきましたが、結果的にはほんの一部の実現にすぎませんでした。いまだに残る課題の解消は、道路事情や地元関係者の合意形成などの面についても実現可能な努力が必要であります。

政府は、先月27日、学校が保護者や地域住民、関係機関と協力して通学路の定期点検を行う学校安全推進計画を閣議決定いたしました。中身を確認しますと、一筋縄ではいかない課題の解消にはこれだけでは非常に弱い状況であります。国が解決のためのメニューや選択肢を提示する

など積極的に解決へ導く仕組みが必要であります。

当市としても、具体的な推進策が重要でありますので、次の2点について前向きな答弁をお願いいたします。1、危険箇所の状況確認について、2、今後の安全確保の対策について。

次に、ポリオ不活化ワクチンについて。

4月の末、子育て家庭にとてもうれしいニュースが飛び込んでまいりました。国内初のポリオ不活化ワクチンが承認されたのであります。

ポリオはウイルスが人の口から入って腸の中でふえ、脊髄の一部に入り込むと手や足に麻痺が出ることもある病気であり、今現在使用されております生ワクチンはウイルスが活着しているため、10万人に1.4人程度の確率で麻痺が出たり、便から周囲の人にポリオが移ることがあり、2001年からの10年間で15件が発症との報告がございます。

既に世界86カ国で不活化ワクチンが使用されており、日本のワクチン行政のおくれが指摘をされておりました。このたびの承認に関係者からも喜びの声が多々寄せられております。

最近、生ワクチン接種事故等を避け、不活化ワクチンを自費で接種する親がふえてきました。しかし、国内で未承認のため、健康被害があった場合に補償制度がないのが課題でした。

不活化ワクチンの承認により、本年9月1日から公費負担、これは市の負担になりますけれども、定期接種としてできるようになります。ワクチンの供給量の確保、対象者への周知徹底など、移行へ向け万全を期す必要があります。

1、ポリオ不活化ワクチンの承認と実施内容について、2、対象者への周知徹底についてをお伺いをいたします。

次に、防災介助士の普及についてお伺いをいたします。

防災介助士とは、防災に関する専門的な知識や技術と、高齢者や障害者などを介助する技術を習得した人を対象に、一般財団法人社会貢献事業財団の認定資格であり、この資格を取得するには同財団が実施する資格取得講座を受講する必要があります。

講座は、防災関係の資格とサービス介助士2級の有無によって標準コースと実技教習免除コースに分かれており、講習を経て検定試験に合格すれば認定証が授与されることになっております。地震などの災害時にもかかわらず起業や地域社会のリーダーの育成など、あらゆる場面で役立つ資格でございます。

1、防災介助士の認識について、2、支援策についてお伺いをいたします。

以上で、第1回の質問を終わります。

○議長（小座野定信君）

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

中根議員の質問にお答えいたします。

1点目、肺炎球菌ワクチン接種の助成については保健福祉部長の答弁とさせていただきます。

2点目、瓦れき広域処理受け入れについてお答えいたします。

瓦れき広域処理受け入れについては、平成24年3月16日付、環境大臣からの東日本大震災によ

り生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法第6条第1項に基づく広域的な協力の要請により、本市も新治地方広域事務組合構成市と連携をとりながら検討しているところでございます。

また、新治地方広域事務組合議会議員一同から、新治地方広域事務組合管理者へ東北地方の災害瓦れき受け入れに関し、国並びに県から当組合へ協力要望があった場合は、組合の現況を把握し、前向きに協力するよう要望書も提出されております。

このようなことから、災害瓦れきについて、受け入れの方向で検討をしております。

受け入れについての問題点は、焼却灰の最終処分場がまだ確保されていないこと、また受け入れられる際には、新治地方広域環境クリーンセンター周辺住民の理解を得る必要があること、この2点が挙げられます。

新治地方広域事務組合が現在、焼却灰の最終処分を委託している業者に意向を確認したところ、瓦れき広域処理受け入れについては、放射能汚染等の風評により最終処分場周辺住民の理解を得られないことが予想される等の理由で受け入れてもらえない状況とのことであります。

今後は、国、県との協力体制により最終処分場を確保し、クリーンセンター周辺住民の理解を得て災害瓦れき受け入れができるよう努力してまいります。

3点目、防災・減災対策の強化については総務部長の答弁とさせていただきます。

4点目、通学路の安全確保については教育部長の答弁とさせていただきます。

5点目、ポリオ不活化ワクチンについては保健福祉部長の答弁とさせていただきます。

6点目、防災介助士の普及については保健福祉部長の答弁とさせていただきます。

#### ○議長（小座野定信君）

保健福祉部長 鈴木 弘君。

[保健福祉部長 鈴木 弘君登壇]

#### ○保健福祉部長（鈴木 弘君）

それでは、中根議員のご質問にご答弁させていただきます。

まず1点目1番の肺炎球菌ワクチンの接種の助成についてのうち現在の実施状況についてお答えします。

肺炎球菌は、健康な人でも鼻やのどから見つかる菌ですが、抵抗力が弱まると肺炎を初め、髄膜炎・敗血症・中耳炎などを引き起こします。特に肺炎は日本人死因の第4位で、そのうち95%以上が高齢者の方と言われております。

日常生活で起こる肺炎の原因菌は、肺炎球菌が一番多いといわれております。肺炎球菌ワクチンについては、高齢者の方が肺炎の予防や重症化を防ぐために有効であるとされておりますが、現在は任意の予防接種のため、当市では接種に対して助成は行ってございません。

国においては、成人肺炎球菌を予算の確保ができ次第、定期予防接種とすることが厚生労働省の方針として決まりました。

1点目2番、公費助成の取り組みについてお答えします。

成人肺炎球菌ワクチンについての認識が広がり、接種に対しての助成を行う市町村がふえてきております。

近隣では、牛久市が平成22年度から1人1回3,000円の助成を行っております。土浦市では、ことしの10月から同じく1回限り3,000円の助成を行います。そのため、現在は1回8,000円程度

かかっておりますが、5,000円程度でできるということになります。

このワクチンは、通常1回の接種で5年以上免疫が持続されておりますが、65歳以上の方は本市では約1万人を超えている状況がありますので、国における今後の動向を注視してまいります。

続きまして、5番目、ポリオ不活化ワクチンの認識と実施の内容についてお答えします。

ポリオワクチンにつきましては、現時点では、生ポリオの集団接種を春と秋の年2回、生後3カ月から生後18カ月未満と、それまでに接種をしなかった90カ月未満の乳幼児を対象に実施しております。

生ポリオについては、副作用の心配が懸念されていることから、国では、副作用のない不活化ワクチン導入を9月から実施するように進めているところでございます。

生ワクチンは2回接種でありましたが、不活化ワクチンは初回接種として20日以上の間隔を置いて3回、また、追加接種として初回接種終了後6カ月の間隔をおいて1回、合計4回接種することになります。また、生ワクチンを1回受けている方は不活化ワクチンを3回受けることとなります。不活化ワクチンとなりますと集団接種から医療機関における接種となります。

2点目の対象者への周知でございますが、広報紙や市のホームページなどを通じ周知を行いたいと考えております。ただ、既に1回、今年度1回生ワクチンの投与を受けた方につきましては個別通知により周知を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

質問の6番目、防災介助士の普及についてお答えします。

1点目の防災介助士の認識については、現在のところ存じておりませんでした。調べさせていただきまして、防災介助士とは、防災の専門的な知識・方法と、すべての人々に対する介助技術を学び、平常時のみならず地震などの災害時を含めた多様な場面に活躍できる資格であり、社会貢献事業環境の創造・支援を目的に、平成23年11月に設立された一般財団法人社会貢献事業財団が認定している資格であります。

2点目の支援策でございますが、こちらにつきましては佐藤議員の一般質問の中でご答弁しましたように、本年度、災害時要援護者の避難支援プランを策定すべく作業を進めておるところでございます。この計画の中に取り入れられるかどうか、取り入れることができる場合にはどのように防災介助士を養成、支援していくか検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

[総務部長 小貫成一君登壇]

○総務部長（小貫成一君）

中根議員の質問にお答えをいたします。

3点目1番の地域の防災拠点となる学校施設の防災機能強化についてお答えをいたします。

地域避難所に指定されております小中学校の屋内運動場の耐震基準については、文部科学省の定める基準によりI s値0.7以上の耐震性能を持つこととされています。

市内17校の屋内運動場の耐震化については、8校が既に新耐震基準の建物としての機能を有しており、残り9校については平成21年度に耐震診断を実施した結果1校が耐震性を有していたた

め、残りの8校について順次補強工事を進めているところです。平成22年度に1校が工事完了し、今年度発注予定が1校あり、現在の耐震化率は17校中10校で59%です。

また、今回の震災の教訓から、災害発生時に、より迅速に避難所を開設し運営することが重要であり、このことから避難所となる学校に防災倉庫を設置し、停電を想定した発電機、投光機、寒暖に対応する暖房機と扇風機、情報収集用の防災ラジオ等を配備するとともに、各中学校及び下稲吉小学校には防災用井戸を整備し、断水時への対応も行ったところです。

また、今年度、千代田地区の小中学校へ相互通信可能な防災無線屋外子局を設置し、情報伝達、通信機能の強化を図るなど、避難所としての機能向上に努めてまいります。

続きまして、3点目2番の連携した避難訓練の実施と防災教育の充実についてお答えをいたします。

防災訓練につきましても、今回の震災の教訓から、緊急事態の中でいち早く適切な応急活動が行われるには、日ごろのきめ細かな訓練が重要であることを再認識したところでございます。

これまでの訓練は、市の防災訓練、各学校の防災訓練とそれぞれ実施してまいりましたが、各学校を避難所として指定しておりますので、それぞれを連携して実施することは、より実践的で、子どもたちの防災に対する考えを深める上でも大変意義のあることと考えております。

今後、災害時に活用できる防災訓練の実施に当たり、ご提言の訓練方法も検討してまいりたいと考えております。

3点目3番の防災ハンドブックを作成し全世帯に配布実施についてお答えをいたします。

防災ハンドブックの作成、配布につきましては、市民への災害に対する心構えの再認識や災害発生時の行動指針となるなど、防災に対する意識啓発に大変有効な手法の一つと認識しております。

市では今年度、地域防災計画の見直しを実施いたしますので、新たな防災計画の周知とあわせて検討をしてまいりたいと考えております。

3点目4番の市民への情報発信の充実についてお答えをいたします。

東日本大震災発生時に、千代田地区において広報車等を利用して情報発信を行いました。情報伝達が十分にできなかった経験を踏まえ、恒久的対策として千代田地区における防災無線整備を計画いたしました。地区全体に効果的に情報を伝達するため、屋外機として107基の設置を予定しております。そのうち、平成24年度においては、国の補助事業である消防防災基盤整備事業を活用し、指定避難所、避難場所等へ21基の設置を予定しており、現在、7月工事発注へ向け、準備を進めているところです。

また、今後の整備計画でございますが、国の緊急防災・減災事業が平成26年度まで予定されていることから、この制度を活用しながら、早期完了に向け、年次的に進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

教育部長 小松崎延明君。

[教育部長 小松崎延明君登壇]

○教育部長（小松崎延明君）

中根議員の質問にお答えをいたします。

4点目の通学路の安全確保についてのご質問に、危険箇所の状況確認、今後の安全確保の対策についてを一括してお答えいたします。

本年4月に京都府や千葉県で、登校中の児童の列に車が突っ込み児童等に死者が発生する痛ましい事故が立て続けに発生しております。これらの事態に文部科学大臣も緊急メッセージを発し、茨城県教育委員会からも通学路の安全確保、安全点検の実施調査があり、各学校において危険箇所の再調査等を進めたところでございます。

通学路については、これまでも児童生徒の安全確保の観点から、日ごろから学校において安全点検を実施をいただいているところでございます。これらの点検において危険であると判断される場所については安全施設となる歩道や信号機の設置など安全施設の設置要望を関係機関へお願いしているところでございますが、その進捗状況についても今後確認していきたいと考えております。また、日常的な安全確保としては、PTAやボランティアの皆さんによって、立哨指導、パトロール等に取り組んでいただいているところでございます。

さらに、児童生徒の安全確保については、児童生徒がみずから自分の身を守るすべを指導していくことも重要であると考えます。これまでも、警察署等の協力を得ながら交通安全教室等で指導を行ったり、普段の登下校における指導を行っているところでございます。今後も指導を充実し児童生徒の安全な登下校の確保に努めてまいりたいと考えております。

○議長（小座野定信君）

9番 中根光男君。

○9番（中根光男君）

それでは2回目の再質問をさせていただきます。

最初に肺炎球菌ワクチンの接種の助成について伺いますけれども、やはり茨城県の県内でも肺炎球菌の助成の確立が大分拡大している状況であります。やはり先ほど答弁いただきましたように、国のほうの厚労省部会のほうでもある程度方向性が示されましたけれども、まず優先されるのはこの3つのワクチンですね、子宮頸がんヒブワクチンと肺炎球菌がまず優先されるわけです。

これは、今まで国と市が折半で半分ずつの予算を出し合って運営していた内容でありますけれども、これが実際実現しますと100%市の財源の負担になる、こういう状況になるわけです。

私が申し上げているのは、成人に対する肺炎球菌ワクチン、要するに65歳以上を対象とした肺炎球菌ワクチンの接種について強調しているわけでありましてけれども、やはりあとのこの4ワクチンについては水ぼうそうとかおたふく風邪、それからB型肝炎、成人用の肺炎球菌は、方向性は示されたものの、これはやはり国のほうの補助はほとんどないと私は思っております。ほとんど市の持ち出し、また一部県の助成も含まれるかわかりませんが、想定されるのは市の財源、かなりの負担、億単位の負担になってくると思います。

これもやはり国のほうの補助もという要望も全国から寄せられているわけですが、しかし国は丸投げで地方にこれを移行しようという動きでありますので、これがやはり無料化になるからと手放しで喜べない。市の財源負担がかなり大きくなるということも認識しなくてはならないわけです。

そういう観点から、この成人用の肺炎球菌ワクチンは、これ何年先になるかわからない、方向性は示されましたけれども、これからいろいろ地域、市といろいろ協議、検討した中で、財源の裏づけ、市によってかなり格差がございますから、そういう裏づけも含めた協議態勢に入っていくものかと思っておりますので、すぐに実現可能という内容ではない。

ただし、この3ワクチンについては、要するに今まで時限でもって、この子宮頸がんワクチンもことしでもって国のほうの補助は切れるわけです。それを踏まえて今回3つのワクチンの無料化をまず優先するという方針が打ち立てられたわけですが、これも全部市の負担になるという場合には大変な税源が要りますので、私はまずその国の方針を待っているという生ぬるいことではなくて、私はこの65歳以上の人に対して、ただ中学生とか子どもさんの支援も大事なんですけれども、やはり高齢者対策、これもやはり並行してやらなくちゃいけない課題であると私認識しているために今回取り上げたわけです。

だから、まず国のほうが無料化に移行する場合には、それはまた市でもって対応すればいいことでありまして、まず65歳以上を対象として1回接種していくという事業を、これもやはり1回接種すれば5年間有効ということですので、非常に安心・安全につながっていく施策ではないかなとこう思いますので、市長の認識、考え、それを再度伺います。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

国において定期予防接種するという方向で今進んでいるということですので、まずは本市においては国の方向を見ながら進んでいきたいと考えております。今すぐに当市で単独でやるということはまず考えておりません。

○議長（小座野定信君）

9番 中根光男君。

○9番（中根光男君）

市長はほかのことは単独でやる決意は強いんですが、こういうことに関しては非常に消極的なんです。

私が申し上げているのは、あくまでも高齢者に対してのそういう安全・安心を確保するためのやはり施策が大事なんじゃないかというふうに話しているわけですが、国の方針というのはこれいつになるかわからないですよ、まだ、現実には。土浦市だってことしの10月から実施するというようになっておりますし、だからやはりそのように100%補助するということではありませんので、その辺も含めて市長、どうかよく考えをまとめて今後検討をお願いしたいと思います。

それから、国の方針で定期接種という形に移行していくという、何年先になるかわかりませんが、やはりこの肺炎球菌がこれ必要であるということで厚生部会でもこれは認めている内容でありまして、やはりすべて無料というのはこれだれもが望んでいることでもありますけれども、そこには恒久的財源が必要になってくるわけですよ。だから、そういう面でやはり総合的に検証して、再度お願いをしたいと思っております。

次に、瓦れき処理の受け入れについてを再度お伺いいたします。

やはり今一番ネックになっているのが最終処分場と私も認識をしておりますけれども、やはり

この最終処分場の地域の近隣の地域、理解を得るということも非常に大事でありますし、まず私が一番不審に思っていることは、かすみがうら市だけが瓦れき受け入れがバツになっているんですが、これは私がついこの間の確認の内容でしたが、それ以後どうなっているのか、再度、中身と状況を、これ市長に伺います。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

瓦れき受け入れについては、これを受け入れますと、今時点で受け入れますと従来の市民が搬入している可燃物の灰の搬入がとまってしまいます。ですから、最終処分場のオーケーが出ないと、現実的にこれを受け入れることによってかすみがうら市民の灰の受け入れできないということになると可燃物の受け入れできなくなってしまいますから、ですからまずは市民を優先したということで、最終処分場がオーケーになれば受け入れられるよということは表明しております。

最終処分場については、あくまでも国の責任でやってくれよと、こういうことを意見表明しております。

○議長（小座野定信君）

9番 中根光男君。

○9番（中根光男君）

今、市長の答弁の中で、やはり市民に不安を与えるという部分でそのようにしたということでもありますけれども、やはり組合自体の方向性も再度確認しておきたいと思うんですが、そういう中で、私、市長逆じゃないかと私思うので、発想が。

要するに受け入れに対してはかすみがうら市としても賛成であると。しかしながら、最終処分場がきちっとした確認した段階で受け入れるという、そういう形でまずは、今、被災地では大変な状況、これは私もテレビでしか、画面でしかこの状況は把握できないわけですが、実際現場に行った人の話を伺いますとそれはそれは地獄絵のような、本当に考えられないような世界だという話を何人からか伺っておりますけれども、そういう地元の思いも受けとめて、やはりまずはかすみがうら市としては瓦れきは受け入れると。しかし、最終処分場ができない限り、できたときに受け入れるという形で内容を訂正というのはどうなんでしょうか。あと、広域組合の今の状況を再度確認いたします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

全く中根議員が言っているとおりなので、私が言っていることと中根議員が言っていることは同じことなんですよね。要はその灰の受け入れができればできるんですから、受け入れについては別にだめだと言っているわけじゃなくてそっちが解決しないと受け入れられないよということを言っているの、言っていることは同じです。どっちが先かという話ですから。そういうことでご了解をお願いしたいと思います。

○議長（小座野定信君）

9番 中根光男君。

○9番（中根光男君）

それじゃ、市長、再度、ほかの市ではその受け入れを表明し、そしてマルになっているわけですよね。やはり印象的にも悪いし、やはりかたくなにかすみがうら市は受け入れを拒んでいるのかというように誤解される部分がありますので、その辺は再度、協議検討して方向性を決定していただきたいと思います。これは要望として申し上げておきます。

次に、減災対策の強化について、3番ですね、再度確認いたします。

東日本大震災から1年3カ月、茨城県沖地震とか房総沖地震、それから南関東直下型地震の発生が現在懸念されておりますけれども、その備えが急がれる一方で、生活の基盤となる道路や橋などの社会資本の老朽化が今問題になっているわけでありまして。

振り返れば1950年代後半から、この当時、高度経済成長期に集中して建設された橋とか高架、高速道路とかが非常に多いわけですね。そういう中で、2029年度を想定しますと建設から50年以上を迎えるというこういう状況が約51%を占めるという一つのシミュレーション、データが出ておりますけれども、やはりそういう中で、先日私、担当課にかすみがうら市の橋の全体の橋、全数を要するに建設時期、それから震災における被害状況を含めて掌握をお願いしているわけですが、一応そのもしも調査結果がまとまっていれば大枠だけで報告したいと思いますが、もしも報告がまとまっていなければ後日書類で提出していただきたいと思いますが、再度確認いたします。

○議長（小座野定信君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

ただいまの中根議員さんのご質問でございますが、現在、調査のほう行っております。その中で、橋梁長寿化修繕計画というのを作成しております。現在、平成19年度から橋長が15メートル以上の橋梁、市内43橋梁がございまして、25年度までにその策定業務を終えるということで進めております。この長寿化修繕計画を策定しますと、その橋梁の修繕等に対しまして補助対象になるということでございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

9番 中根光男君。

○9番（中根光男君）

私も8カ所ほど橋をちょっと個人的に調査した、震災直後調査した経過がありますけれども、そういう中で非常にひびが入ったりとか、非常に危険度が高い橋が何カ所か見受けられて、担当課に申し入れをしたことがございますけれども、やはりこれからこの高度経済成長で建設された橋とかいろいろな公共施設も含めて、かなりこの大きな地震が発生したときには危険度が高まる様相を呈しているわけでありまして、どうかその辺も含めて総合的に検証をお願いしたいと思います。

それから、3月の私の一般質問の中で防災会議を強調してお話ししましたけれども、今までに防災会議は何回実施しているのか。また、もしも防災会議の内容が、これは後日で結構ですがけれども、その内容も書類で提出していただければ、書類の提出もお願いしたいと思います。

それから、防災会議でのこの女性委員の女性の発想でいろいろ防災会議で提案をしていく、そういう内容を私は示しましたがけれども、そういう中で女性の委員の協議、検討したのか、また、今現在何名ぐらいになっているのか、その今現在の状況を報告をお願いします。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

防災会議につきましては、まだ開催をしておりません。

今後の計画でございますが、年3回ほど防災会議は開催する予定でございます。

防災会議の中で委員を委嘱することになりますが、その委嘱が30人以内でございます、その委嘱される委員の中に女性をなるべく多く登用したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

9番 中根光男君。

○9番（中根光男君）

防災会議まだやっていないという答弁、余りにもお粗末な話で、近隣の状況を聞いてみますともう何回も防災会議をきめ細かにやっているんですよね。やはりこの防災に対する意識、余りにもひどい状況でありますので、この復旧復興がかなりおこなわれているという状況というのはそこにあるんじゃないかと私思うんですよ。

やはり、今現在のかすみがうら市の状況把握、そして、これからはかすみがうら市としてどのような方向づけをしていくのか、そういう具体的なものをまずは机上論になるかわかりませんが、そういうものを策定し協議していくというのがまずは第一段階なんじゃないかなと私思うんですよ。そうでない限り、私は何のための防災会議か。行政委員もまだ見えていない、いつこれ、いつまでにこれを実際に決めていくのか。方向性も全く見出せない状況で、市長、これこういう危機管理とか自分の思いの中にこの防災に対する意識はどのように思っていますか。再度お願いします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

防災は大事でありますので、個々の対応についてはその都度やっているわけではありますが、会議としては今後、早急に準備進めるように指示をしているところでございます。

○議長（小座野定信君）

9番 中根光男君。

○9番（中根光男君）

それでは、次に道路の安全確保について確認をいたします。

私は、以前から一般質問の中でもこの危険度の高い調査依頼をお願いしているにもかかわらず、やはり状況報告なども全くない状況、その案も示されていないような状況で、やはり今までどういうふうな協議、検討を重ねてきたのか、その経過も伺いたいと思います。

○議長（小座野定信君）

教育部長 小松崎延明君。

○教育部長（小松崎延明君）

中根議員のご質問にお答えをいたします。

通学路の安全確保につきましては、学校において通学路の点検、また保護者からの情報を得まして通学路としての危険箇所の把握に努めておりますけれども、実際に各学校長とPTAの会長連名で要望書を教育委員会のほうに出していただいております。要望いただいた内容につきましては、市の所管であれば市の管理する部署へ要望をしまして、また、信号機、交通規制に伴うものにつきましては国、県土などの施設については市の担当部局を經由して関係機関へ依頼をしているところでございます。

これまでも平成22年度に学校から9件、それと23年度に7件の要望が出されております。歩道の整備や信号の設置、道路標識の整備などでございますが、こちらを関係機関へ要望しているところでございます。

今後、関係機関への要望箇所の取り組み状況、進捗状況ですか、そういうものを確認しながら要望に対する関係機関への対応をさらに求めていきたいとこのように考えておりますので、ご理解をお願いします。

○議長（小座野定信君）

9番 中根光男君。

○9番（中根光男君）

再度質問します。

地域とか学校、PTAに協力をしていただいて危険度の高い通学路の状況のマップの作成をやはりお願いしたいと思うんですが、その辺の考えはどうでしょうか。

○議長（小座野定信君）

教育部長 小松崎延明君。

○教育部長（小松崎延明君）

安全のマップでございますけれども、各学校で現在作成しております。また、今回の緊急特別な通学路の安全確保したところでございますけれども、その中で安全マップの作成見直し等も考えて予定をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

9番 中根光男君。

○9番（中根光男君）

それから、危険度の高い場所、特に危険度の高いところについては注意を促す看板を設置し、そしてそういう危険度の高いことを認識していただくという施策も大事かと思うんですが、その辺の考えを再度伺います。

○議長（小座野定信君）

教育部長 小松崎延明君。

○教育部長（小松崎延明君）

確かに交通安全施設の通学路の整備、改善等は当然各学校によって確認をしておりますけれど

も、当然市のほうでも学校と一緒にその確認をさせていただいて要望等をお願いしていきたいと考えております。

○議長（小座野定信君）

9番 中根光男君。

○9番（中根光男君）

次に、ポリオ不活化ワクチンについて、これはある程度説明もいただきましたので、要するに今現在実施されている生ワクチンから不活化ワクチンに移行していくという制度でありますので、この件については一番大事なことは、私のほうに問い合わせある内容につきましてはやはり本当に安全なのかという部分、生ワクチンの場合には非常に副作用が今まで懸念されておりましたので、やはり不活化ワクチンに今までは自費で実施していたわけです。自分で100%払ってワクチンを接種していたという経過がありますけれども、中には生ワクチンのほうが安全なんじゃないかという私のほうへ問い合わせありますけれども、私もここいろいろと勉強いたしまして、やはり世界でもって使用されているワクチンが本当に安全だという認識も私も再度いたしましたので、その内容は概略は説明しているところでありますけれども、やはりこの安全であるという内容を、今現在接種している生ワクチンの対象者に対して丁寧に周知徹底をしていただき、まだ生ワクチンを1回接種しちゃう場合があるわけですね。この後4回までですから1回は除いて3回という形になると思いますので、その辺の把握も大事でありますので、この辺も踏まえて移行をスムーズにいくように再度周知徹底をしていただきたいと思います。

それから、最後に防災介助士について質問いたしますけれども、やはり執行部も非常に認識がない状況、今のところまだ最近でありますから、この防災介助士の資格が発表されたのが最近でありますから、まだ執行部も内容も余り認識していない、重要性に対しても認識がないというのが現状かと思っておりますけれども、これはやはり、いざというとき、地域そして職員も含めて、本当にこの資格、資格を取るというよりも、いざ災害が発生した場合に対応、対処できる、そういうことを事前に準備していくという、これが私は大事なことじゃないかと思っております。いつ災害が起こるか分からない。きょうなのかあしたなのか今すぐなのか、これわかりませんけれども、やはりそういう準備を進めるということが大事じゃないかと思っておりますので、これ市長のそういう認識なり考えを再度伺います。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

普及につきましては、今後の検討課題として取り上げさせていただきたいと考えております。

○議長（小座野定信君）

9番 中根光男君。

○9番（中根光男君）

それでは、よく内容を協議した中で検討をお願いいたします。

最後に要望と提言を申し上げて終わりにしたいと思うんですが、市民が今一番望んでいることは、やはり放射能問題であります。一日も早く安全・安心な生活を取り戻すとともに、子どもたちが安心して遊べる、通学できる対策を講じ、風評被害を払拭し、真剣に取り組まなくてはなら

ない現状でございます。

この復旧復興についても、他の市町村よりもかなりおこなっている状況であります。ほかの市町村の状況を伺いますと、常にもう状況把握しながら、次に先手先手、国の補助制度も含めて、もう先手先手の中で手を打っているという状況を伺っておりますので、やはり復旧復興もかなりかすみがうら市はおこなっている状況であります。

今、何を優先すべきなのか。市長は本当に自分の政策実現のためだけにただ執念を燃やしておりますけれども、市長はかすみがうら丸の船長なわけですよ。やはり全体を見渡していく。今、かすみがうら市が進んでいく方向性を自分みずからがやはり責任を持って示していく、こういうことが私は大事なんじゃないかと思えます。

私たち議会は、反対のための反対じゃないんです。反対のための反対という表現をしておりますけれども、やはり反対のための反対じゃないんですね。やはり議員としての責任、恒久的財源の検証もしなくちゃなりません、議員として、やはり優先順位も検討しなくてはなりません。

そういう中で本当に議会としても、放射能問題も真剣になって取り組んでおります。市民懇談会も実施をいたしました。その中でも、市民からは、一日も早く安心・安全が取り戻せるという市の体制をお願いしたいという声が大半でありました。そういうことを私は一人一人市民の声を承りまして、やはり議会としてもこの放射能問題をまずは優先し、復旧復興を優先していくのが私たちの責務であるということを改めて私は認識をいたしました。

私たち議会は、市民のために真剣に取り組み、そして安全・安心な生活が一日も早く取り戻せるように今後も努力してまいりますし、また、真剣になって向き合って対応していきたいと思っております。

ともかく市民のために一生懸命私も働いてまいりますので、また今後ともよろしく願いいたします。

以上で一般質問を終わります。

**○議長（小座野定信君）**

9番 中根光男君の一般質問を終わります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○議長（小座野定信君）**

15番 山内庄兵衛君。

**○15番（山内庄兵衛君）**

8日の田谷文子君の一般質問に対して、11人の議員は見直すべきだというような発言がされました。余りにも議員を冒瀆し、そういう声は何遍も、この前も2回ありましたけれども、その都度訂正をさせて私も指導してまいりましたけれども、一向に直らないで、ますますひどくなってまいります。

ここで懲罰委員会をにかけていただいておりますので、お諮りをいただければと思います。

期間がありますので、これらについて議長からの取り計らいをお願いいたします。

**○議長（小座野定信君）**

ただいま山内庄兵衛議員より、4番 田谷文子議員に対し、懲罰動議が提出されましたが、しかし懲罰動議の有効期間は3日間とされております。動議は成立いたしません。

山内議員に申し上げます。この点をご理解いただきたいと思います。  
暫時休憩とします。

休 憩 午前11時00分

---

再 開 午前11時09分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして会議を開きます。

保健福祉部長 鈴木 弘君の発言を許します。

○保健福祉部長（鈴木 弘君）

発言の訂正をお願いします。

8日の田谷議員の答弁の中で、予防事業の実施状況について、ありませんとお答えしましたが、実際は健康管理のためやまゆり館などにおいて多数の健康器具を設置し活用していただいております。包括支援センターなども予防のための健康教室を実施しております。

発言を訂正させていただきます。

○議長（小座野定信君）

続いて、発言を許します。

1番 川村成二君。

[1番 川村成二君登壇]

○1番（川村成二君）

平成24年第2回定例会に当たり、既に通告の内容に従い一般質問をさせていただきます。

1点目は、地域防災計画の策定についてお伺いします。

前回の定例会で、当市の地域防災計画の見直しについて質問をさせていただきました。そのときの執行部の回答は、県の防災計画見直し結果を踏まえて検討するとしたもので、市民の安全・安心確保のために積極的に取り組む姿勢を市民に伝えることができず、残念なものでした。

東日本大震災から1年3カ月経過した今、被害に対する復旧は進んでいても、防災計画の見直しがされていない中で、どのように復興に向けかすみがうら市の体制づくりが実行されているのか不安でなりません。そうしたことから、再度地域防災計画の策定に関連する質問をさせていただきます。

1番は、防災会議の開催数と会議の概要についてです。

これまで防災会議と銘打った会議が何回行われたのか、またその会議の概要はどのようなものだったのか、担当部長にお伺いします。

2番は、県の計画を踏まえ策定すると前回答弁されましたが、県の指示のままなのか、地域特性を踏まえたものとするのかについてお伺いします。

このことについては、当市の防災計画に、より地域特性を踏まえた独自の対策を織り込み実態に即したものとし、さらには市長の指導力をより具現化できるものであると考えることから、市長は具体的にどのような方針によりまとめるよう指示を出したのかお伺いします。

3番は、民間企業や新たに自治体との協力体制の再構築の考えについてです。

多くの自治体は、防災手段の一つとして新たな協力体制の構築を推進していることが新聞で報

道されていますが、当市はそうした取り組みが報道されておりません。かすみがうら市の防災力アップのための協力体制づくりを市長はどのように考えているのかお伺いします。

4番は、現在、行政が幾つかの施設に分断されていますが、仮に大災害が発生した場合、どのように対処する考えているのか、具体的な対応策についてお伺いします。

現在、かすみがうら市の行政は広範囲に分散されていますが、そうした中で災害に備える訓練を行政が実行した、あるいは訓練をするといった声は全く聞こえてきておりません。昨年の震災対応の不備を再び繰り返さないためにも、しっかりとした組織体制の確立が求められ、あすにでも大震災が発生した場合、災害対策本部をどこに設置し、通信・連絡体制はどうするのか、また、千代田庁舎が復旧するまでの間、各施設に統括的な立場の責任部署を置くことを明確にしているのか、担当部長にお伺いします。

5番は、危機管理としてどのように組織を統制し動かすのか、基本的な考え方について市長はどのように考えているのかお伺いします。

2点目は、震災復興事業計画についてお伺いします。

かすみがうら市震災復興事業計画案が5月の全員協議会で公表されました。しかし、当市の地域防災計画の見直しが未完成であることから、地域防災計画と震災復興事業計画がどのような関連性を持たせて取りまとめたのか疑問視する点も残ります。しかしながら、震災から復興に向けた具体的な計画が示されていることから、受け入れる必要もあります。

災害に強いまちづくりを推進するためには、単なる復旧ではなく、震災の経験を踏まえ、将来を見据えた効果的な復興事業となる財源投資とすべく、市民や専門家の声を十分に取り入れた事業とすることが必要と考えます。

そうしたことから、震災復興事業計画について質問をさせていただきます。

1番は、市民の声はどのような形で取り入れ、事業計画に反映しているのか。

市の事業計画を策定するに当たっては、基本的考え方として、市民の声や専門家の意見等を中心に吸収し反映するかというものがあると思います。ましてや復旧から復興に向けてとする以上、復興は行政のひとり歩きとならないように多岐にわたる情報収集が必要との考えから、担当部長にお伺いします。

2番は、基本方針の前文にある情報伝達体制の再構築についてお伺いします。

現状の問題点や課題が何なのか、情報伝達体制の再構築によってどのように改善され、市民に対し効果があるのか、具体的な説明を担当部長にお伺いします。

3番は、市民、行政区、事業所と連携し、地域の支え合いによるきずなと協働を基調とした防災のまちづくりをすると、3つある基本方針の一つに明記されています。このことについて、何をどのようにいつまで構築しようとしているのか、具体例を挙げた説明を担当部長にお伺いします。

4番は、事業の期間厳守は当然ながら、事業について数値目標を公表し、評価・管理することについてお伺いします。

例えば学校の耐震化等は具体的な目標基準があって設計・施工させ、その正当な評価として財源を支出しています。復興事業計画に施設の耐震化推進があります。その具体策として、下水道事業の長寿命化、水道施設の整備等がありますが、何を目標基準としているのか、数値目標の公

開も必要ではないかと考えます。

目標基準が明確でない事業やあいまいな事業があった場合は、その中に無駄が潜んでいると考えられることから、事業計画に対して評価管理は必要であり、そのことについてどのように考えているのか担当部長にお伺いします。

5番は、防災訓練、防災教育の具体策についてです。

災害への対応強化策に防災訓練、防災教育の項目があり、防災訓練については防災訓練の方法等の見直しを図り、訓練内容の充実を図るとあります。東日本大震災から1年3カ月経過していますが、この経験を生かした防災訓練や防災教育等の取り組みがまだ実行されていないことに疑問を抱きます。

さらに、防災訓練事業の平成24年度予算は40万4000円であります。前年と同額でありますが一昨年の平成22年度予算120万円に対しては34%相当となる低水準の予算計上となっております。大震災を経験し、防災訓練事業のあり方も重要視される中、この予算額でどのようにして防災訓練事業の充実を図ろうとしているのか、防災教育の具体策とあわせて担当部長にお伺いします。

3点目は、放射線対策についてお伺いします。

放射線対策については、各議員から質問や要望が出されており、現時点においても本市の重要課題であると認識しております。

去る5月19日と5月20日に議員有志で放射性問題を考える市民懇談会を開催し、市民の声を多く聞くことができました。また、その席には副市長を初め執行部の方々にも同席いただき、市民の考えや要望を共有することができました。そうした場に立って改めて感じることは、かすみがうら市と他市町村の放射線対策への取り組みに対する温度差が大きく、本市の対応はおくれているということです。そうしたことから放射線対策について質問させていただきます。

1番は、本市の放射線対策は近隣市町村、特に土浦市と比べてどのようになっているのか。市民懇談会では、阿見町や牛久市などの例を挙げる市民の方もいましたが、放射線対策の取り組み事例について、他市と比較され、そのことについてどのように認識しているのか、担当部長にお伺いします。

2番は、他市町村との差異があることについて、市長はどのように評価しているのかお伺いします。また、今後の具体的な実施計画をどのように考えているのか、担当部長にお伺いをします。

3番は、前回の定例会において、わかりやすい放射線の解説本を配布、測定全箇所50センチと1メートルの測定結果の公表、3点目に市内全公園に放射線濃度の測定結果を掲示してもらいたい、これらの対応を求めたことに対し、担当部からは検討するとの答弁がありました。これらについて現在の進捗と今後の取り組み方を担当部長にお伺いします。

4点目は、千代田庁舎の災害復興についてお伺いをします。

千代田庁舎の災害復興については、被災から9カ月経過した昨年12月に、全員協議会に執行部から庁舎復旧パターン3案が説明されました。全員協議会の席上、単なる復旧ではなく、総合的な検討も必要ではないかとの意見もあり、審議継続する中で、ことし4月に開催した市民を交えた庁舎等検討会議において、耐震補強及び改修で進めるとの方向性が決まりました。

紆余曲折のあった千代田庁舎復興について、1番は、庁舎の修繕の工程について担当部長にお伺いします。

2番は、財源について担当部長にお伺いをします。

3番は、庁舎の復興は、単なる原状回復なのか、または市民サービス向上や防災本部拠点の強化などコンセプトの具現化を図るためのものかについてお伺いをします。

市民を交えた庁舎等検討会議を実施し、方向性を決めたわけですが、検討のたたき台とした復興案は昨年12月の全員協議会に提示された内容と変わりがないものです。多額の財源を投入する庁舎復興であればこそ、庁舎における利便性の追求、市民要望の取り入れ、職場環境改善など、きめ細かな対応策を庁舎復興コンセプトとして織り込み費用算出することで価値ある財源投入になるのではないのでしょうか。

こうした財源にこそ市長の考えを示してもよいと考えますが、庁舎復興について、市長が持つコンセプトは何かお伺いをします。

最後に、5点目ですが、繰越金の見込みについてお伺いをします。

平成23年度の繰越金は幾らなのか、また、実質収支額は幾らなのか、担当部長にお伺いします。

以上、第1回目の質問とします。

#### ○議長（小座野定信君）

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

#### ○市長（宮嶋光昭君）

川村議員の質問にお答えいたします。

1点目1番、防災会議の開催数と会議の概要については総務部長の答弁とさせていただきます。

1点目2番、地域防災計画の策定方針についてお答えいたします。

平成23年度に改定されました茨城県の防災計画につきましては、津波災害対策計画と地震災害対策計画の見直しを中心となり策定されました。

今回の地域防災計画見直しにつきましては、県の改定内容に沿いながらも、東日本大震災からの課題を踏まえ、市の実情に合わせた震災対策の強化を中心として改定するよう指示したところでございます。

特に、情報の収集伝達、通信手段の確保、避難所の開設と運営、防災訓練の実施、燃料対策などは、十分検討を行い計画の中に盛り込んでまいります。さらには、震災を教訓とする中で、自然条件、地理や地勢、都市基盤施設の状況からの課題等についてもさまざまな視点から意見を集約し、対策を盛り込んでまいりたいと考えております。

1点目3番、民間企業や新たに自治体との協力体制の再構築の考えについてお答えいたします。

東日本大震災の経験を踏まえ、板橋区を中心とした、加盟13市区町による災害協定については、被災地への支援要請や支援物資の提供など効果的で迅速な救援策の補強を検討しているところでございます。また、市内の各種団体やボランティア等の協力を募り、災害発生時に迅速に活動できる仕組みづくりを進めてまいります。

さらに、燃料、食料、物資等の供給体制の整備を図るため、民間事業者との協力関係を構築するなどさまざまな事態に対応できるような体制づくりを目指していきたいと考えております。

1点目4番、大災害が発生した場合の対処については総務部長の答弁とさせていただきます。

1 点目 5 番、災害時の組織の統制、行動の基本的な計画についてお答えいたします。

東日本大震災の際には、非常時における現地確認の配備体制に課題が残り、初期行動のおくれの一因となりました。この経験を踏まえ、部署の枠を超えた役割分担を柔軟に行い、災害時に迅速に行動できるよう、初動マニュアルの見直しを実施してまいります。

また、組織の統制においては、本部を中心とした指揮命令の徹底と浸透がまずは何よりも大切と考えており、このこととともに、職員一人一人がそれぞれの役割を認識し指揮命令に基づき行動できるような訓練などの取り組みをしてまいります。

2 点目 1 番から 4 番までについては市長公室長、5 番については総務部長の答弁とさせていただきます。

3 点目 1 番、放射線対策の具体的な項目の比較評価につきましては、総務部長からの答弁とさせていただきます。

3 点目 2 番、土浦市との比較評価の差異の要因をどのように評価するかについてお答えいたします。

具体的な土浦市との差異については、この後、総務部長から答弁がありますが、本市においては、文科省が昨年 8 月に実施した航空機モニタリングによる放射線量の測定結果において、一部地域を除き、ほぼ市内全域が汚染状況重点調査地域指定基準の毎時 0.23 マイクロシーベルト未満となっております。また、環境省から示された平成 24 年 6 月の予測データでは、市内全体が基準値未満の地域となり、国の放射能汚染地域指定にならない状況となっております。

このように、本市は、土浦市や阿見町など以南の地域とは違うという認識を持っているところでございます。

3 点目 3 番、要望に対する進捗状況については総務部長からの答弁とさせていただきます。

4 点目 1 番と 2 番、庁舎修繕の工程及び財源については総務部長の答弁とさせていただきます。

4 点目 3 番の千代田庁舎の修繕内容につきましてお答えいたします。

千代田庁舎の改修につきましては、原則原状回復と考えております。その内容としましては、耐震指数を満たすための耐震補強工事と被災を受けた部分の災害復旧工事、その他大規模改修工事を予定しております。

5 点目、繰越金の見込みについては市長公室長の答弁とさせていただきます。

#### ○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

[総務部長 小貫成一君登壇]

#### ○総務部長（小貫成一君）

川村議員の質問にお答えをいたします。

1 点目 1 番の防災会議の開催数と会議の概要につきましてお答えをいたします。

市の地域防災計画につきましては、防災会議において内容を検討し、市の特性を踏まえて策定していくこととなります。この会議において、見直し案の検討、素案の策定、改定計画の決定まで 3 回程度の開催を予定しております。

また、構成員は、市の防災会議条例において規定されており、市長、国の省庁の職員、自衛官、茨城県職員、茨城県警察官、消防団長、郵便事業者、電気事業者、通信事業者、市職員、その他

市長の定める者で30人以内となっております。現在、委員の委嘱等の作業を進めているところですが、市内の各種団体や女性委員の登用などさまざまな立場からの意見を反映させてまいりたいと考えております。

1点目4番の大災害が発生した場合の対処についてお答えをいたします。

ご承知のように災害発生時に対策拠点となるのは、災害対策本部を設置する防災センターであり、本部員は防災センターに参集し、情報収集や対応方策の決定を行い、これに基づく指揮命令を発信していくことになります。

しかし、今回の東日本大震災のような道路網や通信網の分断等により参集できない事態も想定しなければなりません。このため、防災センターを拠点として、非常時における各施設間の通信手段の整備を強化してまいりました。これにあわせて、初動体制の見直しを行い、災害時の各部署の役割を具体化、明確化することにより、それぞれが迅速かつ的確な行動ができるよう対応してまいりたいと考えております。

続きまして、2点目5番の防災訓練・防災教育の具体策についてお答えをいたします。

防災訓練につきましては、今回の震災を受け、災害発生時の行動指針としての重要性を再認識したところでございます。

今年度の防災訓練の具体策でございますが、災害対策本部運営に係る職員参集、情報収集・伝達、通信訓練とあわせて地域と連携した避難、誘導訓練、避難所開設・運営訓練など、災害時に市と地域が一体となつて的確に行動できるよう検討してまいりたいと考えております。

続きまして、3点目1番の土浦市との放射線対策の比較につきましてお答えをいたします。

まず、空気中の放射線量の測定でございますが、公共施設等においては、両市とも週1回の頻度で測定し、その結果を公表しております。

また、市内全域の放射線量については、本市が、住宅地図の区分による1.5キロメートル掛ける1キロメートルのメッシュの地域で4地点を測定し、その最高値を使用して放射線マップを作成し公表しているのに対し、土浦市では、500メートルのメッシュで5地点を測定し、その平均値をもとに放射線マップを作成し公表しております。

また、一般の家庭や事業所など身近な生活環境の空間放射線量の測定ですが、本市は訪問による測定、土浦市は放射線測定器の貸し出しを実施しております。

次に、食品に含まれる放射線量の測定でございますが、学校や保育所の給食と農産物の測定を両市とも行っております。学校給食の場合、給食品を回収しながら測定しており、結果は公表しております。土浦市では、給食センターにおいて、毎日、食材ごとに測定し公表をしております。

除染処理についてですが、両市とも土砂等は原則敷地内処理をしております。

また、土浦市では放射能に対する家庭用の手引書を作成し配布しておりますが、本市では広報紙により放射線対策等について周知を図っております。

以上が本市と土浦市との主な放射線対策になります。

汚染状況重点調査地域の指定や家庭用の手引書の配布以外は、やり方の違いはあれ、取り組みについては同様の対策を講じていると判断しております。

次に、3点目2番の今後の計画につきましてお答えをいたします。

放射線対策につきましては、食品検査用の測定機の購入と、消費者庁からの追加貸与により、

9月から3台での検査体制となる見込みから、食品検査のより一層の充実と、空中放射線測定器の貸し出しなどを実施することにより市民の安心感確保に努めてまいります。

続きまして、3点目3番の要望に対する進捗状況につきましてお答えをいたします。

まず、わかりやすい放射線の解説本の配布につきましては、先ほどお答えしましたとおり広報紙により対応しておりますので、ご理解賜ります。

また、公共施設等の全箇所の50センチと1メートルの結果公表については、昨年8月26日に文部科学省からの通知「学校の校舎・校庭等の線量低減について」の中で、幼稚園、小学校は地上50センチメートル、中学校は地上1メートルと示され、現在、学校等以外の測定においても、その基準により運用しております。本市では、この基準に従い、施設ごとの利用者を想定しながら、それぞれ50センチメートル、1メートルの高さで測定、公表をしております。

次に、公園に放射線濃度の測定結果を掲示することにつきましては、市内の都市公園に本年3月2日測定分から公園出入口に測定結果を掲示しております。

続きまして、4点目1番の千代田庁舎の修繕の工程につきましてお答えをいたします。

千代田庁舎につきましては、本館部分が昨年3月11日に発生をいたしました東日本大震災により被災を受け、その後の応急危険度判定の結果から2階、3階については立ち入り禁止とし、1階のみでの業務執行を実施していたところですが、さらなる大地震の危険性があるとの予測を受け、去る3月26日の千代田公民館講堂への一部機能移転をもちまして現在に至っております。

本案件につきましては、去る4月13日開催の市庁舎等検討委員会の中で方針が示され、去る5月14日開催の市議会全員協議会への報告をもって耐震補強及び災害復旧工事を実施することで方向づけがなされたところです。

その工程につきましては、まず、耐震補強及び改修設計に要する期間が5カ月強、次に本設計に基づく工事発注のための公告期間といたしまして1カ月、その後の工事期間といたしまして8カ月とし、竣工は最短で平成25年7月末と見込んでおります

続きまして、4点目2番の財源についてお答えをいたします。

現在のところ千代田庁舎の改修の財源については、起債と東日本大震災復興まちづくり基金からの繰り入れを想定しておりますが、対象となる補助金があれば、その確保にも努めてまいります。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

市長公室長 川尻芳弘君。

[市長公室長 川尻芳弘君登壇]

○市長公室長（川尻芳弘君）

川村議員のご質問にお答えいたします。

2点目1番の市民の声をどのように取り入れ計画に反映したかについてお答えいたします。

本計画につきましては、震災からの復旧復興事業等を総括するとともに、個別の復興事業における財源の確保を念頭に置いて策定したものでございます。このため、本計画策定に当たっては、直接的に市民の意向を聞き反映したものとなっております。

2点目2番の情報伝達体制の再構築とは何かについてお答えいたします。

東日本大震災発生直後においては、市民への情報伝達が不十分であったことにより一部に混乱を生じたところがございます。このため、本計画においては安心した市民生活を確保する視点から情報伝達体制の再構築の必要性を掲げたものでございます。

具体的には、公共施設への無線LAN整備や千代田地区の市民の皆様の情報伝達手段としてこれまでも検討してきました防災無線屋外子局整備事業の促進などへの取り組みなどがございます。

2点目3番の地域の支え合いによるきずなと協働を基調とした防災のまちづくりとは何かについてお答えいたします。

東日本大震災の経験を教訓として、今後の防災のまちづくりには市民の方々の近隣相互の助け合いによる対応が必要不可欠であると認識しております。このため、計画の策定においては、基本方針として市民、行政区、事業所との連携、地域の支え合いによるきずなと協働を基調とした防災のまちづくりの必要性を掲げました。

具体的には、市の防災上の連絡や連携体制の構築、災害協定の拡充、さらには市民・行政区・事業所と市の役割を明確化した防災訓練などの取り組みでございます。

2点目4番の事業の数値目標を公開しての評価管理についてお答えいたします。

本市の復興を着実に進めていく上でも、議員のご指摘のように復興事業の年度別目標を数値化し進捗状況を継続的に評価することは大事なことと認識しております。

今回の計画につきましても、国の復興交付金などの財源確保と事業の誘導の元資料となるものでありますので、ハード事業からソフト事業まで幅広く取り込んでおります。また、必要に応じて適宜見直しを行いながら進めたいと考えておりますので、実施計画などと合わせて進行管理していきたいと考えております。

2点目3番の何をいつまでにどのようにと具体的な内容につきましては、今年度に策定されます防災計画の中で検討、協議がなされるものと考えられます。

平成23年度の繰越金及び実質収支額についてお答えいたします。

会計管理者において決算書の調整が進んでおりませんので、現段階での見込み額でお答えいたします。

最初に、一般会計ですが、歳入総額で172億9335万1000円、歳出総額で163億4409万1000円で、歳入歳出差引額9億4926万円となり、繰越明許費等への翌年度への繰り越すべき財源1億6739万8000円を除きました7億8186万2000円が実質収支額となります。

一方、繰越金につきましては、繰り越すべき財源を含めまして9億4926万円が平成24年度への繰越金となります。

次に、国民健康保険特別会計ですが、歳入総額50億7636万2000円、歳出総額で48億1062万1000円で、歳入歳出差引額2億6574万1000円となり、実質収支及び平成24年度への繰越金も同額となります。

次に、後期高齢者特別会計ですが、歳入総額5億8977万9000円、歳出総額で5億8900万6000円で、歳入歳出差引額77万3000円となり、実質収支額及び平成24年度への繰越金も同額となります。

次に、下水道事業特別会計ですが、歳入総額12億8012万6000円、歳出総額12億5763万9000円で、歳入歳出差引額2248万7000円となり、繰越明許費等の翌年で繰り越すべき財源34万円を除きました2214万7000円が実質収支額となります。一方、繰越金につきましては、繰り越すべき財源を含

めまして2248万7000円が平成24年度への繰越金となります。

次に、農業集落排水特別会計ですが、歳入総額3億9372万5000円、歳出総額で3億8313万7000円で、歳入歳出差引額1058万8000円となり、実質収支額及び平成24年度の繰越金も同額となります。

最後に、介護保険特別会計ですが、歳入総額26億6221万4000円が歳入総額、歳出総額で26億4245万4000円で、歳入歳出差引額1976万円となり、実質収支及び平成24年度の繰越金も同額となります。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（小座野定信君）

お諮りいたします。

昼食休憩に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認めます。

再開は午後1時30分から再開いたします。

休 憩 午前 1 1 時 4 8 分

---

再 開 午後 1 時 3 0 分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

質問を続けます。

1 番 川村成二君。

○1 番（川村成二君）

それでは、午前中の質問の続きとしまして再質問をさせていただきます。

1 点目 1 番、防災会議の開催に関連しまして、まず 1 点質問をさせていただきます。

担当部長にお伺いしたいんですが、地域防災計画には災害発生後に被災状況を把握の上、震災復興対策本部を設置し、市民代表、学識経験者等による復興計画を策定するということが記載されていると思いますが、こういうことを踏まえて防災会議条例等に進んでいくというふうな認識でいるのですが、それで間違いないでしょうか。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

議員さんのおっしゃるとおりでございます。

○議長（小座野定信君）

1 番 川村成二君。

○1 番（川村成二君）

そうしますと、その防災計画にそういうふうになら書かれていながら実行しなかった、防災会議を開催しなかったというのは、防災会議そのものはどういう指示があって開催されるのか。指示が

ないと開催されないのか。その辺の経緯、わかりましたらお聞かせください。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

防災会議の開催でございますが、指示がなかったから開催しないというふうなことではなく、会議を開催しなかったというだけでございます。

以上です。

○議長（小座野定信君）

1 番 川村成二君。

○1 番（川村成二君）

そうしますと庁内でそういう発言が何もなかった。

市長にお伺いしたいんですが、こういうことをやりなさい、やるよという指示は一切していなかったんでしょうか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

ちょっと経緯を申しますと、今現在の防災計画は平成19年4月に策定しているものが今生きています。それが23年の震災によりまして、大きく震災、またさらにその後、最近まで霞ヶ浦の放射能関係とかそういう新たな大きな問題が出ております。こういうことを昨年の時点で、見直しをかける方向で新たな防災計画をつくりかえる必要があるということ認識をしたわけでございます。

そういう中で、県のほうが先行して防災計画をつくるという方向が示されましたので、それを受けて、その県の避難計画等もあるわけでありまして、そういったものを受けて、今度いわゆるかすみがうら市独自の地域に合った、ここは湖を抱えているという特性もあるわけでありまして、いろんな特性を踏まえて新たに19年のものを改定してつくっていくと。

そのために19年4月に策定した防災会議の、それは私が就任前でありましてからちょっと経緯はわからないんですが、その当時の委員がいたと思うんですね。その委員さんは、その後計画策定が終わりまして自然に任期切れになっていたわけですね。条例等にありまして、次の新たに防災会議を開くにはまず委員の選任からあるわけでありまして、それに今、午前中に総務部長が答弁したように今委員の選任をして、今後防災会議を3度程度開いて19年の4月のものを改定するという形で新たな防災計画を立てると、そういう方向に今あるわけでありまして。

○議長（小座野定信君）

1 番 川村成二君。

○1 番（川村成二君）

これからの話はわかっているんですよ。なぜ1年3カ月の間やらなかったのか。何も動かなかったのか。要は市長の防災に対する危機管理意識がないのではないのかなど。もっと早い段階で指示してやっていけばよかったのではないかなど。その防災会議の役割、その県からの見直しが必要なければ動けないものではないはずですよ。かすみがうら市独自でつくってもいいわけですよ。

ね。そういう動きをなぜしなかったのか。

その防災会議の役割、位置づけというのは、市長はどのようなふうに認識しているのでしょうか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

何か川村議員と私の間に意識の差があるみたいなんです、防災会議は新たな防災計画を、長期的なですね、特に今度の震災、あるいは放射能の関係も踏まえて、あるいは県の新たな防災計画も踏まえて、今後長期に通用するような防災計画を打ち立てるための会議が防災会議です。

今議員がちょっとおっしゃっているのは、より具体的でありますから、この防災会議のいわゆる防災計画をつくるということに関しては昨年の秋に県の計画が出るのを待ってやろうということで指示をしてあります。今議員がおっしゃっているのは、より具体的でありますから、それは防災会議というんじゃないかと、いわゆる災害対策本部のやるべきことじゃないかなと思うんです。

災害対策につきましては、昨年からというか災害が起きてからいろんな会議をやっているわけでございます。

○議長（小座野定信君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

そうしますと、地域の独自性の部分ということでは、災害対策本部がそういう要件をまとめていると、そういうまとめたものを防災計画に織り込んでいくというふうに今の市長の発言からはとれるんですが、災害対策本部ではそういうふうなまとめ方をしているのでしょうか。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

現在のところ対策本部におきましては、放射能対策等で会議を持っていますけれども、ちょっと防災計画までのほうは検討はしてございません。

以上です。

○議長（小座野定信君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

そうしますと、防災会議を3回開催する予定だという答弁があったわけですが、30人から成る構成員で意見を収集する。3回でまとまるのでしょうか。

そして、災害対策本部では、防災計画に向けた内容の整理がされていないように今聞いたわけですが、防災会議と並行して対策本部の状況整理、そういったものはどういう関連性を持たせて3回で終わらせようと考えているのかお聞かせください。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

防災計画のスケジュールでございますが、6月の末に改定の内容の委託をしまして、その後、

委託契約を結びまして、6月に第1回の内部の検討委員会をいたしまして、その後、7月、第2回検討委員会、内部ですね。それで、その後9月に内容の検討で第1回の防災会議を開催する予定でございます。その後、内容の修正がありましたら内容修正等をしまして、10月に第2回の防災会議において素案の策定、さらには12月に第3回の防災会議において改定計画の決定、県に報告、1月に県のほうに報告しまして、2月に成果品をつくるという段取りで考えてございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

そうしますと、前回の質問に対する答弁で、パブリックコメントをことしの9月に予定しているということからすると、9月の段階では、第1回の防災会議を開くということは何もまとまっていない段階でパブリックコメントを集めるような感じになるんですが、計画が変わったんでしょうか。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

スケジュールがちょっとおくらせていまして、見直しをしまして、11月にパブリックコメントを実施する予定でございます。

以上です。

○議長（小座野定信君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

防災会議で30人以内の構成員で開催するということですが、いわゆる一般市民ですね、一般市民は何名で、どういう選択方法を行うのか、今の段階でわかりましたらお聞かせください。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

委員の構成でございますが、先ほども答弁いたしました、行政機関の職員、さらには自衛隊の方、さらには茨城県の知事の内部職員のうちから市長が任命する者、さらには警察、さらには消防団長、また指定公共機関または指定公共機関の職員のうち市長が任命する者、その他市長が任命する者ということで、市長が委員は30名以内を任命するというところでございます。

以上です。

○議長（小座野定信君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

専門家はわかるんですが、市民はその30名のうちに何名入るのか。それから、先ほど中根委員からの質問にもありました、女性を多く登用してほしいという声もありました。市民は何名その30人の中に入ってくるのか。また、それはどういうふうを選定するのかということですね、お聞

かせください。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

委員の委嘱等でございますが、市内の各種団体の長や女性委員、そういう立場の方から委員を委嘱しまして意見を反映させたいというふうに考えておりまして、現在、市民から何名というのは具体的にはまだちょっと決まっておりません。

以上です。

○議長（小座野定信君）

1 番 川村成二君。

○1 番（川村成二君）

その委嘱するに当たって、私思うんですが、30名の構成する委員会の中で特に専門家が多い中で、一般市民の方が自由闊達に発言できるのかなと。いや、できるんだよと言われればそれまでですけども、そういう雰囲気の中で細かな地域性、独自性の話が果たして出るのかなという気がするんですよ。

それよりも、そういう会議、大きな会議やる前にやっぱり市民集めて執行部が意見を聞くとか、そういう場を間に入れる、あるいは事前にやるとか、そういうことである程度の意見の整理をしないと十分な意見は集まらないのではないのかなという気がするんですけども、実際にその防災会議がどのように行われて実際どうだったかという、経験はないので想像でしか言えないんですが、そういった面で考えたときに十分意見反映していただけるというふうに認識しているのかどうかお聞かせください。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

委員の活発な意見が市民から取り入れられるかというご質問ですが、専門家も多には多い人数でございますが、市民の方もなるべく人数確保しまして、なるべくその意見が言えるような雰囲気づくりをしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小座野定信君）

1 番 川村成二君。

○1 番（川村成二君）

ぜひ意見の取りまとめをお願いしたいと思います。

それから、1 点目 3 番で、民間企業へ新たに自治体との協力体制というところで、板橋区を中心とした13市区町による災害協定、これを見直していくというふうに現状から何ら変わろうとしていない発言がありましたが、実際、今回の震災では機能しなかった災害協定です。白紙に戻して本当に信頼できる所と協定を結ぶ、そういう考えはないのでしょうか。市長にお伺いします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

板橋区との関係はもう20年来のものでありまして、先般も四、五日前であります板橋のほうへ行ったときにこの打ち合わせも兼ねてちょっとやってきたんですが、今、板橋の事務方のほうで、今までは板橋区が中心になって13がもともと集まったものですから、どうしてもいわゆる集まっている個々の自治体は相互の関係は比較的薄かったんですね。年1回防災会議あるんですが、去年は震災の関係でちょっとできなかつたんですが、その前の年も含めてずっと年1回やっているんですね。茨城の場合は桜川市が入っていますから。でも、桜川市とかすみがうら市は直接のこれがないんですよ。それをガラガラポンしちゃって新しくまたつくるというんじゃなくて、今、板橋区の事務方がせっかくそれを今度完全なネットワークにしようと。板橋区があつてつながっているんじゃなくて、13が対等にネットワークにしようと、そういう作業を今進めています。その第1回会議を多分遠からずやってくれるということで、遅くも秋までにはやってくれるということで、今、準備を進めているので、もう少し待つてほしいという板橋の話です。

私は、自治体間の防災協定については、いわゆる相互協定についてはこれを生かす形にしたほうがいいのかなと思います。というのは、結構全国的な広がりがこのグループはありますので、余り局所的な対応じゃなくて全国ネットになっていますので、これがいいのかなと思いますので、とりあえず板橋区の事務方の成果を待つて第1回会議に期待したいと、こういうふうに思っているところです。

○議長（小座野定信君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

市長は、板橋区とは20年来のつき合いだという話がありましたが、そのつき合いであっても今回の震災では水も供給していただけなかつたんですね、市長から話行つて。何もしていただけなかつたわけですよ、この13の市区町からは。ぜひその今の見直しが十分成果のあるものとまずしていただきたいのと、これに全くこだわる必要はないと思いますね。新たな自治体と協力関係を持つ、それはかすみがうら市が見識を広げる意味でも非常にいいことではないかと思いますね。そういったことで、もっと前向きにいろんところと協力体制を持つということを検討していただきたい。

それから、各団体やボランティアの協力の仕組みづくりを進めるという部分では、市内のという言い方をされてきました。これは市内に限らず広範囲でやっていくべきではないのかなと。

私のほうでちょっと、新聞でしかないんですが、ことしに入ってから新聞記事を見る限りで、どのような自治体がどのようなところと協力関係を結んだかというものをちょっと調べてみました。そうすると21の自治体が、協定する自治体先としては重複する部分もありますが、105の自治体と協力関係を結んでおります。これはもう北海道から九州まで。それから、団体としては43の団体と協力関係を結んでいます。中には企業であつたり、那珂市ではNTTドコモとかKDDI、ソフトバンクモバイルでメール配信する、そういう協定も結んでおります。竜ヶ崎市では県内初めてのYahooとの協定も結んでおります。

要はやり方はいろいろある。要はやるかやらないかなんですね。現状にとらわれないで、今か

すみがうら市が何が必要なのか、この1年3カ月の間に考えた上でどこと結んだほうがいいんだということをまず考えるべきではないのかな。市内も大事です。市内だけではなくて、やっぱり広義に考えて協定先を見つける、アプローチする、そういうことが必要ではないのかなと思いますが、市長のお考えをお聞かせください。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

もちろん企業等に関しては市内が中心になろうかと思いますが、現実的には市外の土浦地区の例えばコカコーラさんなんかは土浦ですし、そういうところの今回もコカコーラさんの支援が一番物質的には多かったわけですが、別に市内にこだわっているわけではありまして、全国企業ともやりたいし、あるいは議員お勤めの日立建機とも必要でありますし、日立建機は市内ということもありますが、それは議員おっしゃるとおりにしたいと思います。

それから、13市町村が何もしてくれなかったということじゃなくて、板橋区からは水の支援も受けていますし、ただ、最上町とか福井の大野市とか、そういうネットワークにあるところから、そっちから具体的に要請も今回していませんし、向こうからの申し入れもありませんでしたけれども、それは今後、先ほど答弁したような関係をさらに強くしていけばできると思います。

何もその13にこだわるわけではなくて、もっと広げていくということも当然考えるべきであって、どこか具体的なご提言があれば加えていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（小座野定信君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

板橋区を私は悪く言うつもりはないんですが、板橋区から水が供給されてきたという部分については、私が聞いたところによると、ある議員からの強力なプッシュで相手が動いたと。行政からのプッシュでは動かなかったという情報を聞いておりますので、そういう発言をさせていただいたわけですね。それを行政がやったように市長が発言されることは、ちょっと私は違うのではないのかなという気がします。

何かありましたら議員も言っていたきたいという、そういう受け身の姿勢ではなくて、やっぱり行政が、今、かすみがうら市に必要な提携先を見つけるということが必要なわけですね。ですから、それを全職員が意識して、こういうことをやりましょうよ、ここがいいんじゃないですかという、そのアイデアを庁議に持ち寄っていただくと、そこでみんなが検討する、みんなが情報を共有すると、そういう形で取り組んでいていただきたいと思います。

それから、1点目4番で、行政が今、多く分断されているわけですね。これについて、本部員は防災センターに参集するというふうに発言あったわけですがけれども、これは災害対策本部長である市長から動員指示で参集するというのか、どういうふうに本部員はセンターに参集するのか、これは総務部長でもよろしいですかね。指示系統、どういうふうにやるのかお聞かせください。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

指示系統でございますが、市長が総務部長に指示をしまして、総務部長から各部長、教育長、消防団長等に招集をいたします。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

1 番 川村成二君。

○1 番（川村成二君）

市長にお伺いしたいんですが、夜間・休日等の場合、市長はどのようにしてその緊急性を判断して動員指示を発信するのか。また、その発信をした後、本部員全員が何分、どの程度で防災センターに参集するのか。それは想定されていますか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

対策本部の連絡系統は、マニュアルでこういう災害の場合はこういう対応をするということが書いてあります。

マニュアルには、何分以内にどこの配備につくとか、そういうことは書いてありません。ですから、それは訓練等でやっていくべきかなと思います。

○議長（小座野定信君）

1 番 川村成二君。

○1 番（川村成二君）

私が聞いているのは、夜間・休日、市長が自宅なり外出先にいたときにどのようにその緊急性を判断して指示を出すのかということと、逆に何分で集まることを理想としているのか。1時間が理想なのか、半日でいいのか。何のための緊急連絡なのかということですよ。そういうことの認識がやっぱり必要ではないのかなということでお聞きしています。ぜひ答弁をお願いします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

災害のケースというか具体によって、その集合に要する時間はもちろん違うと思います。ですから、マニュアルにはその部分を書いてないということだと思います。

ただ、夜間だろうと昼間だろうとどこにしようと、今は携帯電話等もございますので、携帯電話の連絡網等もきちんと整備がされておりますので、そういったものを使って、だれがどこにいても連絡取り合おうと。仮に連絡がとれない場合でも、二重、三重にネットになっていますので、万全を期して対応していきたいと思います。

○議長（小座野定信君）

1 番 川村成二君。

○1 番（川村成二君）

今のお話を聞いている限りでは、何らシミュレーションされていないのかなと。例えば集まらなければいけない本部員、例えばどこかの部長さんですね、その人がどうしても行けないという場合には代理にだれかが行く。そういう体制は当然必要でしょうし、そういう方たちがやっぱり

早く集まるのが理想なんです。車で来れない場合もあるでしょうし、道路が寸断されて、そうしたら歩いて来れる人間は何人いるのか。そういうやっぱりきめ細かな防災に対する考えというのは必要なのではないかなと思います。

東日本大震災を経験したわけですから、十分な体制となるようにぜひ努めていただきたいと思います。

それから、あと一つ、1点目4番で、本部長が防災センターにいる間、各施設、今、分断されているわけですが、統括責任者についてはだれが行うということは決まっているのでしょうか。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

各施設には施設管理者がおります。その施設管理者がその今言われた統括の責任者になるというふうに考えています。

以上です。

○議長（小座野定信君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

施設管理者というのはその本部員ではないんですか。本部員が要は防災センターに集合して対策をしていけば施設管理者はいなくなるのではなくて、ちゃんとしたその場合でも施設管理者が各施設にいるという認識でよろしいのでしょうか。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

先ほど申しましたように、本部に本部員が参集されますので、そのかわりの各施設の管理者にかわる者がその施設を統括するというふうに考えております。

以上です。

○議長（小座野定信君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

1点目5番で、危機管理としてどのように組織を統制して動かすのかという部分で、市職員の初動マニュアルの見直しを実施したいというふうに市長は言われたんですが、初動マニュアル、平成19年4月のままではないのでしょうか。1年3カ月経過しているのに、このマニュアルさえ見直されていないんですね。本当にこういう対応が遅いことで職員は同じ意思で同じように動けるのでしょうか。こういう体質を早急にやっぱり改善する必要があると。そのためにも初動マニュアルは見直しを早急にすべきだという気がするんですが、市長はなぜこれ見直しをさせていないのか。そういった点を市長はどのように考えているのかお伺いします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

現在のマニュアルがまだ生きています。この後の計画の新たな作成、5年ぶりの作成になるわけですが、来年の年度末までには新たな第2次の防災計画を策定してまいりたいと。その中でマニュアルも見直すべきところがあれば見直しをかけていきたいと。

ただ、今のところこのマニュアルで特段問題が出ているわけではありませんので、現に3・11の震災の後の何回か震度5程度のものもあったわけですが、そういう際にはこのマニュアルに従って動いております。

○議長（小座野定信君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

市長が特段問題が出ていない、じゃ、この初動マニュアルに対して何が今回の震災では当てはまらなかったという協議はされたんでしょうか。実際に問題がなかったという協議をされた上で今市長が発言されたのかお伺いします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

全然今度の3・11の災害できちんと整然とマニュアルどおりに物事が進んだということはなかったと思っております。ですから、それを3・11があったからといって、まだ混乱の中で大急ぎで見直すというものではないと。今、見直さなくても十分機能するマニュアルですから、それをきっちりと再確認をして、とりあえず今のマニュアルを再確認して、それでその徹底を図ると。その上で新たな対応をしていく必要があるのではないかと、そういうふうに考えます。

災害は、3・11のいわゆる大震災というのは経験したわけですが、まだまだ我々の前にはもう本当に考えられないような災害が今後は起こり得る可能性があると思うんですね。いろんな震災がすべてじゃないわけですから、まだまだいろんな災害が、特にこの21世紀というのはそういうことが予想されます。きのうもテレビでやっていたけれども、富士山が噴火する可能性だってあるわけですから、上から火山灰が降ってくるということあるわけですから、地震が来た、マニュアル見直せ、噴火が来た、マニュアル見直せ、そのたびにマニュアルを見直していたらきりがありません。今のマニュアルは別にそれほど不完全なものではありませんから、十分機能できるものですから、それをまずは徹底して十分あらゆる災害に備えると。

あらゆる災害に備えるという意味で、想定し得るテロ、あるいは、例えばこういうことを言う人もいます。今度ちょっと大きい震災来たらば、この前程度の震災でも国交省は懸念したというんですが、霞ヶ浦と海がつながっちゃうような可能性もあると。そうすると幾ら霞ヶ浦の水を千代田へ流すことを考えていたって、霞ヶ浦が塩分濃度上がっちゃったらどうにもならないわけです。これはあそこの逆水門はひっくり返っちゃう可能性があると言われていています。この前の程度の震災、あるいはもうちょっと、この前の震災だってもう津波が上まで来たわけですから。津波だけじゃなくて震災自体で水門危ないと言われてますね。40年たちますから。だから、霞ヶ浦が塩水化するということがあって想定の中に入れる必要があると。

あるいは、北朝鮮がテロ攻撃で東海原発ねらう可能性だってあるわけですから、あらゆること

を想定して考える必要があるというのが21世紀の災害対策だと私は認識をしております。

○議長（小座野定信君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

21世紀全体を見据えての災害対策を織り込めということを私は言っているのではなくて、身近な問題として初動マニュアル、これは改定すべきときは実際に経験したときに改定するのが一番なんです。その改定を積み重ねていく上で非常に価値あるものになっていくわけですよ。それをやらないでいいというふうに答弁される市長、ほかにいないんじゃないのかなと思うんですね。

簡単なことですよ。そんな何ページもないことですよ。これを見直して、今回問題があった、体制が変わったわけですよ、行政の体制も変わっているわけでしょう。そういうところで見直していくことぐらいは何ら問題ないわけですので、ぜひ見直していただきたいというのが私のお願いであって、それから、あと1点、事例申し上げたいんですが、日立市で防災ハンドブックを配布したというのはご存じでしょうか。総務部長にお伺いします。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

認識しておりません。

○議長（小座野定信君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

5月2日の新聞で公表されたんですけれども、防災ハンドブックを市職員用に改訂して2,800人の職員に配ったということで、サンプルを入手してきました。こういうポケット版のハンドブックです。

ちょっと字が小さいので見づらい部分があるかもしれませんが、1つは職員の初動体制、それから2番目に市の防災体制、3番目に防災の基礎知識という資料まで含めて1冊の本としてのハンドブックですね、これを職員全員に配布しております。当然この中には放射線関係の問題とかそういった直近の問題となった部分を全部織り込んでおります。非常にその内容が深い。我が国における過去の地震・津波の発生の状況だとか、そういったものが全部入っております。これで職員に対して共通認識を持たせるということで、日立市は職員に配布して意識の統一を図っているわけですね。

ここまでやれとは言わないですけれども、やっぱりこういうことをやるのが、まず先にやるのが行政じゃないのかなと。ぜひこれを参考にして、我が市の対応がおくれていると、やらなければいけないんだという認識を持っていただきたい。総務部長、いかがでしょうか。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

今の川村議員の日立市の事例を今お話しされたので、その防災ハンドブック、参考にして検討、協議させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（小座野定信君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

あとちょっと、これも小さな話題ではあるんですけども、このかすみがうら市避難場所マップ、これが新聞の折り込みで6月3日の日曜日に入っていたのをご存じでしょうか。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

ちょっと気がつきませんでした。まことに申しわけございません。

○議長（小座野定信君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

これ、よくよく見ると朝日の販売店の文字があるので、これは朝日系列だけ、私たまたま朝日新聞とっていたので入っていたんですね。これゼンリンが出しているんですね。ゼンリンのつくば営業所が発行していますので、電話かけて聞いてみたら、ゼンリンの考えで、あと朝日新聞の販売店さんの協力をもって発行したと。そうするとやっぱり毎日、読売はどうするんですかと、いや、そこはまだ入れていませんということなんですよ。

こういうものをぼっともらうだけでも非常に参考になるんですね。これで非常に私はいいなと思って、ふとかすみがうら市はどうなのかな、かすみがうら市のホームページ出して見たんです。これホームページ印刷したのもですね。そう変わらないんですけども、やはりこっちのほうが見やすい。

これ見てまた気がついたのは、こちらのものとこちらのもの、違うんですよ。例えばかすみがうら市ホームページに載っているもの、志筑小学校が避難所になっているんですが、前の学校のままなんですよ、場所が。それから、避難場所、こちらかすみがうら市は20カ所なんですけど、このゼンリンが出されたものは19カ所なんです。ということは、志筑小学校が新しくなったら、やっぱりこういうものも関連してくるわけですね。そういうこともされていない。関係する書類を見直しされていないというのがこれでもわかるわけですよ。

ですので、ぜひもう一度、洗いざらい防災に向けて何が問題になっているのか整理していただいて、見直しをしていただきたいということをお願いしたいんですが、総務部長、いかがでしょうか。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

大変貴重なご意見をありがとうございます。川村議員のご提言を参考にしながら見直しを図っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小座野定信君）

1 番 川村成二君。

○1 番（川村成二君）

余りこればかりやっていると時間がなくなりますので、2 点目の震災復興事業計画についてお伺いしたいんですが、要は市民の意向は聞いていないという答弁がされていたわけですが、復旧だけであればそれはやむなしなんですが、復興事業計画という名のもとにつくられたものであれば、それはちょっと違うのではないかなと。

復興という言葉は私調べてみました。復興とは、以前にも増してより安全で人々が豊かに生活できるよう考え、新たにつくり直したり、より機能の向上を図るために行われるものと考えられますというふうに復興という言葉はつくられているわけですね。そうしたことからすると、市民が関係する部分が多くある復興事業ですから、市民の意見反映はすべきではないかなというふうに考えられますが、いかがでしょうか。

○議長（小座野定信君）

市長公室長 川尻芳弘君。

○市長公室長（川尻芳弘君）

先ほど1 回目の答弁でも申し上げましたとおり、震災復興事業計画につきましては財源の確保を目的に作成いたしました。したがって、作成したのは平成23年12月から庁内で会議を開いて作成いたしました。

具体的に言いますと、財源の確保の中で東日本大震災復興まちづくり基金とかそういった事業の財源を充てるに当たって作成したものでございます。したがって、さっき申しましたように23年12月から事業計画をつくり始めた段階で、既に3月11日から日にちが過ぎてございます。既にその当時壊れたものについて直して済んでいるものもございます。そちらにつきましては復旧というふうに考えました。それから、今後もしかしたら新たに来る震災、災害等にも備えるものもこの事業計画の中には入れてございます。そういったもの等も含めて、気持ちを若干入れまして復興計画というふうにつくらせていただきました。

以上です。

○議長（小座野定信君）

1 番 川村成二君。

○1 番（川村成二君）

気持ちを入れたのはわかるんですけども、やっぱり行政だけの気持ちではなくて民意の気持ちも入れていただきたい。

それから、その復興事業計画の中で何点かお伺いしたいんですが、1 点目、防災無線の導入、情報伝達の再構築だとか防災無線の整備等ありました。午前中にも答弁されて今後の計画はわかったんですが、現在どのような状況になっているかお聞かせください。

○議長（小座野定信君）

市長公室長 川尻芳弘君。

○市長公室長（川尻芳弘君）

情報伝達体制の再構築につきましては、こちらの震災復興事業計画の中で2 点ほど挙げさせていただいております。1 つは先ほど川村議員からありました防災無線の関係でございます。もう

一つは無線LANの関係でございます。

無線LANにつきましては、無線LAN機器をお持ちの方しか利用できませんが、無線LAN機器をお持ちの市民の方には停電時にも市から情報を知ることが可能であります。

防災無線につきましては、東日本大震災時に旧霞ヶ浦地区にしか設置されておりませんでしたので、旧千代田地区の市民の方々には先ほど総務部長のほうから話がありましたとおり公用車での走行連絡であり、その当時、私は都市整備課でございましたけれども、私、旧千代田の住民です。近隣の方々の意見を聞きますと、走行連絡でありましたので、ぱっと行ってしまって聞こえなかったとか聞きづらかったとか、そういった苦情が市民の方々から相当ありました。それらの苦情が改善できるものと考えております。

それから、その当時、災害弱者等、それだけではクリアはできないというふうに考えております。特に災害弱者の方、ひとり住まいの方、障害者の方、それらの方につきましては、何回か保健福祉部長のほうからありました本年度策定されます計画書の中で、災害弱者の方に対して現在は民生委員の方が中心となって調査等をいたしておりますけれども、それだけじゃなくてもっと違った、私たち秘書広聴課でやっている協働のまちづくりになってくるのかなというふうに考えるんですけども、要はみんな市民の方々が少しでもそういった方々に気を使うような心遣いなのか、そういったものを意識づけることによって災害弱者の方なんかは助かるのかなというふうに報道等で記憶しております。そういったものも、今後の計画書の中、防災計画、保健福祉部の計画書の中で当然検討されていくものというふうに考えております。

○議長（小座野定信君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

今現在、各区長宅に防災の無線機ですか、受信機ですか、そういうのが配布されていると思うんですが、その実態についてどのように配置されているのか。これは千代田地区だけですか。お聞かせください。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

川村議員がおっしゃったのは戸別受信機だと考えるんですが、旧千代田地区へ30カ所ほど設置しております。

以上です。

○議長（小座野定信君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

これは区長宅ということで考えてよろしいのでしょうか。もしそうした場合、区長といってもその区長が管轄する範囲、数世帯のものもあれば数百世帯もあります。それを受信した区長はどういう動きを地域にしていくのか。もうそういう受信機を渡したわけですから、そういった何かルール決めなんかはされたものが書類として残っているのでしょうか。お聞かせください。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

戸別受信機なんですが、区長宅は雪入と上佐谷、東野寺の4つの区で、それ以外は各小学校と公民館等でございまして、その区長の今言われたマニュアルというんですか、それはちょっと自分把握してございませぬ。

以上です。

○議長（小座野定信君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

この戸別受信機は、やはり旧千代田地区で連絡体制をとるのに必要だということで考えられたと思うんですが、今言われた30カ所の体制で千代田地区全体への連絡がとれる、そういうことでもう決定した30台なのか。何かちょっと一般市民に目が向いていないような気がするんですね。

要はそういうことが一つと、その復興事業計画として防災無線整備、情報連絡再構築うたっているのであれば、例えばこういう事業は復興として前倒ししてやっていく。当初計画したまま進んでいくということではないと思うんですね。そういう前倒しの考えはこの事業計画をつくる上でなかったのかお伺いします。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

前倒しの計画があったかどうかというのは、自分もちょっと把握してございませぬが、今回戸別受信機以外に24年度、25年度、26年の3カ年で千代田地区の屋外子局107基を設置しますので、それでこの戸別受信機と、さらにはその屋外の子局である程度カバーできるんじゃないかと考えております。

以上です。

○議長（小座野定信君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

千代田地区は3年も待てないですよ、というのが聞こえてくると思うんですよ。そういった意味で、復興事業計画とうたうのであれば2年でやるとか、そういう姿勢を見せてほしいというのと、やっぱり市街地ではこの拡声機は逆に評判悪い、うるさいという声もちょっとあるんですよ。そういうことを全く無視してぼんとやるのか、そういうことはどうするのかという問題あると思うんですけれども、やっぱりやりたいんだと、やるという姿勢をやっぱり復興事業ですから、情報伝達が一番問題あったわけですよ。ですので、やはりそういうことを考えていただきたいと思うんですが、総務部長いかがでしょうか。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

23年度の21カ所につきましては、大部分市有地でございます。25年度、26年度に43、43と設置

するんですが、これは市の土地以外に民有地等もあるので、その承諾を得られないと設置できないというふうに考えております。ですから、市民の方に理解を求めまして、25、26年で残りの86基を設置するというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

年度内での前倒しというのも前倒しですので、そういった前向きな検討をぜひやっていただきたいと思います。

それから、あと1点、避難道路等の確保事業という中に神立停車場線というのが織り込まれているんですよ。これは内容を見ると測量ということだけが書いているんですね。復興事業計画と、確かに避難通路としての確保という部分では重要です。それを挙げるのであれば、神立停車場線をどうするか全体計画が見えるように、点線でもいいからこうやりたいんだと、意思表示がないんですよ。これ本当に復興事業計画とあわせてやることで項目として入れたんでしょうか。お伺いします。

○議長（小座野定信君）

市長公室長 川尻芳弘君。

○市長公室長（川尻芳弘君）

神立停車場線につきましては、昭和38年に都市計画決定がされて以来、まだ一部整備がされただけで開通がされていないのは認識しております。

神立停車場線が整備されることによって相当の費用もかかりますが、相当の効果もあるものと期待しております。したがって、一刻も早く神立停車場線が整備されることは本市にとっていいことかなというふうに個人的には理解しております。

この中で、川村議員が言うように都市計画道路神立停車場線測量業務委託、24年度というふうになってございますけれども、先ほどもちょっと説明いたしましたけれども、基金の5,500万円という基金の活用方について、財源がこの事業に充てて、年度が明確となったものについて単年度で記してあります。したがって、先ほどから言っている都市計画道路、神立停車場線測量業務委託につきましては平成24年度で基金事業としてやるものとして特出ししてございます。その上の神立駅周辺の整備というところで一部神立停車場線が入ってきます。

それから、その上の市道整備というようなことで毎年度行われるものについて、神立停車場線も含めているつもりではございますけれども、測量業務だけ飛び出したのは先ほど来言っているように平成24年度に基金事業として明確となっておりますので、その部分だけ特記して記した内容でございます。

以上です。

○議長（小座野定信君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

復興事業としては、そのお金のめどが立ったものだけ載せているということからすると、復興

事業計画という、計画という項目の考えでは幾らでも整理できるわけですよね。そういうことからしたら、私も最初言ったように市民の声を入れてどういう項目が復興事業として必要なのか、それが財源として確保できたものがこれなんだという、そういう形でやれば、よりわかりやすい事業計画になるのかなと思いますので、今後計画の見直し等、わかりやすい事業計画の策定に期待したいと思います。

続いて、2点目5番、防災訓練、防災教育についてお伺いします。

先ほども40万4000円で何ができるんだと。答弁でいろいろなことをやりたい、市民との連携、いろいろなことをやりたいということをおっしゃいました。40万4000円で本当にできるんですか。それとも財源見直すつもりがあって、いや、もっと手広くやりたいんだという意気込みはここで発言できるのでしょうか。お伺いします。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

22年度から24年度までを比較していきますと議員さんが指摘したように120万円から40万円というように訓練の費用が縮小されておりますが、その120万円の訓練内容といたしましては、自衛隊、日本赤十字、東京電力などの対外的機関との相互協力で行ってまいりました。23年度からは内部の初動訓練を主な内容として予算を計上しております。23年度につきましては震災の影響で実施はしておりません。24年度の当初予算につきましてはそういう23年度と同額の当初で組んでおりますが、今回の防災計画で訓練内容を見直すこととなりますので、財政課と協議をいたしまして、増額が必要であれば増額をしたいというふうに総務部のほうでは考えております。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

増額の検討をする意思があるということですので、それについては各学校、教育機関のどういう、逆に相手のほうからどういう訓練をしたいという情報も集めていただいて、やはりみんなで訓練するということが必要だと思いますので、そういう意見徴収もお願いしたいと思います。

続いて、電力関係ですね、6月1日に市長が記者発表したと思うんですが、当市も電力購入先を東電からPPS、特定規模電気事業者に変更するという発表がありました。ところが震災復興事業計画だとか今まで何もそういう話がなかった。それでいきなり出てきた。これはいきなり出てきた話なのか、どういう経緯でこのPPSに変更するということになったのかお聞かせください。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

このPPSにつきましては、いわゆる防災、災害対策とは関係ありませんで、単に安いところから電気を買うというだけのことでありまして、実はPPSについては早い段階では、いわゆる聞いたんですが、もうどこも供給先がなかったわけでありまして、あきらめておったんですが、4

月ごろになってからですか、担当、事務方のほうから話がありまして、いろいろあちこち探しておいたら、1カ所だけ余力があるというところが見つかったという情報があったんです。その後、結果的には1カ所だけじゃなくて何か所か余力が出てきたみたいなんです。

というのは、電力が急速に自由化していますから電力市場ができています。電力市場で調達した業者が、要するに電気の売り手がふえてきたということなんです。PPSがその電気を買って供給をするということで、そういう余力を持ったPPSが何か所か、複数出てきたわけです。

その一番手はつくばみらい市だったんですが、つくばみらい市は昨年のうちにPPS1カ所を押さえてあったんです。当初はつくばみらい市だけしかPPSを使うところなかったんですが、その後、私どもが、かすみがうら市がPPSと契約をしまして、その後相次いで、もうどんどんほかの市町村もPPSに今切りかえています。それはPPSが余力ができてきたということです。これは復興計画とは全然関係ありません。

ただ、今、いわゆる東海原発は絶対とめなくちゃならないというのは私の主張ですが、そういういわゆる原発、これほど高い電源はないわけでありますから、原発を一刻も早くやめるというニーズの中で、いわゆる太陽光への切りかえであるとか、自然エネルギーへの切りかえであるとか、電気を安く調達するという、あるいは節電対策をどう取り組んでいくか、できるだけ節電すると、そういうのは今やもう一刻の猶予もないと、そういうふうに私は認識をしております、こういうことについてはもう積極的に取り組めということで事務方に指示しております。

PPSの採用についても、今回の契約に至った経過についても相当無理がありました。いわゆる今まで電気というのは東電のだれもが独占市場だと思っていたんです。法的にはもう変わっておったんですが、ほとんどの人は電気というのは東電から買うのが当たり前だと思っているわけ。東電から買っていけば心配ないと思っていたんですが、それが完全に今度覆ったわけですね。

ですから、その一番いい例が、東電から電気買うのに指名願出ていないんです、東電は。指名願出ていないところから買っているんです。PPSから買おうとしたら、PPS指名願出ていないからだめだというんです。じゃ、東電どうなるのといったら、東電も出ていないです。その程度のお粗末さだったんですが、結局もうそんなこと言っていられないという、私もそう判断して、もうトップダウンでやったんですが、各ほかの市町村も多分それでやったんだと思います。まともに指名願とってやっていたら間に合わないんです。でも、今、現実的につくばも阿見もどんどんやっていますね。これは従来のルールにのっとらない方法でやっているんだと思います。そういうことでPPSとの契約ができた。

そのことによって、予想ではありますが、680万円程度、年間で電気料が浮くという計算、あくまでも計算上の問題ではありますが、さらには節電をしてもっと浮かせていく必要があると、こういうふうに考えております。

#### ○議長（小座野定信君）

1番 川村成二君。

#### ○1番（川村成二君）

東電からPPSへの切りかえは災害対策ではないと言い切れるのはすごい判断ですね。原発問題が起きて、東電の問題があって、電力供給の問題があるからPPSに切りかえていく。安くなるから切りかえるのであれば、もうとっくの昔にみんなやっているわけですよ。ですので、これ

はやっぱり災害対策なんですよ。であれば、災害対策として何をすべきか。電気を安く購入する、やっぱりそういうことは対策ではないのかな。

そして、PPSについては、やはりインターネットで調べる限りまだまだ大変な状況あります。みんながみんな今PPSになっているので、本当に供給できるのか。県でも入札をしたら不調になっているわけですね。ましてやかすみがうら市は入札指名はないので市長判断でやられたんでしょうけれども、680万円の効果が出ているということは財源としては大きいんですよ。それを入札なしにやるということは、何社かと協議した結果1社に決まったんでしょうか。それとも1社固定での契約なんでしょうか。

新聞によると、今、何か調整中ですので事業者の名前は言えないということみたいですが、その複数社の中から1社に絞ったんでしょうか。市長にお伺いします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

PPSの切りかえが災害対策であるか、災害対策でないかというのは、災害があつて、原発の災害を防ぐためにどうこうという、その関係で災害対策というのであれば、もしかしたら災害対策に入るか、それはわからないんですが、それはどっちでもいいと思います。いずれにしても安いところから買うのが当たり前の話で、それは川村議員のとりようでいいと思うんですね。いずれにしても安いところから買ったと。

PPSが複数だったかどうかについては、ちょっと私も細かいことはわかりませんが、エネットという会社とそれからロジテックという会社がありまして、最初はエネットが見つかったんですね。その後ロジテックが見つかりまして、うちのほうはロジテックのほうに提示が安かったみたいです。それでロジテックから買ったと。見積もり合わせみたいな形でやったんですね。

土浦なんかはロジテックとエネットと両方から買っていると。何かけさあたりの新聞だと阿見はエネットから買っているとかという話です。今のところエネットとロジテックしか、PPSで県内の自治体への供給はこの2社が多いようであります。

○議長（小座野定信君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

あと1点、電力に関しまして、ことしは節電に対してはかすみがうら市はどのように取り組んでいくのかお伺いします。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

5月からのクールビズ、さらには10%の削減目標を立てまして全庁的に対応をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小座野定信君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

10%をやるということであれば、そういうことを市長、記者会見でかすみがうら市はやるんだと発表したらどうですか。

これは6月8日の茨城新聞ですけれども、「茨城町 緑のカーテンづくり、省エネ、役場が率先」、非常にイメージいいですね。役場はやるんだと。こういうことをぜひかすみがうら市としてもPRしていただきたいと思います。

それでは、ちょっと時間も押していますので、3点目の放射線対策についてお伺いします。

放射線対策について、土浦市との比較を聞いたところ、認識している答弁でした。でも、やっぱり総じて言えるのは、お題目は同じであっても中身が違う。そこを今、市民はいろいろお願いしているわけですね。

同じ看板を掲げても、お客が満足するものでなければ、その看板の価値は下がってしまうわけです。ですので、放射線対策、こういったものは積極的に内容の充実を進めていただきたい。そこまで今実際やっていないわけですね。

市長にお伺いしたいんですが、放射線対策について、細部にわたって積極的にやらない、それについて何かデメリットがあるんでしょうか、当市は。市長はどのようにお考えなのか。やってもいいのか。職員に対してやれと言っているのか、やるなど言っているのか、そこを市長のお考えをお聞かせいただけませんか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

放射線対策はやれと言っています。実際除染マニュアル等を出して積極的に進めているところでございます。

それから、さっきの節電目標の話ですが、節電目標はもちろん事務所ごとに立てて、今年度はまだ具体的にはやっていませんが、去年は施設ごとに節電目標を立てまして実施をいたしました。そういう経過がございます。今年度ももちろんやる予定でおります。

○議長（小座野定信君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

何らデメリットがない、特にないという、言われなかったのではないという理解なんです。放射能対策はやってもいいんだという話でしたので、放射能汚染から子どもを守ろう@かすみがうらの団体から以前請願出しまして、市から回答がありました。それについて進捗状況をお聞かせください。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

暫時休憩よろしいですか。

○議長（小座野定信君）

執行部要望により暫時休憩とします。

休 憩 午後 2時46分

再 開 午後 2時54分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして会議を開きます。

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

川村議員さんの子どもたちを放射線から守る対策を求める請願にかかわる報告書について、前の解答書等の進捗状況でございますが、まず、除染の関係でございますが、除染につきましてはそこで出た除染土につきましてはその敷地内で処理していただくというのを基本に考えております。国の基準の0.23マイクロシーベルト以上出たところの施設については施設で対応をお願いしている現状でございます。

また、学校、保育所の給食にかかわる放射性物質をできるかぎりゼロに近いということでございますが、4月、食品中の物質の新たな基準値が今年4月1日から変わりました。新基準値が設けられました。一般食品が100でございます。それで牛乳が50でございます。ですから、学校給食、保育所等については50ベクレルを基準値と設定しております。

さらには、内部被曝の問題でございますが、県の3月の定例会の委員会において、県でも内部被曝については実施しないという見解を出しましたので、当市においても内部被曝につきましては国、県の動向を見きわめて対応するというところでございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

内部被曝についてですけれども、先月議員有志で行いました市民懇談会の場で、やはり内部被曝を心配する親御さんから健康診断の要望がありました。そのときに市の職員で検討するというふうな答弁があったんですよ。ですから、今の総務部長の答弁だと県の動向を見てということで検討をする意思はないような気もするんですが、皆さんその場に出られたわけですので、どのような検討をしようとしているのかお聞かせください。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

今回の結果でございますが、放射能対策本部の中で検討をいただきまして、その中で各本部委員からの意見で、福島県における健康調査の結果や専門家からの意見を踏まえても現時点では県で実施しないという方向づけがされたものですから、当市においても今回その対策本部会議において県の動向等を注視しながら対応をするということで決定をいたしました。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

そういう方向であるということは新聞紙上にも出ていますので理解できるわけですが、そうしますと子を持つ親がどのようにして、じゃ安心を得るかということを考えると、やはり放射能を浴びた食品を体内に入れないということですね。そうなってくると、一つはやっぱり給食の検査、そこで事前にせきとめるということなわけですよ。そうなってくると、やっぱり給食の検査というのが重要視されるんですよ。

当市は、食後の検査で、それも測定器1台で、全部で22カ所給食事業をやっているわけですね。保育所は7カ所ですが、食前、同じ材料を使うということでやっているわけですが、小中学校は個別なわけですね。それからすると、私思うのは、この全給食事業やっているところすべてに測定器1台配備すればいいんじゃないですか。費用は東電に請求する。そこまでの腹づもりあってもいいんじゃないのかなと。1台で済むという判断自体やはりおかしいというのは前回も私申し上げました。どうですか、全部1台配備してはどうですか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

基本的に市場に出回っている農産物は基準をクリアしているわけです、基本的に。私も生産者の1人ですが、基本的に市場に出回っているものはクリアしているわけです。その市場から買ってくるものですから、それを給食場で例えば加工しても、それは基本的には基準値を上回るということは科学的にあり得ないわけですね。あり得ないんですが、その万々全を期して週に1回であるとかローテーションでやっているわけです。これが今後、機械が今から3台になってきますが、最終的には3台になります。消費者庁から1台、あと市の予算で1台買いますから3台になります。3台になればローテーションはもっと早く回ると思いますが、その早くできる体制に機械がふえればもう少しローテーションを細かくしてやることはやぶさかではありませんが、その市場に出ているものをそれほど疑ってかかるということは私はいかがなものかなと、こういうふうに思いますので、今のところ各保育所単位で1台買うなんていうことは全く想定しておりません。

○議長（小座野定信君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

万が一の場合に備えて我々も要望しているわけですね。ですので、やはり食後よりも食前、食べるのは大丈夫かという形ではかっただきたいというのが市民からの要望でもありますし、私としてもそれが筋だろうなというふうに考えておりますので、今後機会があれば、東電にお金を払わせないようなことを考えるのではなくてどんどんやって請求する、それでいいんじゃないかなと思います。

それでは、給食の安全性について、さらに市民から要望出ている部分では、産地の表示、それから不検出判定をした場合の下限値、これを表示してほしいという要望があるんですね。これもデータとしてはあるわけですから、そのデータを公表するだけで済むわけですよ。ですので、それについては考えていただきたいと、これはもう要望しておきます。

それから、わかりやすい放射線の解説本を求めたことに対して、広報紙で周知しているという話がありました。私、調べたんですけども、余り周知しているように思えないんですよ。広報紙でどのように周知したんでしょうか。お聞かせください。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

広報紙等において何回か放射能につきましては広報しているというふうに考えております。

内容的には、ちょっと今手元にその広報紙がございませんので答えられませんので、大変申しわけありません。

○議長（小座野定信君）

1 番 川村成二君。

○1 番（川村成二君）

私、昨年の4月号からことしの5月号まで調べさせていただきました。放射線の測定濃度の表示以外、広報として載っていたのは、「放射線の除染」、そして「よくある質問」、「放射線の訪問測定を始めます」、これぐらいしかないんですよ。何をもちて広報紙で広報していると言えるのでしょうかね。十分それを注視して整理していただいて、広報紙で周知を図っていると言わなければならないと具体的に答えるのが本来の筋ではないですかね。

それから、広報紙、みんな保管しているんですかね。毎月毎月保管していますか。いつでもすぐ見れる体制にしているんですかね。やっぱりそれだけの本のほうがいいような気がします。

それから、先週の佐藤議員の質問に対して、除染土の処理の仕方が理解されていない部分がありました。これ、前回も申し上げましたが、土浦市の広報紙、これの中に具体的に土による遮へい例とコンクリートによる遮へい例、これ個人で行えるやつですね。これちゃんと写真で出ているんですよ。こういうのがあれば、佐藤議員が話した対応にはならなかったんじゃないのかな。そういうことからすると、やはりこういうのって非常に便利なんですよ。

そういうことを理解していただいて、放射線対策に対して市長は積極的に取り組むことはやぶさかでないというふうな発言をしたというふうに私は理解しているので、こういう簡単なマニュアルですよ、これはぜひつくっていただきたいと考えますが、総務部長、いかがでしょうか。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

内部で協議しまして検討いたします。

以上です。

○議長（小座野定信君）

1 番 川村成二君。

○1 番（川村成二君）

ぜひお願いします。

それから、都市公園に測定結果を公表したという話がありました。この都市公園というのはかすみがうら市のホームページで見える限り、大塚ファミリー公園、逆西第一児童公園、稲吉ふれあ

い公園、桜塚公園、この認識でよろしいのでしょうか。

○議長（小座野定信君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

はい、そのほか都市整備課が管理する公園といたしまして、第2常陸野公園、フルーツ公園通り、大塚自然の森公園が含まれております。

○議長（小座野定信君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

私、きのうその公園回ってみたんですよ。後から言われたその他の公園はちょっと回っていないんですが、大塚ファミリー公園、逆西第一児童公園、稲吉ふれあい公園回ったんですが、測定結果公表されていたのは稲吉ふれあい公園だけなんですよ。それも数字はあるんですが、1メートルなのか1メートルじゃないのか、50センチなのかわからない。

公園に表示してくださいというのは子どもの多く遊ぶ場所なのでやってくださいという意味合いなんですね。やっぱりそれを拡大解釈していただいて、子どもが集まる場所、都市公園、そういうところではなくて、例えばわかぐり運動公園とかいろんな公園ありますよね、運動場みたいなところ。そういうものを含めて公表したらどうですか。そういう応用をぜひ考えていただきたいんですが、実際に結果を掲示しているものは、土木部長は確認しているのでしょうか。

○議長（小座野定信君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

大変申しわけございませんが、私確認してはございません。

また、表示してある数字につきましては子どもですから50センチのところの放射能の濃度を測定しております。

○議長（小座野定信君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

ぜひ実態を踏まえて、せっかくやるんですから意味あるものにしていただきたいと思います。

続きまして、4点目、千代田庁舎の災害復興についてですけれども、これも最初に申し上げましたが、単なる原状回復だということで市長は答弁されております。

そこで、これは財源についてお伺いしたいんですが、今回の財源としては合計約4億4000万円ということですが、これがもし耐震診断が結果出た後すぐ、補修するのか建てかえるのか別にして、早期に計画が決まっていれば、この財源については補助金の確約というのは別にできたんでしょうか。

今回の財源の話では、補助金については検討するというふうな答弁ですよね。あるのかなのか、まだ確定していないので。そういったところではいかがなんでしょうか。早くやれば、要は当市の負担は安くできたのかどうかですね。

○議長（小座野定信君）

市長公室長 川尻芳弘君。

○市長公室長（川尻芳弘君）

庁舎の整備方針がもっと決まるのが早ければ補助金があったのかというようなことだと思うんですけども、補助金につきましては、庁舎整備につきましては一般事務になりますので、補助金というものがなかなか難しい状態です。したがって、先ほど総務部長からありましたとおり起債と基金を現在のところは考えております。

起債につきましては耐震化については全国防災事業としての緊急防災・減災事業債を活用しております。こちらにつきましては合併特例債よりも率がいい起債でございまして、起債充当率が100%で、交付税の元利償還金分が70%措置されるものです。こちらが現在約3億1000万円ほど起債を考えておまして、基金につきましては東日本大震災復興まちづくり基金1億2950万円を考えております。

なお、補助金につきましては、先ほど総務部長からありましたように現在のところ補助金は難しいのでありますけれども、まだ事業をするまでに時間がありますので、該当するような補助があったときにはいつも補助は念頭に入れて検討していきたいというふうに考えております。

○議長（小座野定信君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

庁舎の災害復興については、約4億円という財源を投資するわけですから、単なる原状回復ではなくてプラスアルファ的な要素も盛り込んでいってはどうですかね。市民を交えた庁舎等検討会議、2回やっているわけですけども、そこではそのA、B、Cどれを選ぶんだということだけですよ。会議で幾つか意見は出ていますが、結局それで終わっているわけですね。もう少し財源投資することに対して、より価値あるものにするためにできるものは何か、そういったことは今後検討していく考えはないんでしょうか。

○議長（小座野定信君）

市長公室長 川尻芳弘君。

○市長公室長（川尻芳弘君）

私も2回ほど庁舎検討委員会のほうに出させてもらいました。その中で、委員さんの方々から、単なる復旧じゃなくて、細かいことをちょっと忘れてしまったんですけども、LED化とか、あとトイレの問題とか床の問題とか出されたと思います。その際、検査管財課のほうともお話ししたんですけども、その段階で既に入っているものもございました。

それから、その後全員協議会の中でも話し合ったと思うんですけども、ある程度その設計が終わった段階で議員さんともお話を進めていきたいというふうな話でございました。

単純に全部その言われたものをやるかというんじゃないかと、取捨選択があるかとは思いますが、単なる復旧じゃなくて、ある程度プラスアルファも入っているというふうに私は認識しております。

以上です。

○議長（小座野定信君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

こういう財源を投資するときこそ、やはり市長の考えを織り込んだものも、取り込んだものにするのも一つの方策だと思いますので、ぜひプラスアルファを十分検討していただきたいと思います。

それから、5点目の繰越金の見込みについて、先ほど報告がありましたように実質収支額の予測額は約7億8000万円と。3月の議会に提示された実質収支額は3億5000万円でした。2倍以上も差がある、大幅に食い違った理由は何かお伺いします。

○議長（小座野定信君）

市長公室長 川尻芳弘君。

○市長公室長（川尻芳弘君）

3月29日にご説明いたしました一般会計の実質収支額が大きく増額となった主な理由につきまして説明させていただきます。

平成23年度は不用額となる額について3月の補正予算で減額を行いましたので、歳出予算の執行率について通常ですと9割前後で推移しております。23年度につきましては3月の不用額となるものについて執行率を95%というふうに仮定いたしまして執行率を見直しました。

その関係で、3月29日のときの資料では、歳出総額が168億円と見込んでおりましたが、現時点で歳出総額が163億4409万1000円となり、4億5600円ほど歳出のほうが減額となりましたので、実質収支額が大きく増加したものです。

何でそんなに3月時点とその歳出総額が変わったかという理由なんですけれども、3月の議会にその資料等を出すに当たり、資料を作成するにはやはり2月の下旬から3月の初めぐらいに財政課が主導になって歳出総額を算出するものだと思うんです。当然担当課にも今後の見通しとして歳出額も聞いているとは思いますが、一番工事とかそういったものについて、その時点では減額できない、もしかして何か起きるんじゃないかというようなものがあって、実際のその歳出額を大きく見込んでしまったのかなというふうに感じております。

また、実質収支額につきましては、平成24年度への繰越金となりますが、地方財政法第7条によりまして、その2分の1を下らない金額を基金に積み立てなければならないことと規定されています。今後の補正予算において積み立てを行うこととしております。

以上です。

○議長（小座野定信君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

この一般会計における実質収支額が約7億8000万円というのは、これ過去最高の金額になると思うんですが、これを見ると当市の財政は健全に運営できたというふうに理解できるんですが、そういう理解でよろしいでしょうか。

○議長（小座野定信君）

市長公室長 川尻芳弘君。

○市長公室長（川尻芳弘君）

たしか昨年度の繰越金は6億8000万円ぐらいだというふうに認識しております。したがいまし

て、1億円ほど増額になっておりますけれども、当初予算編成をしてから決算するまでの間が非常に大事なのかなというふうに考えております。何が大事かという、当初予算に計上したものがすべて達成されているのか。達成されていて実質収支額が上がったんだとすれば、当然各担当課の歳出削減並びに努力があったというふうに認識いたします。単純にいっぱい余ったからといって仕事をしなかったというんじゃないで、その途中の経過の中で無事全部当初に計画したもの、補正で計画したもの、それがすべて達成されて余ったんだとすれば、歳出削減の努力というふうに認識しております。

○議長（小座野定信君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

昨年を1億円上回る実質収支額が出たということに対しまして執行部の皆様のご尽力に感謝申し上げます。

最後に、防災計画や放射線対策など、市民に対し安全・安心を与える事業については、名目だけではなくて実のあるものとしてもらいたいと考えております。

そして、4月1日付で執行部は人事異動で大きく体制が変わっております。他の自治体から、かすみがうら市は最近よくなったねと、県から副市長から来て変わったよねと言われるよう、執行部の皆様には頑張ってください。市長、副市長の強力な指導力の発揮をお願いしまして、一般質問を終わります。

○議長（小座野定信君）

1番 川村成二君の一般質問を終わります。

---

## 日程第 2 休会について

○議長（小座野定信君）

日程第2、休会についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議案等の調査、研究のため、あす6月12日及び13日の2日間を休会といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

---

○議長（小座野定信君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、6月14日午前10時から会議を開きます。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午後 3時20分

平成24年

かすみがうら市議会第2回定例会会議録 第5号

平成24年6月14日（木曜日）午前10時00分 開 議

出席議員

1番	川村成二君	9番	中根光男君
2番	岡崎勉君	10番	鈴木良道君
3番	山本文雄君	11番	小座野定信君
4番	田谷文子君	12番	矢口龍人君
5番	古橋智樹君	13番	藤井裕一君
6番	小松崎誠君	14番	栗山千勝君
7番	加固豊治君	15番	山内庄兵衛君
8番	佐藤文雄君	16番	廣瀬義彰君

欠席議員 なし

出席説明者

市長	宮嶋光昭君	土木部長	山本恵美君
副市長	石川眞澄君	会計管理者	吉藤稔君
教育長	菅澤庄治君	消防長	井坂沢守君
市長公室長	川尻芳弘君	教育部長	小松崎延明君
総務部長	小貫成一君	水道事務所長	貝塚成人君
市民部長	根本光男君	農業委員会事務局長	塚本茂君
保健福祉部長	鈴木弘君	総務課長	雨貝高雄君
環境経済部長	藤崎宏明君	下水道課長	金田克彦君

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	土渡良一
〃	係長	乾文彦
〃	係長	坂本敏子
〃	係長	杉田正和

議事日程第5号

日程第1	承認第2号	専決処分事項の承認を求めることについて
日程第2	承認第3号	専決処分事項の承認を求めることについて
日程第3	承認第4号	専決処分事項の承認を求めることについて
日程第4	承認第5号	専決処分事項の承認を求めることについて

- 日程第 5 承認第 6号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 日程第 6 議案第40号 教育委員会教育長の給料月額の特例に関する条例の制定について
- 日程第 7 議案第41号 かすみがうら市職員の給与の特例に関する条例の制定について
- 日程第 8 議案第42号 住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第 9 議案第43号 かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第44号 平成24年度かすみがうら市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第45号 平成24年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第46号 平成24年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第47号 平成24年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第48号 平成24年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第49号 平成24年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第50号 市道路線の認定について
- 日程第17 議案第51号 市道路線の認定について

#### 1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 承認第 2号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 日程第 2 承認第 3号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 日程第 3 承認第 4号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 日程第 4 承認第 5号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 日程第 5 承認第 6号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 日程第 6 議案第40号 教育委員会教育長の給料月額の特例に関する条例の制定について
- 日程第 7 議案第41号 かすみがうら市職員の給与の特例に関する条例の制定について
- 延会について

---

開 議 午前10時00分

#### ○議長（小座野定信君）

ただいまの出席議員数は15名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

なお、山本文雄議員より所用によりおくれるとの連絡がありましたので、ご報告いたします。

これより、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしましたとおりであります。

ここで暫時休憩について、確認の意味でご説明申し上げ、あわせて今後の暫時休憩に対する対応についてお願い申し上げます。

暫時休憩は会議規則第11条に規定され、議長は、議事整理権に基づき、必要があると認めるときは、原則としていつでも休憩を宣言する権限を有しております。また、議会側としての暫時休憩の理由の主なもの、食事のため、議会運営委員会を開くため、常任委員会を開催するためなどです。一方、執行部としての暫時休憩の理由の主なものは、説明員が答弁に窮した場合、調査のため、答弁調整のため、さらには、説明員の出席や資料の提出を待つためなどです。このため、これまでの暫時休憩は執行部の理由による場合が多く、当日の日程どおり効率的な議事運営のため措置しているのが現状でありました。つまり、議事を休憩し休んでいるのではなく、主に答弁調整や資料提出のための時間というものでありますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

今回、試行的に、本会議中心主義の議会運営に移行したことにより、これまで以上の円滑な議事進行が必要となります。特に、議案質疑につきましては、執行部におかれましてはみずから提案していることを再認識していただき、議員からのさまざまな質疑に対し答弁できるような事前準備をしていただくよう改めてお願い申し上げます。あわせて、これまでの答弁調整のための暫時休憩は、効率的な議事運営という観点から、議長としての配慮によって行ってまいりましたが、暫時休憩が多いとの意見もあることから、答弁調整のための暫時休憩を求める際は必ず説明員から休憩を求める旨の発言を徹底されることを求めます。

---

## 日程第 1 承認第 2 号

### ○議長（小座野定信君）

日程第 1、承認第 2 号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

これより質疑を行います。

発言通告がありますので、発言を許します。

8 番 佐藤文雄君。質問席でお願いいたします。

### ○8 番（佐藤文雄君）

おはようございます。

行ったり来たりで大変かなと。質問通告が出されているのは、私しかないようであります。

第 2 号の税条例の改正について、承認第 2 号 専決処分事項の承認を求めることについてという項目であります。2012年度の地方税法の改正案は国会において各党の賛成多数で可決されまして、反対したのは日本共産党だけでした。

衆議院の総務委員会ですけれども、この総務委員会で日本共産党の塩川鉄也議員が反対討論に立って、地方税法改定案について、原発被害に対する課税免除や減額措置の延長は当然だが、特定の外国貿易の大規模コンテナの埠頭にかかわる固定資産税と都市計画税に対する軽減措置の延長を初め、いわゆる担税能力を持つ事業者への優遇策の継続が含まれており、直ちに廃止すべきというふうに述べました。

さらに、塩川氏は、住宅用地の固定資産税と……

### ○議長（小座野定信君）

佐藤議員に申し上げます。本市の議題についてのみの質疑とします。

### ○8 番（佐藤文雄君）

はい。都市計画税の負担軽減措置の特例期間2年の経過について、これについて、経過後の廃止とともに住宅用地の増税につながるものだというふうに、ということがあって今回の質問になるわけでありませう。

特例措置2年間の経過後に廃止による住宅用地の固定資産税の状況について、当市の場合の影響、それと、固定資産税の評価がえで地価が下落しても税負担がふえる状態にあるかどうか。

○議長（小座野定信君）

佐藤議員、一問一答です。

○8番（佐藤文雄君）

いや、もうこれはまとめて、あとはそのまま。

○議長（小座野定信君）

答えは1回でいいですね。

○8番（佐藤文雄君）

ええ、いいです。

○議長（小座野定信君）

答弁を求めます。

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

承認第2号の専決処分事項の承認を求めることにつきましての据え置き特例を2年間の経過措置後に廃止による住宅用地の固定資産税の状況について、当市の場合の影響はどの質問にお答えいたします。

今回の地方税法等の改正に伴い税条例を改正したことによりまして、住宅用地に対する据え置き特例が平成26年度から廃止となることから、当市でも影響を受けることとなります。今後、流動的な部分ではありますが、平成26年度に廃止となる場合と廃止前を比較して、その影響を概算により算出してみますと、現在の住宅用地の筆数およそ1万7000筆中、7,500筆程度が影響を受けることとなり、税額では約510万円の増加となるものでございます。1,000平方メートル当たりでは平均で約1,200円増加するという状況でございます。

以上です。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

今のお答えは1番ですか。あと、2番目の評価がえの件についても答えたということなんでしょうか。もう一度ちょっと。

○議長（小座野定信君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

大変失礼しました。2点目の固定資産評価がえで地価が下落しても税負担がふえる状況があるかとの質問にお答えいたします。

土地に係る固定資産税の評価額につきましては、3年ごとに見直しが行われ、今年度が見直し

の年度となりましたが、評価額が急激に上昇した場合であっても税負担の上昇は緩やかになるよう課税標準額を徐々に是正する負担調整措置を講じております。地価が下落する中、本来の課税標準額に比べて現在の課税標準額が低い場合は、負担調整措置によりまして、本来の課税標準額に向けた是正の途中であるため、税負担がふえるものでございます。

市内において、いまだ本来の課税標準額に至っていない土地は約2,200筆、158万平方メートルあり、平成23年度と24年度を比較しますと、評価額では約11億円減少することになりますが、課税標準額は約2億3,700万円増加し、税額では約330万円増加するという状況でございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

1番目の特例措置の2年間ということであると、1万7000のうち7,500筆ですか、それで510万円増額になると。平米当たり1,200円アップということですが、これはそういう意味ではかなり厳しい増税につながるものだと思いますが、どうなのでしょう。

○議長（小座野定信君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

本来であれば、本来の税額ですと急激に増加するものを負担調整措置によりまして減額をしておりますので、その減額が廃止されるということですので、それはご理解いただきたいと思えます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

これは2年間の経過措置によって、そういう増税みたいな形になってしまうということになると思いますが、これを市長、どういうふうに思われますか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

市長、暫時休憩ですか。

副市長 石川眞澄君。

○副市長（石川眞澄君）

税法の改正に伴う措置でございますので、その点についてはご理解をいただきたいと思えます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

答えになっておりません。ちゃんと教えてください。これは増税につながってしまうんじゃないかということで、市長の姿勢をただしているんです。それは決まったんですね。国会で決まったんだから、これはどうしても各地方自治体でやらなければいけない、そういうことだと思うんです。しかし、そのときに、これは問題かどうかということに対する認識をただしているわけで、決まりましたからよろしくお願いをしますでは、地方自治体のいわゆる自主性というのがな

いわけです。その点でご意見をお伺いしているんです。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

固定資産税の評価がえについてのことですか。

[佐藤議員「特例2年間経過後の」と呼ぶ]

○市長（宮嶋光昭君）

①のほうですか。

[佐藤議員「はい」と呼ぶ]

○市長（宮嶋光昭君）

①のほうは国保の改定によるものを……

[佐藤議員「国保じゃないですよ」と呼ぶ]

○市長（宮嶋光昭君）

国のほうの改定によるものじゃないんですか。

○議長（小座野定信君）

執行部、暫時休憩を要望して答弁を調整したほうがよろしいのではないですか。

[「答弁を調整します」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

暫時休憩します。

休 憩 午前10時13分

---

再 開 午前10時15分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして会議を開きます。

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

これは、かすみがうら市条例として改正しないと法律違反になるということは明確であると。それが増税につながると。増税につながることは、私はやむを得ないと思います。この程度の増税はやむを得ないと、こういうふうに思います。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

この程度の、平米1,200円程度の増税は仕方がないという見解でございますね。

2番の固定資産の評価がえに伴って地価が下落しても税負担がふえる状況、これは全体的に平成23年度と比較して平成22年度は固定資産税11億円減というふうになると。

[「23と24です」と呼ぶ者あり]

○8番（佐藤文雄君）

23と24が合わせて……

[「比較すると」と呼ぶ者あり]

○8番（佐藤文雄君）

平成23年と24年を比較すると、24年は11億円減、固定資産税が減ってしまうと。一方で、2億円ということを書いていたんですけれども、この2億円というのはどういうことですか。よく説明がわからなかったんですけれども、もう一度答えていただけますか。私が言っているのは、地価が下落しても税負担がふえる状況があるかということなんですよ、固定資産税の評価がえでね。これに答えていますか。

○議長（小座野定信君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

先ほども申し上げましたが、再度答弁をさせていただきます。

23年度と24年度を比較しますと、約11億円評価額が減少するということです。それでも、課税標準額につきましては2億3700万円増額になってしまいますので、税額では330万円ほど増になるということでございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

今言ったのは固定資産の評価がえで23、24年と比較すると11億円減になるけれども、標準価格ですか、これから評価すると330万円が増税になるということですか。そういう負担がふえる傾向があるということですか。

○議長（小座野定信君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

地価が下がりましたが、ある部分に関しましては評価額が、負担を調整している関係で上がってくる部分があります。筆数で約2,200筆ほどあるんですけれども、そういったところが地価の下落とは反対に評価額が上がってしまうというような現象になりますので、そういうことで評価額が上がって税額が上がるということが発生してまいります。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

本来ならば、本議会中心主義じゃなくて委員会ですともっとフランクに十分な時間をかけてやれるんですけれども、今回初めての試みなので、ここで十分に時間をかけたいというふうに思います。

これは1993年を100として2010年と比較すると、地価の公示価格の下落は44%なんですけれども、税負担は35%増加しているんです。ということは、今回の問題も公示価格が下がっているにもかかわらず固定資産税が下がらない、逆に上がる場合があると。これが330万円だということだと思っただけなんですけれども、どうしてこういうふうになるんでしょうか。その仕組みを説明していただけますか。

○議長（小座野定信君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

地価が下がっているのに評価額が上がってしまうということの説明でございますけれども、評価額につきましては、一時急激に上昇して、その後、地価の下落に伴って下がってきております。

ただし、本来の課税標準額につきましては、地価の急激な変動を和らげて、税の急激な上昇、急激な変動がないような形で軽減しております。それが実際の課税標準額になるわけなんですけれども、その課税標準額と本来の課税の額の開きがあります。その開きがまだ完全に縮まっていない段階ですので、実際の課税標準額は上がってきてしまうということが起こってしまいます。そういうことで税額が上がるケースがあります。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

評価額が下がって標準額が変わらないというか、その形を変更する。そのときに税の軽減措置があるんだけど、その開きが、なかなかそれが縮まらない。その結果、上がってしまうというような説明のようにとりましたが、なぜそういうふうに関きが縮まらないままになるんですか。

実は、私も自分の家の固定資産を改めてこれで見えたんですよ。今回の措置で下がりました、私はね、24年度固定資産を見たら。ところが、平成17年から22年まではどんどん公示価格が下がっているのに、ところが、全然変わらないんですよ。そういうこともあるので、こういう仕組みが市民にはわかりにくいんですよ。何で上がったのか。固定資産が来た場合に、前と比べてときに上がった。上がったときの説明はなさっているのでしょうか。

○議長（小座野定信君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

評価がえに伴う説明に関しては、広報紙等で周知しているかと思えます。

今、内容なんですけれども、1回目の答弁のときにも申し上げましたけれども、土地にかかる固定資産税につきましては、評価額が急激に上昇した場合であっても、税負担の上昇を急激なものにしないために、負担を調整して抑えております。それで、課税標準額を徐々に上げていって、最終的には本来の評価額に合うようにするんですけれども、その途中で、是正の過程でありますので、地価が下がっても評価が、課税標準額が上がって税額が上がってしまうということが起こってしまいますので、ちょっとわかりづらいかと思うんですけれども、よろしくお願ひしたいと思えます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

上昇の場合は急激にぱっと上がる。そうすると、同じように固定資産税がぱっと上がっちゃう。そうすると大変だと。だから、徐々に上げながら目的の税額まで達するようにすると。

では、下がった場合は同じように下がったような形を、今度はまた同じように徐々に下げていると。そのギャップが今回の結果だということですか。

○議長（小座野定信君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

税の負担に関しましては、地方税法の規定に従って条例等をつくっております。そういうこともありまして、本来であれば、地価が上がって評価額が上がってきて、それと同様に負担調整後の税額も徐々に上げていって、地価が下がった場合には負担調整によって徐々に下げたらいいのではないかというようなご質問かと思うんですけども、本来負担すべき税額があつて、そこにはまだ達していないので、開きがあるわけなんです。地価が下がってきて、本来課税すべき金額に現在調整している額が、徐々に上げていっても、その額に達していないので、それは下げることができないということなので、そういう制度になっていますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

だから、今言ったように、上がるにしても下がるにしても、激変緩和のための負担調整措置が設けられていると。しかし、設けているんだけど、その結果、地価が下がり続けても税の負担がふえるという、そういう矛盾もあるよと。これは矛盾があるよということですね、そういう意味では。上がる激変緩和と、下がる、そういうときに、下がったらすぐ下がるというわけではない。激変緩和をするということになるけれども、それが整合性がないままに、増税のままになってしまうということだと思うんですけども、どうですか。

○議長（小座野定信君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

今のご質問がありましたように、税制上矛盾が生じているというような現象が起きているのは事実でございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

住宅用地では、固定資産税、据え置き特例が14年、2年で廃止されますよね。そのときに地価の下落の小さいところでは増税になるという現象が今起きているということなんですよね。そういう点では、こういう税制の中身についても、特に固定資産税は皆さん本当に、土地を持っている方、住宅用地を持っている方、これについては、小さい住宅用地が上がるということについては、なかなか納得がいかない。下がっているのに何で下がらないのかという、そういう疑問がやはり市民にあると思ひますので、そういう点では丁寧に説明をできるようにしたほうがいいのではないかなというふうに思ひますが、市長、どうでしょうか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

なかなか複雑な税制内容でありまして、私も自分で提案者でありながら理解が足りないわけですが、そういう矛盾点が出てくるということについては、やむを得ないのかなというふうに思います。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

やむを得ないということで、あと、これ以上話してもしょうがないので、なぜ公示価格が下がっても固定資産税が下がらないのかという、そういう疑問にやはりきちっと答えられるようにしておいたほうがいいんじゃないかなと。日本共産党はいろいろな提案をしておりますが、これは討論の中で述べたいと思います。

以上です。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終了いたしました。

その他質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

以上で、承認第2号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認第2号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、委員会付託を省略することに決しました。

次いでお諮りいたします。

ただいま議題となっている承認第2号の討論・採決は、会期17日目の6月22日にいたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

---

日程第 2 承認第3号

○議長（小座野定信君）

日程第2、承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

以上で、承認第3号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認第3号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、委員会付託を省略することに決しました。

次いでお諮りいたします。

ただいま議題となっている承認第3号の討論・採決は、会期17日目の6月22日にいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

---

日程第 3 承認第 4 号

○議長（小座野定信君）

日程第3、承認第4号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

これより質疑を行います。

発言通告がありますので、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。質問席でお願いします。

○8番（佐藤文雄君）

今回の専決処分なんですけれども、歳入がまちづくり交付金、そして歳出が農集と下水道の事業に繰り越すという中身なんです。そして、専決処分が24年5月10日というふうになっております。専決処分というのは、議会を開催するいとまがないときということが1つ条件にありまして、今回のこの専決処分も、緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないとしております。しかし、全員協議会が5月14日開催されたんですよね。開催については1週間前招集をすれば事足りることなので、議会を招集するいとまがないというものにはならないと思うんですよ。やはりこういうものであっても、専決処分を先行するのではなくて、きちっと議会を開催するというふうにしたほうがいいと思いますが、いかがですか。

○議長（小座野定信君）

市長公室長 川尻芳弘君。

○市長公室長（川尻芳弘君）

佐藤議員のご質問にお答えいたします。

承認第4号 専決処分事項の承認を求めることについての、緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないの、緊急事態とは何かについてお答えいたします。

下水道事業特別会計による特定環境公共下水道事業につきましては、東日本大震災の影響から、

加茂・崎浜地内による管路においてたるみが生じ、今後の汚水排水等に影響を及ぼすことで定期的な管路状態の確認、管路内の清掃等を要することから、費用等の軽減を図ることも含め、緊急による災害復旧工事として実施が必要なことから、専決処分といたしました。

また、農業集落排水事業におきましても、東野寺地内におきましては公共下水道事業同様の趣旨であります費用等の軽減、深谷地内におきましては危険解消のため、専決処分といたしました。

なお、いずれの工事につきましても、管路状態の確認作業並びに復旧工事における予算等の掌握に時間を要してしまったと、財政課のヒアリングで担当課のほうから聞き取りを行っております。

以上です。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

それまで待てない緊急事態とは何かというふうに私、質問しましたよね。今の答弁で、議会を招集するいとまがないという理由になるんですか。その理由は、そういう理由になるんですか、それが。

○議長（小座野定信君）

市長公室長 川尻芳弘君。

○市長公室長（川尻芳弘君）

財政課のヒアリングにおきまして、先ほど説明したとおりたるみ等が生じ、水は流れるんですけども、汚物等が流れないと。それによる維持管理費がかかってしまうということで、早急に直さないといけないというような感じを抱きまして、市長と協議のほうをいたしまして専決処分といたしました。

以上です。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

そうしたら、この事態がいつ発生して、それが発見されたわけでしょう。そして、それを処理する、今、たるみが生じたとか、いろいろ言っていますよ。ただ、時系列にどうなったのか。それで、やはり議会を招集するいとまがなかったと。そういうスケジュール表をきちっと出す必要があるんじゃないんですか、そうしたら。いつわかって、そういう管のたるみとか、いろいろありますね。それが明らかになったのがいつで、それを緊急に直さなきゃいけないというのはいつ判断して、その結果、工事に取りかかるのかどうかわかりませんが、そういう発注についてはどういうふうにしなきゃいけないのか、そういう時系列できちっとスケジュールを出すと、議会を招集するいとまがないという結果がおのずとわかるんじゃないんですか。そういうものも出さないうで今の説明だけでは、明らかじゃないですよ。時系列に出さなきゃいけないんじゃないんですか。

○議長（小座野定信君）

市長公室長 川尻芳弘君。

○市長公室長（川尻芳弘君）

今回の工事につきましては、第2回の定例会初日のときにも説明がありましたと思うんですけども、実は3月29日の産業建設委員会においても、工事遅延等が生じたこと、ご指摘がございまして、工事発注時期のおくれと設計、積算による委託業者並びに担当課による現状把握等がおくれた要因であるというようなご指摘を受けた経過もございます。そのような中で、23年度におきまして工事の設計変更を行いまして、工事を完了させた経過もございます。そういった中で、まだ終わっていない部分がありまして、それを早急に直さなくてはならないという意識は非常に強かったです。ですから、専決処分といたしました。よろしくをお願いします。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

説明はいいんですよ。だから、そういう時系列に、こういうふうな形でいとまがなかったよということも明らかにしたほうがいいんじゃないですかということについての答弁になっていませんよ。

[市長公室長「休憩いいですか」と呼ぶ]

○議長（小座野定信君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時40分

再 開 午前10時46分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

市長公室長 川尻芳弘君。

○市長公室長（川尻芳弘君）

加茂地区につきましては、東日本大震災以降、調査をいたしまして、新たに被害が生じたのがわかった箇所でございます。それから、東野寺、深谷地区につきましては、23年度から事業を行っております、3月に設計変更を行って完了を実施し、24年度専決処分で新たに工事に入ったものでございます。

日付の系列等につきましては、下水道課のほうで調べておりますけれども、大変申しわけありませんが、今のところわかりませんので、今後は専決処分するに当たり、担当課並びに市長とよく協議をし、今回のことを肝に銘じて進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

そういうふうに専決処分するのであれば、安直という言葉が正しいかわかりませんが、やはりきちっと議員が納得できるような資料を添付して、そして専決処分をするというふうにお

願いたい。それを確認したいと思います。それで終わります。

○議長（小座野定信君）

市長公室長 川尻芳弘君。

[佐藤議員「いいです」と呼ぶ]

○議長（小座野定信君）

答弁はいいですか。

[佐藤議員「いいです」と呼ぶ]

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君の質疑を終わります。

以上で、通告による質疑は終了いたしました。

そのほか、質疑はございませんか。

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

その前に、ちょっと確認したいなど。

[「質問席でやってよ」と呼ぶ者あり]

○14番（栗山千勝君）

答弁の間違いだから言っているんだ。

○議長（小座野定信君）

栗山議員、恐縮ですが、質問席のほうにご移動の上、質疑をお願いします。

○14番（栗山千勝君）

今、市長公室長は24年度に東野寺のほうを専決処分したと言うけれども、それは間違いありませんか。

○議長（小座野定信君）

市長公室長 川尻芳弘君。

○市長公室長（川尻芳弘君）

はい、間違いありません。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

23年度に、4月に専決処分して仕事が終わらなかった。繰越明許したわけではないですよ。一応不用額にして予算化しているわけでしょうから。それも議会が、3月定例会が終わってから第1回の臨時会で発覚しているわけですよ。確かに、間違いはないんですよ。確認だけして終わります。

○議長（小座野定信君）

市長公室長 川尻芳弘君。

○市長公室長（川尻芳弘君）

承認第6号のほうで農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の中で、東野寺地区について専決処分してございます。よろしくをお願いします。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

専決処分ね、今、佐藤議員のほうから専決処分についていろいろありましたけれども、災害復旧の専決処分ですよ。1年間何もやらなかった。その間に、ことし4月に切りかえたわけですが、その間、職員は何をしていたのか。やっていることが情けないですよ。災害復旧ですよ。工事発注はしたけれども、完成に及ばなかった、いろいろ問題があつて。業者の責任じゃないんですよ。役所側の責任なんですよ。市長、どうお考えになりますか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

いろいろやむを得ない事情もあったのかと思いますが、詳細については担当課から答えさせたいと思います。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

私は担当課からは詳細にもう聞いているんですよ。全部わかっているの。私どもの委員会で指摘したわけですから。これが発覚する前に、議会側に何の報告もない。問題は、市長の指導力なんですよ。それをどう思いますかということを知っているの。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

今後はこういうことのないように指導してまいりたいと思います。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

一応市長もそういうふうには言っているの、間違いなくそういうふうにして実行していただきたいと思います。

以上。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君の質問を終わります。

そのほか、質疑ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

以上で、承認第4号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認第4号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、委員会付託を省略することに決しました。

次いでお諮りいたします。

ただいま議題となっている承認第4号の討論・採決は、会期17日目の6月22日にいたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

---

日程第 4 承認第5号

○議長（小座野定信君）

日程第4、承認第5号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

これより質疑を行います。

発言通告がありますので、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

承認第4号と関連すると思えます。下水道事業特別会計の補正予算（第1号）になります。

今、るる答弁がありましたが、改めて専決処分の中身、災害復旧による補修の箇所、それからその具体的な経過について改めてお伺いをいたします。

○議長（小座野定信君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

佐藤議員さんの承認第5号につきまして、災害復旧による補修箇所と具体的な経緯を問うとのご質問につきましてお答えをいたします。

補修箇所でございますが、特定環境公共下水道事業による加茂、崎浜地内でございますが、復旧工事の概要でございますが、高質塩化ビニール管V U 200ミリ、延長46メートルの撤去及び管種を変更しましてP R P 200ミリの延長46メートルの布設がえ工事でございます。

具体的な経緯とのことでございますが、今回補正でお願いいたしました工事箇所の下流部におきましては、23年度災害復旧とし汚水管の布設がえ工事として、延長13メートルを実施しております。また、今回の工事予定箇所につきましては、汚水管のたるみについて、テレビカメラによる管路内調査を昨年6月に実施しては、下流部と比べ管路内の汚水等の滞水はほとんどなく、汚水管のたるみも見られなかったことから、影響がないと判断し、23年度工事箇所より除外した経緯がございます。

なお、下流部の管渠布設がえ後において、被災箇所の管路を開放するに当たりまして、汚水等を放流したところ、今回の工事箇所となるマンホール内に滞水が確認され、再度テレビカメラによる管路内調査、2月24日でございますが、実施した結果、前回と比べ、管路内の汚水等の滞水部分も大きく、汚水管のたるみも確認され、今後の汚水等排水等に影響を及ぼすことで定期的な

管路状態の確認、管路内の清掃等も要することから、費用等の軽減を図ることを含め、対応したものでございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

昨年、特環公共下水道の、崎浜地区ですか、ここで昨年の6月にたるみ等を、テレビカメラか何かですか、そういうので点検をしたけれども、影響がないと思ったと。ところが、2月24日にこれが発見されたということですが、2月24日に発見されたというのは、何らかの問題が生じたので発見されたんでしょうか。どのような事態が起きたんでしょうか。

○議長（小座野定信君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

先ほど申し上げましたとおり、23年度の管渠工事が終了しましたので、今までとめていた汚水を流しました。そうしましたら、マンホールに滞水したということで、再度カメラによる調査を行った次第でございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ということは、問題ないと思ったけれども、一たん工事が終わった。それで放流をしてしまったら、そこにマンホールから、飛び出たかどうかわかりませんが、どういう事態になったんでしょうか。ちょっとそこら辺がよくわからないので。放流をしたらどういう事態になったんでしょうか。

○議長（小座野定信君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

担当課長から、詳細につきまして説明をいたします。

○議長（小座野定信君）

下水道課長 金田克彦君。

○下水道課長（金田克彦君）

それでは、佐藤議員の質問にお答えしたいと思います。

ただいま部長から話がありましたように23年度の工事におきまして、昨年の6月にテレビカメラ等によるたるみが確認された箇所への復旧工事を行いまして、その管渠布設がえを終了しまして、上流部は一時、工事中は汚水をとめて施工していたわけですが、新しく管を入れかえたことによりまして上流部のほうの汚水を開放しましたところ、上流部のマンホール、また管路内に汚水が滞留していたと。新たに確認されたというようなことでございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

上流のほうのマンホールにその汚水が滞留していたということを発見したということですか。その発見したのが2月24日なんですか。

○議長（小座野定信君）

下水道課長 金田克彦君。

○下水道課長（金田克彦君）

2月24日にテレビカメラを管路内へ入れまして調査をいたしました。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

つまり、工事が終わって汚水を流したら、上流のほうのマンホールにその汚水が滞留していたというのはいつだったんですか、そうすると。

○議長（小座野定信君）

下水道課長 金田克彦君。

○下水道課長（金田克彦君）

すみません。正しくその日付まで手元にございませませんが、調査をやる2日程度前に開放しまして、通常であれば新しく管路を布設がえしましたので、滞留していたものはストレートに下流側のほうへ流れていくことが通常であります。上流部のマンホール内において流れが悪いのと、また汚泥等がそこに沈んでいたというようなことから、テレビカメラのほうの調査をしようとして行って確認されたものでございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

2月24日にテレビカメラでそういう事態がわかったということですよ。3月の議会もありますよね。3月末にも臨時議会を開いていますよね。専決処分なんかしないで、このときに、900万ですか、900万ですよ。違いましたっけ。900万ですよ。これは提出するいとまがあったんじゃないですか。どうでしょうか。

○議長（小座野定信君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

農集排の工事予算につきましては、……

[佐藤議員「農集排じゃない」と呼ぶ]

○土木部長（山本恵美君）

すみません。補正等も考えられたことも当然あると思います。補正予算で対応することも考えられたと思います。実際はこういう結果になってしまいましたので、大変申しわけございません。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

そういうことなので、やはり時系列に調べると、いろいろな矛盾が出てくるんですよ。何で専決処分なのかと。調べれば調べるほど、こういう問題が出ちゃうと、やはり信頼を疑われちゃうんですよ。これは900万といえども補正を組むか、臨時議会を開いているわけですから、来年度予算の中にきちっと、今言った補正で提案をします。だって、設計業務委託までやるんだもの。すぐ工事に入るわけじゃないでしょう。設計業務の委託までやるんですよ。これ、発注するでしょう。設計業務を発注して、それから今度工事が積算されたものが、成果品が上がって管渠布設工事になる、その発注につながるわけでしょう。専決処分に該当しませんよ。どう思いますか、市長。どうですか、市長。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

時系列がだんだん明らかになってくれば、そういう指摘も受けるのはやむを得ないとは思いますが、今後についてはきちんとした対応をするように指示をしたいと思しますので、ご了解をお願いいたします。

[佐藤議員「終わります」と呼ぶ]

○議長（小座野定信君）

以上で通告による質疑は終了いたしました。

そのほか質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

以上で、承認第5号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認第5号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、委員会付託を省略することに決しました。

次いでお諮りいたします。

ただいま議題となっている承認第5号の討論・採決は、会期17日目の6月22日にいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

---

## 日程第 5 承認第 6 号

○議長（小座野定信君）

日程第5、承認第6号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

これより質疑を行います。

発言通告がありますので、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

承認第6号の専決処分は、今の4号と関連して、今度は農業集落排水事業の特別会計の補正予算（第1号）の専決処分ということになります。今、るる説明ありました。千代田東部地区の東野寺地区におけるものと、それから深谷地区がどうのこうのとかという中身だったんですね。

端的に、この復旧工事箇所と、工事ごとの発注工事名。東野寺は既に工事を行っているということなので、工期と、それから請負業者、その経過の具体的な説明についてお答え願います。

○議長（小座野定信君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

承認第6号による復旧工事箇所と工事ごとの発注工事名と工期及び請負業者について、具体的な説明とのご質問につきましてお答えをいたします。

今回の補正予算につきましては、23年度災害復旧工事により施工いたしました同箇所による工事施工箇所を予定するものでございます。先ほどもお話がありました栗山議員さんよりご質問もありました。また、初日の委員長報告にもございました3月29日の産業建設委員会において工事遅延等が生じたことに対しまして、ご指摘等がございました。工事発注時期のおくれと設計積算による委託業者並びに担当課による現状把握等が要因であること、このことにつきまして、委員会において説明を行ったものでございまして、ご理解をいただきまして、23年度出来形精査による設計変更により完了とした箇所でもございます。

23年度農業集落排水事業による災害復旧として実施いたしました工事箇所等につきまして申し上げます。

東野寺地内につきましては、工事名称が平成23年度農集排千代田東部地区災害復旧管渠布設がえ工事単独第1号でございます。平成24年2月15日から3月30日までの工期、請負業者につきましては、有限会社小山組でございます。当初請負額が523万9500円であり、154万3500円の減額により変更請負額が369万6000円となります。

当初設計による工事概要でございますが、既設管渠である高質塩化ビニール管V U 200ミリの延長70.5メートルの撤去及び新設としてP R P 200ミリの延長70.5メートルの布設、舗装復旧240平米とするものでございました。同箇所には下水道課台帳から圧送管V P 150ミリも布設済みであることを把握するとともに、既設管渠の布設がえ工事施工には影響がないと判断の上、設計、積算を行い、工事発注を行ったわけでございますが、しかし、工事発注後において、管渠布設がえのため舗装面を破砕し、開削の段階で圧送管が汚水管の布設がえに影響し、圧送管の布設がえも生じる結果となり、予算上も3月定例会において農集排にかかわる工事請負費による減額措置を行ったことから、圧送管布設がえによる予算措置もとれないこととなり、掘削等を行ったことから、幾分とも手戻り工事を最小限に抑えることとするため、仮設圧送管としてV P 150ミリの延長65メートル及び仮設配水管V P 50ミリ、延長74.9メートルを布設し、管渠布設がえ及び舗装復旧工事費用となる減額分など、出来高精査において設計変更により対処したものでございます。

次に、深谷・白井沢地内でございますが、工事名称が平成23年度農集排深谷地区災害復旧管渠

布設がえ工事単独第1号でございます。平成24年2月15日から3月30日までの工期、請負業者につきましては、大久保建設株式会社でございます。当初請負額が512万4000円、116万5500円の減額により、変更請負額が395万8500円となります。

当初設計による工事概要でございますが、既設管渠V U 200ミリの延長46.5メートルの撤去及び新設としてP R P 200ミリの延長46.5メートルの布設、仮設配水管V P 50ミリ、延長49.3メートル及び舗装復旧160平米とするものでございました。工事発注において、土どめ材及び建設機材の搬入等に時間を要し、布設がえ箇所による舗装施工においては、復旧路盤の転圧不足が見込まれ、自然電圧を考慮すること、復旧路盤による完了とすることで舗装に要する費用分を減額し、出来形精査において設計変更により対処したものでございます。

いずれの工事におきましても、工事発注時期のおくれにより工事着手におくれが生じたことが要因でございます。また、東野寺地内においては、設計、積算による現場状況等の確認等による配慮不足があったことも事実であり、今後は早期による工事発注に心がけるとともに、このような手戻り工事等が生じないように対処してまいりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

かなり長い説明なので、これは書きとめられませんよね。必要であれば、私は12日ですか、の朝一番にもう質問を出しているんですよ。ですから、長々と説明するのはいいんです。効率よい議会の運営と言うのであれば、そういう資料を前もって提出をしていただければ、そのポイントだけで十分なんです。そうすると、私のほうも一々書きとめなくてもいいんですよ。そういうふうなことを今後考慮していただきたい。簡単に言うと、工事発注のおくれでしょう。それから、設計に問題があったわけでしょう。これは問題なんですよ、逆に。業者のほうに問題があったんじゃないくて、発注側に責任があったと。

今、この舗装工事なり東野寺の工事なりは、同じ業者が継続して今契約をして工事をやっているのでしょうか。

○議長（小座野定信君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

東野寺につきましては、深谷地内も同じですけども、12日に入札を行っております。その中で、東野寺につきましては、やはり同じ業者が請け負った経過でございます。

また、深谷地区につきましては、23年度とは別途違う業者が応札をしております。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

どこですか、別な業者というのは。

○議長（小座野定信君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

深谷地内につきましては、長峰工業さんでございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

これは指名競争入札ですか。

○議長（小座野定信君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

東野寺につきましては、一般競争入札でございます。深谷地内につきましては、指名競争入札でございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

東野寺のほうは金額が500万以上を超えると。今の深谷地区の舗装の復旧工事は500万未満だということで指名にしたと。指名した結果、大久保建設ではなくて長峰工業になったということですか。

○議長（小座野定信君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

そのとおりでございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

終わります。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君の質疑を終わります。

以上で、通告による質疑は終了いたしました。

そのほか、質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

以上で、承認第6号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認第6号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、委員会付託を省略することに決しました。

次いでお諮りいたします。

ただいま議題となっている承認第6号の討論・採決は、会期17日目の6月22日にいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

---

日程第 6 議案第40号

○議長（小座野定信君）

日程第6、議案第40号 教育委員会教育長の給料月額の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

発言通告がありますので、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

議案第40号 教育委員会教育長の給料月額の特例に関する条例の制定について。

市長は人件費削減が選挙公約だということで、これに準じて教育長も10%カットというような説明だったと思います。それと、もう一つ気になったのは、職員給与の削減も予定していることからということも言ったような気がしたんですけども、それを後で確認したいと思います。

平成24年7月1日から現市長の任期末までに10%をカットするということなんですけれども、次年度は1年間ですね。その次は4月から数えると7月22日が任期ですから、4カ月に満たないかもしれませんが、それぞれ額と総額ですね。実際に支給する金額は幾らなのか。まず、これ、答弁をお願いします。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

議案第40号 教育委員会教育長の給与月額の特例に関する条例の制定について。

①の問いと②の……

[佐藤議員「②はいいよ。①だけでいい」と呼ぶ]

○総務部長（小貫成一君）

失礼いたしました。①の平成24年7月1日から現市長の任期の末日までだが、次年度は1年間、その次の年度は4カ月間とする、それぞれの支給額と総額はという質問にお答えをいたします。

①の教育長の給与月額について、給料と手当の合計額でお答えをいたします。

平成24年7月1日から来年3月末日までの支給額につきましては692万1760円、25年度の1年間につきましては919万3114円、26年4月から市長の任期の末日となる7月22日までの支給額につきましては422万2574円でございます。総額につきましては、2033万7448円となります。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

総額が約2033万というふうに答えたと思いますが、そうしますと当初削減しなかった場合と比べると、どのくらいの金額が差があるのでしょうか。

○議長（小座野定信君）

数字だけを簡潔にお答えください。

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

影響額につきましては、1719万82円でございます。

○議長（小座野定信君）

影響額ですよ、総務部長。

○総務部長（小貫成一君）

失礼いたしました。

[佐藤議員「削減しなかったら、どのくらいになるんですか」と呼ぶ]

○総務部長（小貫成一君）

失礼いたしました。171万9082円でございます。大変失礼をいたしました。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

私は、10%削減しなかったら幾らなんですかと言ったんですよ。今後、24年7月1日から市長の任期の末日まで10%カットしなかったら幾らなのかと聞いたんですよ。そうすると、影響額が出てくるわけでしょう。そうすると、影響額は幾らですというふうに言っていただければいいんですよ。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

減額をしない場合の総額でございますが、2205万6530円でございます。減額した場合が2033万7448円、影響額が171万9082円でございます。

[「数字が合わない」「電卓」と呼ぶ者あり]

○総務部長（小貫成一君）

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

2205万円でしょう、現行のままの。減額した場合に2033万というふうになると、差し引き171万円になるんですか。

○議長（小座野定信君）

総務部長、質問の趣旨をよく理解して明快な答弁を求めます。

小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

単純に、影響額がない金額から影響した額を引けば171万9082円になります。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

171万という大変な減額、これは大変ですよ。教育長は、これは受忍するという発言もしております。

あわせて、退職金については適用しないという理由は何でしょうか。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

退職手当には適用しない理由でございますが、今回の特例措置につきましては、期間を定めた一時的な減額措置であり、勤続報奨的な性格等を有する退職手当に適用することはふさわしくないと考えております。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

これは、市長のほうの説明のときに、選挙公約だということと同時に、職員の給与の削減も予定していることからというふうに言いましたね。これを確認したいんですけども。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

そういうことでございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ということは、市職員の給与の削減を予定する、それに連動するというふうにとれると思いますが、いかがですか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

同時にやれば、それは連動と言えらると思います。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

終わります。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君の質疑を終わります。

以上で、通告による質疑は終了いたしました。

そのほか、質疑はございませんか。

15番 山内庄兵衛君。

○15番（山内庄兵衛君）

議案第40号について質問をいたします。

この件については何遍も出ておりますけれども、茨城県は水戸黄門の発祥の地でありますから、副市長については県のほうから水戸黄門がおりましたようでありまして、提案を撤回しましたけれども、教育長のほうについては黄門から印ろうが渡されないみたいでありまして、このまま出てきたわけでありまして、かすみがうら市の旧千代田地区、これは教育優先を旗印に今日までずっと進んで合併をしたわけでありまして、教育長の給与は、これは菅澤庄治1人のものではなくて、教育長としての問題で、教育委員会の問題であります。

教育優先は百年の計の中で教育が行われてきておるわけでありまして。特に、日本のゆとりの教育の問題で、今そのひずみが出てまいりました。そして、見直さなくてはならないということで、土曜の時間も48%が行われているというような状態になっているわけでありまして。しかも、我が市の教職員の人数は102名おります。そして、外人の招致青年という人たち、それから指導員、給食婦、それらもろもろの働いている人たちが三十数名おります。全体的には335名からの教育に携わる者のトップに立っているのが教育長であります。これらが給料10%自分はいいいと思っております。これは単なる菅澤庄治1人のものではないのでありますから、よく考えをいただきたいと思っております。

特に、今回の問題では、昨年の震災以来、耐震の問題、さらには目に見えない敵であります放射能の問題については、大変な問題があります。一般質問でも何人かの議員、私も質問いたしましたけれども、放射能に汚染された汚泥は、何と庭の片隅に穴を掘って裸で捨てるというような、とんでもないことをしておるわけでありまして。子供を持つ親は大変心配しております。除染の問題、これらのことについても真剣にかかかっていかなければなりません。給食の問題についても、測定器を即座に買って、それらを毎日の食材に放射線の測定をしていくと。安心・安全であることを図っていかなければならない。そして、今、登校の問題にもあります。集団登校には車が飛び込んだりして、何件かあります。こういう問題もあります。

○議長（小座野定信君）

山内議員、申し上げます。今回は質疑内容が……

○15番（山内庄兵衛君）

質疑内容は、これから入っていくんです。

○議長（小座野定信君）

はい。よろしく申し上げます。

○15番（山内庄兵衛君）

はい。そういういろいろなもろもろの教育で大変な問題がありますので、教育長個人の問題ではなくて、これらについては、私は真剣になって取り組んでいかなければならない。そして、三十数人の市から出している職員も、今、市長の答弁が佐藤議員に対してもありましたように、職員の給与の削減もあるということになれば、動揺してまいります。何としても教育界のことは教育長がばんと胸を張って、おれに任せろ、給与は私がちゃんとするから、これは市長に断ると、そのくらいの気持ちが欲しいと思うのであります。

○議長（小座野定信君）

山内議員、質疑であります。

○15番（山内庄兵衛君）

そして、もう一点、問題は、県から教育長に対する、これは取り下げなさいというような通達  
は来ていないのか、これを1つ聞きます。

そして、市長は、やはり教育の問題だけは大変なことでありますから、取り下げてほしいと思  
うんですが、お伺いをいたします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

県から、教育長につきましては、別に何のことも言っておりません。

○議長（小座野定信君）

15番 山内庄兵衛君。

○15番（山内庄兵衛君）

今、答弁では、県と、それから市長の考え方を伺いましたので、市長の考え方、直す気がある  
のか、ないのか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

やはり市の3役の1人の教育長でありますから、教育長就任をお願いしたときに私の給与削減  
も含めまして協力をお願いしたいということで教育長に就任をしていただいた経過がございます。

○議長（小座野定信君）

15番 山内庄兵衛君。

○15番（山内庄兵衛君）

教育長というのは、教育委員会の長でありますから、教育の最高責任者であります。ですけれ  
ども、副市長が削減を取りやめたらば、県からどんなことがあっても、やはり教育長もちゃんと  
取り下げてやる。本市の財政は、今も公債比率で13.3%であります。財政力については問題あり  
ません。そういうことで、私は教育の根幹を、全国の教育の根幹を覆すような行為は、私は撤回  
していただきたいと思います。

○議長（小座野定信君）

山内議員、ここは質問の場であって、持論を述べる場ではありません。

[山内議員「答弁。市長、もう一回」と呼ぶ]

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

財政力指数等から、かすみがうら市の財政は全然問題ないというなお話でございますが、今、かすみがうら市は一般会計150億で回しているわけですが、150億のうち、再三申し上げますように140億の収入はあるんだけど、残り10億が、国で言えば赤字国債の状態であります。いわゆる臨時財政対策債という形で借金しているわけです。これは、一般家庭で言えば、ご主人が50万給料をとっているところに毎月55万使っている、こういう状態でありますから、5万円は毎月毎月、いわゆる毎月の経費が足りない状態、そういう今、かすみがうら市の財政状況であります。

そういう中で、財政改革の一環として、すべての人件費の削減も聖域ではないよと。もちろん、事務事業、補助金の削減もやっております。しかし、市長、副市長、また教育長、議員さん、また職員に至るまで人件費の削減対象にするということでやっておりますので、今回、副市長につきましては、副市長就任に当たって、県との高官との約束に基づきましてクレームが入りましたので、一時取り下げはいたしました。副市長につきましては、就任以来、実質10%かどうかはわかりませんが、何回かに分けて市のほうにご寄附をいただいているという経緯もございます。実質、返納に当たるわけでありまして、私はそういった事情は県に報告してあったわけではないんですが、副市長、別に私が寄附してくれと言ったわけではありません。

しかし、副市長みずから、就任のときにももう既に、金額はちょっと、30万だったか何かその程度の金額をご寄附いただいております。そういったことを踏まえて、副市長は10%削減には就任のときの約束はありましたけれども、そういう意思是、今のかすみがうら市の財政状況も十分把握しての行為だというふうに私は理解しておりましたので、副市長と議員さんだけ削減対象から外すということは余り適切ではないと思ったわけでありまして、今回、副市長個人は了解してくれていたわけでありまして。しかし、県のほうからそういうクレームが入ったので、なお、県のほうにつきましては、今後にかすみがうら市の実情を話させていただきまして、了解がとれた時点で副市長及び議員さんの給与等についても今後検討対象にしてみたいと。とりあえず職員給与と教育長の給与について、今、ご提案をしているところをお認めいただきたいと、こういうふうを考えております。

○議長（小座野定信君）

暫時休憩します。

休 憩 午前11時38分

---

再 開 午前11時46分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

ただいまの私の答弁の中で、副市長について寄附金と申しましたが、ふるさと納税制度の活用で災害復旧に使ってほしいということで納税をいただいているということでございます。寄附ではなかったようでありまして。私は寄附として理解をしておりましたが、そういうことでもあります。金額等については、不公表ということになっておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。訂正をさせていただきます。

○議長（小座野定信君）

15番 山内庄兵衛君。

○15番（山内庄兵衛君）

市長からいろいろ財政の問題もありましたけれども、特別職が給料を減額するときには報酬審議会というのがあります。これらの意見は聴取したのか、これは総務部長からも答弁をいただければと思います。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

今回の特別職、教育長の減額の特例でございますが、恒久的ではございません。期間を定めてございます。よって、報酬審議会にはかけてございません。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

15番 山内庄兵衛君。

○15番（山内庄兵衛君）

期限が短くても何でも、審議会にかけると思っています。市長はどう思いますか、この点。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

まず、訂正の訂正をさせていただきます。

寄附については、寄附とかふるさと納税、ふるさと何とかというのはなかなか複雑なようでありまして、ふるさと応援寄附という寄附の一種ではあるんですけども、納税とはまた違うみたいなんです。金額等については不公表ということで、さっき30万と言いましたが、30万ではないんです。もっとあります。だから、金額は具体的に言わなければいいんです。

今、報酬審議会の話であります。報酬審議会には、この問題は政策的なものでありますから、そぐわないと、こういうふうに考えております。

○議長（小座野定信君）

15番 山内庄兵衛君。

○15番（山内庄兵衛君）

寄附金の問題とか、そういうのはきちんとやって、議会ですから、答弁は、数字は間違わないようにしていただきたいと思っております。

やはり報酬審議会にこれはかけなければならないと思っておりますので、以上で要望いたしまして、終わります。

○議長（小座野定信君）

山内庄兵衛議員の質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

昼食休憩に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認めます。

再開は午後1時30分から再開いたします。

暫時休憩します。

休 憩 午前11時49分

---

再 開 午後 1時29分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして会議を開きます。

日程第6、議案第40号 教育委員会教育長の給料月額の特例に関する条例の制定についての引き続きの質疑を行います。

ほかに質疑はございませんか。

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

初めに、この議案第40号に非常に大きく関連しております副市長の給料月額特例の提案取りやめについて、再度確認の意味で何点か伺います。

今月6月6日、全員協議会におきまして、突然、市長より、副市長の給料月額の特例に関する条例の提案の取りやめの報告を受けました。これは、我々にとって全くの突然の出来事であり、寝耳に水の話でありました。

市長のモットーは、情報発信です。そして、今回も副市長と教育長の給料改正を重要議案として提案すると発表しておりました。私は、この提案取りやめの理由について、初日の本会議で当然市長みずからが自発的に何らかの公式説明があるものと期待しておりました。しかし、残念ながらその説明はありませんでした。情報発信をモットーとしている市長ならば、公式の場において説明することが必要なのではないのでしょうか。そして、翌7日の新聞です。県の高官からの要請による。口頭の約束があった。これまでは本人了解のみで提案した。約束を半ば忘れてしまったなどが報道されております。

そこで、伺いますが、副市長の給料月額の特例に関する条例の提案を取りやめた理由について、改めてこの本会議において市民や我々にもわかりやすく説明をしていただきたいと思います、市長。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

先般の議会前の全員協議会で今議会にお願いするということで、副市長の10%の給与削減は出

してあったわけでありまして、教育長と一緒に出してあったわけでありまして、ご案内のとおり、6月5日の夜、夕方なんです、県高官よりの意向として、約束があったのではないかという話が来まして、私もまるっきり忘れていたわけではないんですが、時の経過の中で、先ほどもお話ししましたように副市長みずから寄附をいただいているという認識もありましたし、副市長だけ、あるいは議員さんだけもあるんですが、事業から補助金から人件費から、聖域ない行財政改革を進めているわけでありまして、3役は当然その先頭に立たなければならないということで、副市長にも10%削減をお願いした経過がございます。

口約束があったのを忘れていたわけではないんですが、その経過の中で、副市長もそういう意思を十分持っているということで、副市長だけ取り残しちゃうということは、かえって本人につらい思いをさせるといえるので、そういうこともありましたものですから、県のほうに改めて連絡して、口約束があったんだけど、こういうふうにするよという了解は、実はとっていなかったわけでありまして。副市長が県のほうに言ったかどうかは私にはわかりませんが、いずれにしても、副市長には連絡をとらずに私の単独の判断で即、まだ事務方が残っておりましたから、5日の多分6時から6時半だったと思うんですが、事務方がまだ残っておりましたので、あしたの議案提出には副市長分は取り下げるから、取り下げるというか、提案を見送るから、そのようにするよという指示を即出しました。すぐ県の高官のほうには、こういうふうにしたよという報告をしまして、その後、副市長にもその旨を伝えようとしたんですが、電話に出なかったこと等もありまして、結果的には翌日に副市長にその旨を伝えたと。

それが事の真相でありまして、おおむね新聞報道どおりと、そういうことでございます。

○議長（小座野定信君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

今、初日の本会議で本当は言うべきではないのかというのを含めて答弁していただきたかったんですけども、これはいいです。

今の市長の答弁を要約しますと、副市長の給料減額は県との約束があるにもかかわらず本人了解のみを理由として提案してしまったと、そういうことですね。県のほうから約束違反を指摘されて、提案しないことにしたということですね。ならば、これまでの提案は一体何だったのかということですか。3月の提案のときは約束を半ば忘れてしまった、そういう弁明がありましたけれども、このような弁明は公職選挙法違反の新聞回りを問われたときも、まことに申しわけないが、すっかり忘れてしまっていたと、同じような、似たような発言を繰り返しておりますね。この発言は、市の最高責任者として全く謙虚さに欠けるものであると言わざるを得ません。

そこで、伺いますけれども、約束を半ば忘れてしまったという弁明で市民は納得するとお考えでしょうか、市長に答弁を求めます。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

半ば忘れてしまったというところがみそでありまして、すっかり忘れてしまったということではないのであります。半ば忘れてしまった。ということは、忘れたわけではないんです。そうい

うことはあったわけですから、全くはつきり意識していたということではないんですが、副市長の立場が悪いものになってしまうだろうと。副市長だけ取り残すと。教育長と副市長、ほぼ同じにやっているわけですから、そっちのほうが強かったために、忘れるほうにウエートが行ってしまったと、そういうことでありまして、全く忘れていたわけではないんです。

3月のときは、実はそういうクレームがなかったわけです。クレームが何でなかったかについては、私もわかりませんが、3月は臨時議会ということで、3月の議会で何で副市長と教育長は出さないんだという質問があったわけですね、一般質問の中で。職員給与の法案だけ何で出すのかと。教育長と副市長については何で出さないんだという質問がどなたかの中にあっただと思うんです。3月の臨時会のほうに今度3点セットで出したわけです。そのときは、忘れていたわけではないんですが、正式な協定ではないですから、正式な協定というのは破っていません。県とかすみがうら市の正式な協定があります。派遣協定があります。その協定に違反しているわけではないんです。単なる口約束で、出さないよと、そういうことを言ったんですが、副市長の気持ちがそれでは済まないという気持ちが私は酌み取れたものですから、寄附行為等を通じてね。ですから、副市長もこの際出したいんだけど、どうかという……

[「副市長、メモはいいよ。そんなの出さなくても」「発言が間違っている」と呼ぶ者あり]

○市長（宮嶋光昭君）

発言が間違っている、3月定例会は、いや……

[「最初、議案で出したんでしょう」と呼ぶ者あり]

○市長（宮嶋光昭君）

3月定例会は何でしたっけ。ちょっと……

[「臨時会を出していない」と呼ぶ者あり]

○市長（宮嶋光昭君）

臨時会を出していない……

○議長（小座野定信君）

市長、答弁ですので、根拠に基づいた答弁をお願いいたします。

○市長（宮嶋光昭君）

では、記憶違いですかね。ちょっと確認しますので。

○議長（小座野定信君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 1時40分

---

再 開 午後 1時46分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

まず、すみません。経過を申しますと、2月27日に第1回定例会で約8%の、いわゆるかすみ  
がうら市独自の職員給与改定案というのを2月27日に出していったわけです、議会の初日に。そ  
それで、その2日後、2月29日に国で国家公務員と大臣も含めて給与削減法案が国会を通ったわけ  
です、29日に。それを受けて、副大臣も多分給与削減が通ったと思うので、それにあわせて副市  
長と教育長の給与削減を追加で3月7日に出しているんです。3月7日に追加で出していると。  
その前に、今、栗山議員がおっしゃった一般質問があったので、そのときに副市長、教育長につ  
いては、何で出さないんだという発言があったと。その間にあったんですね、だから。29日と。

いずれにしても、27日から3月7日までの間に栗山議員の質問があったわけです。そういう一  
般質問も受けているし、国会も法案が通ったということで、職員給与については、3月8日に1  
日ずれて出していますね、これ。3月8日に国家公務員の給与改定に合わせる料率で差しかえた  
わけです、3月8日に。議案を差しかえたわけです。3月27日の提案の議案を差しかえたとい  
うことですね。

今度、第1回の臨時会、3月29日に開かれた第1回の臨時会には、その差しかえた職員給与削  
減、いわゆる国家公務員と同じ削減率の給与改定案として職員給与だけを単独で出したとい  
うことです。そういう経過でございます。

[「3月1日」と呼ぶ者あり]

○市長（宮嶋光昭君）

一般質問、はい。栗山議員の一般質問は3月1日ということであります。

[小松崎議員「部外者は声をかけないでください」と呼ぶ]

○議長（小座野定信君）

田谷議員、質疑は小松崎議員の時間ですので、お控えください。

[田谷議員「わかりました」と呼ぶ]

○議長（小座野定信君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

市長、すっかり忘れていたわけではないというお話で、また副市長が県のほうに働きかけたか  
どうかは定かでないとおっしゃいましたけれども、きょうは副市長のことを論ずるわけではなく  
て教育長のことなので、きょうは割愛させていただきます。

次に、具体的に伺いますけれども、平成24年、ことしですね、3月9日、総務委員会を開きま  
した。その総務委員会において、山口前総務部長はこのような答弁をしております。市長は、茨  
城県から石川副市長を迎えるに当たり、副市長の給与は減額しないという考えであったと発言し  
ています。つまり、3月において認識されていたという証言が同日の総務委員会の会議録に記載  
されております。真実は、県との約束は覚えていたにもかかわらず、それを無視して一方的に提  
案してきたというのが事実ではないでしょうか。それを記者会見で、約束を半ば忘れてしまっ  
たとごまかしたのではないのでしょうか。市長の答弁を求めます。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

そこら辺が半ばということでありまして、いわゆる重きを置いていなかったわけです。そういう約束があったことについては、本人が全然その認識がないわけですから、余り考える必要がないという、県との約束について全く本人が意識がないというふうに私は理解していますから、全然重きを置いていなかったわけです。そういう意味で、半ば忘れていたという表現をしたわけですが、それが適切であったかどうかについては、不適切であれば、忘れていたということは取り消したいと思いますが、いわゆる重きを置いていないという意味です。

重きを置いてあったのは、むしろ副市長だけをこの際、職員給与であるとか、かすみがうら市全体の人件費削減の中で副市長だけ取り残すということは非常に立場をいづらくする立場、そっちの懸念のほうが強くなっていたということでもあります。今回はそういうクレームが入ったことによって県の理解を得る必要があるということでもありますから、取り下げたというか、最初から上程したわけではないんですが、提案を差し控えておりますが、今後、県のほうにこういう私の意向、かすみがうら市の今の状況を詳しく説明しまして、副市長並びに議員さんの報酬等についても再度よく検討を加えた上で上程をしてみたいと、こういうふうに考えております。

○議長（小座野定信君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

市長は支援団体とかを通して、副市長や教育長の給料減額は最重要法案だと言っておきながら、いかにもあいまいな答弁だったと思います。私たちは、副市長や教育長の給料のあり方については、真剣に審議し、客観的な視点から第三者委員会の意見を拝聴すべきと何回となく指摘しております。つまり、条例で定められている特別職報酬等審議会できざまな角度から審議すれば、その審議過程において茨城県との経緯も確認することもできたでしょうし、このような議案取りやめには至らなかったのではないのでしょうか。だからこそ、特別職報酬等審議会があるのではないのでしょうか。つまり、これらの審査を怠っていたため発生した事案ではないかと思いますが、この点についてどう思っているか、市長に伺います。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

市の特別職報酬等審議会は制度としてあるわけでありましたが、今、空席になっております。この事案が特別職の報酬審議会にかけべき案件であるかどうかについては、私はこれは特別職報酬等審議会にかけ筋のものではないと。極めて市長の政策的な条例案ですから、報酬審議会の――報酬審議会というのは近隣の市町村がどうであるとか、そういうことをウエートに審議する場であります。私はそういうふうに認識しておりまして、10%削減については全くその議論にはそぐわないというふうに考えておりますので、今後とも特別職報酬等審議会に付するつもりはありません。

○議長（小座野定信君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

今、特別職報酬等審議会、空席だとおっしゃいましたけれども、これは8人も今まで委員さんがいたわけですよ。今、空席だから審議会にかけられなかったんじゃないですかね。これはいいです。後でまたやりますから。

市長の今の答弁で傍聴者の方も、テレビ中継を見ている方にも、果たして納得が得られたでしょうか。恐らくノーだと思います。市長、市の最高責任者として市民から信頼を得られるような答弁をするよう改めるべきではないでしょうか。ここで伺いますが、副市長は本人の意思に基づき提案したということであるならば、教育長もみずからの意思に基づき提案したということになりますよね。ならば、副市長と教育長の給料の扱いは同じにしなければなりません。なぜ教育長の議案を取り下げ、改めて審議会等に諮問しようとししないのでしょうか。市長、答弁を求めます。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

繰り返しになりますが、両特別職の10%削減というのは、繰り返しますように私の政策的な発議、政策的なリーダーシップのもとに提案をしている条例案でございます。そういったことから、特別職は今、全員が辞任したという中で再任はしておりませんが、全然そこへ付するつもりはありません。

副市長を取り下げるのであれば教育長も取り下げないとまずいのではないかというご質問ですが、副市長については、あくまでも県の高官との口約束と、そういう経緯があります。教育長については、もう就任当初からその話を最初から、就任に当たって話をしておりますし、教育長については、全然そのことについて問題にはしておりませんので、ご本人もそのことを全然問題にしておりませんので、提案としてはちぐはぐになっておりますが、そういう経緯がございます。

○議長（小座野定信君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

今の市長の言い方ですと、教育長には県との約束がなかったから、だから下げてもいいんだという理屈でしか聞こえません。それでは、余りにも個人的な見解のみで判断しているのではないかと思います。

それでは、違う側面から伺います。

副市長には副市長の職務があり、教育長は教育長の職務があり、それ相応の給料が設定されているわけです。だからこそ、報酬審議会という客観的な視点での検討が必要なのではないのでしょうか。その理由は、公正を担保するためです。公正を担保するためです。つまり、副市長は上部機関の人だから特別待遇し、教育長は市長みずからが選任したのだから引き下げていい、これでは余りにも乱暴な提案であり、著しく公正さに欠けるものではないのでしょうか。このような状況で我々議員に可決せよというのは、これを見ている市民はどう受けとめるでしょう。私は、今回はこの議案を取り下げるべきであるし、本来の筋であると考えます。この点について市長に答弁を求めます。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

この議案を取り下げのつもりは全くありませんで、私のリーダーシップのもとに出している議案でありまして、市民の皆様のご理解は得られるものと。今の行財政改革の一環としての市の姿勢でありますから、理解は得られるものだと、そういうふうに私は思っておりますが、議員さんのご理解もあわせてお願いをいたしたいと存じます。

○議長（小座野定信君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

市長、議案は取り下げない、でも可否は決定してくれとおっしゃっているわけですよね。つまり、自己の責任を議会に丸投げしているとしか受け取れません。

我々としても、副市長は提案しなかったから横に置き、教育長だけ引き下げることに理解してくれと言われても、まず議会の信義の面からしても甚だ疑問が生ずるわけでありまして。仮に、ここで賛成するとしたら、何を理由として賛成すればよいのでしょうか。本当に本人の同意のみでいいのでしょうか。市長の給料は政治的な判断に基づき、我々は賛成をいたしました。しかし、教育長は市長が選任した人であるからこそ、より客観性を担保するためにも報酬審議会の審査を経る必要があるのではないのでしょうか。

財政改革は血が通ってこそ、人の痛みがわかってこそできる改革であり、半ば忘れていたなどと釈明する人に人の痛みがわかるとは到底思えません。だからこそ、市の最高責任者として襟を正し、ここは原点に立ち返り、見直すべき点は見直したほうが、より賢明であると思うのであります。

最後に、改めて本議案を取り下げることをご提言申し上げて質疑を終わらせていただきます。答弁は結構でございます。

○議長（小座野定信君）

6番 小松崎 誠議員の質疑を終わります。

ほかに質疑はございますか。

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

議案第40号に対しまして質問をさせていただきます。

教育長は、一般職の地方公務員であります。選挙により選出されたものではありません。このため、やはり教育長の給料のあり方を客観的な視点から意見を申し述べるため、市特別職報酬等審議会があります。そして、この審議会条例の第2条で、諮問すべき対象者として市長、副市長及び教育長が列記されております。

私は、3月定例会においても特別職報酬等審議会での検討が必要であるとの考えから質問いたしました。そこで、今までの質疑の中で、審議会にはかけていないという話ではありますが、今回の教育長給与削減について、報酬等審議会で審査すべきだというような庁内での意見、発言等は無かったのか、総務部長にお伺いします。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

お答えをいたします。

そのようなお話はなかったです。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

だれも、どの職員からもそういう発言がなかったということからしますと、特別職報酬等審議会条例は何のために存在するのか。市長の独断で条例を無視してよいものか。条例の重みというものはどこにあるのか。そういったところに関してどのようにお考えなのか、総務部長にお伺いします。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

審議会の中で、先ほど小松崎議員がお話ししたとおりでございますが、第三者機関の意見を聞くことにより、その一層の公正を期する、それが特別職報酬等審議会でございます。ですから、本来であれば、条例の第2条にございます特別職については、公正を期するためにも報酬等審議会にはかけることではございますが、市長の政策的なことだということで、かけなかったというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

政策であることであればかけなくてもよいということになりますと、減額幅が幾らであってもかけないということになりますよね、政策だからという言い方をすれば。そうしますと、教育長の給与がその給与で果たしていいものかどうかということは、市長の政策が正しいというバックアップにもなるわけですよ、審議会での結論というのは。そういった意味でも、政策だからと独断で審議会にかけないという考え方は、条例に基づいて教育長の給与が決まっている、今後も変更する場合は条例に基づいて変わっていく、そういうことからすると、そういうふうに条例を無視した判断というのは、やはり疑問が残る。それを今回許してしまっているものかどうか。そういったことについては、総務部長、どうお考えですか。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

先ほど小松崎議員のほうからちょっとお話がありました、教育長は教育委員会の事務の執行責任者であり、教育委員会の事務局の事務を統括し、すべての職員を指揮監督することが職務であり、政治的な立場の職務ではないと考えられます。ですから、議員さんが言われた削減幅が政治

的判断によって幾らでも、政治的判断によれば諮問しなくてもいいのではないかというようなことではないと自分は考えます。

以上です。

**○議長（小座野定信君）**

1 番 川村成二君。

**○1 番（川村成二君）**

前回の3月定例会でも質問させていただきましたが、昭和39年5月28日、自治給第208号、各都道府県知事宛、自治事務次官通知には「地方公共団体の特別職の職員の報酬等の額の決定について第三者機関の意見を聞くことによりその一層の公正を期する必要があると認められるので」、「すみやかに措置されたく、命によって通知する」と記されております。さらには、各市は「都道府県の例にならい措置を講ずるよう」県から市に「指導されたい」との通知がなされております。これが特別職報酬等審議会の設置の根拠ではないでしょうか。審議会の趣旨、この点について総務部長に確認いたします。

**○議長（小座野定信君）**

総務部長 小貫成一君。

**○総務部長（小貫成一君）**

3月の総務常任委員会におきまして、川村議員より、今言われました根拠ですが、自分もそのときに同席しておりますので、十二分に理解はしております。ただ、一事務吏員としては、市長の政策的な判断で諮る必要がないというふうに指示があれば、それ以上のことは、政策的なことは職員は立ち入れないのでというふうに考えております。

以上でございます。

**○議長（小座野定信君）**

1 番 川村成二君。

**○1 番（川村成二君）**

次に、この通達では、知事を市長に置きかえて説明すると、市長は、議員報酬の「額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該報酬の額について、審議会の意見を聞かなければならないものとする」と示されております。この趣旨は、第三者機関の意見を聞くことにより、その一層の公正を期すためであり、まして、これらの経緯を踏まらずして今回も条例が提案されたわけであり、執行部はこの審議会の条例を遵守する責務があるのではないのでしょうか。先ほども伺いましたが、改めて伺います。この手続を踏まなくてもよいとした理由と根拠、さらには条例に対する規範性の有無について総務部長に伺います。

**○議長（小座野定信君）**

総務部長 小貫成一君。

**○総務部長（小貫成一君）**

今回の特別職、教育長でございますが、特例的な措置でございます。恒常的に削減をするわけではございません。今回、市長の政治的判断及び、市長のお考えの、恒常的ではない、特例の期間を設けているというような趣旨で審議会に諮らない、また審議会も先ほど市長が申し上げたとおり機能してございません。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

1 番 川村成二君。

○1 番（川村成二君）

特例的なものということで、いわゆる政策だからというふうな理解でよろしいですかね。そうしますと、市長のやることはすべて政策ではないんですかね。すべて政策であるということは、市長のやる行為はすべて特例だというふうにもとられてしまいます。私は、では、そういうふうな理解をしたまま次の質問をさせていただきます。

平成24年3月9日、ことしの3月9日ですが、総務委員会におきまして、山口前総務部長が、現市長の政策でもあり、期限つきの特例でもあるため、いわゆる恒常的でないため、審議会には諮問しなかったという答弁をしました。それに対し私は、その期限さえ審議されていないということ指摘しまして、審議会の存在意義を問いましたが、具体的な回答はありませんでした。

そこで、改めて市長にお伺いしたいんですが、減額する要因と減額する額の範囲を検討するという点からも、市長の一存で提案することは、この条例の趣旨からしても適切ではないと考えます。増額ではなく減額だから、期限つきだからという理由のみで審議会に諮らないのは、住民に対し、他の評価を許さない謙虚さに欠けているものではありませんか。つまり、その額や範囲は諮問されるべきものではないでしょうか。この点について、市長の答弁を求めます。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

条例的にはそういうことが言えると思いますが、いわゆる私の非常に政策的なリーダーシップのもとにやっているものでありまして、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（小座野定信君）

1 番 川村成二君。

○1 番（川村成二君）

では、改めまして、どのような会議で、どのような方法で、だれが今回のこの議案内容を決定したのか、その会議は条例や要綱等で決められた会議で行われたのかどうか、総務部長にお伺いします。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

今回の特別職、教育長10%削減につきましては、期限、減額率等については協議はしていないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

1 番 川村成二君。

○1 番（川村成二君）

最後に、民主主義で最も大事な点は、審議経過や協議経過などのプロセスを明確にすることで

はないでしょうか。このプロセスが情報開示されることによって、合意形成が導かれるのではないのでしょうか。つまり、これまでの答弁を伺うと、公正を期すためのプロセスは一切なく、市長の命令による提案で、本人の了解によることのみで提案したことが明らかであります。それを裏づけるように、副市長に対しては本人の同意があるにもかかわらず、市長の命令により提案を取り下げたということです。さらには、教育長の給料は教育長個人の判断で決められるものではなく、教育長の職責の対価としての報酬ではないのでしょうか。

これらの点を指摘させていただきまして、質疑を終えます。答弁は結構であります。

**○議長（小座野定信君）**

1番 川村成二君の質疑を終わります。

ほかに。

14番 栗山千勝君。

**○14番（栗山千勝君）**

小松崎議員、川村議員からすばらしい質問を伺ったわけでございます。この問題については、教育長、副市長の報酬については、市長は最重要法案というようなことを市民にうたっております。そういう中で、これは市長の政策的というようなことを言っているわけですね。行政改革などと言っているようですが、職員も議会も365日行政改革なんですよ。

そういう中で、私は一般質問を顧みて、この問題についてお伺いしますが、懲戒委員会が3月にありました。5月にもやりました。これを何とかしなくてはならない。5月の懲戒委員会で11人が何らかの処分をされたと。これは市長のリーダーシップが問われるわけですね。そういう意味からも、市長がリーダーシップを発揮できないのであれば、教育長、副市長に頑張ってもらわなくてはならない。そういう意味から見ても、報酬をカットするのは私は反対なんです。県の高官から連絡があったというような言い方をしているようですが、県の高官だろうが何だろうが、私はそんなことは関係ないんです。ただ、副市長とのやりとりの中では、私の報酬は下げないからと市長さんは言ってくれたというような話は聞いております。

そこで、私が一番ここで聞きたいのは、総務部長、この案件についての起案文書、起案文書の重みというのはどの辺まで考えているのか。この間の一般質問で答弁していますよね。再度お伺いします。

**○議長（小座野定信君）**

総務部長 小貫成一君。

**○総務部長（小貫成一君）**

決裁につきましては、事務処理に対する責任の所在を明確にするとともに、事務の合理的かつ能率的処理を図ることを目的としております。

以上でございます。

**○議長（小座野定信君）**

14番 栗山千勝君。

**○14番（栗山千勝君）**

この2つの案件で、片方は議案を取り下げるというようなことで議会に説明がありましたけれども、すべてこれは副市長が決裁を押ししているんですよ。副市長が押ししているということは、こ

れは納得済みなんです。そんな簡単に決裁判を押すものでもないし、決裁の重みというのは全くわかってはいない。議会軽視も甚だしいですよ。これはリーダーシップの欠如の問題なんですよ。

今後そういうことのないように申し入れまして、質問を終わります。答弁は結構です。

**○議長（小座野定信君）**

14番 栗山千勝君の質疑を終わります。

ほかに質疑はございますか。

2番 岡崎 勉君。

**○2番（岡崎 勉君）**

議案第40号についてご質問申し上げます。

それぞれ皆さん答弁あるいは質問しておりまして、重なる部分があると思いますけれども、私からも確認の意味で質問をさせていただきます。

3月の議会の議案第35号 教育委員会教育長の給料月額の特例に関する条例の制定について、山口前総務部長から、国の臨時特例法の実施に伴い国務大臣等の特別職も給料の減額が実施されていることから、教育長の給与月額を現市長の任期中に限り10%減ずるという提案理由の説明があったが、今回は前回と異なる提案理由となっております。今回は、合理化の一環として職員の給与削減に伴い教育長の10%減を提案するということです。

そこで、お伺いしますが、教育長の給料の10%減の根拠について、今回どのような理由と根拠により、なぜ10%としたか、改めて総務部長にお伺いします。

**○議長（小座野定信君）**

総務部長 小貫成一君。

**○総務部長（小貫成一君）**

ただいまのご質問でございますが、10%の削減の根拠については、市長の政策的なことだということなので、自分はちょっと、大変申しわけございませんが、その10%削減の理由については理解はしてございません。

以上でございます。

**○議長（小座野定信君）**

2番 岡崎 勉君。

**○2番（岡崎 勉君）**

わかりました。ただいま市長の政策的な考えであるということでご理解します。

それから、提案理由から察すると、合理化の対象と職員と教育長であるということでもありますよね。もし10%の根拠が3月の提案理由ならば、副市長、教育長も同様の扱いではないでしょうか。この点をお伺いします。市長にお伺いします。

**○議長（小座野定信君）**

市長 宮嶋光昭君。

**○市長（宮嶋光昭君）**

副市長についても10%を今後目指したいとは思っておりますが、やはり口約束とはいえ、県からの派遣をいただいているわけでありますから、これは尊重するべきだと思ひまして、今回取り下げさせていただきましたが、今後再上程というか、出せるように努力はしていきたいと思

っております。

○議長（小座野定信君）

2番 岡崎 勉君。

○2番（岡崎 勉君）

そういうことで、市長においても一貫性のある提案をしていただきたいというふうに思います。

次に、教育長は教育委員会の事務の執行責任者であり、教育委員の事務局の事務を統括し、所属の職員の指揮監督をすることが職務であり、政治的な立場での職務ではありません。また、本年度は小・中学校の統廃合もあり、より激務であると推察します。これらの職務に対する対価ではないでしょうか。もう一度総務部長に答弁を求めます。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

先ほども申し上げましたように、今、岡崎議員が言ったように教育長の重責は大変に重い重責でございます。また、政治的な立場の職務でもないと考えております。今後、統廃合、かすみがうら市には教育的な重要な案件がございます。そのような中で、今回市長が10%を行財政改革の中の一環として提案したというふうに私は考えております。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

2番 岡崎 勉君。

○2番（岡崎 勉君）

総務部長の言う考えはわかりました。大変重要であるということは、それを重視して、市長などとよくその辺を協議していただきたいと思います。

次に、本年度教育長は、学校振興はもとより、荒廃した学校の立て直し、放射能対策、そして最重要課題である小・中学校の統廃合であり、より激務の年度であると考えます。そこで、教育長にお伺いします。現在、教育長の置かれている立場は多方面にわたって難題が山積、激務の中、頑張っておられると思いますが、現状の実態や今後の予測について、簡単に教育長としての職務の実態についてお聞かせいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（小座野定信君）

教育長 菅澤庄治君。

○教育長（菅澤庄治君）

私の職務の重さについては、重々承知をしておりますし、本市においても課題が山積しているということは、いつも考えております。具体的に申し上げれば、放射能対策、学力向上、心豊かな子供の育成、それから小・中学校の統廃合など、本当に課題は山積しておって、より一層頑張らなければならないと考えております。

報酬につきましては、私は組織の中で組織の決まりに従って仕事を、報酬のいかにかわらぬ頑張っていきたいと考えておりますので、それは議会の皆様の議決に従うのが筋だと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（小座野定信君）

2番 岡崎 勉君。

○2番（岡崎 勉君）

よくわかりました。大変重責であるし、それだけの考えを持って、本当に大変だと思いますが、頑張っていたきたいと思います。また、今、報酬の話がありましたけれども、教育長という立場としては、それはまた別だと思います。

最後になりますけれども、札幌市特別職報酬等審議会の答申を例に挙げますと、市長の給与は、政治的な判断により実施されるべきものであり、実質的な削減措置を求めるものであるという意味が答申されております。これを参考とすれば、市長給与は政治的な判断により左右されますが、副市長や教育長は政治的な立場ではないため、報酬審議会の答申を受けるべきであると解釈をいたします。したがって、教育長の現在の職務状況を勘案しつつ、公正を期するためにも報酬審議会での検討を行ってから提案すべきであることを指摘しまして、私の質問を終了いたします。なお、答弁は結構でございます。

以上です。

○議長（小座野定信君）

2番 岡崎 勉君の質疑を終わります。

ほかにごございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

以上で、議案第40号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第40号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、委員会付託を省略することに決しました。

次いでお諮りいたします。

ただいま議題となっている議案第40号の討論・採決は、会期17日目の6月22日にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

---

日程第 7 議案第 4 1 号

○議長（小座野定信君）

日程第7、議案第41号 かすみがうら市職員の給与の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

発言通告がありますので、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

暫時休憩とします。5分間。

ちょうど切れ目ですから、5分間だけ休憩します。

休 憩 午後 2時31分

---

再 開 午後 2時37分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

議案第41号 かすみがうら市職員の給与の特例に関する条例の制定について質問をいたします。

通告の内容については、職務級別の人員と現行支給額に対して削減後の支給額の内訳について説明を求めるということになっていますので、資料が皆さんお手元にあるかと思いますが、これについて簡単に説明いただきたいと思います。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

佐藤議員のご質問にお答えをいたします。

職務級別の人数と現行支給額と削減後の支給額の内訳、対比一覧表でございますが、議員さんのお手元にも資料が……

資料に沿ってご説明を申し上げたいと思います。

職務の級につきましては、1級から7級までございます。その右側が計上人数でございます。

1、2級の職員が全体で76名、削減率が3%でございます。

1級の職員の現行であれば、平均支給額が19万968円、これを削減後の平均支給額で支給しますと18万5239円、削減額は1人当たり5729円でございます。

続きまして、2級の職員が57名、現行の平均支給額が23万4240円、削減後の平均支給額が22万7213円、1人当たりの削減額が7027円でございます。

続きまして、削減率4%の職員の級は3級、4級、5級、6級でございます。

3級の職員147名おります。平均支給額が、現行でございますが、29万8160円でございます。減額後が28万9215円、平均削減額が1人当たり8945円。

4級の職員につきましては、現行平均支給額36万1843円、削減後の支給額34万7369円、平均削減額が1万4474円。

5級の職員が72名ございます。現行平均支給額が39万9918円、削減後の平均支給額が38万3921円、平均削減額が1万5997円。

6級の職員33人、現行平均支給額41万5504円、削減後平均支給額39万8884円、平均削減額1万6620円。

7級の職員14人、削減率5%、現行平均支給額43万4962円、削減後平均支給額41万3214円、平均削減額1人当たりでございますが、2万1748円。

全体で職員人数443人ございまして、平均で支給額を申しますと32万9460円、削減後の平均支給額31万7517円、1人当たりの平均削減額が1万1943円でございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

これは月額給料、それぞれ各級別の職員の給与削減の実態であります。

そうしますと、これに単純に9カ月を掛ける。それから期末手当についてはどういうふうになっていますか。これについては、期末手当はまた別ですね。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

すみません、ちょっと暫時休憩をお願いします。大変申しわけございません。

○議長（小座野定信君）

暫時休憩します。

休 憩 午後 2時43分

---

再 開 午後 2時45分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

今説明したのは平均給与額でございまして、期末手当、共済費等は入ってございません。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

給料が、お手元の議案の中に明細があります。5083万8000円給料がマイナスというふうになるかと思いますが、これが9カ月分でこの分を計算すると、マイナスが5083万8000円になるということですか。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

佐藤議員が言ったとおりでございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

この分と整合性があるように、きょうは今すぐ出せないと思います。管理職手当のほうについても、それから期末手当のほうについても、勤勉手当のほうについても、各職級ごとに違っているんですか。各職級ごとに違っていれば、その分についてもこういう表で対照表を出していただきたいと思いますが、それはできますか。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

管理職手当、期末手当等についても、職級ごとに作成はできます。  
以上でございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

では、それは私もこれを見ていて、これと整合性を確認するのが必要だと思いましたので、その点については資料を後で提出していただきたいと思います。

それで、皆さん、お手元に宮嶋市長の選挙公報についてお配りをいたしました。これは一昨年ですね、平成22年ですから、7月11日に執行されたかすみがうら市長選挙の公報であります。これはかすみがうら市選挙管理委員会の発行によるものですね。ここに宮嶋光昭と。本気の改革、強気で実行、市政一新というふうになっておりますが、市長みずから報酬の50%カットというのは大きな目玉としてなっておりますが、この中では、行財政改革を断行しというふうに載っておりますが、市職員の給与削減も人件費削減も書いていないんです。だから、私は文書でうたっていないと言ったんですよ。これでは市長の頭の中が、いっぱい行政改革があると思いますが、そのすべてを一般市民が理解できるか。有権者はこれで理解できると思いますか、市長。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

選挙公報の話であります。選挙公報に事細かに何から何までやりたいことを書くということは、字数が限られておりますから、できません。選挙公報あるいは選挙の際に出したいろいろなチラシあるいは広報紙、新聞等、そういったものあるいは街頭演説も含めていろいろな演説をやっておりますが、そういう中で給与削減、人件費削減については、不退転の姿勢で行財政改革を断行しの中の細則に入りますが、その細則については、そういった場所で言っているわけでありまして。だから、すべてここに具体的に書いてあること以外は公約に入っていないということは言えないわけでありまして。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

いや、これでは一般の市民というか、有権者ではわからないんじゃないですかと言っているんですよ。わからないでしょう。宮嶋光昭さんが立候補しているときに、立ち会いでしゃべったこととか、それから講演会の広報なんかとか、そういうことがありますけれども、その中でも市職員の給与削減はうたっていないんですよ。ないんですよ。

それと、また行政改革の問題についても、確かに議員の日当制まで書いているんですよ。私は、議員の日当制についてはクレームをつけましたよね。これは、市長が、4月25日でしたか、立候補の決意を出すときにその話をしましたが、やはりそういう意味では、すべてがすべてではないんですよ。やはりみんな見るのは、公式のものは選挙管理委員会の公報なんです。ですから、行財政改革という中身について、皆さん十分にわからないままに判断をしたということになってしまっているんじゃないですか。そういう点から言ったら、やはり余り公約だ、公約だというふうに前面に立てるのはいかがなものかなというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

いろいろなチラシがございますので、チラシ、演説等で職員給与の削減については言っていると思うんですが、記憶では言っていると思います。そういうチラシが出ているというのも私は確証があるんですが、市民がすっかりそれを理解して投票してくれたかどうかについては私が判断することではないので、私はそういう思いで話をして、市長に就任していますので、それを実行しようとしているわけでございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

私は、重要なものについては、きちっと表示をしなければいけないということなんですよ。特に、人件費ということを中心に強調していましたよね。そういう意味では、例えば出陣式のときに、当市の人件費は40億だと。そのうちの1割をカットして4億、これを行政サービスに使うという、そういう出陣式のときのお話はあったように私、記憶をしているんですよ。そういう点で、人件費の問題については、かなり前端的に押し出すということは必要だったかもしれませんが、これについてはないわけです。だから、一般の有権者がわかるという中身を打ち出すべきではなかったかというふうに思うんですよ。もしそうでなければ、この公約の中身の5つの大きなタイトル、これに皆さん共感をして投票されて、激戦を勝ち抜いたんじゃないかなというふうに思います。

ですから、そういう意味では、市民のコンセンサスというのは、やはり大きなスローガンだけだということもきちっと確認して、こういう細かい、市長が今頭の中に考えている公約をすべて何が何でも実行するというやり方は、やはり問題なんじゃないかということなんですよ。いかがですか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

選挙公報に書いてあることが、一部具体的なこともありますし、ある程度不明確さを含むものも両方あるわけでありますが、また仮に具体的なものであっても、例えば23億円かかる石岡地方斎場移転計画の見直しで明確に火葬施設のみの新築ならば経費が4分の1で済みますとありますが、これは4分の1というのは五、六億の話ですが、結果的にはそれで決着しているわけではありませんで、具体的に書いたからそれを100%やるということで私は、努力はしておりますが、ものによっては本当に30%しかできないものもありますし、5番目の常設型住民投票条例については、まだゼロ%でありますし、ものによっては200%実現するものもあろうかと思えます。それは次の選挙であるとか、そういう機会に市民の信を問うと。今度は実績を問われるわけでありますから、その評価を受けるしかないわけでありますが、何が何でもここに書いてあるとおりにぴたりとやるということではありません。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ということなんですよ。市長がおっしゃったとおりなんですよ。何が何でも、自分の頭の中にあるやつはここにはまだ具現化されていません。大きなタイトルであっても、これは私は国保税については、市長の考え方とかなりギャップがあったですよ、支持しましたけれども。だから、私は反対しましたね。同じように、石岡斎場についても、やはりいろいろな環境の中で妥協を重ねながら、そういう状況になっているわけですよ。当然なんですよ。

だから、ごり押しするということ自体が問題だと。やはり合意形成を図りながら進めていくということだというふうに私は思います。

それで、総務部長のほうに聞きますが、平成18年度の決算の人件費合計は幾らでしょうか。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

平成18年度の決算でございますが、40億126万6000円……

[佐藤議員「違う。40億1266万円です」と呼ぶ]

○総務部長（小貫成一君）

6万円です。大変失礼をいたしました。

以上です。

○議長（小座野定信君）

総務部長、訂正願います。

○総務部長（小貫成一君）

40億126万円でございます。

[「1266万円と言わなかったですか」と呼ぶ者あり]

○総務部長（小貫成一君）

ちょっと目が遠くなってしまって、大変失礼をいたします。40億1260万でございます。

以上です。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

40億1266万円なんですよ。これは私がつくったんですよ。これは万円単位ですから。いつも千円なんですけれども、今回、僭越ながら万円にしました。わかりやすいようにと思ったんですが。職員数は何人ですか。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

531名でございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

それで、今回提案されている平成24年の当初予算についての人件費合計は33億6010万円というふうになっています。それから、補正予算については、人件費合計が35億4228万円というふうになっていると思いますが、これは間違いないですか。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

24年度の当初予算でございますが、33億6009万5000円でございます。今回の補正予算が35億4228万2000円でございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

資料で23年度の当初予算、もう一回言ってくれませんか。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

23年度でございますか。

[佐藤議員「ごめんなさい。間違った」と呼ぶ]

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

すみません。私のほうで勘違いしました。23年度のやつと24年度のやつで間違いました。すみません。23年度の予算が37億3241万7000円で、平成24年の当初予算が33億6009万5000円と。今回の補正だと35億4228万2000円ということですね。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

ただいまの23年度37億3241万7000円というふうに佐藤議員のほうで言ったんでしょうか。今、数字がちょっとあれなので、確認をさせていただきます。

○議長（小座野定信君）

暫時休憩をとります。

執行部はすぐ一覧表をつくりなさい。

休 憩 午後 3時02分

---

再 開 午後 3時02分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

今、数字を確認したのは、どれだけ人件費が下がっているのかということを確認するためにやりました。人員のほうについては、平成23年度の予算、そして平成24年度の当初予算、補正予算については人員は何人でしょうか。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

23年度464名、24年度当初予算441名、24年度補正予算時の人数444名でございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

そうしますと、今、当初の予算と、それから補正予算、それから23年度の予算の対比が資料として出されました。

そこで、お聞きしますが、例えば平成24年度で今、整合性がございませんね。職員給与の削減については、議会は否決しました。一般会計予算は可決していますね。そういう意味では、整合性がございません。それで、今回の補正というふうになって給与削減は約半分ということでの提案になっていると思いますが、現行のまま、つまり給与削減法案が否決されたということからいうと、現行のままだと人件費は幾らになるのでしょうか。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

24年度の削減がない場合の人件費でございますが、36億2328万9000円でございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

そうしますと、平成18年が、人件費合計の決算ですが、40億1266万円なんです。平成24年で今、給与を削減しなかったというふうにした場合に36億2329万円になります。そうしますと、平成18年度の決算との対比で言いますと、人件費はどのぐらい、対比で言いますと減っているということになりますか。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

課長に答弁させますので、よろしく願いいたします。

○議長（小座野定信君）

総務課長 雨貝高雄君。

○総務課長（雨貝高雄君）

6億5259万1000円になります。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

18年の決算が40億1266万円なんですよ。削減しなかったら、今現在36億2329万円になるんですよ。そうすると、その差額は3億8937万円になるんじゃないですか。6億というのはどういう数字でしょうか。

○議長（小座野定信君）

総務課長、挙手をしてからお願いします。

総務課長 雨貝高雄君。

○総務課長（雨貝高雄君）

失礼しました。24年度減額をしなかった場合であれば、今、佐藤さんが言われましたように3億8939万7000円になります。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

今私が言ったのは、当初予算だとかなり下がるんです。今言ったように6億5256万円です。削減しなかった場合でも3億8937万円が平成18年度と比べると減なんですよ。そうしますと、18年度と21年度の、例えば給与削減しなかった場合は、何%ぐらいの削減になるかということ、10%を超えているわけですから、18年度と比べると。

それで、お聞きしますが、平成22年度、もう決算は出ていますね。平成22年度の決算の人件費の合計は幾らでしょうか。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

22年度の決算でございますが、38億6256万でございます。

以上です。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

そうしますと、平成22年度の決算対比でいきますと、今回の22年度の決算と比較して、削減がなかった場合は幾らになりますか、対比で。幾らぐらい人件費が削減されたことになるでしょうか。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

総務課長のほうで答えをいたしますので。

○議長（小座野定信君）

速やかなる答弁を求めます。

[発言する者あり]

○議長（小座野定信君）

まだ指名しておりません。挙手を願います。

総務課長 雨貝高雄君。

○総務課長（雨貝高雄君）

2億3927万5000円になります。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

そうしますと、22年度の決算対比で今、給与削減がないという場合でも、どのぐらいのマイナスになるかということなんですけれども、これは今、22年度の決算と、24年度の削減がなかった場合にどれぐらい削減されたことになるでしょうか。何%ぐらいになると思いますか。

○議長（小座野定信君）

速やかに答弁願います。

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

総務課長のほうで答えをいたします。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

暫時休憩をお願いいたします。

○議長（小座野定信君）

暫時休憩します。

休 憩 午後 3時11分

再 開 午後 3時18分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして会議を開きます。

答弁を求めます。

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

6.6%でございます。

以上です。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

18年度の決算と比べまして10.7%、これは計算の仕方によって変わってきますが、分母を18年度の決算の金額、そして分子を平成24年度にした場合には9.7になるんですが、削減の率にした場合には10.7というようなことで、今述べましたように平成22年度の決算と比べても6.6%下がっているというのが実態なんですよね。そうしますと、今回の提案ですと平成22年度決算で示された内容からいうと、3億2027万になるのが補正予算の金額だと思うんですよね。

私は、人員も減っているし、また相当人件費も減っているということになります、市長の目標とする職員数及び人件費の削減というのはあるのでしょうか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

5%やればいいのか10%やればいいのかというような話ではありませんし、行財政改革は飽くなき追求ということで、今のところ、とどまるところを知らない徹底した削減をやっつけていかなくてはならないわけでありまして。私も、就任しまして国保とか、斎場が一番明確であります、斎場はこの経費が……

○議長（小座野定信君）

市長、本題のみにしてください。

○市長（宮嶋光昭君）

いや、関連でありますので言わせていただきますが、すべて100%に数字が出ているものについても、すべて100%いけばいいということではなくて、斎場については、私の期待したものの3分の1ぐらいしかできておりません。また、国保については、土浦並みにしたいのでありますが、なかなかそれも達成できないと。

人件費については、勸奨制度等も使いまして、予想以上に進んではおりますが、これはこれで徹底して今後とも進めていくと。そういう中での今回の人件費削減であります。まだまだ、本来であれば国家公務員並みの削減を目指したいわけでありまして、率においても国家公務員並みにしていきたいところでありまして、その5割減というところで提案をさせていただいているところでございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ということは、職員数も人件費の削減についても、目標とするものはないと。際限のない削減だということですか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

ある意味で、そういうことも言えると思います。しかし、際限がないといってもゼロになるわけではありませんし、おのずから限度があるわけです。職員数等については、早急に削減計画を作成するよとということとを事務方に言っているのですが、先般も協議しましたが、まだちょっと見通せない状態でありまして、平成25年度の、今年度後半についても消防職3人とか、来年度についてもとりあえず暫定的に11名程度の新規採用をしようということを決めたところですが、しかし、職員数の削減目標についても、今のところ走りながら考えている状態で、まだ正式に決めたものはございません。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

そういう意味では、職員の人数については計画を出すように指示をしているということで、市長の任期の間にどのくらい削減するかというのを出す予定だということを確認したいと思えますけれども、さきの古橋議員の一般質問に、市職員の給与の削減幅を引き下げたことについて、バーゲンセールだというふうに述べましたよね。市職員の給与削減についてバーゲンセールという、そういう認識というのはいかがなものかと思いますが、実際そういうふうな認識でいらっしゃるかどうか、再度お尋ねします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

3月提案から比べれば5割引きということで、そういう言葉を使わせていただきましたが、いわゆる給与削減についてそういう言葉が適切でないとするれば、取り消させていただきたいと存じます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

きょうも、組合等の全員協議会の中でお話を聞いたんですけれども、委員長は、我々の人件費はバーゲンセールというような扱いにしてもらっては困るというようなことを発言しておりました。やはり市長としては、バーゲンセールという発言は取り消したほうがよろしいかと思いますが、それは確認できますか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

改めて、そういうことであれば取り消させていただきたいと存じます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

そういうことで、真摯な組合との交渉というのを組合が求めております。

次のほうの質問は、組合の協議についてであります。組合のほうは、たびたび申し入れをしている中身について述べておりますが、給与の削減の実際の中身というか、なぜ給与削減が必要なのかという点での十分な説明がされていないというふうに言っているんですが、そういう点での認識はございますか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

過去、相対交渉で5回やっておりますし、文書によるものを入れれば7回、8回となるわけですが、組合に対しては、この現下のかすみがうら市の財政の状況等をお話しいたしまして、大変厳しい状況であるということをお願いをしております。さらには、単にかすみがうら市の財政だけでなく、納税者の立場、給与の官民格差を踏まえた納税者の気持ちを推しはかるときに、今の水準では余りにも職員が優遇され過ぎているというふうに私は考えております。納税者の観点から、そういうことを組合にお願いをした経過がございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

官民格差を強調しているということですか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

もちろん、納税者の、税金を納める人の立場に立ってみれば、現在の給与構造というのは余りにも官庁側が優遇されているというのは、あまねくほとんどの人の一致するところでございまして、それを無視した給与水準というのは私はあり得ないと、そういうふうに思っております。それが国を動かした今回の国家公務員の給与改定であると思っております。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

国家公務員の給与改定は、また別なんですよ。あれは本当に憲法違反の疑いがあるというふうに私たちは主張していますし、また国家公務員の組合もそういうふうに、人事院勧告を無視したやり方だということ憲法違反の疑いがあるというふうに言っております。復興財源といえども、やはりきちっとした人事院勧告なり、そういうものも含めてやるべきだというふうに言っているわけです。

ところで、市長は今回、期限を平成25年3月31日までにしましたね。これに対して、平成25年3月31日までにした理由は何か、改めてお伺いします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

ことしの2月29日に国で国家公務員の給与改定をやったわけでありますが、その際に、その後、政府から地方自治体においてもこれに準ずるべきであるというような趣旨のお達しがありました。それに従うかどうかについては、地方自治体の、基本的には全く国と対等でありますから、これをやるやらないは自治体に任せられているわけでありますが、そういったことを受けての動きが自治体に出た場合、もちろんもう既にやっているところもあるわけでありますが、茨城の近隣自治体でそういう動きが今後出る可能性も踏まえて、今後の推移をとりあえず来年の3月までを一区切りとして見ようと。そういう意味で、25年3月を一たんの区切りとしたものでございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

4月25日の職員組合に対する回答というか、特例措置について市長は、今後、近隣自治体で先行する国に準じる動きが出た場合には再協議することを前提に、できるだけ早い時期に給与の削減を行いたいと考えておりますというふうに文書で通知を出しております。ということは、今言ったように近隣自治体、県の人事委員会ですか、そういうところからの削減があった場合に、そのときに、そういうことも想定して来年の3月31日までだというふうにしたんでしょうか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

全くそのとおりでございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

あと、職級については、近隣の土浦市と同様にする必要があるというふうに当初述べましたが、今また新たな変化があったというふうに聞いておりますが、それについてはどういうことでしょうか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

職務級については、私も今ちょっと聞いたんですが、土浦が8級まで設けたということでありますが、その情報は私は持っておりません。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

5月15日に市長が執行委員長にあてて、職務級について、近隣の土浦市と同等にするために一部職務の級の見直しの調査を行うとお知らせしたところですが、土浦市に確認したところ、平成24年4月に職務の級の改正を行い、課長級以上の職員の職務の級が当市と同等以上とされたため、当面見直しは行わないことといたしますと書いてありますが、市長、これ、市長が出したやつなんですけれども、その点どうなんですか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

7級までについては認識はあるんですが、今、8級を土浦市が設けたという話を総務部長がするものですから、それについては認識をしていないと。7級までについては、土浦市とかすみがうら市は、従来同じ課長級が土浦市の場合は1級下だったわけです。これは県内を見ると、いろいろばらつきがかなりあるみたいです。課長が5級なのか6級なのかについて半々ぐらいの率だというふうに聞いていますが、土浦市はかすみがうら市より1級、1ランク下だったんです。それを土浦市が今度、逆にかすみがうら市と同様に引き上げたという話は聞いておりますので、当面、かすみがうら市が逆に土浦市に合わせるということはないよと、そういう職組に文書を出したことでございます。

ただ、8級については認識がございません。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

7級プラス8級が土浦で設けられたというふうに言ったことについても、ここではわかりませんが、いずれにしても、7級職の段階では土浦との差はなくなったというふうに認識して、当面職務の級の見直しは行わないということによろしいですか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

そういうことでございます。

ただ、8級については私も未確認なので、今、8級までの条例を改正したというふうに総務部長が言っておりますが、私自身も確認をしてみたいと思います。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

それから、組合のほうは団体交渉について、市長がマスコミを入れて交渉しろというふうに言っておりますが、マスコミ報道にこだわる理由は何でしょうか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

団体交渉の経過の中で、職員組合が、私から言わせれば全く理不尽であるというようなことを

言っております。例えば、厚生労働省の発表している民間労働者の給与と公務員と同程度の人の給与水準、そういうものを全く認めようとしなないという考え方は、その一点張りで、そういうことのために交渉が前進しないわけでありまして、果たしてこういう考え方が今の職員組合、公務員の組合の中であまねく広まっているとすれば、これは私は問題だと。こういう職員組合の意識というのは、やはりきちんと世間に、表に出して評価を受けるべきだと、こういうふうに私は強い思いを持っております。

ですから、政治は納税者のためにあるのでありまして、その上で成り立っているわけです。それがいつの間にか官庁指導の政治、行政になっているということに対して、私はもともと憤りを持っております。政府でも、これはそういう話になっておりますが、そういったことから、やはりきちんと報道機関にも見てもらいたい。本当は市民公開でやるべきだと。本当の最後の詰めになったら、これは秘密会議でもいいとは思いますが、そういう今の現状認識について、私どもと職員組合の認識が全く違っている。こういうことについては、市民あるいは報道機関にきちんと不正性をわかっていただくために公開でやっていただきたいと、こういうふうに申しているところでございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ということは、マスコミを活用して今の職員組合の主張のあり方を問うということを目的にしているということですか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

マスコミを道具にするようなつもりはありません。もともとは市民の方に見てもらいたいわけでありまして。ですから、傍聴人を、マスコミであろうと、市民であろうと、みんなに自由に聞いていただきたい、そういう思いからで、しかし、市民一般に公開するということになる、最初そういうお話で職員組合には申し入れをしたのでありますが、それはだめだという回答があったので、それでは市民に広く知ってもらうための手段としてマスコミを入れてもらえないか、報道機関を入れてもらえないかと、そういう今、話をしているところでございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

いずれにしても、職員組合が逆に、真摯な市長の回答を求めている、それが無いというのは1つ大きな、交渉が進まない原因だというふうに言っております。マスコミを通じて市民にその実態を知らせるという行為よりも、市の職員をきちんと信頼しながら行政を進める。特に、私は何回も言いますが、今、市長がなすべきことは山ほどあるわけですから、市の職員をきちんと全体の奉仕者としての公務員としての役割を果たさせるために、そのためにリーダーシップを図ることが必要なんじゃないでしょうか。やはりそういう立場で指導していく。

今、人件費も大幅に下がっております。私は、人件費を削ることには反対でありますよ。何で

もかんでも人件費、これは人件費が行政の大きなサービスの根拠ですから、そういう点では意見は違いますが、やはり市の職員をきちっと住民の立場に立った、そういう仕事をさせていくというリーダーシップを発揮する。組合に対して、こういう自分の主張と組合側との折り合いがないからといって、そこで組合に対してまともな回答をしていないという形になると、やはりみんな心配しているわけです。

そういうことを、やはり逆な意味で市の職員を大きな目で見え引張っていくというふうなことをぜひ考えていただきたい。そのことを要望しまして、質問を終わります。

**○議長（小座野定信君）**

8番 佐藤文雄君の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終了いたしました。

そのほか、質疑はございませんか。

6番 小松崎 誠君。

**○6番（小松崎 誠君）**

先ほど佐藤議員からも、今回の一般質問での答弁の中で、市長が、今回の職員給与カットの率はバーゲンセールであると。それで、市長は訂正をいたしますと言われましたけれども、できれば訂正とおわびという形で言うていただきたかったなと思います。

それで、このバーゲンセールという発言に対しましては、市長の立場の前に人間性の資質そのものが問われるのかなと思います。あの3月11日の災害のときも、職員は昼夜を惜しまず一生懸命復旧対策に走り回っておりました。それを統括する市長が、バーゲンセール、こういう発言はいかなものかなと思いますよ。約3万6000人の有権者であるかすみがうら市民がどう感じるか。この市長の発言を妥当な発言と市民は決して思わないと思いますよ。それについて再度、市長のご意思を確認したいと思います。

**○議長（小座野定信君）**

市長 宮嶋光昭君。

**○市長（宮嶋光昭君）**

当初の3月提案は約8%の水準であったわけでありましたが、それを4%にしたということは50%引きと。50%引きというのがそういう表現になったわけでありましたが、50%というのは確かにそういう表現も当てはまるかなという認識であったわけでありましたが、不適切であったということで取り消させていただきました。それは表現の仕方としてまずかったかなと反省をいたしております。

**○議長（小座野定信君）**

6番 小松崎 誠君。

**○6番（小松崎 誠君）**

ですから、職員に対してもそういうおわびの気持ちというのはないんですかと聞いているんです。もう一回お願いします。

**○議長（小座野定信君）**

市長 宮嶋光昭君。

**○市長（宮嶋光昭君）**

しつこくおわびしろと言われれば、おわび申し上げます。

[笑う者多数]

○議長（小座野定信君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

まあ、その程度のものでしょうかね。宮嶋市長はその程度のものでしょうか。何かしたり顔のような顔をしていますけれども、もうちょっと誠実に答えてくださいよ。

質問に入りますけれども、3月定例会及び臨時会におきまして、職員給与の改正理由は、国家公務員の給与の改定に準じた措置として、本年4月から2年間、職員給与の削減措置を講ずるものであると提案がありました。つまり、前回の削減率の根拠は国に準じた削減率、7.8%カットを採用して提案されたということでもあります。

そこで、伺いますけれども、今回の提案理由は、議会冒頭の説明では、等級に従って単に5、4、3%を削減するという理由のみでありました。私が確認したいのは、3月の削減率の半分として5、4、3%の削減率を提案しておりますけれども、市長の言う2分の1について、その削減根拠とその理由について説明を求めたいと思います。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

3月のときは10、8、6という削減率であります。これは7.57%ですか、7.57%を級ごとに配分すると10、8、6という削減率になるわけでありまして、その前に、さっきも言いましたけれども、2月27日に上程してあった削減率は10、8、6ではなくて10、9、8、6だったと思うんですが、ちょっと内容が違っていたんです。それを3月8日に出し直させていただいたわけですが、それは国の制度をこの際、援用したほうが、いわゆるパクってきたほうが後々近隣でそういう流れになった場合に、将来の合併等も踏まえて、整合性が図れるだろうと。そういう配慮から、国の10、8、6というものを援用してきたわけです。その今回そっくり半分でありますから、5、4、3と、そういう数字になったということでもあります。

○議長（小座野定信君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

全く根拠と理由が示されていませんよね。簡単に言えば、バーゲンセールだと言ったほうが早かったんじゃないんですか。今、市長が言われたように、3月議会では、今回やるのであれば、かすみがうら市が従来独自に考えていた削減案ではなく、国の示したものに準じたほうが、後々整合性等の問題で結果的によくなるというふうに、全く同じことを言っていたんですよ、市長はね。この答弁からすると、今回の5、4、3%はかすみがうら市の独自案であり、前回の提案理由とは異なるものと考えます。

また、市長のブログでは、今回の提案は財政危機、官民格差の是正という提案であるということですが、一方、3月議会の答弁にあったように、市長は明確にかすみがうら市は独立した自治体であるということを認めております。ならば、ギリシャやイタリア、そして我が国の財

政の話ではなくて、市長の言うように独立した自治体であるかすみがうら市が財政危機であるかどうか説明を果たすべきだと思うんですけれども、いかがでしょうか。財政危機であるならば、常識的には財政再建団体として認定されるわけでありましてけれども、それはまだなっていませんよね。その辺の根拠、数字をもとに説明していただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

5、4、3というのが根拠がない数字ではないかということではありますが、これは3月に出していた10、8、6の提案のときに申し上げました官民格差の是正であるとか、あるいは財政危機に対応するものであるということの流れの中にあるわけですね。今回、それを半分、50%に落としたと。それをバーゲンと言ったわけですが、それを50%に落としたということは、前にもお話をいたしましたように、10、8、6の水準に、ここまでやってくれと言っていたのでは、なかなか職組の理解も得られないということで、単純にそれを半分にして提案したという、ただそれだけのことでございます。

また、10、8、6の根拠はどうなんだということではありますが、それは再三申すように、厚労省の調査によっても、少なくとも十二、三%の官民格差はあります。さらに、かすみがうら市で言えば、先般もお話ししましたが、かすみがうら市職員は563万です、平均給与、43歳。かすみがうら市の同じく43歳の市民の給与生活者の平均収入は415万です、概算ですが。それは職員が入っての、公務員が入っての415万ですから、かすみがうら市の平均収入にあらわれている税務課のデータから公務員だけを除いたら、土浦に勤めている人、国に行っている人、石岡に行っている人も含めて計算したら、恐らく300万台になるのは間違いありません。一方、かすみがうら市の職員は560万ですから、そういった官民格差がある。これを私は官民格差を是正と、こう言っているわけです。

もう一つ、財政危機じゃないんじゃないかということでもあります。財政危機は、本当に完全にイタリアやギリシャみたいに、破綻してから騒いだってしようがないです。あるいは、夕張みたいに、破綻しちゃってから騒いだってしようがないんです。現に今、かすみがうら市が年間150億の中で、140億ちょっとしか、概算ですが、収入がないわけです。毎年8億ないし10億の臨時財政対策債で支出を賄っているわけですが、これは家計に置きかえたら、給料をとっている以上の生活をしているということですから、これは早く改めないで、その積み上がった借金がことしいっぱい80億になるわけです。こういう事態を私は財政危機と呼ばずして何と呼ぶかと、私はそういうふうに皆さんにお訴えしたいと思います。

○議長（小座野定信君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

市長の財政危機と言われていることがよく理解できないわけでもあります。

ちょっと角度を変えて、そこまで財政危機とおっしゃるならば、財政の破綻時期はいつなのかというのを教えてもらいたいですね。今、ことし3月に8億円の基金を積み立てて予算を計上し

ているんですね。23年度からの繰越額が5月末で11億円に達したということを聞いております。つまり、一般会計約150億円に対して、合計19億円もの資金が累積したことになるわけです。この基金積み立てや繰越額をもっても財政危機であると言うならば、かすみがうら市はいつ破綻するのか教えてください。平成25年度ですか、26年度ですか。破綻する時期を教えてください。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

繰越金と基金の問題であります。繰越金が、一般会計では7億ぐらいであります。一般会計だけで申しますと150億のキャパでやっているわけです。150億のキャパでやっている、その中で7億や8億の繰り越しがなかったら、回っていかないと思います。

これ、自分の家計を考えてみれば、よくわかると思います。年間500万なら500万でやっていますね。500万のせなかで3月31日に締める。その時点で1カ月分が、500万だから40万ちょっとですね。それが20万しか繰越金がないということですから、50万の収入の人が20万しか収入がないということです。かすみがうら市の150億の予算の人が7億の繰越金を持っているということは、家計に置きかえたら、500万の人が20万か25万ぐらいの繰越金しか持たないということです。3月31日で切ったら。4月30日でも同じだと思います。だから、繰越金なんていうのは、そのぐらいあって当たり前で、繰越金がゼロなんていうことは、そんなことをやっていたら会計が回りません。

それから、基金であります。基金はまちづくりの復興基金ですね。復興基金だって7億ぐらい、今積み上がっています。これは特別交付金なんかが3月に来たので、復興のための交付金なんかが来たので、7億、まちづくりの復興基金として積んであります。一方で、340億の借金があるわけです。基金も全部合わせると30億とか40億の規模になると思うんですが、これはどこの家計だって同じことだと思うんですよ。片方で住宅ローンを抱えていて、片方で多少の定期預金は持っていると思います。だから、定期預金をゼロにして住宅ローンを全部返しちゃうというやり方もあると思うんですが、それはあると思います。しかし、かすみがうら市の340億の借り入れ、臨時財政対策債の70億も含めてですね。それは、返済時期が決まっていて繰上償還や何かができないものもあります。繰上償還ができるものは、以前に借りた高い金利のものもあります。そういうものは極力繰上償還をして、早く借金は減らして、基金で安い金利で積んでおいたって意味がありませんから。しかし、財調基金であるとか繰上償還に使えるような基金は、340億の借金に比べたら、ほんのまだまだ少ないものである。7億の基金があるから安心だなんていうことは、全然ないんです。

では、いつ破綻するか。国だって、いつ破綻するかというのは、これはわかりません。破綻はあるとき突然来ますから。国債の信用度というのは、あるとき突然来るわけです。国の破綻が来たら、市だってもちろん混乱しますし、今、市単独で、じゃ、いつ破綻するんだという話ですが、市単独でこんなことをどんすかどんすかやっていったら、これだって、市の場合は国債みたいなものを出していないですから、市場に出回っている債権は出していません。銀行から借りていますから、突然破綻するということはありません。しかし、国が倒れて、銀行がおかしくなって、銀行から早く返してくれよと言われてたら、アウトになっちゃいます。

だから、いつ破綻するかなんていうことはだれもわからないわけです。わからないけれども、こういう事態を財政危機としてきっちりと認識を議員さんも持っていたらいいかと、今の小松崎さんのようなお考えだと、むしろ私は市民のほうが危機感を持っているのではないかというふうに思います。

○議長（小座野定信君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

なかなかかみ合いませんけれども、私の記憶では、財政調整基金でも11億円ぐらいあるということで、そういったものを崩して借金返済すればいいじゃないですか。340億あると、ずっと言っていますけれども。私が言っているのは、そういう外国や日本の話でなくて、我が市のことを言っているんですよね。市長は、かすみがうら市が危機だと、いつも公言していますよ。市民はそれを信じています。どれくらいの割合か知りませんが、少なくとも市長を応援した人は、それくらいの人は信じているんじゃないですかね。ですから、市の最高責任者としての市長は、説明責任を果たすことが大事なのではないかと思います。

そこで、再度質問しますけれども、もう一度聞きます。いつ破綻するのか。おおよその破綻時期も示さないで、破綻する理由も説明できないで、財政危機に陥っているかのようにいつも答弁を繰り返します。ただ、市民に危機感をあおっているだけとしか思えません。つまり、全く根拠のない発言を、公的立場を利用して流布していると言わざるを得ません。もう一度、市長、責任ある答弁をお願いします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

繰り返になってしまうので、破綻時期についてはナンセンスな議論だと思いますので、よしますが、納税者はもっと厳しい感覚を私は持っているのではないかと思います。

○議長（小座野定信君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

では、先へ進みますね。

市長は、またことしの3月の議会で、これまで職員組合と仲よくすることが財政危機を招いたと答弁しているんですね。覚えていますよね。そのような発言をするのであれば、より一層財政危機の根拠を職員組合に提示すべきと思うんですけども、いかがでしょうか。その説明ができないのであれば、この答弁を訂正すべきであると思いますし、明確な答弁をやはりもう一回求めたいと思っています。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

職員組合と仲よくするというのがもし議事録にあるのであれば、それは職員組合の理屈を認めてきた。官民格差はないんだよとか、財政危機じゃないんだよとか、そういう、小松崎

議員と同じような職員組合の主張を認めてきた今までの行政政治あるいは執行部が、こういう事態を招いたと。それはかすみがうら市だけでなく、日本全国あまねく言えるのではないかと、そういうふうな認識をしております。

○議長（小座野定信君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

これ以上財政危機のことについて質問しましても、市長からの責任ある答弁が得られないと思いますので、次の質問に入ります。

また3月の議会での話になりますけれども、市長は、「私はあくまでもかすみがうら市は独立した自治体でありますから、従来かすみがうら市はかすみがうら市で考え、独立したきちんとした対応をこの財政危機に対処する」と答弁しております。ならば、独立した自治体だからこそ、地方分権の趣旨にのっとって現下の財政状況を誠実に直視した上で、財政危機であるとの説明責任を果たすべきであります。しかし、今の答弁においてもなされておられません。つまり、独立自治体だからこそ職員組合が存在するわけであり、さらには市独自の引き下げならば、より説明責任が求められるわけでありますので、時間をかけても丁寧な説明を行い、合意形成に導くべきことが市長の責務であると思っておりますけれども、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

職員組合との交渉であります。私は団体交渉だけで5回やってきたわけではあります。その5回の交渉経過を振り返ってみますと、全く進展が見られないわけです。主張も平行線。これは、これ以上続けても不毛であるということで、文書による交渉に切りかえたわけではあります。公開ができれば続けたわけではあります。公開ができないということでもありますから、不毛の交渉をやっても仕方がない、文書でやったほうがいいたろうということで、今、文書でやりとりをしているところでございます。

○議長（小座野定信君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

また3月議会での話になりますけれども、市長は、「職員組合との話し合いですが、過去5回にわたって実施をしてまいりましたが、一步も進んでおりません。私から言わせれば、進んでいない原因というのは、職員組合がいわゆる官民格差を認めようとしなないわけです」と答弁しております。今言ったとおりですね。

我々議員は、職員組合から経過の事実をヒアリングいたしました。その結果、組合からの質疑や質問に対して、市長は一切回答していないという話がありました。先ほど財政危機の理由を質しても、明確な答弁が得られない状況であります。このような状況では、到底回答はできないと思います。つまり、5回の協議と言いますけれども、正しくは5回の要求のみを行ったのではないんですか、市長。組合からの質問には一切回答していないというのが事実即した正しい表現だと思いますよ。つまり、市長の言う協議とは、一方的な要求を指しているのではないんですか。

これでは労使協議とは言えないと思います。命令や押しつけではないのでしょうか。この点も再度伺います。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

命令や押しつけがきくのであれば、それは簡単なんですありますが、そんなことが今、通るわけはありませんから、こっちからいろいろ主張しているところです。今、小松崎議員が職組からのヒアリングとして官民格差の問題についても私が交渉において言及していないかのような、あるいは財政危機、この困難な財政状況を説明していないかのようなヒアリングを小松崎議員が行ったとすれば、それは小松崎議員の聞き間違いか、あるいは職員組合の言い間違いか、それしか私には考えられません。

○議長（小座野定信君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

職員組合のほうでは、どのように市財政の安定と市民サービスの向上を図るか、財政指標等を用いた具体的な理由、給与減額の理由の明確化などを市長に求めているわけです。しかし、何の回答もない、説明もないと言っているわけです。なぜ市長は説明や回答をしようとしなないのでしょうか。幾らでも文書による回答ができるはずだと思うのであります。それも全くしていない。片や、職員組合には、「議会への提案については労使合意を基本として対応する」、また、「貴組合と誠意を持って交渉に臨み、その結果を尊重していく」という考え方を示しております。これらの姿勢を見ると、考え方に一貫性がなく、相反した姿勢が見られるわけであります。端的に申せば、労使交渉を行う考えが全くないと言わざるを得ません。

そこで、改めて確認いたしますけれども、組合との合意に向けて、根拠を明確にして、しっかりとした論理の合った粘り強い交渉を行うことが市長としての責務ではないかと思えます。そのために独断や威圧を防止するために各種の法令があると思えます。この点についても見解を聞きたいと思えます。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

職組のほうの要求について、今後も引き続き、具体的な要求があれば示していきたいと思えますが、今まで口頭による、交渉の中で十分そこらのことについては、私は論は尽くしたというふうな認識をしております。しかし、再度点検をして、必要があれば回答をつくっていききたい。文書で引き続き交渉をしていききたいと考えております。

○議長（小座野定信君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

最後になりますけれども、ちょっと所感を述べて終わりたいと思えます。

行政や議会の判断は、すべて恣意的に行われぬよう公正を期すため、各種法令が整っており

ます。法の目的は、一般的常識に基づき、紛争が生じないよう手続が定められているものであります。このことを市長も執行部も再認識した上で、これらの手続にのっとり、そして合意形成に向けて努力するのが市長としての責務であると考えます。

本提案に対し、3月の総務委員会においても、地方公務員法の手続、労働契約法の手続、そして判例の判断などの質問がありましたが、明確な回答はありませんでした。そして、山口前総務部長が再三にわたって繰り返す答弁は、議決により決定されるというものであります。これをありていに申せば、法的な手続を欠いているから議会の議決責任で判断してくれという答弁であります。

労働基準法においては、労使合意なく一方的に使用者側が労働協約を下回る就業規則を作成することは、労働基準法第92条第1項に違反するとも示されております。つまり、提案者が合意形成の責務を放棄していることは、既に提案要件そのものが欠落していると言わざるを得ません。また、議会は労使交渉もなく、労使合意のないことも既に確認しております。それを知りつつ安易に議会が可決したとすれば、裁判の判例で示されているように労働条件の一方的な不利益変更の議決責任が発生することとなります。そして、議会は不当の烙印を免れないでしょう。現下の状況を踏まえた場合、余りに一方的、恣意的な提案であり、提案要件が整っているとは到底思えません。したがって、このような状況で提案すること自体、時期尚早であることを強く指摘いたします。

最後に、本条例に伴うリコール運動は、議会に対し、このような法的判断を許さず、白紙委任状の提出を要求しているようなものであります。我々議員一人一人は、議決には重い責任があることを真剣にとらえ、判断していくべきものと認識しております。

以上で質疑を終了いたします。（拍手）

**○議長（小座野定信君）**

6番 小松崎 誠君の質疑を終わります。

暫時休憩します。おおむね5分ほどです。

休 憩 午後 4時15分

---

再 開 午後 4時24分

**○議長（小座野定信君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

そのほか、質疑はございますか。

10番 鈴木良道君。

**○10番（鈴木良道君）**

大分皆さんお疲れのようですが、少しの間、ご辛抱願います。

それでは、佐藤議員、小松崎議員に続きまして、質問をさせていただきます。

3月定例会の総務常任委員会でも伺いましたが、条例改正の出発点である財政危機について再度確認をいたします。

市のホームページでは、平成22年度の財政健全化判断比率及び資金不足比率について公表がなされております。その4つの指標のすべてが健全であり、さらに資金不足額もないとして監査委

員の監査も終了し、議会にも報告され、そして市はそれを市民に公表しております。

そこで、市長公室長に伺います。

平成23年度の実質収支額も踏まえ、平成24年度にこれらの指数が急激に悪化したり、資金不足が生ずるような状況なのか、イエス、ノー、つまり悪化する悪化しないでお答えください。

なお、悪化するとすれば、その内容について説明を求めます。

○議長（小座野定信君）

市民公室長 川尻芳弘君。

○市長公室長（川尻芳弘君）

端的に悪化するか悪化しないかと申しますと、現在のところ、悪化はしないというふうに考えております。ただ、3月議会のときに財政課のほうから財政見通しというものを出していると思います。それですと、右肩下がりでどんどん下がっていくような状況になっております。

今までの一番、自分として、ちょっと余計なことになるかもしれませんが、予算編成の歴史を見ると一番わかると思うんです。一番最初は、予算編成について各課からの積み上げ方式で予算編成をしておりました。歳出が非常に多くて歳入が少ないというような状況の中で、枠配方式に変わりました。それから、枠配方式から、現在、事業型枠配方式というふうに予算編成の歴史が変わってきております。それを見ますと、かすみがうら市だけではなくて、今後どんどん財政が悪化していくと。悪化していくのはわかるんだけど、悪化していくのをどうしたらいいかというのが私たち財政課の仕事だと思っておりますので、起債事業、国・県補助金事業、そういったものを活用しながら、悪化しないようにするにはどうしたらいいかというようなことで運営していきたいと思いますが、何分とも役場だけでなく議員さんの協力を仰いで進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小座野定信君）

10番 鈴木良道君。

○10番（鈴木良道君）

現在のあれを聞いているんです。現在は悪化していないか悪化しているか。

○議長（小座野定信君）

市民公室長 川尻芳弘君。

○市長公室長（川尻芳弘君）

先ほど悪化しないというふうに申し上げましたけれども、実際数字が出てくるのは夏場の決算統計をしてからでないと、実際の数字が出てきませんので、実際の数字は、そのときにならないとはっきりとしたことはわかりませんが、端的に申しまして、23年度から24年度への数字の変化というものが余り考えられませんので、先ほど悪化しないというふうに答えた次第です。

○議長（小座野定信君）

10番 鈴木良道君。

○10番（鈴木良道君）

それは悪化しないということなので、健全財政であると理解してよろしいですね。

○議長（小座野定信君）

市民公室長 川尻芳弘君。

○市長公室長（川尻芳弘君）

現在だけでの判断ですと、そうなります。

○議長（小座野定信君）

10番 鈴木良道君。

○10番（鈴木良道君）

それでは、次に3月定例会、これは総務委員会なんですけど、伺いましたが、数字の根拠として質疑をいたします。

平成24年度当初予算において、人件費の減少総額は前年度対比3億7000万、平成23年度退職者に伴う人件費の減少分は約2億700万、給与改正による給与カット分は約2億4000万に上がりますと。つまり、人件費は十分過ぎるほど減少しております。

そこで、伺いますが、まず退職者の2億700万は、主にどのような経費に充当したんですか。また、今回の提案による平成24年度7月から平成25年3月までの削減額約8,000万については、主にどのような経費に充当するのか、市長公室長に伺います。仮に、財政当局として、一般財源であるとの理由により色がつけれないとすれば、わからないで結構でございます。

○議長（小座野定信君）

市民公室長 川尻芳弘君。

○市長公室長（川尻芳弘君）

一般財源でございますので、どこにつけるといふものは認識しておりません。今後とも一般財源をうまく活用して運営していくという次第です。

以上です。

○議長（小座野定信君）

10番 鈴木良道君。

○10番（鈴木良道君）

退職分の経費をどこに充てたのかは、色がつけれないというようなことでございますので、それはわかります。しかし、職員給与の減額分は使途を明確にすべきであります。当初、職員組合に対する公表では、国保税の制度改正に充てるとし、それが可決されると、次に中学3年生までの医療無料に充てるとし、そして国家公務員の制度改正に準ずるとし、これを裏づけるように、本年5月15日の市長から職員組合あての文書に、財政状況の改善が記されております。

一方、ある議員の一般質問でもありましたように、平成23年度分の全会計の実質収支額、つまり繰越額は、先ほども小松崎議員のほうで質問でおっしゃいましたが、11億に達しております。これらの数字の裏づけからしても、財政状況の改善ではなく、単なる資金確保のみが目的となっているのではありませんか。だからこそ、あてがう先もはっきりとせず、毎回提案根拠がころころと変化をしているのでございます。

そこで、伺いますが、提案理由の本質である、何をもって、どのような数字を根拠とし財政状況の改善と言うのか、まず説明を求めます、市長公室長。

○議長（小座野定信君）

市民公室長 川尻芳弘君。

**○市長公室長（川尻芳弘君）**

今、私たち財政課では、先ほど佐藤議員のほうから質問がありましたとおり、24年度当初予算の段階で予算のほうは可決されております。ただ、条例が否決されて24年度当初予算の段階で、その当時2億4000万の歳入欠陥というようなご説明をしたかと思えます。2億4000万の歳入欠陥をいつ、どの時期に補うのかというふうには頭の中では検討してございます。

先ほど24年度補正予算の中で、佐藤議員の質問の中ではっきりわかったんですけども、あと8100万7000円ほど、当初予算と比較すると、まだ財源が不足しているというふうに今、認識しております。どのようになったら財政がよくなるのかということでございますけれども、あくまでも私たちは、先ほど鈴木議員からありました健全化の指標が4つほどございますけれども、その判断しか今はないのかなというふうに考えております。その指標がもっとよくなればよくなった、基準より悪くなっていけば悪くなったという認識でございます。

以上です。

**○議長（小座野定信君）**

10番 鈴木良道君。

**○10番（鈴木良道君）**

それでは、最後になりますが、条例提案に当たっては、減額理由、減額期間、減額の幅、さらには減額をされた財源をどこに使っていくのか、既定経費が不足している状況、他の手法では財源確保ができないとの理由など、具体的かつさまざまな観点から説明責任を果たし、その上で労使合意を得て、減額提案をされるべきであると思えます。

そして、なぜこの財政状況で削減しなければならないのかという明確な提案がないのであります。つまり理由がわからないから、労使協議も進まず、議会の議決が得られないわけでありまして。はっきり申せば、本提案は労使間の対等の立場における合意ではなく、根拠なき職員給与の削減のみが先行していっていると言っても過言ではありません。つまり、説明責任を果たせるような根拠を整えて提案するよう、質疑を終了いたします。

以上です。

**○議長（小座野定信君）**

10番 鈴木良道君の質疑を終わります。

ほかに質疑はございますか。

2番 岡崎 勉君。

**○2番（岡崎 勉君）**

議案、同じく41号について、それぞれ小松崎議員や鈴木議員が話したのと重複しますが、確認の意味でもう一度質問をさせていただきます。

今回の提案に伴い、組合との労使交渉はなされたのか、具体的に削減の理由、交渉回数、交渉内容について報告を求めます。あわせて、これまでの組合からの質問に対し具体的な回答してきたのか、あったのかないのか、イエスかノーで総務部長に答弁を求めます。よろしくお願いいたします。

**○議長（小座野定信君）**

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

先ほどから何回か市長が答弁しておりますが、交渉過程において、その財源を確保して、それをどのように活用するかというような明確な文書での回答は、手元にあるのでは、ないのではないかとこのように考えます。

以上です。

○議長（小座野定信君）

2番 岡崎 勉君。

○2番（岡崎 勉君）

ないということによろしいですね。それでは、そういうふうに理解します。

市は、組合に対して、「議会への提案については労使合意を基本として対応する」、「貴組合と誠意を持って交渉に臨み、その結果を尊重していく」という回答を提出しております。この労使合意を基本として対応するとは、どのようなことなのか、その趣旨について総務部長に説明を願います。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

地方公務員における交渉制度というのがございます。交渉の法的性格でございますが、職員団体がその構成員である地方公務員の勤務条件の維持・改善を図るため、地方公共団体の当局との間で行うものでございます。書面による協定は、「当該地方公共団体の当局及び職員団体の双方において、誠意と責任をもって履行しなければならない」、地公法第55条第10項に明記されてございます。そのような考えでございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

2番 岡崎 勉君。

○2番（岡崎 勉君）

わかりました。そういうことで理解しますけれども、本案、労使合意がなされた提案なのか、これは市長に、何度も聞くようですけれども、されたのかされないのか答弁願います。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

さっきからご質問を川村議員以来、ずっと何人も何人も入れかわり立ちかわりではありますが、何か聞いていると1人の人が書いたような文章でありまして非常に共通性を感じるわけですが、ですから、答弁も同じような答弁になってしまいます。

これは聞く人が1人なんだから答えるほうは1人になっちゃうわけですが、そういうことを前置きして、何でしたっけ、質問の本旨は。

[岡崎議員「労使交渉」と呼ぶ]

○市長（宮嶋光昭君）

労使交渉が幾つも出ているから。

[岡崎議員「労使合意です」と呼ぶ]

○市長（宮嶋光昭君）

労使合意は、さっきも質問の、皆さんの何人もの質問にお答えしたとおりでございます。

○議長（小座野定信君）

2番 岡崎 勉君。

○2番（岡崎 勉君）

大変失礼しました。わかりました。そのように市長は答弁していますので、そういうふうを確認の意味で、今しましたので、大変失礼しました。

さらに、誠意を持った交渉とは、市にとってどのような交渉なのか、また誠意を持って交渉されたかについて、これももう一度総務部長にお伺いいたします。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

現在、職員組合との予備交渉の段階で、市長、執行部側が——市長でございますが、報道機関を入れて交渉を行いたいという申し出を職員組合に行っていますが、職員組合のほうは労使間の交渉において対等の立場で行いたいというような申し出がございまして、団体交渉は実施されておられません。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

2番 岡崎 勉君。

○2番（岡崎 勉君）

それでは、誠意を持った交渉というのは、そういうふうにしていないということでは了解してよろしいのでしょうか。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

その辺はちょっと答弁に苦しいんですが、地方公務員の地公法第55条に照らし合わせれば、職員組合との労使交渉において妥結を経て、それで議案を提案するのが一番ベストな方法であるというふうに私は考えております。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

2番 岡崎 勉君。

○2番（岡崎 勉君）

次に、もう一つ聞きたいんですけども、その結果を尊重していくということで、尊重するのにかつて、これも総務部長にお伺いしたいんですけども。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

団体交渉において、職員組合の妥結を経て、それが一番いいベストな方法でございまして、妥結をしてもらうのが誠意ある交渉だというふうに私は考えております。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

2番 岡崎 勉君。

○2番（岡崎 勉君）

わかりました。ただいま市長にも、同じ人が書いたのではないかと申しますが、私が一番言いたいのは、労使交渉がされたのかということを確認したかった意味ですので、大変申しわけなかったと思います。

最後になりますけれども、国家公務員の給与改正でさえ、全日本自治団体労働組合では国家公務員の給与減額改正は地方に影響を与えないではないとし、より組合との合意形成が必要不可欠となったとして声明が出されております。ましてや、今回の提案はかすみがうら市独自案であり、さらに組合との合意形成がより不可欠であると考えます。

あわせて、3月の委員会で申し上げたように、我が市の動向が他の自治体に大きな波紋を及ぼすことも、議会としては十分配慮しなければなりません。だからこそ、説明責任が問われるわけでありまして。

執行部におかれましては、これらの状況について適正に理解され、真摯な運営がなされるよう申し添え、質疑を終了いたします。答弁は要らないです。

以上です。

○議長（小座野定信君）

2番 岡崎 勉君の質疑を終わります。

---

延会について

○議長（小座野定信君）

お諮りいたします。

本日の会議はこれにて延会といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認めます。

---

○議長（小座野定信君）

よって、延会することに決定いたしました。

次回は、あす6月15日午前10時から会議を開き、引き続き議案質疑を行いたいと思います。

本日は大変ご苦労さまでした。

延 会 午後4時43分

平成24年

かすみがうら市議会第2回定例会会議録 第6号

平成24年6月15日（金曜日）午前10時00分 開 議

出席議員

1番	川村成二君	9番	中根光男君
2番	岡崎勉君	10番	鈴木良道君
3番	山本文雄君	11番	小座野定信君
4番	田谷文子君	12番	矢口龍人君
5番	古橋智樹君	13番	藤井裕一君
6番	小松崎誠君	14番	栗山千勝君
7番	加固豊治君	15番	山内庄兵衛君
8番	佐藤文雄君	16番	廣瀬義彰君

欠席議員 なし

出席説明者

市長	宮嶋光昭君	環境経済部長	杉崎宏明君
副市長	石川眞澄君	土木部長	山本恵美君
教育長	菅澤庄治君	会計管理者	吉藤稔君
市長公室長	川尻芳弘君	消防長	井坂沢守君
総務部長	小貫成一君	教育部長	小松崎延明君
市民部長	根本光男君	水道事務所長	貝塚成人君
保健福祉部長	鈴木弘君	農業委員会事務局長	塚本茂君

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	土渡良一
〃	係長	乾文彦
〃	係長	坂本敏子
〃	係長	杉田正和

議事日程第6号

- 日程第 1 議案第41号 かすみがうら市職員の給与の特例に関する条例の制定について（前会の続）
- 日程第 2 議案第42号 住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関

係条例の整理に関する条例の制定について

- 日程第 3 議案第 4 3 号 かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について  
日程第 4 議案第 4 4 号 平成 2 4 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 2 号）  
日程第 5 議案第 4 5 号 平成 2 4 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）  
日程第 6 議案第 4 6 号 平成 2 4 年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）  
日程第 7 議案第 4 7 号 平成 2 4 年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）  
日程第 8 議案第 4 8 号 平成 2 4 年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）  
日程第 9 議案第 4 9 号 平成 2 4 年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第 1 号）  
日程第 1 0 議案第 5 0 号 市道路線の認定について  
日程第 1 1 議案第 5 1 号 市道路線の認定について  
休会について

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 4 1 号 かすみがうら市職員の給与の特例に関する条例の制定について（前会の続）  
日程第 2 議案第 4 2 号 住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について  
日程第 3 議案第 4 3 号 かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について  
日程第 4 議案第 4 4 号 平成 2 4 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 2 号）  
日程第 5 議案第 4 5 号 平成 2 4 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）  
日程第 6 議案第 4 6 号 平成 2 4 年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）  
日程第 7 議案第 4 7 号 平成 2 4 年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）  
日程第 8 議案第 4 8 号 平成 2 4 年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）  
日程第 9 議案第 4 9 号 平成 2 4 年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第 1 号）  
日程第 1 0 議案第 5 0 号 市道路線の認定について  
日程第 1 1 議案第 5 1 号 市道路線の認定について  
休会について

---

開 議 午前 1 0 時 0 0 分

○議長（小座野定信君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は16名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

これより、直ちに会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしましたとおりであります。

---

**日程第 1 議案第 4 1 号 かすみがうら市職員の給与の特例に関する条例の制定について（前会の続）**

**○議長（小座野定信君）**

日程第 1、議案第 41 号 かすみがうら市職員の給与の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

昨日に引き続き質疑を行います。

質疑はございませんか。

1 番 川村成二君。

**○ 1 番（川村成二君）**

おはようございます。

議案第 41 号 市職員の給与の特例に関する条例の制定につきまして、質問をさせていただきます。

今回の質問は、法的な面での妥当性についてお伺いしたいと思います。

1 点目は、去る 3 月 9 日の総務委員会におきまして、法律の観点から幾つか質問しておりますが、明快な回答がいただけませんでした。委員会におけます山口前総務部長の答弁は、要約しますと、給与条例の改正は議会の議決により市の職員の給与が決定される、だからご理解願いたいというもので、このことを繰り返し答弁されました。つまり、法の手続を省いているが、議会の判断と責任であると間接的に表現しているものです。もっとわかりやすく言いますと、各種法令に準じた労使交渉はなくても、議会が条例を可決すれば議会の責任、だから法的手続を省略して提案したと言っているのと同じです。このような失礼な答弁は理解できません。そこで、納得のできる答弁を求めたく、再度確認をさせていただきます。

民間企業の場合、慣例では、就業規則による労働条件の一方的な不利益変更を原則的に認めず、特に賃金の減額は高度な必要性に基づく合理的な理由がなければならぬとしております。この考え方は、給与などの勤務条件を条例で定めるとの法定主義をとる地方公務員の場合にも尊重されるべきものです。したがって、市が特別の必要性と合理的な理由がないのに労使協議の合意抜きで給与減額条例を議会に提案することも、それを議会が安直に可決することも、いずれも不当と言わねばなりません。この点について、法制の担当の総務部長として、給与条例での一方的な給料の不利益変更が可能かについて、可能であると認識されているのか、あるいは不可能であると認識されているのか、簡潔な答弁を求めます。

**○議長（小座野定信君）**

総務部長 小貫成一君。

**○総務部長（小貫成一君）**

川村議員の質問にお答えを申し上げます。

3 月の委員会におきまして、自分も同席をいたしました。その中で不利益か不利益ではないか

という委員会での質疑の中で、山口部長は、議会に議決をお願いをするというふうな答弁をいたしております。法的に申し上げれば、労使交渉を行い、その中で妥結をし、それで議案を上程し、議決をお願いするというのがベストな方向だというふうに考えております。

以上でございます。

**○議長（小座野定信君）**

総務部長、ベストというのはどういう意味でしょうか。具体的にお答えください。法的にいいのか悪いのか、そういう質問でございます。

**○総務部長（小貫成一君）**

法的に悪い、いいの判断は自分ではちょっと答えは申せません。申せないというか、わかりませんけれども、ベストではないというのは確かでございます。

以上です。

**○議長（小座野定信君）**

1番 川村成二君。

**○1番（川村成二君）**

今の答弁ですと、一方的な不利益変更が可能であるとは言えないというふうにとれるわけです。そういうふうな苦しい答弁にならざるを得ないというふうなことで解釈をしたいと思えます。

2点目に、地方公務員法第55条に関連して質問します。

条文に「市長は職員の給与等に関し、交渉の申し入れに応ずべき地位に立つものとする」とあります。つまり、職員の給与は、職員団体の、当局の交渉によって決めるものであるという理念に立ち、市長はその責務を有すると定められています。現下の労使協議を客観的に検証すると、この地方公務員法第55条に抵触するのではないかと私は思うのでありますが、法制の担当部長である総務部長は抵触しないと考えているのか、それとも抵触すると見ているのか、お伺いします。

**○議長（小座野定信君）**

総務部長 小貫成一君。

**○総務部長（小貫成一君）**

地方公務員法における交渉制度でございますが、書面による協定で「当該地方公共団体の当局及び職員団体の双方において、誠意と責任をもって履行する」というふうに明記されておりますので、職員組合との妥結は必要かというふうに考えます。

以上でございます。

**○議長（小座野定信君）**

1番 川村成二君。

**○1番（川村成二君）**

3点目ですが、労働契約法第3条の労働契約の原則に関連しまして、質問させていただきます。

この条文には「労働契約は、労働者及び使用者が対等な立場における合意に基づいて締結し、又は変更すべきものとする」と定めております。この労働者及び使用者が対等な立場における合意に基づいて変更すべきものということについて、現下の労使協議を勧案した場合、この労働契

約の原則に抵触するのか、抵触しないのかについて、もう一度総務部長に答弁を求めます。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

労働契約の原則の第3条第1項で明記されております。対等の立場において労使交渉を行うのは原則だというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

宮嶋市長就任時の平成22年の借金は293億円、これが平成24年度見込みでは約300億円となり、7億円増加する予算を策定しております。一方、本年3月の基金積み立ては約8億5000万円、そして実質収支額、つまり繰越金は総額で約11億円でございます。このような財政運営をすること自体、私としては理解できません。借金をふやさず、この20億円を活用すべきではないかと考えております。

市に借金が発生するのは、歳出が歳入を上回るからです。なぜ歳出が歳入を上回るかというと、最終的には市長の最終判断により決定されているところにあります。つまり、一般職員がこれを自由に決めることはできないのです。このことは公務員の労働基本権を制約する根拠として常に指摘されてきたことです。だからこそ、地方公務員の給与は、労働基本権の制約のもと、第三者機関である人事院勧告に基づいて決定されてきたのではないのでしょうか。さらには、国家公務員の給与を削減する臨時特例法は憲法に違反するとして訴訟が起こされております。「身を切る」という言葉はよく使われますが、多くの市民は「地方公務員イコール市」というとらえ方をしているかもしれませんが、政策決定を市長が行っていることを忘れ、その政策の責任を労働者に転嫁しようとする風潮があります。しかし、労働条件の設定にかかわっては、あくまでも市は使用者であり、一般職員は労働者です。そして、使用者は労働者の適切な労働条件を確保する責任を負っており、こうした構図を無視して、もっぱら給与削減をあおるという考え方は、これらのことから言っても不当なものであると言わざるを得ません。

最後に、市当局は、あくまでも労使間の対等の立場における合意により条例提案をすべきであるということを強く指摘させていただきまして、質疑を終了いたします。

答弁は結構であります。

○議長（小座野定信君）

1番 川村成二君の質疑が終了しました。

ほかに質疑はございますか。

9番 中根光男君。

○9番（中根光男君）

議案第41号 かすみがうら市職員の給与の特例に関する条例の質疑を行います。

国家公務員の給与臨時特例法に伴い、本年5月25日に東京地裁に対し、日本国家公務員労働組合連合会が訴状を出しております。これがその訴状であります。東京地方裁判所民事部という形

で訴訟が起こされており。この内容が詳細に出ております。

この訴状理由は、憲法ですべての労働者に保障された権利を制約したまま、一方的に不利益を押しつける改正は、憲法とILO条約に違反するとして訴えているのであります。

○議長（小座野定信君）

市長、議員が質疑中であります。静粛に願います。

○9番（中根光男君）

一方、何度も質問にあるように、既に最高裁の判例では、一方的な不利益変更を原則的に認めずということが示されているのは周知の事実であります。そして、この一方的とは、労使協議や労使合意を差すのであります。今後、これらの裁判の推移については、本条例と関連もあるため、見守る必要があると思います。

きのうの質疑経過を踏まえると、労使協議と言える経過もなく、また、労使合意もなく、条例が提案されており、この提案自体に対し、大変疑問があるわけであります。そして、きのうも総務部長は、労使合意の必要性の答弁がなされております。

そこで、市長と総務部長に確認いたしますが、提案の前提である労使協議や労使合意もないまま条例が提案されているが、このような状況で条例制定の要件、つまり法の要件を備えていると考えられるのか質問をいたします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

今議題になっております、先般の川村議員も全く同じ質問だ思うんですが、総務部長には今答弁を修正させますが、合意がないから違法だということについては、明確に違法性はありません。違法性はありません。これは今まさに裁判が起きていますが、合意すべきのが望ましいと、好ましいということでもあります。違法であるとは言っていません。法律は、そこは争いのあるところであります。ですから、条例で制定すれば、それは合法性を持つんです。しかし、合法性を持った条例が有効であるかについては、裁判で争われる可能性はあります。しかし、明確に違法であるということは法律には書いてありません。それは総務部長がさっき答弁しましたけれども、あの答弁は多分訂正すると思いますが、ここのところをはき違えないでいただきたいと思います。

今の状況において、市の140億円しか収入がないところで150億円使っている、国債で言えば毎年10億円近い赤字国債に匹敵するものを出しているというこの状況の中で、今、すべての事務事業の見直し、補助金の見直し、人件費の見直しは、いずれも聖域はないということでもあります。私は、そういう判断のもとにこの条例を出しているわけでありまして、議員さん方何人も同じ意見をずっと、5回目か6回目、7回目になりますが、同じ意見を言っていますが、このことについては明確に申し上げておきます。違法性は裁判で争われるかもしれないけれども、法律には違法だとは書いていない。中根議員はどう思いますか。明確に違法だと言えますか。どうですか。

○議長（小座野定信君）

市長、残念ながら反問権はないようです。

総務部長 小貫成一君。

[発言する者あり]

○議長（小座野定信君）

静粛に願います。市長、落ち着いてください。けんかの場ではありません。議会です。

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

川村議員の先ほどの質問に自分が答えたのは、労使交渉を経て、妥結を経て提案するのがベストですというふうに答えたと記憶しております。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

9番 中根光男君。

○9番（中根光男君）

今の市長の答弁がすべてだと市長のすべてだと思いますので、私はこれ以上の質問はいたしません。

以上で質疑終わります。

○議長（小座野定信君）

9番 中根光男君の質疑が終わりました。

ほかに質疑はございますか。

4番 田谷文子君。

○4番（田谷文子君）

おはようございます。4番 田谷文子です。質問をさせていただきます。

まず、総務部長にお伺いいたします。

給料というのは、私は、労働に対する対価だと思っております。すなわち、その労働の成果に対して支払われる賃金ですから、民間であれば、収益に貢献した度合いに応じて支払われるものだというふうに理解しているわけですが、公務員の場合は何に対して、その評価に応じた給与制度になっているのかお伺いいたします。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

給与は条例で定められております。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

4番 田谷文子君。

○4番（田谷文子君）

条例で定められております。それは私もわかっておりますけれども、とにかく働いた成果に対応したものが給与であるんじゃないですか。総務部長、お願いします。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

公務員は全体の奉仕者であります。民間と違いまして、働いた度合いは尺度であらわせるもの

ではございません。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

4番 田谷文子君。

○4番（田谷文子君）

私も、尺度であらわせないことは、公務員生活長いものですから、よく存じ上げているところ  
でございます。

それでは伺います。この議会で今問題になっている職員給与に関して、それが高いとか安いと  
かと判断する材料を提供するのが皆さんの仕事の一部であるということもお示しいただいている  
わけですね。今の答弁は、そういう答弁と私は伺いましたけれども、いかがですか、総務部長。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

田谷議員の質問にお答えします。

給料というのは条例で定められているもので、それでいただいているというふうになっており  
ます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

4番 田谷文子君。

○4番（田谷文子君）

それでは、条例で定められているということで私も理解しましたので、次の質問をさせていた  
だきます。

そういうふうに認められるのであれば、ここで議論するに足る資料の提供をきちんと行うのが  
皆様の責任であるはずですが。この責任が十分に果たせないということであれば、皆様の賃金は高  
過ぎるのではないかと市民に思われても仕方がないのではないのでしょうか。その資料を出してい  
ただくことは……

○議長（小座野定信君）

田谷議員、だれにどういう意味の質問をしているんですか。

○4番（田谷文子君）

今、総務部長にお話ししています。

それでは、申し上げます。この市役所の従業員数と同等以上の会社は、このかすみがうら市に  
おいてどれほどありますか。また、市役所の従業員よりも少ない事業所はどれほどありますか。  
また、そこに従事している従業員の皆様は全体の比率でどのくらいありますか。総務部長に伺い  
ます。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

事前通告がございませんので、調べてございません。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

4番 田谷文子君。

○4番（田谷文子君）

今までに何回も問題になっておりますよね。市長がたびたび官民格差の問題を言及しています。にもかかわらず、それに関する資料も整理されていないということは、業務遂行がスムーズに運んでいないという証左であると私は指摘したいところであります。皆さんがきちんとした仕事をしないと、議会の議論も前に進まないのです。ひいては行政の停滞の原因にもなるわけです。こういうことでは、議会がいつも暫時休憩としているようでは市民のひんしゆくを買うことになり、皆さんの待遇は高過ぎるという評価になってしまうのではないですか。民間では失業者も多くなって、働いても働いても容易でない、そのような時代になっているんです。引き下げて……

○議長（小座野定信君）

田谷議員、持論を言う場でなく、ここは質疑の場です。

○4番（田谷文子君）

はい。今すぐ質問にかえます。

○議長（小座野定信君）

持論が多過ぎます。即質疑に入ってください。

○4番（田谷文子君）

はい。引き下げてもよいのではないかと市民は思うのですけれども、これが市民感情ですが、総務部長はこのことに関してどのように感じていますか。市長の官民格差のことが今話題になって、市長がそのように答弁していますけれども、それに関して官民格差の問題は総務部長の考えとして伺いしたいと思います。

○議長（小座野定信君）

田谷議員に申し上げます。ここは個人的見解を申し上げる場ではございません。質疑を訂正して下さい。

[発言する者あり]

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

官民格差については、市長が数字を示して答えているので、現実的には市長が資料を説明しております。市長は、全国一番初めにでも改革をやるというような内容で答えています。ラスパイレス等がございます。国と比べて地方がどのぐらいの給与をもらっているかを比べるラスパイレスでございますが、かすみがうら市の場合には、23年度が97.5、44自治体の中で18番目でございます。

○議長（小座野定信君）

総務部長、市長からご指摘があったんですが、質問の内容と答弁が違うようでございます。

○総務部長（小貫成一君）

官民格差は市長が数字で示したとおりと考えます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

田谷議員のご質問の趣旨は、いわゆる官民格差の問題を市に当てはめたらどうかと、その官民格差について市内のデータはあるのかということだと思います。

[田谷議員「はい、そうです」と呼ぶ]

○市長（宮嶋光昭君）

そういうことを聞いているわけですが、私も官民格差の市内のデータは持ち合わせてはいません。しかし、現在のところ、市の給与生活者の平均値は、何回も答弁しておりますとおり、415万円。正確に言えば下4桁ありますが、415万円であります。かすみがうら市の職員の平均給与は560万円。これが今のデータになっております。さらに市のもっと階層別というか、従業員の規模数、お勤めになっている会社の従業員数とかレベルまでは下げてありませんが、かすみがうら市の415万円というのは全国レベルの国税庁調査と余り変わっておりません。国税庁調査は、今、大体400万円です。だから、かすみがうら市のデータは全国レベルに合わせてもほぼ同じだと。国税庁のほうには少し細かい資料があります。従業員が何名のところはこうだよ、1,000人以上はこうだよとかというデータがありますが、それはネットとかいろんな統計に出ておりますので、調べればわかると思います。かすみがうら市については、その細かいものは持ち合わせてはおりませんが、平均で見れば150万円程度の官民格差があるというのが実態であろうと思います。そういうところから官民格差の是正が今度の条例案提出になっているわけです。この条例案は、執行権を持っている私が提案して、議会で通れば、それは正当性を持つわけでありまして。しかし、その正当性を持ったものについては、本当に正当性があるのか。国においても、国家公務員の給与は7.8%。人事院勧告を含んで7.8%ですが、労働組合で反対しているところもあったんですが、国会は通しました。国会を通したんですが、それが憲法違反あるいは法律違反であるかどうかについては、何人も争うことは自由でありますから、訴えることは可能であります。それは判決を待たなければ国家公務員についてだって、本当の正当性は裁判所の判断を待つわけでありまして、出ないわけでありまして、それがかすみがうら市についても同じであります。執行者である私が条例案を提案して、それが議会を通れば、それは正当性を持つし、今の法制度のもとでは合法的に職員の給与は引き下げることができるし、それでも今回の案では、とても官民格差がすべて是正されたということにはなりません、ある程度の是正は行われると。そういう趣旨で今回、3.9%の平均削減をお願いをしているところでございます。

○議長（小座野定信君）

4番 田谷文子君。

○4番（田谷文子君）

総務部長に伺います。官民格差のかすみがうら市の職員の給与は560万円。今、市長が述べました。民間は415万円。その数字はおわかりになっておいででしょうね。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

市長の言っているとおりでございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

4番 田谷文子君。

○4番（田谷文子君）

私は、市長の意見を聞いているんじゃないんです。総務部長がどのようにお考えになっているかお聞きしているわけです、その官民格差の問題に関して。このかすみがうら市のトップでいらっしゃるんですよね、総務部長は。人事管理も労務管理もなさっている総務部長でありますので、お伺いしているところです。

○議長（小座野定信君）

暫時休憩とします。

休 憩 午前10時32分

---

再 開 午前10時39分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

川村議員の違法性があるかという質問に対して、ベストであると答弁したように考えているんですが、違法であると言ったならば訂正をお願いします。違法とは言っていないと考えておりますけれども、違法と言った……

[市長「違法性はないとはっきり言ったほうが……」と呼ぶ]

○総務部長（小貫成一君）

では、違法性はないと考えます。

以上です。

○議長（小座野定信君）

4番 田谷文子君。

○4番（田谷文子君）

私は、事務方のトップは総務部長だと理解していましたが、当かすみがうら市は市長公室長の川尻さんがトップでいらっしゃるのでしょうか。それでは、官民格差のこと、財政の問題ですので、川尻市長公室長の見解もお聞きしたいと存じます。よろしく申し上げます。

○議長（小座野定信君）

市長公室長 川尻芳弘君。

○市長公室長（川尻芳弘君）

田谷議員のご質問にお答えいたします。

私、トップではありませんので、総務部長と同列と考えております。

財政的面からということで、何をしゃべっていいかわからないんですけれども、官民格差と財

政面ということですか。

[田谷議員「そうです」と呼ぶ]

○市長公室長（川尻芳弘君）

私は、官民格差は人事院勧告で処理していると認識しております。公務員の給与につきましては、先ほど総務部長がちょこっと触れましたラスパイレス並びに茨城県内の給与の順位といったもので比較するべきだと認識しております。

以上です。

○議長（小座野定信君）

4番 田谷文子君。

○4番（田谷文子君）

それでは、いろいろお考えがおありのようですし、私も答えが出ませんので、次に入らせていただきます。

次に、公務員の皆さん、ここにおいでですけれども、私も公務員時代がありましたけれども、業績が上がろうが下がろうが自分が首になるということを考えてことはありますか。総務部長、よろしくお願いします。

○議長（小座野定信君）

田谷議員、一般質問の場ではありません。

○4番（田谷文子君）

それでは、別な質問。でも、そういうことを考えたこと、おありですか、本当に。

では、次にいきますね。民間では業績が上がらなければ、あの世界のソニーでさえ1万人も削減しているんですよ。そして、このかすみがうら市も140億円の収入のところ、150億円毎年入り用だということで10億円も赤字を抱えているわけですね。それが積み重なっていった場合に、私は日本航空のようにならないのかなと考えています。ですので、私も家庭を預かっていますけれども、収入が少なければ何かでそれを支えていかなくては、支出をとめていかなくてはならないというのが常識のことだと思うんですよ。それで、先ほど川村議員がおっしゃっていました20億円近くのお金を使ったらどうだろうというようなことを……。

○議長（小座野定信君）

田谷議員、再度繰り返し申し上げます。議案質疑をしてください。

○4番（田谷文子君）

はい、わかりました。すみません。申しわけありませんでした。

職員教育の先頭に立っている総務部長でありますので、今回の市長と労務関係、要は組合関係の問題ですけれども、納得し合ってこの給与の引き上げ案が上程されたのでしょうか。お聞きします。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

何人かの議員に答弁しておりますが、組合側は納得してございません。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

4番 田谷文子君。

○4番（田谷文子君）

昨日も組合との交渉の経過等がいろいろ議論されておりましたが、冒頭申し上げましたが、市の職員数は当かすみがうら市においても他の事業者と比較して大きな集団であり、その職員組合も親方日の丸と言われる中で最大の力を持っているように私は理解しています。国政の場でも労働組合等いろいろ心配されている向きもありますが、この間、その政権が自民党や公明党の合意の上で国家公務員の給与が7.8%引き下げられたということを総務部長はどのように受けとめて組合との話をしているんですか。

○議長（小座野定信君）

田谷議員、申し上げます。先ほどもご注意申し上げましたが、個人的見解を述べる場ではございません。

[市長「個人的じゃないでしょうよ」と呼ぶ]

○議長（小座野定信君）

その7.8%下げられたことに対して、総務部長は担当部長としてどのように思っているかということですか。部長としての見解でよろしいですか。

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

組合との交渉の件ですね。

[田谷議員「はい」と呼ぶ]

○総務部長（小貫成一君）

組合との交渉でございますが、組合側と執行部側の予備交渉におきまして、団体交渉に至っていないのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

4番 田谷文子君。

○4番（田谷文子君）

私は、組合との関係においては、市長もさることながら、実務担当者として最優先の最高の立場にある総務部長が市長の指揮のもとで率先して組合と話をし、説得をしなければならない立場であると理解していますけれども、総務部長、いかがですか。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

そのとおりではございます。市長と同席しておりますので、田谷議員のおっしゃるとおりかとは理解しております。

○議長（小座野定信君）

4番 田谷文子君。

○4番（田谷文子君）

それでは、もう一度申し上げます。その交渉の場に副市長も、もちろん総務部長も市長も同席していたことには間違いはないですか。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

確か自分は団体交渉は1回だけ同席したというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

4番 田谷文子君。

○4番（田谷文子君）

市長任せにしていたのでは管理職手当をもらっている責任を疑いますよ。トップの責任は果たせないと思います。いかがでしょうか。私も公務員生活は長いですが、当かすみがうら市で労務管理のトップである総務部長が交渉の当事者であるべきであって、総務部長の権限で対処できない場合は、順次副市長交渉、最終的には市長交渉となるというのが私の今までの公務員生活での経験からの一端ですが、それは違いますか。総務部長、いかがでしょう。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

自分も総務部に来たのが浅いもので、まず、市長と同席しているのは確かでございますが、市長同席以外で団体交渉をしたことはございません。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

副市長 石川眞澄君。

○副市長（石川眞澄君）

田谷議員の質問にお答えいたします。

私、10月に就任して以来一度、市長とともに団体交渉の場に向かわせていただきました。その後につきましては、なかなか交渉の場に立つという条件が整いませんで、まだ一度もございませんけれども、議員のおっしゃるように、団体交渉、組合との合意形成を図ることは大変重要だと考えておりますので、今後、前向きに対処していきたいと考えております。

○議長（小座野定信君）

4番 田谷文子君。

○4番（田谷文子君）

副市長の前向きに対応ということで、私も胸をなでおろした次第でございます。

一つの組織をきちんと市長の指示に従ってまとめ上げるのは、総務部長を頂点とした管理職が一丸となって推進すべきと私は指摘したいと思います。そのようになれば、議会もきちんと同意をして、幹部職員を総務部長がきちんと説得して、そして一般の職員を説得していくような体制ができなければならないんじゃないかと思うのですが、総務部長、そのような私の意見に対してのご見解をお伺いしたいと思います。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

副市長ともども労使間の合意に向けて努力をいたします。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

4番 田谷文子君。

○4番（田谷文子君）

だれも給料を下げたりは嫌です。そしてまた、議会もいつもいつも……

○議長（小座野定信君）

田谷議員、質問ですか。

○4番（田谷文子君）

違います。ラストの言葉とさせていただきたいんです。

○議長（小座野定信君）

質問の時間です。

[発言する者あり]

○4番（田谷文子君）

前向きの議会討論をしていって、そして総務部長も、幹部がきちんと市長とともに労使交渉に入っていれば、あるいはもっと早くに7.8%を3.9%に下げて、そして——市の財政、毎年10億円もの赤字が積み重なっているんです。今、20億円のプラスだとおっしゃっていますが、繰越金が11億円ありますけれども、私はそのような問題でないと思いますよ。どなたも家庭を預かれば貯金は崩したくない、何か不意のことに使うのに貯金しておこう、そういうふうに行政をしていくのが私は当然だと思うんですよ。そうでなかったら……

[発言する者あり]

○議長（小座野定信君）

静粛に願います。

○4番（田谷文子君）

私の見解を申し述べておりますので、その件に関しては後からお伺いします。そのように市長も市役所職員の皆さんの給与を真っ先に引き下げようとかと言っているんじゃないんじゃないですか。真っ先に引き下がったのは市長の給与じゃないですか。半額に。

[「それは公約だもの」と呼ぶ者あり]

○4番（田谷文子君）

公約だから、それは当然だとおっしゃるんですか。

[「当然です」と呼ぶ者あり]

○4番（田谷文子君）

そしたら、市の職員の10%削減も市長は公約しているはずですよ。

[「書いてないよ」と呼ぶ者あり]

○4番（田谷文子君）

水かけ論になりますから、私もここで終わらせていただきますけれども、要は議論をする場でなくて、もっと丁重に、そして合意に結びつけるような議論がなされたらいいなと思う次第です。

以上です。

○議長（小座野定信君）

4番 田谷文子君の質疑を終わります。

ほかに質疑はございますか。

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

それでは、私から議案第41号について質疑をさせていただきます。

まず、本議案の第1条の特例期間について、昨日、佐藤議員からお尋ねがありまして、他市町村が単年度で取り組んでいるという向きのご答弁があったんですが、私、いま一度認識に苦しみまして、市長は恒久的な人件費の圧縮をお考えなんです、そこで、この年度だけで終わって、その後どういってお考えなのかというのをいま一度お尋ねしたいと思います。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

特例期間の件ですが、きのうも同様の質問があったのでお答えをいたしました。国家公務員の7.8%の給与削減が行われたことに伴って、これが地方自治体にも当然波及すると私は考えております。今回、約半額の削減を提案してはありますが、年度中にそういう動きが出てきた場合、その整合性を確保するために、残る半分について、また条例案を上程したいと考えておりますので、とりあえず3月までの期間、年度内のものを上程しているわけでございます。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

そういたしますと、率は改めて考えて、それ相当の時期に提案するということですか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

そのように理解してもらって結構でございます。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

前回4回までの提案が2年間ということで、市長の任期に合わせた形で提案だったんですが、私としては、再度このような給与削減について膨大な時間を費やすならば、前回までのように2年間で提案するべきであったと考える次第です。

それから、市長は前回まで人件費比率ということで選挙来訴えてきたんですが、今回、民間との格差ということで方向性が、市長の一番メインとするところが順位として変わってきたように

思えるんですけども、財政上の人件費比率なのか、それとも民間格差がお題目の一番なのか、どちらなんですか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

茨城県でトップクラスの人件費比率であります。人件費比率については、それはそれで減らす努力をしなくてはならないと思います。職員数であるとかということで減らす努力をしていく必要があります。人件費比率については、かすみがうら市の特殊性、いわゆる単独で消防を持っているとか、保育所が一部民営化にまだっていないとかという事情もあるわけですから、単純に人件費比率が県内一だからといって、即困ったということにはなりません。今のかすみがうら市の状況を見ると、市民1人当たりの一般行政職の職員数であるとか、今、数字は持ち合わせておりませんが、他市町村と比べると、合併した市町村は比較的そういうのが多いんですが、まだ職員削減率が低い水準にあるとか、それと給与水準そのものの高さ、これはお隣の町に比べてのことではなくて、いわゆる官民格差は両面性があるわけですから、それは全部是正する必要があると考えております。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

官民格差について、私の一般質問のときから数字を用いられてご答弁いただいていますけれども、民間の平均額、お答えになっている形は、パートで数時間働いている方とか、フルに8時間毎日、土・日以外は働いている方でない方が多数含まれているというのはもちろんご認識ございますよね。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

データが幾つもありまして、さらに詳しく言えば、415万円というかすみがうら市の給与収入者の平均値というのは公務員も含まれているんです。だから、415万円と563万円を単純に比較するのは間違っているんです。きのうも答弁で申し上げましたが、公務員だけ除いたらどうだというと、かすみがうら市の場合はデータが取りようがないんです。何千人というのを全部洗い出せば取れますが、そこまでの作業はできませんので、やる必要もないので、推量するに公務員入れて415万円ですから、公務員比率というのは給与生活者の中の恐らく15%程度はあるであろうと。土浦市役所、石岡市役所、かすみがうら市役所に勤めている人の比率は15%程度あるだろうというのは、ほかの数値から推量ができるわけです。そうすると、15%の人が415万円に対して150万円高い水準ですから、それを勘案すると民間だけにすれば、415万円はさらに300万円台になるであろうと推量ができます。390万円とか395万円という数字になると思うんですが、その数字は民間の103万円以下のパートの人の収入は計算に入っていないはずで、国税庁のデータはパート収入の人も含んでいるみたいです。ただし、国税庁は公務員は抜いてあるんです。だから、データというのはものすごく余計あるんですが、厚生労働省のデータが一番適切かなということで、私は、労使交渉には厚生労働省のデータを主に提示をしてあります。国税庁のものも参考には出

しておりますが、厚生労働省のものが今500万円程度であります、それを出しております。全国の民間企業でかすみがうら市役所と同程度の従業員規模の平均データが500万円ですから、それに比べても563万円というのは十二、三%は高いんじゃないか。とりあえずそれは是正すべきであるというのが私の持論であります。これは人件費比率の問題とはまた別であります。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

市長のおっしゃっていることはわかります。あくまでも参考として前回に加えて今回、そういう数字を用いている。ただ、先ほど103万円以下の方は除いているということなんですが、そのちょっと上の方、そういうパートの方——パートと言うと解釈の幅がいろいろありますけれども、1日五、六時間、時給700円から800円ぐらいで、週一、二回で休んでいる方も市長のおっしゃる数字の中には入っている。さらには、ほとんど休みなく、たくさん毎日働いている方もいる。ただし、その上に社長とか役員報酬というのは含まれていないということですよね。社長の給与じゃなくて、役員報酬ですね。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

私は、今、自分が前にいた会社からは給与をもらっていませんが、社長というのは個人事業主として白色、緑の申告にしても、いわゆる法人登記していない会社の個人事業主は入っていません。しかし、法人登記してあって、ちゃんとした経理をやっている会社の社長は、社長といえども給料生活者でありますから、これは給料申告でやっているのに入っています。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

私がなぜここで改めて伺ったかという、あくまでも市長が持ってきた数字は目安、絶対的な根拠があるものではないということです。わかりました。

それで、人件費比率の話に戻したいんですけども、市長は先ほど一番高いとおっしゃったんですが、21年度は一般会計の人件費率は県内2番目ということで市長も答弁を修正したかと思えます。私が先に全会計で出してくれということで、総務課で全会計の数字をつくっていただきまして、いただきました。皆さんのところにはお配りしていませんけれども、それでも順位は6番目なんです。だから、トップクラスと言えばトップクラスでもあると思います。市長が私が聞く前にお答えになりました消防士と保育士の関係は、市長が人件費比率ということで一番にお考えになるのであれば、もっと消防のことも積極的に働いていただきたい。保育士のほうも、そのためにいろいろ計画を進めていただく。消防士も働くというのは市長が働くということです。広域とかそういうことで務めていただきたいということなんですけれども、どうも職員の今回の削減ばかりが先行して、建設的な人件費の削減というところが視点がぶれちゃっているんですよ。争いになっちゃっているんですよ。もちろん消防士や保育士の処遇は大事にして、いろいろ改革を行うということは大事です。これは前提です。広域の消防、さらには保育所の民営化という

ものです。大多数の方が丸くおさまるような計画をもっと積極的にやるべきだと思ったんですけども、先ほど市長がこの場しのぎで私から聞かれる前に言ったのか、そうでなく、本当はしっかりやりたいのかということは今確認したいんですけども、本来はこの提案の前にそういうものを全面的にもっと他市町村とご相談いただいて、あとは民間の保育所もご相談いただいて、計画をつくってやるべき。それからですね。その次に本当は今回の提案をしていただきましたかったんですけども、本当はどうですか。できることならば、順序としてそういうものを先に取り組みたかったと思うんですけども、なかなか思うように進まないのは計画の常ですので、いま一度その点について市長のご見解をお願いします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

私、今、質問を聞いていてうれしくなりましたが、まさに我が意を得たりで、古橋議員のお話でこれほど私が一致したことはかつてありません。というのは、実は給与水準だけが今問題になっちゃってクローズアップされていますが、今言ったようなことも同時並行的に進めなくてはならない問題で、私は絶えずそれを考えています。さくら保育所民営化については、去年の予定ではことし4月からとなっていたわけです。しかし、これは市民合意も大事であるということで、市民合意を大事にして来年4月に引き延ばした経過があります。しかし、今後とも第一保育所とかそのほかの保育所についても、保育所は今新規採用をとめていますから、私が市長就任以前から、前々あるいは前の市長も含めてそういう流れの中でやってきておりますし、私もそれをさらに推進しております。これは当然やらなければならなくて、保育所は民営化に持っていくと。

さらに消防については、私は就任してすぐ土浦市長のところに行きまして、広域合併ということもあったんですが、とりあえず消防だけ一緒にできないかということで、井坂消防長と当時の石岡の青山消防長に協議をさせました。その中で出てきたのがシステムの相違なんです。我が消防署はNECで、土浦の消防署は日立システムなんです。システムが違うために指令が行かないわけです。だから、土浦の神立消防署で見れば、東消防署、西消防署を縮小しても神立消防署にある程度統合して、消防だけ土浦と一緒にやろうよという話をしに行ったんです。そうすれば消防職は人数の削減ができるわけです。ひいては人件費トータルの削減にもなりますから、これは第一番にやりました。ところが、システムの相違によって、それができない。では、どうするか。それで、市の合併も必要であります。システムの統合ということで、今、消防無線のデジタル化ということで県で取り組んでおります。まだ県のほうでもいろいろもんでおります。牛久とか稲敷広域が異論があって県南もまだ統一できないわけですが、稲敷広域と一緒にデジタル化やろうということで日立市、ひたちなか市、大洗だったか、どこか向こうのほうで二、三抜けるところがあるんですが、県内は一本の消防無線でデジタル化すると。そうすると、消防署はどこにあっても無線は一つですから、全部共通になります。そうすると、土浦との合併がどういこうと消防の統合はできます。指令システムが一つになりますから。そういうこともあわせてやるのが大事です。財政の縮減に向けてあらゆる角度からやるというのは当たり前のことでありまして、その点について古橋議員と全く一致したので、私は今は大変うれしかったです。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

**○5番（古橋智樹君）**

市長がそう解釈していただいたのであればありがたいのですが、現状、市長が責任を持たないけれども、リコールは積極的に推している。私からすれば普通でない、尋常でない事態だと思っております。私は、そういうのもあって、例えば土浦市との消防の交渉をしても、何か支障が来しているのではないかと思うわけなんですけれども、人件費の質疑とずれてしまうと思いますので、ご答弁は結構です。

私は、この提案、消防とかに比べて率とか出す時期とかが勇み足になっていると思います。バランスがとれていない。市長が先ほどの答弁のような目標はあっても、この提案ばかりが先走っている。市長は最重要議案と言ってしまっていますから、この最重要議案ということでリコールで訴えていることと今の答弁の整合性を今後はぜひ図っていただきたいと要望させていただきます。

そして、きのうの岡崎議員、きょうの中根議員からの質問で、労使交渉が不調に終わっている、これを何とか責任を持って決めなければ、本来、議会には出すべきではないと言いますが、合意がなくても条例が可決してしまえば正当性があるという市長のご答弁がございました。それについてお尋ねします。

私としては本当は今回、動議で41号の議案を継続したかったんです。なぜならば、労使交渉もう5回もやっていて、このようなリコールの騒ぎになっていて、ここでまた議会の賛否をとることがまた混乱を生み出すからです。責任持って労使交渉を決めてくれよということで私は継続にしたいんです。それがはっきりするまで議会は、いい・悪い出さないよと。本当はそうしたいんです。しかし、今回出ていますので、議会全体の関係がありますから、今のところは私一人の考えということで申し上げますけれども、市長、どうですか。仮にこの41号が継続になって、労使交渉をちゃんとうまくなるようにお努めになる意思はありますか。

**○議長（小座野定信君）**

市長 宮嶋光昭君。

**○市長（宮嶋光昭君）**

私は、きのうも答弁しておりますが、労使交渉を決して拒むものではありません。過去5回もやってきております。関連ですが、総務部長と副市長は最後の1回だけ同席したということがあります。過去4回は前任者がずっとやっております。それを最後に団体での交渉場所はなくなったわけです。何でなくなったかという、もう同じことのやりとりなので、あとは公開にしてくれよということをごっちから出しました。公開にできない、報道機関だけ入れるよ、それもだめだよということで、今、文書のやりとりになっています。交渉していないということではないです。文書のやりとりでやっています。しかし、報道機関を入れてくれる、第三者を入れてくれるということで交渉をいつでもやりたいという気持ちは私はありますが、相対だけではだめだと。本当に勝手なことばかり言われちゃって、そんな交渉じゃないという判断で私はいますから、公正性を期せるような、だから一番いいのは報道機関なんです。報道機関に入ってもらったことが一番いいと。そういうことであれば交渉はいつでも再開いたします。しかし、それを待っていたのでは、財政は待ったなしです。70億円も積み上がっちゃっているんですから。赤字市債の分、

全く赤字にしか対応しない、毎年8億円とか10億円に及ぶものが積み上がっているんです。ことしも積み上がる予算でもう組んじゃってあるんですから。当初から。それがないと回らないんですから。そういう状況を早く改善するためには、この給与法案も大事だし、そのほかシルバーのこともある。全部やっていかなくちやならないんですが、そういうことで待ったなしになっているのでお願いをしているということでもあります。

**○議長（小座野定信君）**

5番 古橋智樹君。

**○5番（古橋智樹君）**

私は、かすみがうら市の今の財政状況、待ったはあると思うんです。市長公室長やほかの関係部長も答えたかもしれませんが、合格ラインに財政健全化比率とかまだ残しているんですよ。市長は待ったなしと言っていますけれども、それはご自身が市民に行財政改革をやる上では後押しになるからおっしゃっている意図はわかります。しかし、現実には待ったはあるんです。経済がさらに悪くなっている状態の中では、やはり国や地方自治体が市民にかわって借金をしてあげるしかないんです。これは役目なんですよ。だからといって、たくさんは無鉄砲な借金をしろと言うわけじゃないんですよ。その辺はバランスをとりながら、借金を積みながら健全財政というラインを残さなきゃいけない。ですから、市長が待ったなしとおっしゃいますけれども、私に限らず反対している議員は、待ったなしではないから反対しているんです。もっと順序があるから。市長のやりたいことも、11人も反対している中でも理解しています。私としては、今回上程していますけれども、市長ご自身の持っている権限をもっとバランスをとるために、議会最終日まで時間はありますから、その余地を十分執行部の皆さんと検討していただいて、市が混乱にならないような形をぜひお考えいただきたいと思います。

先ほど私は動議したいと言ったんですけれども、やはり根拠が必要だということで議会事務局に相談した。市長とお話ししたことがありますけれども、労使交渉のあっせん調停は、残念ながら地方公務員法第58条で適用除外されているんですよ。ですから、こんな争いにならないで普通はまとまるという前提の法律になっているわけなんですよ。並行線が続くようなことがないようなね。ですから、私は、市長がそれをこの議会に調停的な立場でゆだねているというところもわかるんですけれども、それは我々議会にとって非常に荷が重過ぎるんですよ。市長のほうで交渉がまとまらないから議会に判断させてしまえばいいやと。それはちょっと乱暴過ぎるんですよ。ですから、労使交渉をマスコミを入れてやるんだとかというのではなくて、もっと真摯に。組合は何人もの役員の中の立場でなっていますけれども、市長は市長の考え一つでぼんと決まるわけですから、もっと前向きな、先ほど田谷議員の中であつたような、前向きな形で団体交渉をやったほうがいいと思うんですが、いかがですか。

**○議長（小座野定信君）**

市長 宮嶋光昭君。

**○市長（宮嶋光昭君）**

私は、何回も答弁しておりますように、今までの労使交渉の経過を踏まえて、同じような交渉態度で職員組合が来るといことが払拭できませんので、今の状態ではこちらから第三者を抜きにして相対でやるということは考えられませんが、全く拒むものでもありませんし、強い組合か

らの要請があれば、それは再考の余地もなくはないと。今、古橋議員の質問に答える形で、そういう余地を残したいと思います。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

過去5回の交渉は水に流して、また新たに交渉し直していただきたいと思います。まず、市長がそうやって答弁いただいたことにお礼は申し上げます。

そして、法的な技術面ではあつせんという形、公営企業とか単純労務の方が組合として混合組合というのがございまして、そういうのであつせん調停は可能かもしれませんが、いずれにしても一般行政職の方がほとんどですので、今の姿勢のままでは調停員が入ろうが、まとまらない。これをまとめるには市長の心と、職員の皆さんを代表して交渉している組合員の皆さんの心です。法律じゃないんです。かすみがうら市のこの危機を打開するのは、市長の心と組合の皆さんの背負った心。これが今後このまま続いては、かすみがうら市のためになりません。損失です。私が一般質問で聞いたとおりです。市長も対外的に土浦市やつくば市と交渉する上では何の得にもなりません。今すぐこの交渉を新たにするという余地を残していただいたので、私は期待したいと思います。

こういう質疑、答弁の中で余り申し上げたくないんですが、先ほど中根議員が国会の訴訟を紹介したように、法的には労使交渉を裁定する民事訴訟という方法もありますけれども、こういうものは絶対やっていただきたいくない。市長の心と、組合員の皆さんが職員の皆さんの思いをよく察して交渉していただきたいということをお願い申し上げます。ほかにも聞きたいことがありますけれども、私の質疑をこれで終わります。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君の質疑を終わります。

その他質疑はございますか。

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

私は、市長を応援した1人でございます。そういう中で、ある方から「栗山さん、製造物責任法というのがあるでしょう」と言われました。その方の名前は私は申しませんが、責任を痛感している部分もございます。何人かの議員からいろいろ質問ございましたが、問題は組合との労使交渉ですよね。一つの交渉事です。これはハートを持って交渉しなければ、お互いにずれるばかりです。今、古橋議員の質問で市長は、職員組合の要請があれば会議の余地はあるというようなことを言っているんですが、そういうことじゃなくて、もう少し思いやりと感謝の気持ちを持って組合と話し合うことも大事です。一つの交渉ですから。けんか腰でやってたら交渉事は絶対まともりません。この議会だって一つの交渉なんですよ。

そういう中で、先ほど田谷議員から総務部長にこの議案に対しての質問されましたが、市長、ここで一番大事なのは、議案を起案するときにはきちんとした根拠をつくって作成すべきなんですよ。ここの質問を聞いておりましたが、何回も何回も否決されていますから、市長の答弁を聞いていますと一貫性がない。聞いてて情けなくなる。応援して、こんなみじめな思いをしなくち

やならないのかというような気持ちで私はいっぱいです。

市長の答弁の中での数字を並べておりますが、そういう数字をきちんと答弁の資料として出させていただいて、前向きで誠心誠意ぶつかれば必ず道は開けると思うんですよ。私は、西成井バイパスの件も言いました。ある方と話しました。私は、あなたのところへ来たのは用地交渉をまとめるために来たんですと。だめにするために来たんじゃないんだと。誠心誠意ぶつかって何とかまとめることができた。市の道路用地に関して何件かありますよ。県土木との交渉もしています。そういう中で、もう少し根拠の資料を持った答弁してもらいたいですよ。市長は、いつも栗山はそうなんだからと言っているかもしれないけれども、議会選挙の前に私はこう言いました。市長は執行部の長だ。私は議会だ。執行部から出されたものを我々はチェックする機関なんだと。これは、だれが首長になろうと私の考えを変えるつもりはございませんよ。そういう中で……

○議長（小座野定信君）

質問、本題にお入りください。

○14番（栗山千勝君）

大事なことからね。市長、田谷議員がどうのこうのじゃなくて、私は私の話なんだから。交渉事だから、きちんとした交渉……

[市長「わからない」と呼ぶ]

○14番（栗山千勝君）

わからないとか何とかなんて、そんなつまらないことをそこで野次っているんじゃないですよ。

○議長（小座野定信君）

冷静をお願いします。質問、本題にお入りください。

○14番（栗山千勝君）

あなた、交渉事ができないのでしょうか。あなたがリーダーシップが発揮できないから、職員を道具としか見ていないんですとはっきり言った職員もいるんですよ。あなたはリーダーなんですから。

[市長「何聞いてんだよ」と呼ぶ]

○14番（栗山千勝君）

何聞いてんじゃないでしょうか。この問題を解決するのにどうしなくちゃならないかということを行っているんですから。私は老婆心であなたに言っているんですから。そんなおちよくなるようなことを言わないでくださいよ。そういう態度が初日からテレビで放映されていて、市長の態度は何だというような意見も耳に入ってくるんですよ。

○議長（小座野定信君）

栗山議員、冷静をお願いします。質問の本題にお入りください。

市長、質問中です。静粛にお聞きになってください。

○14番（栗山千勝君）

議長、こうやって質問しているのに、市長がああいうおちよくなるようなことを言っているんでは私は質問する気持ちもないから。余りふざけているから。

[市長「じゃあ、やめれば」と呼ぶ]

○14番（栗山千勝君）

ああ、やめますよ。だけど、誠心誠意職務についたらいいんじゃないですか。

以上。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君の質疑を終わります。

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

先ほど中根議員の質問のときに、私の質問内容とその考え方について、市長は全面否定され、市長の持論を述べられたように私は受け取ったんです。法令に基づいてその条文を解釈して、その法の中に違法と書かれていないということで私の考えを述べさせていただいたんです。ですので、私の考え方を全面否定されるものではないのかなど。私の考えを市長にお伝えしているわけです。総務部長にお話をしたんですが、そういうことに対していかがでしょうか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

私は、川村議員が法律論を述べられたので、法律論で答えただけです。

○議長（小座野定信君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

そうしますと、私の考えを市長の考えとして全面否定したわけではないという解釈でよろしいですか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

私の法解釈を申し上げただけです。

○議長（小座野定信君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

あと、給与削減について、削減率が10%、8.2%、7.56%、今回3.9%といろいろ変わってきているわけですが、仮にこの給与削減が可決されたとした場合に、職員に与える影響、どのような影響があるのかを市長は何か想定されていますか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

所得が減るわけでありますから、経済的な影響はもちろんあります。しかし、私は私的に組合長には申しておりますが、今の社会情勢あるいは市内のこういう経済情勢の中で自分の給料が話題になっているわけです。ましてや、それでかたくなに拒否していることによって、だんだんこの議論だけではなくて、市内全般に広まっていきます。職員の家族あるいは親族まで含めて大変つらい思いををすると思うんです。そういう損失を少し考えたらどうだと。私は、執行者として

は必要だから進めなくてはならないです。もちろん個人としてはやりたくないですよ。でも、執行者としてはこれはやらなくてはならないんです。ですから、管理職は提案する側なんだから、その気持ちを持ってきちんと対応してくれよということで管理職の皆さんにも納得してもらいました。個人的な話を聞いているのではないわけですから、職員の皆さんにももっと大きい気持ちになってもらって。私もそういう気持ちで言っているんですから。かすみがうら市全体を考えたら、その積み重ねが日本の国をつくっているわけですから。それを今までの無責任体制で決められない政治をやってきたとみんな言っていますね。その結果がこの始末でしょう。それを打破するには、こういうつらいことをやっていかななくてはならないですよ。さっき古橋議員の答弁にもありましたけれども、私は決して争いを望んでいるわけじゃないんです。しかし、そういう経過を踏まえないと、今のかすみがうら市も日本も直っていかない。だから、あえてやっているんです。そのことについて、職員も一つの犠牲者になっているという思いはあります。大変残念なことなんだけれども、そういう思いはあります。そうさせたくはないんですが、現実的にはそういう損失も出るなという認識はしております。

○議長（小座野定信君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

私は、職員に与える影響ということでお聞きしたので、市長の考え、全世界を意識した考えを聞いているわけではなかったのです。職員に与える影響ということでは経済的なものがあるというふうに発言されましたが、例えば職務上の問題、いわばメンタルの問題はどのような影響を想定されているのでしょうか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

もちろん、そういうマイナスの気持ちが職員の中に当然出てくると思います。当然これは出てくると思います。今もお話したように、そういうことも乗り越えてやらなければならないのが今の状況じゃないですかということを言っているんです。それが嫌で手をつけなかったら、いつまでたっても変わりません。それを打破していくのがトップの責任である、政治家の責任であるという思いで私はやっています。

○議長（小座野定信君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

市長自身が今回の給与削減によって職員に与える影響、マイナスな気持ちになってしまうという部分を理解されている。これはある新聞の記事ですけれども、かすみがうら市の職員からはやる気が伝わってこない、宮嶋市長就任以降、拍車がかかっているという書き方をされているんですね。そうすると、今回の給与削減、もし可決すれば、さらに拍車がかかってしまう。そういうことに対して市長は、乗り越えなければいけないという人事のような発言をされています。これは市のトップに立つ市長としては、そのやる気を引き出す方策、要は削減するけれども、こういうことで考えている、お前たち頑張れば給料はふえるよ、価値が上がっていくよ、やる気を引き

出す方策を考えるべきではないのか。そういう考えは、今の発言を聞く限りでは全くないというふうには私は受けとめたんですが、そういう方策は今の市長の頭の中には全くないのでしょうか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

財政改革、行政改革をきっちりと進めることによって、それを克服したいと思っております。

○議長（小座野定信君）

1 番 川村成二君。

○1 番（川村成二君）

私がもし職員であれば、今の市長の発言でやる気が出てくるというふうには受けとめられないです。ということは、具体的な考えはなく、行財政改革の中でやればやる気が生まれてくるというふうに認識しているという市長の考えですか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

これは乗り越えなければならない壁であるというふうに認識しております。

○議長（小座野定信君）

1 番 川村成二君。

○1 番（川村成二君）

私の質問は終わります。

○議長（小座野定信君）

以上で1 番 川村成二君の質疑が終了しました。

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

以上で、議案第41号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第41号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、委員会付託を省略することに決しました。

次いでお諮りいたします。

ただいま議題となっている議案第41号の討論・採決は、会期17日目の6月22日にいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

お諮りいたします。

昼食休憩といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

再開は午後1時30分といたします。

休 憩 午前11時42分

---

再 開 午後 1時29分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

---

日程第 2 議案第42号 住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○議長（小座野定信君）

日程第2、議案第42号 住民基本台帳の法一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

発言通告がありますので、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

午後から大変なところでございますが、よろしく願いいたします。

長い議案第42号でございますが、これは調べましたら、09年、いわゆる平成21年7月に住民基本台帳法が改正されたことが今回の条例の問題になっているということになります。これまで自治体は、外国籍住民の情報を外国人登録に基づいて取得してきたんですが、入管法改正案と今回の住民基本台帳の改正について、いろいろ問題があると聞いております。

質問ですが、当市では在留資格を有しない外国籍住民がいらっしゃるかなと思うんですが、生活実態があり住民基本台帳に載っていない人は何人いるのか、それで、どんな状況なのかお伺いいたします。

在留資格を有しない外国籍住民ということについても、なかなかわからないので、これについてもお答え願いたいと思います。

○議長（小座野定信君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

議案第42号の関係の在留資格を有しない外国籍住民で生活実態がある人が住民基本台帳に載っ

ていない人は、当市では何人いるのか、どんな状況かとの質問にまずお答えします。

本年7月9日に施行されます住民基本台帳法の改正に伴いまして、外国人登録制度が廃止となり、外国人も日本人と同様に住民基本台帳に登録することになります。本年5月末現在における本市の外国人登録者数は1,138名でございます。このうち在留資格のない方は12名おります。在留資格のない方につきましては、住民基本台帳に登録することができませんので、登録するためには入国管理局において在留期間の更新等の許可の申請手続を行うことが必要となるものであります。

続きまして、2番目の在留資格とはどういうものかということに……

[佐藤議員「在留資格を有しない外国籍住民という意味です」と呼ぶ]

**○市民部長（根本光男君）**

はい、そういうことなので、在留資格というのはどういうものかということでお答えをさせていただきますと思います。

在留資格というのは中長期の滞在者ということで、これから申し上げる内容以外の方は対象外ということになります。3カ月以下の残留期間が決定されている人、短期滞在者ということで在留資格が決定された人、外交または公用の在留資格が決定された人、外国人に準じる者として法務省令で定める人、特別永住者等ございまして、例えば観光目的で日本に来ている方なども例外に当たります。いわゆる不法滞在者と言われる方につきましても、在留資格がない者ということでございます。

以上です。

**○議長（小座野定信君）**

8番 佐藤文雄君。

**○8番（佐藤文雄君）**

今おっしゃいましたけれども、在留期間を有しない外国籍の住民というのは、3カ月以内の在留期間が決定された者、短期の滞在の資格が決定された者、在留期間について資格が決定された者とする述べたと思いますが、こういう人たちが排除されるということになるのでしょうか。いわゆる住民基本台帳からはずされるのかどうか、その点についてお答え願えますか。

**○議長（小座野定信君）**

市民部長 根本光男君。

**○市民部長（根本光男君）**

住民基本台帳に登録される外国人の方の条件としましては、3カ月以上、中長期の滞在者に限って登録することができる制度ございまして、それ以外の方につきましては登録の必要がないということでございます。

**○議長（小座野定信君）**

8番 佐藤文雄君。

**○8番（佐藤文雄君）**

当市にいる外国籍の住民の方は1,138名と言いましたよね。そのうち12名が資格がないというふうに言われましたけれども、1,138名は今回の7月9日施行になったときに住民基本台帳に登録をしなければならないということですよ。12名の方については、それからはずされると。今

の内容から在留資格を有しない外国人だということになって、入国管理局に申請手続をしてやらなければ住民基本台帳に載つかれないということなのかどうか、その点確認したいと思います。

○議長（小座野定信君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

在留資格のない方につきましては、質問にありましたように、入国管理局に在留資格の延長等の手続をしていただいて、期間の延長が認められた者に限りまして住民登録ができるということでございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

1,138名のうち12名が資格がないわけでしょう。ということは、そのほかの人たちは、今回、日本人と同様に資格を有するためには手続をとることになると。12名は今現在、一体どういう形になっているんですか。

○議長（小座野定信君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

12名の内容なんですけれども、ほとんどの方は在留期間が過ぎているような方でして、入管のほうに手続をして認められれば登録できるような方だと思います。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

12名の方は在留期間を過ぎても日本に滞在しているという実態がある。それはどういう方かわかりますか。現在、外国人の登録法では、申請すれば、在留資格に関係なく外国人登録ができたというふうに聞いているんですけれども、今度の在留資格制度で在留資格や在留期間によって住民登録できる点で制限が出ちゃうということになると困る方がいらっしゃるの、その12名の方の生活実態というのはどういう方なのか。それはつかんでいらっしゃいませんか。

○議長（小座野定信君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

暫時休憩をお願いします。

○議長（小座野定信君）

暫時休憩をします。

休 憩 午後 1時40分

---

再 開 午後 1時41分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

12名の方の実態というのはつかんでおりません。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

私の質問が事前に調整しなかったので申しわけなかったんですけども、1,138名とか12名とかというその12名が当市で一体どういう生活実態があるのか。その人たちが今回の措置で登録ができなくなると、これまで各種のサービス——外国人登録法では、申請すれば住民サービスも受けることができたと聞いているんです。そういうことで、そこからはずされるということになると大変困るのではないかなという意味で私がここで質問しているんです。

入管法の今回の改正のときに、在留外国人の私的生活の細部に立ちわたって個人生活の監視を許すものだと日本共産党は指摘したんです。そして、住民基本台帳法の改正案についても、在留資格を有しない外国人を行政サービスから排除する危険性があると指摘して反対したんです。その点が問題なんですよ。ですから、これまで12名の方がどういうふうな生活をして行政サービスを受けられていたのかどうか。全然関係なく生活なさっているというわけにはいかないですよ。そういう意味でお尋ねしたんです。ですから、こういう12名の方であっても排除されるということになると大変困るんじゃないかなと。

実は、竜ヶ崎市は、1,000人いる中に対象者が100人もいたそうです。そういうことで、ほとんど困っているということを知っておりますので、在留資格を有しない外国人であっても、ちゃんと住民基本台帳に載せられることを可能にするということも必要な措置なのではないかと思いますが、どうですか。これは市長ですか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

複雑な問題があるみたいなんですけど、正規の手続をとらないで無資格者になってしまった人の救済措置ということでもありますので、国法で対応する問題かなと思いますので、市町村レベルの枠を超えているのではないかと思います。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

実は、国にもそれを求めたんです。でも、それに対してまともな答えがなかったものですから。12名の生活実態がよくわからないということなので、当市でどういうふうな形で生活をやっているのか。あと、1,138名の方の実態、仕事だとか、どういう形で生活しているのかも調べて後で報告していただきたいと思います。

以上で質問終わります。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君の質疑を終わります。

ほかに質疑はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

以上で、議案第42号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第42号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、委員会付託を省略することに決しました。

次いでお諮りいたします。

ただいま議題となっている議案第42号の討論・採決は、会期17日目の6月22日にいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

---

日程第 3 議案第 4 3 号 かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（小座野定信君）

日程第3、議案第43号 かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

以上で、議案第43号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第43号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、委員会付託を省略することに決しました。

次いでお諮りいたします。

ただいま議題となっている議案第43号の討論・採決は、会期17日目の6月22日にいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

---

**日程第 4 議案第 4 4 号 平成 2 4 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 2 号）**

**○議長（小座野定信君）**

日程第 4、議案第 44 号 平成 24 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

発言通告がありますので、発言を許します。

8 番 佐藤文雄君。

**○ 8 番（佐藤文雄君）**

かなり細部にわたるので、一つ一つ確認しながら、一問一答ということなので質問したいと思います。

まず、この一般会計補正予算（第 2 号）の繰越金が 1 億 5952 万 2000 円というふうになっております。当初の繰越金が 1 億 5000 万円です。合わせて 3 億 952 万 2000 円になっています。実は、川村議員がいろいろと質問したときに気がついて、今までの経過、当初の繰越金が幾らだったのか改めて見たんです。そうしましたら、23 年度は 3 億円なんです。今回、1 億 5000 万円でしょう。なぜそうしたんでしょうか。

**○議長（小座野定信君）**

市長公室長 川尻芳弘君。

**○市長公室長（川尻芳弘君）**

当初予算との繰越金に差があるのではないかというお話ですが、当初予算を編成する上では前年度の決算見込額を精査いたしまして繰越金等を予算化していますが、歳入欠陥を生じないように低目に見ているということも事実としてあります。そのようなことから、差異が生じてきております。これにつきましては、今後さらに精査をしていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

**○議長（小座野定信君）**

8 番 佐藤文雄君。

**○ 8 番（佐藤文雄君）**

余りしつこくやってもしょうがないんですけども、ずっと繰越金は平成 18 年から当初の予算は幾らですか。

**○議長（小座野定信君）**

市長公室長 川尻芳弘君。

**○市長公室長（川尻芳弘君）**

ただいま手持ち資料がございませんので、休憩をお願いします。

**○議長（小座野定信君）**

暫時休憩とします。

休 憩 午後 1 時 5 1 分

---

再 開 午後 1時56分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして会議を開きます。

答弁を求めます。

市長公室長 川尻芳弘君。

○市長公室長（川尻芳弘君）

先日も川村議員のご質問の中でちょっと触れたと思うんですけども、地方財政法の関係で繰越金について2分の1を積み立てるといふことがあります。実際、2分の1積み立てている年もありますし、積み立てていない年もあります。したがって、本年度につきましては2分の1は積み立てるといふことで財政課と協議しております。したがって、例えば繰越金が6億円あったときは、とりあえず3億円は積み立てるといふこともありますので、実際6億円あったときに3億円しかないといふふうなことになります。したがって、本年度につきましては1億5000万円と計上させていただきましたけれども、今後につきましては精査して検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

地方財政法がきのう変わったわけじゃないですよ。ずっと地方財政法があるわけですね。それでずっと3億円当初予算になっていて、経年度を見ましても補正で追加をして、決算時点で6億円だとか7億円だとかという状態がありますね。そこにまた積み立てをしたときと積み立てをしなかったときがあったと言われていますが、当初予算は3億円なんですよ。だから、今回の1億5000万円というのは、歳入の財源がないといふふうにご意図的につくったんじゃないかと逆に疑問に思ったわけです。それが1億5000万円といふと、給与の削減の問題とリンクしちゃいますね。そういうところが一番気になるんですよ。これまで地方財政法によって半分積み立てしたという年度はどういう年度ですか。

○議長（小座野定信君）

市長公室長 川尻芳弘君。

○市長公室長（川尻芳弘君）

私が調べた限りでは、過去3年間、2分の1は積み立てておりません。しかし、地方財政法に基づくものでありますので、本年度につきましては、この間も説明したとおり、2分の1は積み立てるといふことであります。そういうことでよろしくお願いたします。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

これ以上話してもしょうがないので。私も予算審議のときにうっかりチェックを漏れて、川村議員が質問したときに繰越金の問題がクローズアップされたもので、調べたら、こういう事態だったということなんです。だから、1億5000万円にしたという理由が余り明確じゃない。そういう点では、きちっと説明ができるような予算の編成といふふうにはならないんじゃないかと考

えます。

次に、同じ歳入で、衛生費の災害等廃棄物処理事業費、国庫補助金の2,900万円というのは、対象とする歳出とこの中身について教えていただけますか。

○議長（小座野定信君）

市長公室長 川尻芳弘君。

○市長公室長（川尻芳弘君）

国庫補助金、衛生費の災害等廃棄物処理事業費2,900万円減額につきましては、101ページの上から2段目になるかと思えます。当初予算で歳出、千代田庁舎解体工事費5,800万円につきましては、103ページの財産管理費の一番下、千代田庁舎解体工事費5,800万円減になります。そちらの財源として、災害等廃棄物処理事業費国庫補助金2,900万円、補助裏で地方債2,900万円を計上いたしましたが、平成24年4月3日・13日のかすみがうら市庁舎検討会議において耐震改修を行うこととなりましたので、今回の補正におきまして所要の減額補正を行った次第でございます。

以上です。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

わかりました。庁舎建設の財産管理業務の中で9,800万円がマイナス、そのうち2,900万円のマイナスがこの災害等廃棄物処理事業費が国庫補助からはずれたということですね。確認します。

○議長（小座野定信君）

市長公室長 川尻芳弘君。

○市長公室長（川尻芳弘君）

あくまでも千代田庁舎解体工事、歳出5,800万円の2分の1の補助の減額です。

以上です。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

わかりました。この金額について、最初に説明してもらおうとわかりやすいんですね。この財源については詳しく説明されていませんね。

それから、雑入のところで、土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合派遣職員負担金の465万8000円というのはどういうことでしょうか。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

101ページの20款諸収入、5項8目雑入のうち、土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合派遣職員負担金465万8000円でございますが、派遣しております職員の給与は市が支払うことになるため、一たん組合に支払った負担金から、組合が市に派遣職員分の給与を負担金として戻すことになっております。このため、当初予算に計上した特例条例案に基づいた派遣職員の給与額について、今般の条例案と4月の人事異動による見直しを行った結果、合計465万8000円の増

額となったため計上したもので、3名の派遣職員給与の総額を2076万2000円とするものでございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

当初予算の補正ですから、つまり、当初予算では減額の予算だったと。3名分のものを補正するとこの金額に、3名分の補正の金額になるということでしょうか。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

そのとおりでございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

それから、歳出のほうは、今お話しした災害等廃棄物処理の国庫負担金のマイナスとも関連しますけれども、9,800万円の千代田庁舎の財産管理費の事業について、当初予算と補正予算の関連について、できれば、わかりやすいように一覧表が欲しいんです。つまり、当初はこういうふうだったけれども、状況が変わって新しい庁舎建設になった、その差額が9,800万円だというのが一目瞭然の資料があればよろしいと思います。ございますか。説明をお願いします。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

予算書103ページに千代田庁舎等財産管理事業9,800万円の減額ということで計上しておりますが、当初は千代田庁舎を解体することで予算を計上しておりました。その後、修繕することに変更したことに伴い減額補正するものでございます。まず、茨城県との防災情報の更新を行うために設置してあります庁舎2階のパラボラアンテナを地上に移設する経費350万円、次に市内の防災情報の伝達を行う屋上の防災行政無線アンテナを敷地内に移設する経費3,150万円、さらには放送設備等の設備改修工事費500万円、さらに先ほど申しました解体工事費の5,800万円を合わせまして9,800万円を減額補正するものでございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

だから、当初は解体する予定でなかったよと。それで当初予算は当初予算だったんですか。そして、今回の補正予算は解体から耐震補強をして原状復旧にするとしたということであれば、当初の解体するときの内訳とこれに対する対比をして、マイナスはこうですということ非常にわかりやすいですね。ですから、当初予算と質問に書いてあるでしょう。総務部長、当初予算と

補正予算との関連について説明願いますと私が言ったでしょう。今、一部分だけじゃないですか。9,800万円のマイナスへの話だけですよね。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

暫時休憩をお願いいたします。

○議長（小座野定信君）

暫時休憩します。

休 憩 午後 2時09分

---

再 開 午後 2時10分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

佐藤議員の比較表でございますが、後日、比較表を提出させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

質問を12日の朝一番に出しているんですよね。ですから、ここにはちゃんと当初予算と補正予算の関連についてと書いておりますので、当然そういう資料が準備されているかなと思ったんですよ。こちらのほうで一々全部チェックするというのは、データがありませんので、議員にとってはそちらのほうから提出されているものを信頼するしかありませんので、そういう数字的なものについてはちゃんとした対比表を準備して今後とも回答をしていただくようお願いしたいと思います。特に本会議中心主義というふうになりますと、暫時休憩が余りにも多いとみっともないので、周到なる準備をしていただく。もしくは質問があった場合に、どういう質問なのかわからなければ、事前に聞いていただきたい。そうすれば、私はそれに対してお答えしますので、よろしくお願いいたします。

それから、総務費の自治振興費の追加250万円は、自治総合コミュニティー助成金の追加の補正だと思いますが、これについてご説明をお願いします。

○議長（小座野定信君）

市長公室長 川尻芳弘君。

○市長公室長（川尻芳弘君）

自治振興事業追加250万円につきましては、歳入のほう101ページの雑入の一番上のところ、自治総合センターコミュニティー助成金250万円、歳出が103ページ、自治振興費、自治総合コミ

ユニティー助成金250万円という内容でございます。これにつきましては、千代田地区の逆井3区におきまして、夏祭り備品整備資金として助成するものでございます。歳入につきましては、財団法人自治総合センターの宝くじ社会貢献広報事業の一つでございます。その中の一般コミュニティ助成事業を活用し、歳出と同額の250万円を見込んでおり、市からの持ち出しはございません。茨城県生活環境部長を経由して助成金決定通知が平成24年4月6日にあった関係で、当初予算計上ではなく、6月補正となったものでございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

県の認可がおりないとこれが使えないということで、今、県の生活環境部の許可が平成24年6月に出たので今回の補正にしたと聞いた。それを確認したいのと、ちなみに、逆井3区の備品については、要求に基づいて支出すると思うんですが、どういう要求がいつごろあって、この要求の中身はどういうものか、わかりましたら、ご報告願えますか。わからなかったら後でもいいです。

○議長（小座野定信君）

市長公室長 川尻芳弘君。

○市長公室長（川尻芳弘君）

24年4月6日でございます。これにつきましては、その年度によって、もっとおくれる場合もあるし、もっと早い場合もありますので、調べましたら、当初予算でついていたときもありますし、9月補正のときもございました。というわけで、決定通知が来てから予算計上をしている内容でございます。

また、佐藤議員から質問がございました件でございますけれども、逆井3区につきましては、昨年度からの要望がありまして、次年度継続で要望で、うちのほうも先着順ということで要望順で申請しております。中身なんですけれども、夏祭り用の備品ということで、太鼓、太鼓のケース、獅子頭、笛、紅白幕、炊飯器、テーブル、いす等でございます。

以上です。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

わかりました。

それでは、民生費です。民生費については、放課後児童クラブ健全育成事業が追加になっているように思います。508万9000円です。放課後児童クラブ民営補助金の補正予算の計上となった理由、当初予算との関連について教えていただけますか。

○議長（小座野定信君）

保健福祉部長 鈴木 弘君。

○保健福祉部長（鈴木 弘君）

それでは、放課後児童クラブ民営補助金についてお答えいたします。

まず、中身につきまして、県の補助基準額の変更がありました。あと、新設分があります。

まず、変更分につきましては、現在あります児童クラブプルミッコが基礎基準額の改定で24万8000円ほどの増額、それから、その他加算の部分で7万3000円の増額、合わせて32万1000円の増額でございます。それから、メロディハウスにつきましても、基礎基準額の改定で9万円の増額ということで、あと、その他加算額の変更で7万3000円の増額、合わせて16万3000円の増額となっております。それから、新設分としまして、児童クラブプルミッコが2カ所目がつくられるということで、こちらのほうは基礎基準額、その他加算額合わせまして406万5000円となります。変更分、新設分合わせまして508万9000円の増額となっております。

それから、当初予算の1,114万円の関係でございますが、大きなところは児童クラブプルミッコが1つから2つということで、今まで定員50名でやっておりましたが、40名と30名に変更になったというのが大きなところでございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ということは、補助金の是正があつて少しふえたということが1つと、児童クラブのプルミッコが新しくつくられてきたということですが、プルミッコとメロディハウスの当初の人数と今年度の人数の対比についてご報告願えますか。

○議長（小座野定信君）

保健福祉部長 鈴木 弘君。

○保健福祉部長（鈴木 弘君）

現在、プルミッコにつきましては、定員50名でやっております。メロディハウスにつきましては、40名で受け付けております。特に、プルミッコにつきましては、23年度の入会数は96名ということで、定員50名に対して96名ということで、入会者が多いということもありまして、もう1カ所、定員30名のところをふやすということで、全体で50名から70名に定員をふやすという内容のものでございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

当初はプルミッコが50名で、メロディハウスが40名ということは90名ですよ。90名で当初は予算を組んだ。前年度、平成23年度実績がプルミッコが96名だったので、もう一つ新しくしようということで、40名と30名の70名にしたということですよ。ということは、70名とメロディハウスが40名だと110名分ということですか。当初は90名の予算だったのが110名というふうになるんでしょうか。

○議長（小座野定信君）

保健福祉部長 鈴木 弘君。

○保健福祉部長（鈴木 弘君）

はい、そのようになります。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

数字をきちっと把握していただいて、数的にこういうふう当初の90名から110名にふえたというふうの説明していただきたいと思います。

今後もふえる可能性があると見ていらっしゃいますか。

○議長（小座野定信君）

保健福祉部長 鈴木 弘君。

○保健福祉部長（鈴木 弘君）

可能性については、ふえる可能性はあると見ております。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

それでは、次は環境保全対策費、衛生費の1,000万円、太陽光発電システム設置助成の増額です。これは当初予算が1,000万円だったように思いますが、今度はまた1,000万円ですので、2,000万円になるのかなと思いますが、当初が1,000万円だったのが2,000万円ですので、4・5・6、3カ月もたつたないかで倍増するというのは、環境がかなり変わったということなんでしょうか。

○議長（小座野定信君）

環境経済部長 藤崎宏明君。

○環境経済部長（藤崎宏明君）

お答え申し上げます。

4月2日から補助金の交付を受け付けて、5月14日時点で申請件数が53件ございました。霞ヶ浦地区25件、千代田地区28件でございまして、補助金の残が14万8000円でございます。こういった経過がございまして、今回、当初予算と同額の1,000万円を増額補正ということで計上させていただきました。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

今後もふえると思って増額をやったということですか。今、4月2日に交付をしたら、5月14日時点で53件、霞ヶ浦地区では25件で、千代田地区では28件と相当な数だった。それで結果的に残金がもう残り少ない、14万円だということですよ。だから、これは逆にもっと促進を図るという立場から1,000万円を追加したと。今後この流れは変わらないだろうという判断で、市長にそのことを答申して、市長に了解を得て増額したということですか。

○議長（小座野定信君）

環境経済部長 藤崎宏明君。

○環境経済部長（藤崎宏明君）

佐藤議員のおっしゃるとおりでございます。5月29日現在で問い合わせ、要望等が40件ほどご

ざいます。環境保全課で把握しているものが9件ございます。業者とか個人の追加補助金が今後さらにないでしょうかと把握しているものが9件ございまして、そのほかの電話等々の問い合わせが31件ありまして、40件の問い合わせ、要望がございましたので、そういったことを踏まえまして、今回、市長に、1,000万円増額補正ということで財政協議を経まして計上させていただいてございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

非常に結構なことだと思うんです。5月29日に情報の問い合わせとかが40件、9件ぐらいが申請の追加があったということですので、49件ですよ。当初の申し込みが53件。間違ったら間違っただ、正確な数字を言ってください。わかりやすいように数字を言っていただきたいと思うんです。そうしますと、これが追加をして2,000万円ですが、この流れでいくと9月あたりにも補正を考えるぐらいの勢いかどうか、その判断についてお聞きします。

○議長（小座野定信君）

環境経済部長 藤崎宏明君。

○環境経済部長（藤崎宏明君）

説明不足で申しわけございません。ただいまの40件でございますが、問い合わせ31件で、こちらで把握しているもの9件、合わせまして40件ということでございます。当初予算と同額の1,000万円計上させていただきました。根拠でございますが、今を反映しまして、原子力にかわる代替エネルギーということで事業者のセールスポイントにもなっていることでそういった問い合わせがふえているかと思えます。

今後の予定でございますが、この補助金は、原子力発電にかわる代替発電システムを推進するため等々で創設した補助金であり、また、今まで蓄積した実績もないことなど、今後の申請件数等につきましては不透明なこともあります。こういった問い合わせ等々を踏まえまして柔軟に対応してまいりたいと思えます。歳出が伴うものでありますので、財政課等関係部署と協議して対応してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

わかりました。

土木部の都市計画総務費の職員人件費の1,648万円は、最初、歳入で私が質問した中身とリンクしているように思いますが、一応答弁願えますか。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

議案書108ページの8款土木費、1目都市計画総務費の職員等人件費1,648万円の追加補正の理

由でございますが、増額の主な理由としましては、今般の条例案の見直しに伴う増額に合わせ職員の配置について、当初予算においては8名分を計上しておりましたが、4月の人事異動により茨城県へ派遣職員1名を含め10名の配置となり、2名の増員となったため、増額するものでございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ということは、最初の土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合とは関係なかったんですね。

2名の茨城県の派遣というのはどういうことですか。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

県への派遣は1名でございます、都市整備課に1名を派遣しております。そのほか1名追加になって、合計で県の派遣1名ともう1人、市の職員というか、同じ市の職員ですが、2名ということの増員でございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

茨城県に派遣2名と言ったからね。私の聞き間違いじゃないと思うんですね。1名であれ、県にどういう理由で派遣をしたのか。どういう派遣先なのか。あと、1名を増員したのは、何らかの理由があつて増員したんですよね。8名ですからね。その点も理由というか、根拠を言っただけだと懇切丁寧な説明になるんですけれども。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

県への派遣は人事交流でございます、県の都市整備課に1名を派遣しております。さらには都市整備課の仕事の関係上、1名の追加をしたということでございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

県の都市整備課に人事交流のためにやったというのは、どういう目的なのか。派遣の目的が人事交流というのがありますけれども、都市整備課に派遣したわけでしょう。つまり、目的を持って派遣したわけでしょう。どういうことを学ぼう、どういうために都市整備課に派遣をしたんでしょうか。それから、適材適所もありますし、いろんな問題が起きているようですが、1名を増

加しなればならなかった理由は何でしょうか。都市整備課にきちっと目的を持って派遣するんでしょう。何らかの目的があるんじゃないですか。その目的もきちっと説明してもらわないとわからないじゃないですか。派遣しました、ああそうですか、これじゃ議会のチェック機能なんか果たせませんよ。何で派遣したのか、何の目的なのか、そのことをきちっと明らかにするというのが必要なことだと思いますよ。あと、職務1人をふやしたのだったら、都市整備課の定数がこういう点で明らかになったので増強したと。例えばこういう例だというふうなことを説明していただかないと私は納得できませんよ。

○議長（小座野定信君）

暫時休憩します。

休 憩 午後 2時34分

---

再 開 午後 2時41分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして会議を開きます。

答弁を求めます。

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

大変失礼をいたしました。現在、神立の西口の土地区画整理事業を行っておりますが、その事業を行う上で市の担当窓口には1名を配置いたしておきまして、もう1名の県の派遣は、事業を進めていく上での事務の勉強というか、事務を進める上での研修に行っております。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ということは、最初に私が諸収入で土浦・かすみがうら土地区画整理事業一部事務組合の派遣の問題とリンクするのかと質問したら何も言わなくて、今度は全くリンクしていたということですね。まさにこの事業をいかに進めるかという点で、まず1人は県のほうに派遣をして、よく勉強してもらおうと。もう1人は、今、非常に大事な転機になっているので1人増員をしたんだと。そう答えればよろしいんじゃないですか。いかがですか。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

佐藤議員のおっしゃるとおりでございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

そういうことで、異動は必ず目的がある。増額は必ず目的がある。目的があって、その結果が

出てくるのが決算ですので、そういうものは明確にきちっと答えていただきたいと思いたいと思います。

次は消防費のほうなんですけれども、64名中59名が消防団の退職報償金ということで、その人数の内訳を当初予算とお願いしましたら、事前に23年度の退団者退職報償金一覧をきちっと出していただきまして、1530万円の内訳はこうですと。こういうふうにさせていただくと非常にわかりやすいんです。一々説明を求めなくても、こういう資料で一目瞭然なんですよ。この内訳を見ればわかりますので、これはすべて議員にも配ってありますか。

○議長（小座野定信君）

消防長 井坂沢守君。

○消防長（井坂沢守君）

それは議員さんにお配りしてございません。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

では、簡単に説明してもらおうかなと思ったんですけれども、時間が足りませんので、余り時間を労してもしょうがないので、これを皆さんにお配りしていただいて、私への回答にさせていただきたいと思えます。

それと、私、毎年この質問を続けていたようなんですよ。ということは、毎年6月に補正になっているようなんですが、この時期については6月に補正になるものでしょうか。

○議長（小座野定信君）

消防長 井坂沢守君。

○消防長（井坂沢守君）

6月の補正につきましては、消防団を退団する人員が3月に決定するというので、合併してからずっとどうしても6月に補正をお願いするような形をとっております。

以上です。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

3月31日に退団が決定する、その通知が来るので6月の補正ということで、金額は1,530万円程度だと認識してよろしいですか。

○議長（小座野定信君）

消防長 井坂沢守君。

○消防長（井坂沢守君）

金額的には200万円くらいの差が出ると思えます。1,300万円の時もあるし、1,200万円の時もあります。これは、今お渡しした表のとおり、退団者の年数、役職等によりまして金額等が異なりますので、1,500万円が平均ということではございません。

以上です。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

わかりました。今後、こういう議案を出したときには内訳を出していただければよろしいかと思えます。

それから、災害対策費の4273万5000円ですが、ここに防災センターとわかぐり運動公園体育館への非常用電源施設整備設計委託・工事というふうになっておりますが、これがかなり大きな金額になっております。この配分はどういうふうになっているのでしょうか。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

109ページの災害対策事業4273万5000円のうちの実施設計費213万6000円の防災センターとわかぐり運動公園への配分でございますが、防災センターの実実施設計費が187万5000円、わかぐり運動公園が26万1000円で合計213万6000円。さらには非常用電源施設整備の内訳でございますが、防災センターが3,561万円、体育館が498万9000円の内容となっております。詳しくは資料がございますので、後で議員さんに渡したいと思えます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

では、その資料については、よろしくお願ひします。

次に、教育費です。教育費について、理科の支援員の雇用が賃金で44万4000円。それから記念品というのがありますね。51万円なんです、その内容と、理科支援員の雇用の時間給は幾らなんでしょうか。対象人数と時間給についてお答え願ひします。

○議長（小座野定信君）

教育部長 小松崎延明君。

○教育部長（小松崎延明君）

それでは、佐藤議員のご質問にお答えをいたしたいと思ひます。

議案集におきましては、予算書の110ページでございます。小学校の教育振興事業でございます。この事業につきましては、県からの委託を受けまして、学力向上サポートプラン事業と理科支援配置事業を実施するものでございます。

ご質問の理科支援員の賃金でございますけれども、こちらにつきましては時給1,000円で1日5時間勤務で、ことしは安飾小学校と下稲吉小学校に1名を配置しますので、各学校43日間、2校で86日間の勤務を予定しているところでございます。

ちなみに、理科支援配置事業につきましては、小学校5・6年生、794名の理科の授業において、観察や実験などの準備や実験器具、薬品などの取り扱いに関する児童への助言・援助など授業を支援するものでございます。

続きまして、学力向上サポートプラン事業でございますけれども、こちらは学力向上サポートプラン事業の中の記念品でございます。報償費として計上してございます。交通費込みで1人当

たり1日3,000円。1日2時間程度の勤務になります。最大5日間の勤務ですので、1人当たり1万5000円でございます。それを小学校4・5年生の四則計算等の知識・技能等の定着を促し、計算力の向上を図る目的に、補足的な学習の場として、市内の全小学校の4学年と5学年、34学級に夏休み中に最大5日間、学びの広場サポーターとして派遣するものでございます。その記念品として、謝礼として予算化をしたということでございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

理科支援員の単価が時間当たり1,000円ですよね。これは有資格なんでしょうか。それから、これは7月から実行するのでしょうか。

○議長（小座野定信君）

教育部長 小松崎延明君。

○教育部長（小松崎延明君）

理科支援員の資格としましては、教員の免許は不要でございます、大学生や退職教員または企業技術者など理科教育に興味・関心の高い方とさせていただきます。

配置につきましては、7月半ば過ぎから配置をする予定でございます。ことしの12月ごろまで配置をする予定でございます。

以上です。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

あと、学力向上サポートプランというのは、記念品と書いてありますけれども、報償金ですか。何でここに記念品があるのかなと思ったんですよ。これは表現的には記念品ではなくて、報償金であれば報償金のほうに入れるべきじゃないでしょうかね。どうなんでしょう。

○議長（小座野定信君）

教育部長 小松崎延明君。

○教育部長（小松崎延明君）

実際に支払う予定としましては記念品としてQ U Oカードを予定しております。商品券を予定しておりますので、こちらで記念品ということで予算計上させていただいております。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

記念品でも現金だからね。そういう意味では報償金だったら報償金という形のほうがはっきりわかるんじゃないんですか。それを使わなければ記念になりますけれども、使ってしまうと記念品にならなくなっちゃいますので、扱いとしては報償費のほうになるんじゃないかなと思います。

では、次にいきます。災害復旧費の公民館の24万6000円について、ご説明をお願いします。

○議長（小座野定信君）

教育部長 小松崎延明君。

○教育部長（小松崎延明君）

災害復旧費の社会教育施設災害復旧費の中の公民館施設災害復旧事業24万6000円でございますけれども、こちらは東日本大震災で被災しました志士庫地区第一公民館の屋根がわらの修繕でございます。修繕内容としましては、大棟が6段、0.8メートル、隅棟が4段、13.8メートルのふき直し、それと棧がわらの破損20枚程度の交換でございます。

この復旧工事につきましては、昨年4月に災害復旧費として専決で補正予算16万8000円を計上したところでございますけれども、震災後の余震の影響で被害が拡大しまして、10月に再度業者から見積もりを徴収したところ、修繕料がふえたこと等がありました。また、材料のかわらが間に合わない状況でございましたので、年度内に工事完了が見込めなくなりまして、執行を見送りましたところでございます。そのために再度補正をお願いするものでございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

文教厚生委員会で被害状況を見たときに、志士庫の公民館の一番上の赤っぼいかわらの部分ですか。

[小松崎教育部長「はい」と呼ぶ]

○8番（佐藤文雄君）

では、あの部分が補正は専決でやろうとしたんだけど、実際にはその後の余震でもっとひどくなった、そのひどくなったものをまた見積もりをしたら、また金額が大きくなった、かわらがなかなか調達が難しいということで23年度の補正追加にはできなかった、それで今回になったということよろしいですか。

○議長（小座野定信君）

教育部長 小松崎延明君。

○教育部長（小松崎延明君）

23年度に予定をしてございましたが、かわらがなかなか手に入らないということと、工事費の見積もりが高くなったということで再度補正をお願いするものでございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

人事異動及び給与の特例の条例案に伴う人件費については、議員皆さんにも資料がいつていると思います。こういう資料を前もってやっていると、どういうふうな増減なのかというのが明らかになりますので、人事異動があったときには必ずこういう資料を添付していただきたい。そのことをお願いして、質問を終わります。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君の質疑を終わります。

ほかに質疑はございませんか。

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

お伺いします。ちょっとずれるかもしれないですが、宍倉出張所の土地借上料は、23年度も不用額にして、24年度分は予算化していないんですよ。今月、予算化するのかなと思ったんですが、予算化は必要ないのか、予算化すべきなのか、お伺いします。

○議長（小座野定信君）

答弁者、挙手を願います。

速やかなる答弁を求めます。

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

宍倉出張所の土地の賃貸料につきましては、24年度の予算には計上してございません。そして、賃貸料も含めまして、現在、地権者の方と協議中でございます。解決に向けて協議をしておりますので、その結果に従って対処してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

協議中なのはわかるんですけども、23年度も不用額にして、今も6月定例会で予算化しないということはおかしいと思うんだよね。いつの段階で予算化するのか、あるいは違う予算で使うのか、必要ないのか、再度お伺いします。

○議長（小座野定信君）

暫時休憩します。

休 憩 午後 3時00分

---

再 開 午後 3時03分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして会議を開きます。

答弁を求めます。

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

繰り返しの回答で大変申しわけないんですけども、現在、地権者の方と弁護士を置いて土地の賃貸料の関係につきましても協議中でございますので、現段階では予算計上はできないものと考えております。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

議長、どうなんですか。今、市長が提案質疑じゃないと言ったけれども、予算化しないのはおかしいでしょう。22年度は不用額にして、23年度も不用額にして、そういう行政体制はおかしい

でしょう。これは今回も予算化しなくちゃならない仕事なんですよ。前もってわかっているんだから。なぜ予算化しないんだということだけの話なんですから。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

予算に出していないので、補正に出していないので議論してもらう必要はないんですが。まさにそういうことです。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

これは予算化すべき案件なんですよ。それが市長の行政運営だったら、とんだ間違い。以上です。

答弁結構です。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

今、栗山議員も当事者になって係争中の案件であります。係争中でありますから、当然工事に入れないわけでありまして、工事に入るようになれば、もちろんお金が必要になるわけでありまして、その分は今供託中でございます。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

私は、予算化しておかなくちゃおかしいと言ってるの。不用額2回もやって。本来なら当初に予算組むべきなんですよ。予算化しているというのは、議会で全部まとめてどうぞ使いなさいということで認めているんだから、それを使わないで不用額にしている、それが問題だと言っているの。

以上です。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君の質疑を終わります。

ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

以上で、議案第44号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第44号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、委員会付託を省略することに決しました。

次いでお諮りいたします。

ただいま議題となっている議案第44号の討論・採決は、会期17日目の6月22日にいたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

---

日程第 5 議案第45号 平成24年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（小座野定信君）

日程第5、議案第45号 平成24年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

以上で、議案第45号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第45号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、委員会付託を省略いたします。

次いでお諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第45号の討論・採決は、会期17日目の6月22日にいたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

---

日程第 6 議案第46号 平成24年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（小座野定信君）

日程第6、議案第46号 平成24年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

発言通告がありますので、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

**○8番（佐藤文雄君）**

最後になります、議案第46号の下水道の特別会計の補正予算の2号なんですけれども、修繕費の80万円、公共ます設置の90万円、議案の説明の際もあったんですけれども、よく理解ができなかったんです。県の土木の発注がどうのこうのと、かすみがうらマラソンの舗装がどうのこうのとかって言って、どうも聞き取れないのと、かすみがうらマラソンと舗装の関係がよくわからない。それと公共ますがどういうふうに関係しているのかが全然わからなかったので質問しようと思ったんです。

それから、1番目の修繕費、何で県の土木の発注が関係するのか。これもよくわからなかったので、よくわかるように説明していただけないでしょうか。

**○議長（小座野定信君）**

土木部長 山本恵美君。

**○土木部長（山本恵美君）**

佐藤議員の議案第46号のご質問につきまして、お答えいたします。

ページ数は127ページとなります。下水道維持事業による修繕費80万円とする補正の内容でございますが、千代田地区による県道牛渡馬場山土浦線及び県道戸崎上稲吉線による土木事務所による舗装・補修工事施行に伴いまして、占用しております公共下水道人孔ふたのかさ上げ及び切り下げ等による調整工事に対応するため、当初予算に計上しました修繕料から80万円を充用してございます。当初予算額に不足が生じることから、同額の80万円を補てんするため補正をお願いするものでございます。

**○議長（小座野定信君）**

土木部長、その工事というのは具体的に言ってください。県道敷地をお借りして市の下水道のマンホールのふたをかさ上げするための工事費ですよ。

**○土木部長（山本恵美君）**

占用しております公共下水道人孔ふたのかさ上げと切り下げ等による調整工事でございます。県道敷に公共下水道のますの人孔ふたがございます。現在のマンホールのふたが高くなったり低くなったりしておりますので、土木事務所から依頼がありまして今回の補修工事に上げまして、そのための工事を行ったものでございます。

**○議長（小座野定信君）**

8番 佐藤文雄君。

**○8番（佐藤文雄君）**

つまり、県道の補修舗装を県土木がやると。そこに公共ますがあるよと。その公共ますをやると、公共ますと舗装の段差が出てくるので、その段差を補修するにはアップしなきゃいけない。そのための費用というふうに理解してよろしいですか。

**○議長（小座野定信君）**

土木部長 山本恵美君。

**○土木部長（山本恵美君）**

はい、そのとおりでございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

2番目をお願いします。

○議長（小座野定信君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

次に、特定環境保全公共下水道維持事業による公共ます設置工事90万円とする補正の内容でございます。霞ヶ浦地区による県道石岡田伏土浦線におきまして、かすみがうらマラソン大会開催に当たりまして、志戸崎地内による下水道管理設箇所において路面状態が悪く、早急に舗装補修工事に対応するため、4月12日において補修を実施したものでございまして、予算措置につきましては設計価格が183万7500円、当初予算において工事請負費による公共ます設置工事に要する費用150万円が計上されておりましたので、この150万円を流用し、不足額となる33万8000円につきましては、予備費より充当し、執行しております。

随意契約により契約額が123万9000円となり、当初予算額より、90万1000円につきましては工事請負費より流用したことから、公共ます設置工事に要する費用として90万円を補てんするため、補正をお願いするものでございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

実態がどういふ実態なのかというイメージが出ないんですよ。県道の舗装をやってオーバーレイをしたので、公共ますの段差が出たので、それを補修するというと非常に具体的になるでしょう。今、このものについては、どういふ状況がかすみがうらマラソンの舗装云々かんぬんということだって、そのことについてよくわかるように説明していただきたいということなんです。

○議長（小座野定信君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

説明が不足しまして。かすみがうらマラソン大会の志戸崎地内がコースとなっております。そのコース内で下水道の管をふせたところの段差が、一度は業者と職員により修繕等は行っておりましたが、やはり再度段差等が生じておることから、大会準備局より依頼がありまして補修工事を実施したというところでございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

つまり、今のことと最初に言ったのに関連しているみたいな感じですね。ということは、かすみがうらマラソンをやるうとして、ずっと点検しに行ったら、そういう段差がマンホールのとこ

ろに、公共ますのところにあると。私の理解ですよ。そこでは危ないので舗装をし直すと。その舗装をし直した分のお金を別なところの工事から流用したので、その分が不足するというので、その分を補てんするために90万円を追加補正したと。だから、実態はどういうことなのかというのがよくわからないのです。その点での説明をもう一度詳しく教えていただけませんか。それを話してもらえば、あとはお金の流用の問題ですから、わかるんです。

○議長（小座野定信君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

先ほども申し上げましたけれども、下水道管を埋設したところ、県道敷なんですけれども、この舗装面に段差が生じておりますので、マラソン大会を開催するに当たり支障があるということで補修工事を行ったということでございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

わかりました。そういうことから言ったら、県道のところに公共ますをやったときに段差があるということ自体が不良工事ですよ。そう思いませんか。その原因は何だったんですか。その段差になったのはどういうことだったのでしょうか。

○議長（小座野定信君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

震災の影響でございまして、先ほども申し上げましたとおり、業者、職員により補修は行っていました。再度通行量と近接して工事等も発注されておりましたので、その影響かなと思いますが、段差が再度生じたということでございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

では、災害によって公共ますを入れていた、そして、そこで舗装をしますよね。そのところが震災によって下がったと。震災の影響かどうかわかりませんが、震災によって下がったと。その下がったことについては、オーバーレイをしたんですか。オーバーレイをして補修をした。ところが、それでも間に合わなかったということですか。

○議長（小座野定信君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

下水道管の埋設はずっと以前に行っていた現場でございます。それと、一度業者をかけて修繕したというのは、簡単に下がったところに合材を乗せた。また、職員においても、下をめくらないで合材を乗せたという結果でございます。今回に当たりましては、再度舗装をめくりまして、路盤を転圧しまして舗装をかけたということでございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

丁寧な説明というのは、そういうところがあると思うんですよ。かすみがうらマラソンをやるときに舗装をし直したという経過がどういうふうな経過だったのかが、今、どんどん聞いていて、ようやくわかってくるんですね。委員会審議もそうなんですけれども、本会議中心主義もいいんですけれども、こういうやりとりというのは委員会でやりとりしたほうがベターなんじゃないかなと。これは違法性があるとは言いませんよ、ベターですから。ベストでもありません。ベターです。そういう点では、こういうやりとりの中でよく理解できるんですね。これは土木技術をそれなりに有する人はわかりますよね。また、実際に作業をやって経験なさっている方はわかります。今、私も聞いていて、ようやくだんだんわかりました。ですから、そういうことについても、災害があって、そこが沈下したと。沈下の原因はわからないけれども、災害によって沈下したので、ただそこを単純にオーバーレイしたというわけでしょう。オーバーレイしたけれども、また沈下しちゃったんでしょ。それで、かすみがうらマラソンをやろうとして全部県が、どこがやったかは私にはわかりませんが、点検したら、やはりまたそこが下がっている、これじゃ危ないということで、ここで改めてきちっと全部はぎ取って本格的な舗装、転圧をしてやったということなんですか。

[発言する者あり]

○議長（小座野定信君）

静粛に願います。

○8番（佐藤文雄君）

だから、そういうことですよ。本会議中心のところなので、私は確認しているんですよ。小松崎議員はそんなこと言いますけれども、わからないことについては徹底的に審議するということの意味なんですよ。私が最初は非常にわからなかったんです。今、いろいろ議論をした中でようやくわかってきたので。小松崎議員はすぐわかったんでしょけれども。

○議長（小座野定信君）

佐藤議員、質問の本題に戻ってください。

○8番（佐藤文雄君）

そういうことですので、そういうふうな説明をしていただきたい。丁寧な説明をしていただきたいということです。

終わります。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終了いたしました。

そのほか質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

以上で、議案第46号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第46号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、委員会付託を省略することに決しました。

次いでお諮りいたします。

ただいま議題となっている議案第46号の討論・採決は、会期17日目の6月22日にいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

---

日程第 7 議案第47号 平成24年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算  
(第2号)

○議長（小座野定信君）

日程第7、議案第47号 平成24年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

以上で、議案第47号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第47号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、委員会付託を省略することに決しました。

次いでお諮りいたします。

ただいま議題となっている議案第47号の討論・採決は、会期17日目の6月22日にいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

---

日程第 8 議案第48号 平成24年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（小座野定信君）

日程第8、議案第48号 平成24年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議

題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

以上で、議案第48号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第48号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、委員会付託を省略することに決しました。

次いでお諮りいたします。

ただいま議題となっている議案第48号の討論・採決は、会期17日目の6月22日にいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

---

日程第 9 議案第49号 平成24年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（小座野定信君）

日程第9、議案第49号 平成24年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

以上で、議案第49号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第49号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、委員会付託を省略することに決しました。

次いでお諮りいたします。

ただいま議題となっている議案第49号の討論・採決は、会期17日目の6月22日にいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

---

#### 日程第10 議案第50号 市道路線の認定について

○議長（小座野定信君）

日程第10、議案第50号 市道路線の認定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

以上で、議案第50号に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第50号については、所管である産業建設委員会へ付託いたします。

---

#### 日程第11 議案第51号 市道路線の認定について

○議長（小座野定信君）

日程第11、議案第51号 市道路線の認定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

以上で、議案第51号に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第51号については、所管である産業建設委員会へ付託いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

---

#### 休会について

○議長（小座野定信君）

次いで、休会についてお諮りいたします。

委員会の審査及び議案等の調査・研究のため、あす6月16日より21日までの6日間を休会といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

静粛に願います。

---

○議長（小座野定信君）

次回は6月22日午前10時から会議を開きます。

本日は、これにて散会いたします。  
ご苦労さまでした。

散 会 午後 3時27分

平成24年

かすみがうら市議会第2回定例会会議録 第7号

---

平成24年6月22日（金曜日）午前10時00分 開 議

---

出席議員

1番	川村成二君	9番	中根光男君
2番	岡崎勉君	10番	鈴木良道君
3番	山本文雄君	11番	小座野定信君
4番	田谷文子君	12番	矢口龍人君
5番	古橋智樹君	13番	藤井裕一君
6番	小松崎誠君	14番	栗山千勝君
7番	加固豊治君	16番	廣瀬義彰君
8番	佐藤文雄君		

---

欠席議員

15番 山内庄兵衛君

---

出席説明者

市長	宮嶋光昭君	環境経済部長	藤崎宏明君
副市長	石川眞澄君	土木部長	山本恵美君
教育長	菅澤庄治君	会計管理者	吉藤稔君
市長公室長	川尻芳弘君	消防長	井坂沢守君
総務部長	小貫成一君	教育部長	小松崎延明君
市民部長	根本光男君	水道事務所長	貝塚成人君
保健福祉部長	鈴木弘君	農業委員会事務局長	塚本茂君

---

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	土渡良一
〃	係長	乾文彦
〃	係長	坂本敏子
〃	係長	杉田正和

---

議事日程第7号

日程第1	承認第2号	専決処分事項の承認を求めることについて
日程第2	承認第3号	専決処分事項の承認を求めることについて
日程第3	承認第4号	専決処分事項の承認を求めることについて
日程第4	承認第5号	専決処分事項の承認を求めることについて

- 日程第 5 承認第 6号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 日程第 6 議案第40号 教育委員会教育長の給料月額の特例に関する条例の制定について
- 日程第 7 議案第41号 かすみがうら市職員の給与の特例に関する条例の制定について
- 日程第 8 議案第42号 住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第 9 議案第43号 かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第44号 平成24年度かすみがうら市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第45号 平成24年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第46号 平成24年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第47号 平成24年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第48号 平成24年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第49号 平成24年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第50号 市道路線の認定について  
議案第51号 市道路線の認定について
- 日程第17 議案第11号 かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 閉会中の所管事務調査について

## 1. 本日の会議に付した事件

追加日程第1 緊急質問

追加日程第2 緊急質問

- 日程第 1 承認第 2号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 日程第 2 承認第 3号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 日程第 3 承認第 4号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 日程第 4 承認第 5号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 日程第 5 承認第 6号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 日程第 6 議案第40号 教育委員会教育長の給料月額の特例に関する条例の制定について
- 日程第 7 議案第41号 かすみがうら市職員の給与の特例に関する条例の制定について
- 日程第 8 議案第42号 住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第 9 議案第43号 かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第44号 平成24年度かすみがうら市一般会計補正予算（第2号）

- 日程第 1 1 議案第 4 5 号 平成 2 4 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 2 議案第 4 6 号 平成 2 4 年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 3 議案第 4 7 号 平成 2 4 年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 4 議案第 4 8 号 平成 2 4 年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 5 議案第 4 9 号 平成 2 4 年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 6 議案第 5 0 号 市道路線の認定について  
議案第 5 1 号 市道路線の認定について
- 日程第 1 7 議案第 1 1 号 かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 追加日程第 3 議案第 5 2 号 かすみがうら市教育委員会委員の任命について  
議案第 5 3 号 かすみがうら市教育委員会委員の任命について
- 日程第 1 8 閉会中の所管事務調査について

---

開 議 午前 1 0 時 0 0 分

○議長（小座野定信君）

ただいまの出席議員数は15名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

なお、山内庄兵衛議員から所用による欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。

傍聴人の方々に申し上げます。

会議において、傍聴人は議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので、静粛に傍聴されますようお願いいたします。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしましたとおりであります。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

6 番 小松崎 誠君。

○6 番（小松崎 誠君）

緊急質問を求めます。

○議長（小座野定信君）

緊急質問を行うには、緊急性が客観的に判断できるような件名を述べるよう求めます。

6 番 小松崎 誠君。

○6 番（小松崎 誠君）

職員の交通事故と信用失墜行為の件について、直ちに緊急に質問したいと思っておりますので、緊急質問を求めます。

○議長（小座野定信君）

ただいま、6 番 小松崎 誠議員から緊急質問の同意の上、直ちに発言を許可されたいとのお

申し出がありました。

よって、6番 小松崎 誠議員の緊急質問の件を議題とし採決いたします。

念のため申し上げます。

緊急質問については、かすみがうら市議会会議規則第63条の規定により、質問が緊急を要するとき、その他真にやむを得ないと認められるときに議会の同意を得て質問することができるとなっております。この採決は起立によって行います。

本件に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小座野定信君）

起立多数であります。

よって、6番 小松崎 誠議員の緊急質問に同意の上、直ちに発言を許すことは可決されました。

---

#### 追加日程第1 緊急質問

○議長（小座野定信君）

追加日程第1 緊急質問を行います。

なお、緊急質問における質問時間につきましては、先例により20分間といたします。

発言を許します。

6番 小松崎 誠君。

[6番 小松崎 誠君登壇]

○6番（小松崎 誠君）

おはようございます。

まず冒頭に、私の緊急質問に対してご賛同いただきまして、この場をおかりしまして御礼申し上げます。

それでは、職員の交通事故と信用失墜行為の件について質問いたします。

土浦市の知人の方からかすみがうら市の管理職職員と、土浦市の嘱託職員が交通事故を起こしたという話を聞き及びました。その交通事故が、今、土浦市役所で大きな話題となっているようです。

そこで伺います。先月の中旬ころ発生した交通事故の事故報告は提出されているのでしょうか。

また、人身事故であると同っておりますけれども、その内容について説明を求めます。

○議長（小座野定信君）

答弁を求めます。

答弁者は挙手にてお願いいたします。

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

小松崎議員の事故の件でございますが、事故報告書は提出されております。

内容等については、対物で処理をしたが、その後人身に切りかわるような事故報告書でござい

ました。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

これはいつ出されたものかというのをまずお答え願いたいと思います。

それで、一般的な交通事故で、個人的なことにとどまる事故なら質問しなかったんですけども、軽易な交通事故であるにもかかわらず、この管理職職員は、それもそれなりに地位のある職員ですが、土浦市役所に乗り込んで、人身扱いにしろと騒いだということなんです。これは、土浦市役所の中で大きな問題になっていることなんだそうです。

つまり、公務員としての信用失墜行為の禁止の点からの質問でありますので、再度概要の説明、また提出されたのはいつなのか、お伺います。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

事故を起こした日付は5月17日の夜8時ころでございます。

報告書が出されたのが、今週の火曜日。

[「明確な日付をお願いします」と呼ぶ者あり]

○総務部長（小貫成一君）

暫時休憩、よろしいでしょうか。

○議長（小座野定信君）

暫時休憩をします。

休 憩 午前10時07分

---

再 開 午前10時08分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

事故報告書が提出をされたのが6月の19日でございます。

それと、土浦市役所内での行動ということで騒いでいるというような小松崎議員の質問ですが、そのような事実はございません。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

事実がないということですが、私はこの話を聞いたときに、地方公務員法の第33条の信

用失墜行為の禁止ということがすぐ頭に浮かんだのですね。まずその信用失墜行為の禁止ということについて、説明を求めたいと思います。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

暫時休憩します。

休 憩 午前10時09分

---

再 開 午前10時12分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

信用失墜行為の禁止第33条でございますが、職員はその職の信用を傷つけ、または職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならないというふうに書いてございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

土浦市の出来事は、そういう事実はないということですがけれども、これが仮にあったとすれば重大な問題になるわけですよ。今の第33条のさわりのことを、今、総務部長おっしゃいましたけれども、解説では、職員が職務の内外において非行を行い職全体の信用を傷つけたときは、それはその職員を一員としている公務全体の不名誉ともなる、と記載されております。書いてありますよね。はい。

それから、さらにその判断は任命権者の恣意的な判断を許すものではなく、客観的、社会的に納得される判断でなければならないとも説明されてます。

議会としても、本件については市の信用という点から、重大な問題としてとらえ、今後の措置の推移及び再発防止などの点から検証していくべきであると考えております。

これらを踏まえ、本件について徹底した調査を行い、議会へ報告するよう求めます。

これができるかどうか、答弁を願います。

○議長（小座野定信君）

答弁を求めます。

答弁者は挙手にてお願いします。

速やかに願います。

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

できるだけ個人情報等はございますが、できるだけ調査を実施し、報告をいたします。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

最後になりますけれども、この職員が事故報告の怠慢があったということと、信用失墜行為の禁止に反していることは明らかであるということを描して、私の質問を終わります。

以上です。

○議長（小座野定信君）

6番 小松崎 誠君の緊急質問を終わります。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

小松崎議員から緊急質問がありましたが、その件について私も緊急質問したいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（小座野定信君）

緊急質問を行う場合には、緊急性が客観的に判断できるような件名を述べるよう求めます。

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

私のところに1通の手紙が参ったんです。

○議長（小座野定信君）

件名を述べてください。

○14番（栗山千勝君）

これは土浦市の職員と、かすみがうら市の職員の交通事故に関して。

○議長（小座野定信君）

ただいま14番 栗山千勝議員から、緊急質問に同意の上、直ちに発言を許可されたいとのお申し出がありました。

よって、14番 栗山千勝議員の緊急質問の件を議題とし採決いたします。

念のため申し上げます。

緊急質問につきましては、かすみがうら市議会会議規則第63条の規定により、質問が緊急を要するとき、その他真にやむを得ないと認められるときに議会の同意を得て緊急質問することができるとされております。この採決は起立によって行います。

本件に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小座野定信君）

起立多数であります。

よって、14番 栗山千勝議員の緊急質問を許すことは可決されました。

---

追加日程第2 緊急質問

○議長（小座野定信君）

追加日程第2 緊急質問を行います。

なお、緊急質問における質問時間につきましては、先例により20分間といたします。

発言を許します。

14番 栗山千勝君。

[14番 栗山千勝君登壇]

○14番（栗山千勝君）

小松崎議員からるる質問ございましたが、実は昨日私のところに1通の手紙がまいりました。これは市の職員と土浦市の職員の交通事故に関して。

この手紙を見れば、平成24年6月15日5時から7時ごろまでにおいて、土浦市の損保ジャパン株式会社保険サポート筑波営業所、あと担当課職員と事故を起こされたA子さんと、計5名で協議をされたそうです。

この内容から見れば、事故の概要、事故の相手方であるかすみがうら市の職員が、保険会社の本件事故の担当者、だれだれB氏に、甲は人身事故にすると身分上の不利益が生じるため、それを回避したいだろうという思いから金銭を要求しているというもの。金銭の支払いがなければ物損事故から人身事故に切りかえるというもの。非常に問題のある行為なんです。

保険会社の担当者の関係者の話によれば、本件事故に関して直接かすみがうら市職員が乙に高圧的な態度や金銭の要求はないようだが、土浦市の職員の加入している保険会社に対して、市の職員に言っているわけではないが、前置きをして遠回しに金銭を要求している。具体的にどういうことかと尋ねると、金だよ、とはっきり金品を要求してきた。

ただし、前置きしているとおり、かすみがうら市の職員が直接土浦市の職員に金銭を要求しているわけではなく、脅迫、強要を立証することは難しいと思われる。

保険会社としては、示談の際に慰謝料として一、二万円の見舞金を支払うことはあるようだが、物損事故を人身事故に切りかえない代償として保険金は支払うようなことはしていないと。

また、かすみがうら市の職員が要求している額は10万円程度を超える金額のようである、と。

かすみがうら市の職員は人身事故となれば、甲が、土浦市の職員が市に提出している事故報告書、現在物損事故として報告、虚偽の報告となり、甲に対して何らかの処分があるだろう、という内容を伝えている。役所の制度について、保険会社では詳しくはわからないため、本件のような交通事故で処分があるかを確認したい、というようなことを申しているそうです。

なお、かすみがうら市の職員は、人身事故に切りかえるも引き合いに出してきており、今後も警察に人身事故の届出をした際に、事故後、時間が経過しているなどの理由により、不受理となった場合は、それを追及してくる可能性もある。非常に厳しいことを言っているんです。

過去の例では担当する警察官によると、時間が経過しているというようなことで、受理する場合もあれば受理しない場合もある、というようなことを言っている。

いずれにしても、かすみがうら市の職員の要求は金のように、人身事故の届出をして金銭を獲得できなかった場合には、何をされるかわからない恐れもあると。

保険会社としては、人身事故に切りかえた場合、現在提案している100、0も撤回し、弁護士を介入させたり、現場を検証するなどして過失割合を再考する、またその治療費と一切の金品の

金銭を提出することも辞さないと考えている。最終的には人身事故に切りかえにに応じないわけにはいかないが、金銭の支払いに応じる、人身事故に切りかえるか決めてほしいというようなことを言っているそうです。

保険会社によると、かすみがうら市の職員は本件事故で、保険対象の事故が5度目の事故ということですが。これまでの事故で協議が示談の際、トラブルを起こしているということも、また1年前の事故についても現在治療中と。これは1年前の事故というのは、多分かすみがうら市の角来付近かと思います。

土浦市の関係者の話では、地方公務員法第17条の第1項の規定による任用の非常勤職員の懲戒処分は、正規職員と同様であるが、本市の交通事故等にかかわる懲戒処分記事によれば、本件場合は、訓告や戒告はあったとしても免職に当たるものではないと考えられる。

仮に、減給、過失等により相手方に治療3カ月以上の負傷を負わせたときに該当したとしても、情状により減免されることもあると。処分を下す場合には、分限懲戒委員会に諮る必要があり、そこで判断されることになる。

今回の事故について、何らかの処分が下されることはないと思われるが、人身が不受理となった場合には、交通事故を起こして相手に負傷させた職員に対して何の処分もしない、と新聞社などに投稿などの行為も出た場合など、懸念される。

それにより、人身事故に切りかえた場合の運転免許証の行政処分、運転免許停止のほうが心配されると。

この場合には、事故発生が5月17日で、人身事故に切りかえるための両者、土浦署への出頭要請が6月25日ということで、非常に長い60日か90日の免許停止になるのではないかと、というようなことを言っております。これ1通の、これ私ちょっと手紙を読み上げましたが、そういう中で、市の職員は安全運転管理者をやっているわけですよ。事故報告がなぜ遅れたか。土浦市の職員は、速やかに物損事故で事故報告しているんですよ。人身に変わればすぐに出し直すと、いうようなことも言っているんですよ。安全運転管理者、私は一般質問で職員の教育についてお伺いしているわけですね。これ、なぜ遅れたか、まずお伺いしたいと思います。

安全運転管理者として、責務はどういうことなのかと、ことについてもお伺いします。

それから、一年半くらい前ですか、霞ヶ浦庁舎裏側のほうの、お墓のほうの出入り口で事故があったわけですが、そのときも運転、安全運転管理者になっているわけです。安全運転管理者として、そのときどういうことを指導しているのか、あわせてまずお伺いしたいと思います。

**○議長（小座野定信君）**

答弁を求めます。

総務部長 小貫成一君。

**○総務部長（小貫成一君）**

事故を起こしてから事故報告の遅れについては、職務上速やかに事故報告は出すというふう

に定義されておりますので、職務怠慢というふうには考えられません。

また、霞ヶ浦庁舎の公用車を扱っているのが霞ヶ浦庁舎総務課でございます。

それで、公用車を何台以上扱う場合には、その交通安全管理者というのが必要でございまして、無事故、無違反という証明を自動車安全運転センターから交付されております。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

暫時休憩をお願いいたします。

○議長（小座野定信君）

暫時休憩します。

休 憩 午前10時28分

---

再 開 午前10時35分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

1年前の事故と言いましたが、昨年の秋です。裏側のお墓のところでぶつかったのが。副市長が就任してから。

○議長（小座野定信君）

答弁を求めます。

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

栗山議員の安全運転管理者について、内容でございますが、道路交通法に基づき、一定以上の台数の自家用自動車を保有する事業所において、運行計画や運転日誌の作成、安全運転の指導を行うもの。年1回の講習参加が義務付けられていると定義されております。

また、1年前の事故につきましては、事故報告書があがっております。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

今、総務部長の答弁の中で、事故報告を速やかに出さなかったことは職務怠慢だというような答弁をしているわけですね。これは明らかに地方公務員法違反なんです。

次に、安全運転管理者です。安全運転の指導、もちろん事故をやったなら速やかに警察に届けるといことも安全運転管理者の責務なんです。みずからが事故報告もしない、今小松崎議員からも質問がありましたけれども、この事故報告について私が指摘してから初めて総務部長が本人に確認して事故報告を出させているんですよ、情けないですよ。

地方公務員法違反と、安全運転管理者としてね、適任者かどうか、これ非常に問題ですよ。

市長の見解をお願いします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

ただいまの件については、大変あってはならないような事案でありまして、私も昨日、おとといですか、このことを知ったわけでありまして、大変うかつだったと思っております。

その後の処置については、当然これ懲戒処分等の対象にもなるものでありまして、今後そういった措置をとるように事務方にも指示をしまいたいと、こういうふうに思っております。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

市長それはわかるんだけど、地方公務員法違反について、どういう考えを持っていますか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

それについては、いずれにしても、懲戒委員会等が開かれてからのことですから、自損、どうも今の話だと去年の秋ですか、霞ヶ浦庁舎の……

[「今年、去年、去年だ」と呼ぶ者あり]

○市長（宮嶋光昭君）

去年の秋、霞ヶ浦庁舎のお墓の前で事故があったということですが、それも含めて調査もしなくてはならないですし、いずれにしても今後そういった適切な措置をしまいたいと、こういうふうに考えております。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

霞ヶ浦庁舎の前の事故ですが、市の職員が悪いわけです。相手は無資格運転。だけどこれは、一回懲戒委員会懲戒がかかってますので、これは2度かけられないという一つの大きな問題があるわけです。

それと、かすみがうら市の職員のここ約1年間、何回事務やっているか。今治療中の事故が1年前だと。1年前に人身事故があったんでしょうから、今治療中と、再度診断書が出てくるんじゃないのかなと思うんですが、診断書と物損事故から人身に切りかわった場合には事故報告も切りかえなくてはならない、ということなんですが、そういう事実関係はいかがでしょうか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

今、私の答弁の中で、去年の秋の霞ヶ浦庁舎のお墓の前の事故につきまして、本人、本人という当初話題になっていた職員の隠された事故かと勘違いをいたしまして、それが事故報告が出ていないということであれば、それも含めてという意味で申し上げました。

しかし、これを霞ヶ浦庁舎のお墓の前の事故につきましては、既に懲戒委員会にもかかっていると記憶しておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

今回の事故報告書、物損等が出ておりますので、今後人身に切り変わった場合については、さらに事故報告書、経過報告書を提出していただくようになると考えております。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

1年前の事故、今治療中ということについて、最初は物損事故だったのか、最初から人身事故で事故報告が出ているものなのか。途中で切りかわったとなれば、事故報告書を新たに出さなくてはならない。

そこらはきちんとどういう指導をしているのか。

また、この事故で土浦市の職員との関係者に聞くと、どうもコンビニ駐車場に土浦市の職員がバックで入れようとしたらば、かすみがうら市の職員がどうも前に出たような気がする、というんです。そうした場合には、非常に問題だし、事実関係きちんと調査して対応していただきたい。土浦市の関係もありますし、行政間との信用失墜行為、これ免れる問題じゃないんです。あわせて市長にお伺いします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

いずれにしても、今回の事案については、今後調査を進めていくしかないと思います。また、かすみがうら市の職員のいわゆるこういった同じような規模の事業所等の事故率等も参考にしながら、もし著しい頻度が高い事故件数があるということであれば、そういったことも含めて今後十分適切な対応してまいりたい、とこういうふうに考えております。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

最後になりますが、保険会社に5回事故について、保険該当になっている案件ですので、事故を頻繁に行っているという事実は隠せないわけでありまして、果たしてその方が車運転が正常にできるか、できないかは非常に疑問視されるわけです。そういう中で安全運転管理者がふさわしいかどうか、非常にこれ問題があるというふうに思うわけでございまして、懲戒委員会で詳細に調査をしていただいて、また議会等で報告していただきたい。

以上で質問を終わります。

○議長（小座野定信君）

以上で14番 栗山千勝君の緊急質問を終わります。

---

日程第 1 承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについて

○議長（小座野定信君）

日程第1、承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。  
討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

### ○8番（佐藤文雄君）

おはようございます。

承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについて、かすみがうら市条例の一部を改正する条例について、反対の討論をいたします。

2012年度、いわゆる平成24年度ですが、固定資産税の評価替えの年度であります。住宅用地の固定資産税、都市計画税の評価額については、そもそも1992年の通達で評価額を取引価格に近づけるとして、公示価格の2割から3割程度から、これを7割水準まで引き上げたため、評価額が一気に上がったことが問われなければなりません。

激変緩和措置のため、負担調整措置が設けられましたが、その結果、地価が下がり続けても、税負担がふえるという矛盾が生じており、問題となっております。

1993年、これを100として2010年と比較すると、地価の公示価格の下落は44%ですが、税負担は35%増加しております。住宅用地の固定資産税、都市計画税の据え置き特例が14年度に廃止されます。経過措置として、12年、13年度は評価額に対する負担水準が90%を超えるものについて、据え置かれます。これによって、地価下落の小さいところでは増税となります。2012年度の地方税改正案について、日本共産党は原発事故の被害に対する課税免除や減額措置の延長は当然だが、特定外貨埠頭の大型大規模コンテナ埠頭に係る固定資産税と都市計画税に対する軽減措置の延長を初め、担税力を持つ事業者への優遇策の継続が含まれており、直ちに廃止すべきだとして反対をいたしました。

さらに、住宅用地の固定資産税と都市計画税の負担軽減措置の据置特例を2年間の経過措置後に廃止することも住宅用地の増税につながるので、行うべきではないと主張しました。

質疑でも明らかになりましたが、本市でも地価が下がる中、本来の課税標準額に比べ、現在の課税標準額が低い場合は、負担調整措置により本来の課税標準額に向けた是正の途中であるため、税負担がふえるということがわかりました。

また、住宅用地の固定資産税、都市計画税の据置特例が14年度に廃止に伴い、本市では、現在の住宅用地の筆数1万7000のうち、7500が影響を受けることになり、税額では約510万円の増額となり、1000平米あたりでは平均約1200円増加する見込みということもわかりました。

固定資産税は市町村の税収にとって大きな部分を占めており、地方自治体からは減収対策の要望が出されております。総務省は政府税制調査会に住宅用地特例割合の引き下げ案を提出しており、今後の増税の動向に懸念の声も上がっております。

住居や零細事業者などの生業、いわゆる生業のための土地が金融機関等が保有する土地と同じように、取引価格で評価される、課税されることで、住居権が脅かされる危険性が生まれます。日本共産党は、収益還元方式、いわゆる銀行やオフィスビルは高く、一般商店は低く、庶民の住宅用地はさらに低くなるように使用目的に応じて差を設ける方式にすべきだと主張してまいりま

した。

土地に対する課税のあり方は、今後も課題として残されております。今回の税制改正は、地価が下がっているのに税額は上がるという矛盾は解決されていないため、この専決処分には反対をいたします。

以上です。

○議長（小座野定信君）

以上で通告による討論は終わりました。

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより、承認第2号の採決を行います。

異議があるため、起立により採決いたします。

本案は、承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小座野定信君）

起立多数であります。

よって、承認第2号は承認することに決しました。

---

## 日程第 2 承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについて

○議長（小座野定信君）

日程第2、承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。  
討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

本案は、承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、承認第3号は承認することに決しました。

---

## 日程第 3 承認第4号 専決処分事項の承認を求めることについて

○議長（小座野定信君）

日程第3、承認第4号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

討論を行います。

本案に対しましては、会議規則第51条の規定により、通告のあった賛成の討論から行います。

8番、佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

承認第4号 専決処分事項の承認を求めることについて、平成24年度かすみがうら市一般会計補正予算（第1号）を、一応賛成の立場の討論であります。

今回の承認第4号の専決処分事項の承認を求めることについては、私は緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないとしているが、今回の事例はそれに該当するのかとただしました。

質疑の中で、市側は私にとって納得し得ない答弁に終止いたしました。私は議会開催する猶予はあったと思います。今回の補正予算の内容については、特に異議を挟むものではありませんが、専決で補正予算を組む場合は、問題点とその解決のための対策、工事まで至る工程を時系列に明らかにし、議会が納得できるように、今後の改善を求めたいと思います。

市長も今回はきちっとした対応をすると答えましたので、今回はこの承認第4号は承認することにいたします。

○議長（小座野定信君）

以上で、通告による討論は終わりました。

次いで、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

他に討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより承認第4号の採決を行います。

本案は承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、承認第4号は承認することに決しました。

---

日程第 4 承認第5号 専決処分事項の承認を求めることについて

○議長（小座野定信君）

日程第4、承認第5号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより承認第5号の採決を行います。

本案は承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、承認第5号は承認することに決しました。

---

日程第 5 承認第6号 専決処分事項の承認を求めることについて

○議長（小座野定信君）

日程第5、承認第6号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより承認第6号の採決を行います。

本案は承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、承認第6号は承認することに決しました。

---

日程第 6 議案第40号 教育委員会教育長の給料月額の特例に関する条例の制定について

○議長（小座野定信君）

日程第6、議案第40号 教育委員会教育長の給料月額の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

討論を行います。

本案に対しましては、会議規則第51条の規定により、通告のあった反対討論2件について順次発言を許します。

初めに、8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

議案第40号 教育委員会教育長の給料月額の特例に関する条例の制定について、反対の立場で

討論をしたいと思います。

私は一昨年9月議会に教育長給与の10%削減案に賛成をした経過があります。その理由は、市長が市長給与の半額については市のトップとしての強い決意をあらわしたもののだが、副市長と教育長の2名については、そこまで強要できない、職務を全うしていただきたいと思っ

て、10%カットを判断したと答弁いたしました。私は、他市の例でも3%から10%の給与削減があると述べ、新市長の政策的な考えである点及び特別職の給与条例の改正だという点に限って賛成するとした上で、10%カットされてでも、熱心に職責を果たしていただける人事の提案をお願いをいたしました。

そして、教育長は今ここにおられます菅澤庄治氏が選任されたわけであり

ます。今回私が反対する理由は、市長の提案理由に問題があるからであります。

市長は、人件費削減は私の選挙公約でもあり、職員給与の削減も予定しているからと述べました。したがって、今回の教育長の給与削減の提案は、市職員給与削減を押しつけるための手段として、その露払いとしか思えません。今回の質疑でも、市長の任期中における教育長の給与削減総額は、約2年間で171万円にもなります。私は職責を全うしていただきたいと思っ

ているという、市長が言う中身については、同感であります。多額な給与削減を教育長に求めるのではなく、十分に職責を果たしていただくことこそが、市の教育行政の発展につながると考え、今回は反対をするということにいたします。

以上です。

#### ○議長（小座野定信君）

次いで、発言を許します。

16番 廣瀬義彰君。

[16番 廣瀬義彰君登壇]

#### ○16番（廣瀬義彰君）

議案第40号 教育委員会教育長の給料月額の特例に関する条例の制定に対し、以下の理由に基づき反対の立場から討論いたします。

ただいま佐藤議員からも詳細に説明がありました。

また、この議案につきましては、過去何回も議員さんで審議をしております。ですから、内容が重複をしないように、簡単に箇条書きに申し上げます。

第1に、民主主義で最も大事な点は、審議経過、協議経過などのプロセスであります。しかし、今までそのような経過がなかったこと。

第2に、そのためには副市長や教育長の給料のあり方は、客観的な視点から、かすみがうら市報酬等審議会に諮問し、その答申に基づき提案すべきであること。

第3に、平成23年度の財政は健全であり、平成24年度も同様の予測であること。

第4に、市長は政治的な立場にありますが教育長は政治的な立場でないこと。

第5に、市長の選任した菅澤氏個人の給料改正ではなく、教育長という職務に対する給料の改正であること。

第6に、副市長も教育長も同様の扱いとすべきという点からも、かすみがうら市報酬等審議会の意見を拝聴すべきであること。

これらの点から、議案第40号に対し反対するものであります。

議員諸侯におかれましては、議案質疑を踏まえ、ご賛同をいただけるよう、心よりお願い申し上げます。

よろしく申し上げます。

[拍手する者あり]

○議長（小座野定信君）

静粛に願います。

以上で、通告による討論は終わりました。

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第40号の採決を行います。

異議があるため、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小座野定信君）

起立少数であります。

よって、議案第40号は否決されました。

---

## 日程第 7 議案第 4 1 号 かすみがうら市職員の給与の特例に関する条例の制定について

○議長（小座野定信君）

日程第7、議案第41号 かすみがうら市職員の給与の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

討論を行います。

本案に対しまして、会議規則第51条の規定により、通告のあった反対討論2件について順次発言を許します。

初めに、8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

議案第41号 かすみがうら市職員の給与の特例に関する条例の制定について、反対の立場で討論をいたします。

市長は提案理由で市議会の理解を得ることができないため、減額率を引き下げ改めて提案すると述べました。なぜそこまでして市職員給与削減に固執するのでしょうか。

人件費削減は、市長選での私の公約だと述べたり、前回は、国家公務員の給与を平均7.8%も

大幅に引き下げる法案が国会で可決されたことを受け、それに乗じて提案する。今回は、削減率を、減額率を半分にするとしております。

市長は、官民格差を殊さら強調いたしますが、公務員給与は生計費であり、無駄や浪費ではありません。今回の市職員の削減合計は、平成24年の7月から来年3月まで8001万円となっております。市職員の数は443人の給与、月額になりますが、この給与月額を支給額では平均約1万2000円弱減額されます。

来年3月までの措置であります。それ以降も状況によってはさらに削減するとしております。

質疑でも明らかにしましたが、当市の人件費総額は、下がり続けております。市職員給与を削減しない場合、平成18年度決算と比較すると、約3億9000万円減であります。平成22年度決算との比較では、約2億4000万円でもあります。削減率では平成18年度対比マイナス9.7%、平成22年度対比6.2%マイナスであります。

職員数も激減し、平成18年度決算対比で87人減、平成22年度決算対比では42人減。削減率では同じ平成18年度決算対比でマイナスの16.4%、平成22年度決算対比ではマイナス8.6%であります。職員の給与を引き下げなくても十分に人件費等は削減されているわけでありまして。

私は、市長が官民格差を殊さら強調することによって、市民と職員を対立させるやり方には反対であります。今日本に求められているのは、民間会社で働く労働者の賃上げであり、派遣などの低賃金の底上げであります。人々の暮らしと日本を元気づける賃上げであります。それには、労働者派遣法を抜本的に改正し、雇用は正社員が当たり前の社会を作ることでありまして。最低賃金を大幅に引き上げ、日本から働く貧困層をなくすことでもあります。公務員にならえと、民間の賃金も下げられたら、暮らしも日本の経済もしぼみます。

また、市長は市長選挙の公約だとしておりますが、平成22年7月11日施行された市長選挙、いわゆる選挙管理委員会が発行した選挙公報には、行財政改革の断行としか掲載されておらず、市職員の給与の削減は文書化されておられません。これでは一般の有権者にはわからないではないでしょうか。

今市がやらなければならない課題は、山ほどあります。放射能汚染から市民を守ることや、暮らしやすいまちづくり、そして災害に強いまちづくりであります。

その先頭に市長が立ち、住民全体を奉仕する公務員。これは憲法第15条の2項であります。この住民全体に奉仕する公務員としての役割を、市職員に徹底して実践させることだと思います。

以上、反対討論といたします。

#### ○議長（小座野定信君）

次いで、発言を許します。

9番 中根光男君。

[9番 中根光男君登壇]

#### ○9番（中根光男君）

議案第41号の反対討論を行います。

議会の議決は、各種の法令を遵守し、そしてその実態、さらには波及効果などを審査し、議員各自が一人一人判断していくものであります。

特に、遵守することは当然議員としてあるべき責務であります。

一方、法律の目的は、後日紛争が生じないよう手続が定められております。このため、議員一人一人は議決の重さをみずから再確認し、自覚と責任をもって個々に判断していくべきであります。

これらを踏まえ、議案第41号 かすみがうら市職員の給与の特例に関する条例の制定に対し、反対の立場から討論を行います。

労使協議といえる経過もなく、また労使合意もなく条例が提案されており、提案要件が整っているのかという疑問があるため、時期尚早であること。

さらには、憲法におけるすべての労働者に保障された権利を制約したまま、一方的に不利益を押しつける改正は、憲法とILO条約に違反するという可能性があること。

また、最高裁判所の判断で示されているとおり、労働条件の一方的な不利益変更が発生する可能性もあること。

そして、平成23年度の財政、24年度の財政も健全であると予測されていること。

最後に、職員給与に対する市長の意識、発言、訂正したとはいえども、バーゲンセール程度の認識であったこと。

以上のことから、議案第41号に対し反対いたします。

最後に、議員諸侯におかれましては、これらを踏まえ、ご賛同いただけますよう心よりお願い申し上げます、私の反対討論といたします。

#### ○議長（小座野定信君）

以上で通告による討論は終わりました。

次いで、賛成討論はございませんか。

4番 田谷文子君。

[4番 田谷文子君登壇]

#### ○4番（田谷文子君）

皆さんおはようございます。

議案第41号に関しまして、かすみがうら市職員の給与の特例に関する条例の制定について、賛成の立場から申し上げたいと存じます。

給与削減案については、昨年6月の定例会から既にことし3月の定例会まで4度にわたり議会に上程されたわけでございます。残念なことに、すべて議会において否決されるという状況で本日まで来たことは関係者及び市民の広く知るところとなっております。私自身も国会における国家公務員の給与削減が可決されるまでは、人事院勧告を尊重し、地方自治の公務員の給与削減には慎重でなくてはならないとの立場をとってきたわけでありましたが、今や震災後の復旧、復興まで2カ年ほどの我慢をすることが被災された皆様に対する当然の対応であると、すべての国民感情に配慮する観点からも、公務員のとるべき姿であるという趣旨だと思っております。

被災者のために、粉骨砕身努力した国家公務員の皆様も、給与が減額にされているわけでありまして。また、最近生活保護の問題が財政的にも大きな負担となり、一生懸命働いている人たちとのアンバランスが際立ってきているとの指摘もあり、これを引き下げなくてもよいのかどうか、という議論も活発に行われています。

皆様もごらんになった方もおいでかと思いますが、一昨日のテレビ朝日の番組の中で、大阪市

のあいりん地区の問題が放映されておりました。2万6000人のうち、2.6人に一人が生活保護を受けているという地区であります。

2008年のリーマンショック以来、働きたいが仕事がない、もらいたくないよ、仕方がないんだ、と言っていました。国が大変なら3万円はきついが一、二万円の少しの引き下げは仕方がない。そのように言っておられたのが私にはすごく印象深く拝聴したわけです。

我がかすみがうら市においても、財政的にも厳しい中、宮嶋市政になってから国保税の軽減策及び今まで累積してきた起債の償還財源の確保などなど、財政の健全化に努力し、市民サービスの向上にも配慮するなど、まさに市民目線に立った現在及び将来のあるべきかすみがうら市の発展に心を砕いてきたことは、心ある市民であれば十分理解しているところです。

そして先日の新聞に報道されているのをごらんになった方々も多数おいでのことと存じますが、東洋経済新報社が全国788市を評価した2012年版住みよさランキングで、かすみがうら市は2年前の2012年に161位であったものが、今回のランキングでは全国で82位と、大きく躍進しております。

これは本県では水戸市の79位に次ぐもので、大変喜ばしいことであり、市民もかすみがうら市に自信を深めてよろしいと思います。このように、一步一步市民が誇りの持てる市政を進めてきているのが宮嶋市政だと私は思っております。

職員の皆様も、ここは日本に置かれている状況、その中でかすみがうら市が置かれている状況に、最も詳しい人たちの集団である、と自覚と誇りをもって本当につらいことではあるが、もっともつらい思いをしている国民、市民のいることを思い起こし、市長の政治に立ち向かう姿勢を皆様の姿として、市長と心をつなぐべきと思います。

そうすれば、議会も反対する理由も何もなく、市長、議会、市の職員が一体となって、市民に奉仕する形が生まれ、理想のかすみがうら市の自治が築かれていくものと思います。

恐らくその暁には、住みよさランキングでかすみがうら市はかなり上位のほうに位置付けられると確信しております。

かなり精神論的、情緒的だと思われるかもしれませんが、金額がどれだけ下がるとか、そういうことよりは、お互いに譲り合いの精神、おかげさまで譲り合いの精神をきちんと示すことが、今最も求められていることです。どんな小さな社会でも、互いに譲り合う互譲精神をもって問題の解決に当たらないと将来に禍根を残すことにもなりかねません。まして、未来のある子育て支援にかかわることについて、その財源の捻出にも一役を担う今回の給与引き下げについては、従来とは違って、かなり現実的に大勢の人がやむを得ないと思える範囲であろうというところまで譲歩された案であろうと思いますので、同僚議員諸兄にぜひとも賛同願いたく、原案に賛成であることを主張し、以上で私の意見の表明をしめくりたいと思います。

くれぐれも、互譲精神を発揮し、不毛の対立を回避されるよう、望んでやまないものであります。ありがとうございました。

○議長（小座野定信君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより、議案第41号の採決を行います。

異議があるため、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小座野定信君）

起立少数であります。

よって、議案第41号は否決されました。

---

日程第 8 議案第 4 2 号 住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○議長（小座野定信君）

日程第8、議案第42号 住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

議案第42号 住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について討論をいたします。

長い文面で、何を言っているのかわからないんじゃないかというふうに思いますが、極めて内容については外国人の在来外国人の方に関する極めて重要な法律であります。

住民基本台帳法の改正について、日本共産党は09年7月の国会で外国人住民に医療、教育などを受ける権利を保障するために住民基本台帳を制度化すること。これについて必要だとしつつも、同法案は、まず第1に、住民基本台帳制度に外国人の管理強化を持ち込むものであるということ。第2に外国人住民基本台帳に記載する対象を限定し、それ以外の在留資格を有しない外国人を、行政サービスなどから排除する可能性があるという指摘をいたしました。

今回質疑でもその点で述べられたと思いますが、いわゆる在留資格を有していない外国人であっても、基本的な人権は原則として保障されるべきだと日本共産党は考え、反対をいたしました。

また、地域における多文化共生を進めていくためには、外国人住民の住民基本台帳の整備だけではなく、地方自治体の取り組みの支援と同時に外国人労働者の労働環境、外国人児童生徒の教育、日本語教育など外国人受け入れの環境を国が責任をもって充実させることが不可欠だと強調

いたしました。

当市においては、外国国籍住民は1138人、そのうち在留資格がない外国人は12人とのことでした。このデータは入国管理局に申請して得たものだと言います。質疑の中で、外国人の生活実態を尋ねましたが、実態の把握は難しいとの市当局の答弁でございました。

在留資格を有しない外国籍住民であっても、生活実態があれば、基本台帳に載せることを可能にすることが必要だと考えます。この制度は7月9日から施行されるとしていますが、既にこの新しい在留管理制度について、入国管理局では知らせてあるようではありますが、当市においてもホームページや広報紙などで周知を図ることを求め、基本的な反対の立場の討論といたしたいと思えます。

以上です。

○議長（小座野定信君）

以上で通告による討論は終わりました。

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより、議案第42号の採決を行います。

異議があるため、起立により採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小座野定信君）

起立多数であります。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

---

日程第 9 議案第 4 3 号 かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（小座野定信君）

日程第9、議案第43号 かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより、議案第43号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第43号は原案のとおり可決されました。

---

日程第10 議案第44号 平成24年度かすみがうら市一般会計補正予算（第2号）

○議長（小座野定信君）

日程第10、議案第44号 平成24年度かすみがうら市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

議案第44号 平成24年度かすみがうら市一般会計補正予算（第2号）であります。質疑の中で当初予算における繰越金額について明確な答弁がありませんでしたが、個々の項目については特段異論はございません。

環境保全推進事業では、太陽光発電システム設置補助金の増額は評価されるところであります。

しかし、今回の補正予算は、市職員の給与削減が前提となっているものでありまして、賛成することはできません。

以上であります。

議案45号から49号も同様な趣旨でございますので、お含みおきください。

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより、議案第44号の採決を行います。

異議があるため、起立により採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小座野定信君）

起立多数であります。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

---

日程第11 議案第45号 平成24年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（小座野定信君）

日程第11、議案第45号 かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより、議案第45号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

これより、議案第45号の採決を行います。

異議があるため、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小座野定信君）

起立多数であります。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

---

日程第12 議案第46号 平成24年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（小座野定信君）

日程第12、議案第46号 平成24年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより、議案第46号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

本案は異議がありますので、起立により採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小座野定信君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました

---

日程第13 議案第47号 平成24年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算  
(第2号)

○議長（小座野定信君）

日程第13、議案第47号 平成24年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより、議案第47号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

本案は異議がございますので、起立により採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小座野定信君）

起立多数であります。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

---

日程第14 議案第48号 平成24年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（小座野定信君）

日程第14、議案第48号 平成24年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより、議案第48号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

本案は異議がございますので、起立により採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小座野定信君）

起立多数であります。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

---

日程第15 議案第49号 平成24年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（小座野定信君）

日程第15、議案第49号 平成24年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより、議案第49号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

本案は異議がございますので、起立により採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小座野定信君）

起立多数であります。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

---

日程第16 議案第50号及び議案第51号

○議長（小座野定信君）

日程第16、議案第50号 市道路線の認定について及び議案第51号 市道路線の認定についての2件を会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

ただいまの議題につきましては、産業建設委員会に付託をしております。

委員長の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 矢口龍人君。

[産業建設委員会委員長 矢口龍人君登壇]

○産業建設委員会委員長（矢口龍人君）

産業建設委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定により、ご報告いたします。

本委員会は、平成24年6月15日に付託されました、議案第50号、議案第51号について、同日委員会を開き、担当部課長等の説明を求め、また現地調査も実施し慎重に審査を行いました。

審査の結果ですが、議案第50号、議案第51号とも採決は異議なしで、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査の経過並びに概要につきましては、配布してあります委員会会議録のとおりでございますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で産業建設委員会委員長報告を終わります。

○議長（小座野定信君）

これより委員長に対し、議案の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

議案の中身じゃないんです。

6月15日の3時34分から当委員会、私も産業建設委員会の委員の一人でございます。

私には、この委員会の開催の連絡ございませんでした。

私不在でこれ決めたものであって、中身はどうだろうと、私も一議員でもあるし、一委員でもあるんです。私に全く連絡なくして開催して現地調査するというのは非常に問題でありますので、この点について委員長はどういう考えを持っているのかお伺いしたいと思います。

○議長（小座野定信君）

産業建設委員会委員長 矢口龍人君。

○産業建設委員会委員長（矢口龍人君）

先ほどの栗山委員のご質問でございますけれども、この議案は6月15日の議会において委員会

付託を受けました。その時間が3時15分ころでしたか、それで散会ということになりまして、その後すぐに、当然これ委員会を開催しなければならないので、日程等も決めるという必要がありましたので、栗山委員さんは私が見た感じ、終わった途端に席を離れられておりました。

私は、よその議員さんにはきょうできれば委員会を実施したいというお話をしましたら、またあと担当部のほうにも連絡を前もってしておきまして、きょう終わってもし時間が早ければ開催しようというお話はしておりました。

事務局の坂本さんのほうに、栗山さんがちょっと降りたようだから、ちょっと追いかけて駐車場のほうにおるだろうから、声かけて呼んでくださいというようなお話をしました。

そしてその後、とにかく電話で連絡をとってくれというようなお話をしましたところ、栗山さんがいなくなっちゃったというふうなお話でした。連絡をとっても連絡がとれないと。とりあえず委員さん5人のうち4人おりましたので、とりあえず委員会室のほうに入りまして、そこで栗山さんのほうはどうなったというふうなことで連絡をとってたんですけど、電話も通じないということでございましたので、とりあえず開会しようやと。日程のこともあるんでということで開会したという経過でございます。

**○議長（小座野定信君）**

14番 栗山千勝君。

**○14番（栗山千勝君）**

この議事日程を見ると、私がどうのこうのって一つも書いてないんです。当日の昼休みもあれば暫時休憩も時間もあるんですから、担当部署には本会議が終わってから委員会をやるというような連絡もしているようだったし、全く私不在のままこういうことをやっているんですよ。

確かに電話入りました。加固議員と中根議員から。それはうちに帰る途中で気がつきましたので、加固議員と中根議員は電話しました。そのときは既に開会して現地調査は終わっているんですよ。私が不在で委員会をやるなんていうのは、余りにも市民をなめてますよ。その前もひょうの被害でもって、現地調査しよう。中根議員と加固議員と私で申し入れしたら……だから、やらなくてもいかっぺという委員長の意見なんですよ。私らは進んで委員会じゃないけど単独で現地調査しましたけれども。

なんで私に一言も委員長から私のところ電話ないです。電話あったのは、私がうちへほとんど着くころに局長の電話から私に電話入りました。一言連絡しないで申し訳なかったと言もなかった。これ問題です。これ委員長の責任です。いかがでしょうか。

**○議長（小座野定信君）**

産業建設委員会委員長 矢口龍人君。

**○産業建設委員会委員長（矢口龍人君）**

申しますけれども、栗山委員も議会では大先輩でありますから、これ委員会付託受けなければ、仕事できないと思うんですよ。これは。だから私は委員会付託受けてから、これは至急委員さんに、栗山委員さんは付託受けたら次の行動はどういうふうにとるかご存じだと思うんですよ。私が言うまでもないでしょう。大先輩ですから。そういうことで連絡とったけど留守番電話になっちゃってとれないんだというようなことでしたので、とにかく委員さんどうしますかということで話しましたら、できるだけきょうやろうや、というようなお話がございましたので、それで

委員会を開催したということでございます。

私、現地調査戻りまして、栗山さんのほうに連絡とれて、栗山さんが非常にご立腹だというお話ございました。じゃ、とにかく連絡とりましょうということで、局長の電話をかりて電話をしていただいて、そしたら栗山さんがすごいけんまくだったんですね。それでとにかくばかやろう、このやろうというような話も私電話口でされまして、これには私もびっくりしました。まさかこんな大先輩にそんなことを言われるとは全然思いませんでした。それ以来私は落ち込んで、本当に議員として情けない話でした。

そういうことで、その中で、栗山委員さん私ら待ってますから、ぜひ、それから出てください、というようなお話をしました。そしたらガチャンとまた電話を切っちゃって、もう私はちゃんと待ってますと。何時まででも待ってますからぜひ出てください、というようなお話をした、という経過でございます。

○議長（小座野定信君）

暫時休憩します。

休 憩 午前 11 時 44 分

---

再 開 午前 11 時 45 分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

昼食休憩に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認めます。

再開は午後 1 時 30 分といたします。

休 憩 午前 11 時 46 分

---

再 開 午後 1 時 29 分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

答弁を許します。

産業建設委員会委員長 矢口龍人君。

○産業建設委員会委員長（矢口龍人君）

先ほどの質疑の中で、不稔当の発言がありましたら訂正をいただきたいというふうに思います。

また、今後の産業建設委員会の活動でございますけれども、委員さんによく情報を正確に与えて、そして今回のようなことのないように、運営をしてまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（小座野定信君）

ほかに質疑はございませんか。

以上で委員長に対する質疑を終結いたします。

これより、議案第50号の討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

これより、議案第50号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第50号は原案のとおり可決されました。

次いで、議案第51号の討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより、議案第51号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第51号は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第17 議案第11号 かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（小座野定信君）

日程第17、議案第11号 かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

ただいまの議題につきましては、マル福制度の改正を検証するための特別委員会に付託してお

ります。

委員長の報告を求めます。

マル福制度の改正を検証するための特別委員会委員長 古橋智樹君。

[マル福制度の改正を検証するための特別委員会委員長 古橋智樹君登壇]

**○マル福制度の改正を検証するための特別委員会委員長（古橋智樹君）**

マル福制度の改正を検証するための特別委員会の審査の経過並びに結果についてご報告いたします。

本委員会は、平成24年3月16日に付託されました、議案第11号の審査のため、4月17日、5月8日及び6月21日に委員会を開催し、各担当部課長等の説明を求め、慎重に審査を行いました。審査の結果、議案第11号については、委員から修正案が提出され、起立採決の結果、賛成多数で修正議決すべきものと決定いたしました。

あわせて修正部分を除くそのほかの原案については、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

次に、修正議決の内容についてご報告いたします。

まず、対象者を中学3年生まで拡大することについては、原案のとおりであります。

次に、修正点は2つであり、1つ目は、現制度からの後退を回避するため、外来自己負担の小学3年生までを維持すること。2つ目は、現行の所得制限を実施することです。

続いて、6月21日の審査の経過、概要についてご報告いたします。

委員から提出された修正案に対する意見として、全体の流れは、所得制限を設けずに窓口負担なしという方向が強まっているとの意見や、現状の小学校3年生までの外来自己負担助成の維持と中学校3年生までの拡大は大きいなどの意見がありました。

なお、4月17日、5月8日の審査の経過、概要につきましては、配布してあります委員会会議録のとおりであります。

また、6月21日の委員会会議録は、次期定例会において配布予定でありますので、よろしくお願いたします。

以上でマル福制度の改正を検証するための特別委員会委員長報告を終わります。

**○議長（小座野定信君）**

これより、委員長に対し、議案の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

7番 加固豊治君。

**○7番（加固豊治君）**

委員長にお尋ねしたいのですが、この所得制限を設けた場合は何名くらいの方が該当して、またどのくらいの削減になるんですか。わかりましたらお尋ねしたいんですけども。

**○議長（小座野定信君）**

答弁を求めます。

委員長 古橋智樹君。

[マル福制度の改正を検証するための特別委員会委員長 古橋智樹君登壇]

**○マル福制度の改正を検証するための特別委員会委員長（古橋智樹君）**

加固議員のご質問にお答えいたします。

まず、所得制限の該当の数字でございますけれども、担当部課のほうからいただいた試算のほうですね、ご用意させておりますのでお答え申し上げます。

全対象者は5475人対象のうち、実質直近の値で789件の申請を受けております。

その中で、現行の660万という今月から施行された児童手当の施行令の形で試算しますと、43人が制限を受けるということでございまして、789人中43人ですので、約1%ということでございます。

また2点目のどのくらいの削減が図られるかということでございますが、市長の当初の提案のほうが年間通じて8400万円ということに対しまして、今回の修正案は5700万円ということで、その差額が2700万円ということになります。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

7番 加固豊治君。

○7番（加固豊治君）

その差額が2700万円といま委員長が話しておりましたが、その2700万円という差額はこれ大変大きな額でございますが、それは委員会のほうでもっと詰めてできなかったんですか、マル福制度の修正案は。

○議長（小座野定信君）

加固議員に申し上げます。

委員長個人の意見等は、違う形での質問をお願いします。

○7番（加固豊治君）

今2700万円のは取り消します。

それで、修正案ですよ、きのう最終的に結果をこういう形になってますが、それについて何か委員長としてはないんですか。

○議長（小座野定信君）

マル福制度の改正を検証するための特別委員会委員長 古橋智樹君。

[マル福制度の改正を検証するための特別委員会委員長 古橋智樹君登壇]

○マル福制度の改正を検証するための特別委員会委員長（古橋智樹君）

加固議員の再度のご質問にお答えします。

私といたしましては、委員会の委員長という立場ですので、私見はお答えできませんが、先ほど申し上げたとおりの審査の経過並びに結果につきましては配布の会議録のとおりと、昨日の会議の概要については先ほど申し上げたとおりということまでになりますが、ご了承よろしく願いいたします。

○議長（小座野定信君）

以上で7番 加固豊治議員の質疑を終わります。

ほかに質疑はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

以上で、委員長に対する質疑を終結いたします。

次いで、議案第11号の討論を行います。  
初めに、原案に賛成の討論を行います。  
討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

次に、原案及び修正案に反対の討論を行います。  
討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

次に、原案に賛成の討論を行います。  
討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

次に、修正案に賛成の討論を行います。  
討論はありませんか。  
8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

議案第11号のかすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定の修正案に対して賛成の立場になるかと思いますが、討論をいたします。

執行部提案の医療費、福祉無料化の件については、対象者をこれまで乳児から小学校3年生までだったのを中学3年生まで拡大するという条例で、基本的に賛成であります。

しかし、今回の改正は、今回の執行部のほうの議案は、所得制限を撤廃するんですが、外来自己負担金の支給をなくして、外来1回600円、これを復活させるもので、お金の心配なく安心して医療にかかる、医者にかかれるという子育て世代の思いとは逆行する面がありまして、問題点を残すということでもあります。

私は前回、この執行部提案については、外来自己負担の支給をなくすかわりに、所得制限を撤廃をすると。中学校の卒業まで延ばすと。全体的にはこの医療費の無料化の拡充につながるということで賛成をしたんですね。

特別委員会での審議の中で、今、古橋委員長がおっしゃったように、これまで自己負担については償還払いであったと。負担が、所得制限はあっても、償還払いされて窓口の負担はなかったという点、これを改善するという点と、それからまず何よりも今回の議員提案による修正については、中学卒までの医療費無料化を拡充するという点がまず一つ評価されるとともに、従来自己負担分も継続をしていくと。2つの積極的な面があると。

しかし、その所得制限を設けているという点が私はどうしても納得ができないという点であります。それで、今、加固議員がおっしゃいましたけれども、所得制限を設けたらどれだけの方が除外されるのか、そしてどれだけの費用がかかるのかというのは、実を言うと十分に審議されていないんです。きのう2時からこの委員会がありました。そのときに提案された所得制限するとい

うことについて審議が十分に尽くされていないというふうに私は思っております。

古橋委員長が答弁しましたけれども、私は実は後で気がつきまして、どのくらいの人が拡充、拡充じゃなくて、所得制限に引っかかるのかと、いうことを問いたしましたが、正確な答えはできないというふうに言われたんです。そういう意味では、今古橋委員長が言ったのは、どこから出たデータなのか、これははっきりすべきだし、全体の所得制限の中身が実態はどうかということは今後私課題にしたい、というふうに思います。

子どもの医療費の無料化については、厚生労働省が日本共産党に提出した資料で、これ2011年4月現在によれば、全国すべての市町村で実施されているんです。入院では、中学校卒業まで無料化が過半数51.6%、小学校卒までが20.8で、就学前までが19.7、と続いております。

通院を無料化しているのは、中学校卒業までが655自治体で37.5、就学前までの自治体が622で35.6というふうに、非常に中学校卒業までというのが上回っている。当然所得制限なしが圧倒的なんです。そういう意味では、私は今回委員会の当日きのう渡されたんですけれども、突然だったものですから、十分に検討するいとまがなかった、と言ったら語弊がありますが、このときは所得制限をかけるという点で反対をしたんです。しかし、総じて今回の修正案は前進の面が大きいと。それから、児童手当の制限についても大きく変化がされるということがありますので、今後とも、これは所得制限撤廃の必要性を強調し、所得制限のない、窓口負担もゼロ、いわゆる完全無料化に向けた取り組みを行いたいということを表明させていただいて、賛成という討論にさせていただきます。

以上です。

**○議長（小座野定信君）**

ほかに討論はありませんか。

2番 岡崎 勉君。

[2番 岡崎 勉君登壇]

**○2番（岡崎 勉君）**

私は、議案第11号修正案について、賛成の立場から討論を行います。

ただいま報告のあった修正案については、特別委員会においてさまざまなご意見がある中で、折衷案とも言える修正案が提出されました。

内容的には、まず中学3年生までの対象者を拡大したこと。次に、外来自己負担については、市民に定着がなされていることを考慮し存続したこと。一方、今後の医療費の伸びも踏まえ、当面所得制限を実施することなど、市民の生活の実態にきめ細かに配慮したことが伺えます。

隗より始めよということわざにもあるように、まず手近なところから始め、制度の定着を図りながら徐々に見直しを図っていくべきとの考えから、本修正案については賛成するものであります。

議員諸公におかれましては、ご賛同をお願い申し上げ、賛成討論といたします。

**○議長（小座野定信君）**

ほかに討論はございませんか。

4番 田谷文子君。

[4番 田谷文子君登壇]

**○4番（田谷文子君）**

私は、この修正案に対して反対の討論をさせていただきたいと存じます。

私も委員会のメンバーでありましたけれども、昨日突然修正案が出されまして、十分に私も審議を尽くされていないのではないかなというような感を抱きました。

自宅に帰りまして、まず一番先に思いましたことは、この所得制限を設けることで、かすみがうら市の何割の人が該当するのかなというのが一つ疑問に思ったところです。

この子育て支援に関しては、自民党から出されました児童手当、そして民主党から児童手当が変わりまして、こども手当になりまして、いろいろと改正をされて、困難を極めているところがありますけれども、中学3年生以下の医療費の無料化に関しては、市長の子育て支援策に対して、これは女性が子どもを産んで育てられる環境づくりと、私も質問で何度かお話をしているところではありますが、所得制限を設けますと、要は低所得者を対象にするのではなく、親の収入で子どもを差別するというのはいかなるものかなというふうに感じた次第です。

やはり、子どもをふやしていく、それがこの中学3年生以下の医療費の無料化の根本のところではないかと思っている次第です。

それで、所得割ということですが、給与所得者でも源泉徴収をしている方ばかりではなくて、所得申告をしている方もおられるわけです。そういうことからかんがみますと、この区別するというのが時間外、そういう面でも時間外を要するような、そのような事務的な煩雑にもなるのではないかなと思っている次第です。

市長は既に財源を確保してあるというように何度かお聞きしてはいますが、執行部市長提案については、趣旨が違わないかと思っている次第です。

ですので、この修正案に関しては、もっと十分に審議を尽くしていく必要があるのではないかと思いますので、この修正案に対して反対の立場から申し述べた次第です。

以上です。

**○議長（小座野定信君）**

ほかに討論はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（小座野定信君）**

討論を終結いたします。

これより、議案第11号 かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についての採決を行います。

この採決は、起立採決で行います。

本案に対する委員長の報告は、修正であります。

委員会の修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

**○議長（小座野定信君）**

起立多数であります。

よって、委員会の修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について、起立により採決いたします。

修正部分を除くその他の部分を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小座野定信君）

起立多数であります。

よって、修正議決した部分を除くその他の部分は原案のとおり可決されました。

---

日程の追加

○議長（小座野定信君）

ただいま市長から議案第52号 かすみがうら市教育委員会委員の任命について及び議案第53号 かすみがうら市教育委員会委員の任命についての2件が提出されました。

お諮りいたします。

直ちにこの2件を日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第52号及び議案第53号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

議案の配布をお願いします。

[議案書配布]

---

追加日程第3 議案第52号及び議案第53号

○議長（小座野定信君）

追加日程第3、議案第52号 かすみがうら市教育委員会委員の任命について及び議案第53号 かすみがうら市教育委員会委員の任命についての2件を会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

ただいま上程されました、議案第52号及び議案第53号 かすみがうら市教育委員会委員の任命につきましてご説明申し上げます。

本案は、教育委員会委員としてご活躍いただきました川島房宣氏が、一身上の都合により本年3月31日をもって委員を辞任されたことから、後任として適任者である、かすみがうら市戸崎825番地、飯村恵子氏を委員として任命したく、同じく教育委員会委員として活躍いただいております、齋藤泰雄氏の任期が本年6月24日をもって満了となりますことから、後任として適任者である、かすみがうら市稲吉南1丁目16番18号、宮本雪代氏を委員として任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づきまして、議会の同意をお願いするものであります。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

次いで、各議案の趣旨説明を求めます。

議案第52号及び議案第53号について、説明を求めます。

総務部長 小貫成一君。

暫時休憩とします。

休 憩 午後 1時59分

---

再 開 午後 2時03分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次いで、各議案の趣旨説明を求めます。

議案第52号及び議案第53号について説明を求めます。

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

大変失礼をいたしました。

議案第52号の飯村恵子氏におきましては、かすみがうら市戸崎825番地、生年月日昭和28年12月6日、職業は農業でございます。現在、平成24年2月より、かすみがうら市農業振興地域整備促進協議委員会委員副会長をしております。

続きまして、議案第53号の宮本雪代氏でございますが、かすみがうら市稲吉南1-16-18、生年月日が昭和45年12月1日でございます。職業は主婦でございます。略歴でございますが、平成24年4月よりかすみがうら市子どもを守る母の会会長をしております。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

以上で提案説明及び趣旨説明が終了いたしました。

これより一括して質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第52号及び第53号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

次いで、お諮りいたします。

議案第52号及び議案第53号は、人事案件でありますので、討論を省略して採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、討論を省略し採決することに決定いたしました。

次いで、議案第52号 かすみがうら市教育委員会委員の任命についての採決を行います。

お諮りいたします。

議案第52号 かすみがうら市教育委員会委員の任命については、これに同意することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第52号 かすみがうら市教育委員会委員の任命については、これに同意することに決しました。

次いで、議案第53号 かすみがうら市教育委員会委員の任命についての採決を行います。

お諮りいたします。

議案第53号 かすみがうら市教育委員会委員の任命については、これに同意することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第53号 かすみがうら市教育委員会委員の任命については、これに同意することに決しました。

---

日程第18 閉会中の所管事務調査について

○議長（小座野定信君）

日程第18、閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長より、お手元に配布したとおり、閉会中の所管事務調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることに決定いたしました。

---

○議長（小座野定信君）

これにて、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

それでは、これをもちまして平成24年かすみがうら市議会第2回定例会を閉会といたします。

会期17日間にわたる慎重なご審議、大変ご苦労さまでございました。

閉 会 午後 2時07分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

かすみがうら市議会議長      小 座 野   定   信

かすみがうら市議会議員      栗   山   千   勝

かすみがうら市議会議員      山   内   庄 兵 衛

かすみがうら市議会議員      廣   瀬   義   彰